

北海道議會時報

特集第一回定例道議會

第 12 卷 第 4 号

昭和 35 年 4 月



北海道議會事務局

— 第 4 号 目 次 —

議会の動き

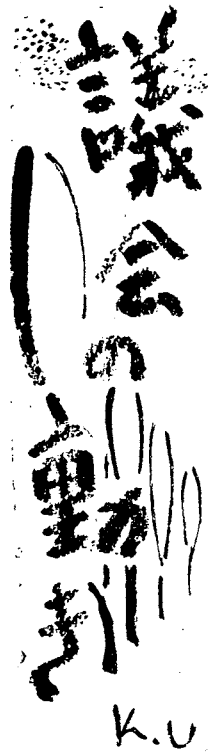
三月のメモ

第一回定例道議会	一
本 会 議	三
決 議・意見書	六三
各 派 交 渉 会	八〇
常 任 委 員 会	八四
特 別 委 員 会	一二一
予算特別委員会	
決算特別委員会	
請 願・陳 情	一〇

表紙写真

— 傍 聴 席 —

北海道議会議務局撮影



第一回定例道議会

① 第一回定例道議会は二月二十五日に招集され同日開会、会期を三月二十五日まで三十日間に決定の後昭和三十五年当初予算案をはじめこれに関連する議案六十七件が上程され、知事より道政執行方針並びに提案説明に引き続き教育長より、三十五年度教育行政方針について説明を聴取して議案調査のため、二十六日より三月四日まで八日間休会した。

② 休会明け五日からは代表質疑に入る予定であつたが先に商工労働委員会の決議によつて議長を通じて知事に要請、知事から拒否回答のあつた商工労働両部の三十五年度道費予算要求に関する資料をめぐる商工労働委員会が議長出席の下に終日行なわれたため、代表質疑は行なわれず橋本(清)議員(社)より通告の学大函館分校における自治会事務所の家宅搜索並びに学生逮捕に関する緊急質問を行なつたのみに終つた。翌六日、七日も予算資料不提出問題でもめ、八日には社会党提出の北海道議会の権限確保に関する決議案が提出されて審議に入つた

議案

第一回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
二・二五	一	昭和三十五年度北海道歳入歳出予算	四、一案可決
同	二	昭和三十五年度北海道恩給基金歳入歳出予算	同
同	三	昭和三十五年度北海道学校職員恩給金歳入歳出予算	同
同	四	昭和三十五年度北海道水産物検査費歳入歳出予算	同
同	五	昭和三十五年度北海道林産物検査費歳入歳出予算	同
同	六	昭和三十五年度北海道酪農検査費歳入歳出予算	同
同	七	昭和三十五年度北海道転貸資金歳入歳出予算	同
同	八	昭和三十五年度北海道医科大学費歳入歳出予算	同
同	九	昭和三十五年度北海道病院費歳入歳出予算	同
同	一〇	昭和三十五年度北海道地方競馬費歳入歳出予算	同
同	一一	昭和三十五年度北海道自転車競技費歳入歳出予算	同
同	一二	昭和三十五年度北海道電気事業費歳入歳出予算	同
同	一三	昭和三十五年度北海道有林野事業費歳入歳出予算	同

が社会党から反対討論の中に疑義があるので速記録調査のため、休憩を求める議事進行発言があり、一方自民党からは議事続行の動議が提出されて採決の結果起立多数で議事を続行することに決定の後、本決議案は社会党議員全員欠席のまま否決され、引き続き代表質問が強行されたため、九、十の二日間はこの問題で紛糾、十一日からようやく正常に戻り十一日は代表質疑の続行、十二日から一般質疑に入つた。質疑の中心は道政執行方針、公約問題、総合開発の推進と三十五年度開発計画策定の構想、道財政健全化の維持方策、産業基盤の体質改善と貿易自由化対策、教員定数と教員費の父兄負担軽減問題等各般にわたる論議が続けられた。

③ 予算特別委員会は十七日に設置され、翌月十五日まで二十四日間各部所管の質疑が活発に行なわれ延べ質疑者百三十八人に及んだ。今議会は町村道政予算といわれる七百二億にのぼる新年度及びこれに関連する百十九件の議案審議の関係もあり知事の行政執行方針をめぐる論議をはじめ北海道大減税、農家負債整理対策などの公約問題、貿易自由化対策、北洋再編成及びソ連にしん輸入をめぐる水産問題、ビート生産計画、道農林漁業基本調査の必要性、銭函周辺における自衛隊の演習地買収問題、道路整備対策及び土木機械特別会計設置の是非、社会福祉の増進、教員定数と公費の父兄負担問題、青少年健全育成対策、綱紀の肅正と機構改革等当面せる道政の各般にわたり活発に質疑が行なわれたため予定の会期には審査を終るに至らず会期を延長すること四度、五十二日目の四月十六日閉会した。

なお、三十四年度予算に対しては、札幌土現公宅の議決前執行の問題が指摘されこの部分を修正して議決されあわせて知事に対する警告決議が全会一致で可決された。なお三十五年度予算に対しては社会党から修正案が提出されたが少数否決、予算は原案どおり可決されたが、議案第六十五号道有財産売却契約の締結に関する件は継続審査となつた。

同	二、二五	一四	昭和三十五年北海道印刷所費歳入歳出予算	同	原四、案一五
同	一五	昭和三十五年母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	一六	昭和三十五年道夕張川二股発電所建設事業会計予算	同	同	同
同	一七	昭和三十五年道北海道用品事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	一八	昭和三十五年道道有財産整備資金歳入歳出予算	同	同	同
同	一九	昭和三十五年道北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	二〇	昭和三十五年道北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	二一	昭和三十五年道北海道中小企業設備合理化事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	二二	昭和三十五年道北海道真駒内団地開発事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	二三	昭和三十五年道北海道土木機械整備事業費歳入歳出予算	同	同	同
同	二四	北海道起債に関する件	同	同	同
同	二五	北海道起債に関する件	同	同	同
同	二六	一時借入金金の件	同	同	同
同	二七	一時借入金金の件	同	同	同
同	二八	地方宝くじ発売に関する件	同	同	同

④ 提出案件の処理状況

提出者	提出案件	議決の状況				報告のみ	計
		可決	修正	同意	議決	議決	
知事	一一九	一〇六	九	六	一	一	一二四
議員	二二	二〇	一	一	一	一	二一
合計	一四〇	一二六	九	六	一	一	一四五

注 提出案件と議決状況の数が符号しないのは一案件が二つの議決を内容とする議案があつたためである。

⑤ 本会期中の緊急質問

- 学大函館分校における自治会事務所の家宅搜索並びに学生の逮捕について
- 道東の豪雨対策について

橋本(清)議員(社)
竹内議員(社)

本 会 議

○二月二十五日 午後二時七分、徳中議長第一回定例道議会の開会を宣し、引き続き開議、直ちに日程に入り、**日程第一会議録署名議員の指定**、諸般の報告の後、議長より、元道会議員戸津高知君(十二月三十日)、出町初太郎君(一月二十三日)の逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に**日程第二会期決定の件**を議題に供し、会期を二月二十五日より三月二十五日まで三十日間に決定、あらかじめ会議

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九
北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案	北海道土木機械整備事業費特別会計設置の件	空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	社団法人北海道私学振興基金協会(仮称)に對する出資の件	電気事業職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件	教育庁職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件	警察職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件	有畜農家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件	農業改良資金の融通に伴う債務の保証及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件	昭和三十四年台風十四号及び十五号による被害農漁業者等に対する資金の融通に伴う被害農漁業者等に対する損失補償に際する予算外義務負担の件
修四、正議一六決	原三、案可決	原四、案可決	原三、案可決	原四、案可決	三、案可決	原四、案可決	同	同	同	三、案可決	同	同四、一六	原三、案可決

時間を延長の後、日程第三議案第一号ないし第六十七号を議題に供し、知事より、道政執行方針並びに提案説明があり、ついで教育長より、三十五年度教育行政方針についての説明にあわせて道立小樽水産高校寄宿舎の焼失に関する経過報告及び陳謝の意思表示があり、ついで休会について諾り、明二十六日より三月四日まで八日間休会することに決定して、午後三時三十一分散会。

知事道政執行方針

本日ここに、昭和三十五年第一回定例道議会の開会に当りまして、昭和三十五年度の重点施策の大綱につき御説明申し上げます。

道政の当面最大の任務は、総合開発を強力に推進して、道民生活の安定向上をはかり、もつて国民経済の発展、国力の進展に寄与することであると存じます。

これがためには、道政は、常に公正にして清廉、簡素にして能率的な執行を念とし、その効果を遺憾なく発揮することに努めるとともに、他面、道民の間に、北海道の開発は道民自らの手によつて成し遂げるといふ、自主独立の精神を復興するよう努めたい所存であります。

さらに、五百万全道民がひとしく郷土愛に燃え、協力一致して本道の開発、建設に当らうとする気風の醸成に努力してまいりたいと存じます。

最近のわが国経済は、各般に亘つて目覚ましい上昇を辿り、特に昭和三十四年においては、国民生活は一層好転をみせ、物価も比較的安定した動きをみせているのであります。この好調は、三十五年にあつても、さらに着実に持続されるものと考えられるのであります。

昭和三十五年国家予算は、このような好況をできる限り長期に亘つて安定持続させ、将来において飛躍的發展を可能ならしめる意図のもとに編成されているのであります。

さらに、経済の好況は地方の財政、経済にも反映し、本道経済にあつても、国とほぼ軌を一にし、概して順調な発展をみせているのであります。

しかしながら、本道経済はこのような成長を示しておりますものの、その内容

同	同	同	同	同	同	同	同	二、二五	同	同	同	同	同	同	二、二五
五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三
程案	程案	北海清税条例の一部を改正する条例案	北海道有財産条例の一部を改正する条例案	札幌医科大学条例の一部を改正する条例案	北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案	北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例案	北海道教員適性検査手数料徴収条例の一部を改正する条例案	北海道低位経済農漁家畜産振興条例の一部を改正する条例案	北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案	北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案	北海道鉱業振興委員会条例の一部を改正する条例案	北海道立診療所条例の一部を改正する条例案	北海道立病院条例の一部を改正する条例案	北海道林産物検査条例の一部を改正する条例案	北海道職員定数条例の一部を改正する条例案
同	原案可決	修正議決	原案可決	修正議決	修正議決	原案可決	修正議決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	同	原案可決	修正議決	修正議決

を詳細に検討いたします場合、考えなければならない幾多の問題を含んでいるのであります。

すなわち、慢性化した凶漁に悩む沿岸漁民、昨年のような適順な年にあつてさえ負債に苦しむ一部農民、好況時にあつても経営困難な中小企業者、石炭不況の影響を蒙る人びとなど、産業別、地域別、階層別には相当の格差を生じている事実を見逃すわけにまいらないのであります。

なお、この際、特に注目しなければならないのは、貿易自由化の問題でありまして、この影響を考えますに、本道の基幹産業となつてゐる農業、林業、水産業、石炭鉱業、紙パルプ工業などは、少くとも現在より厳しい立場に置かれるであろうことは不定でないのであります。

このような情勢の下において、道政今後の重点を、産業基盤の強化、経済成長力の質的な充実をはかることにおくとともに、道民生活の安定に努めてまいることが必要であると考える次第であります。

従いまして、私は、昭和三十五年度における道政の執行に当り、特に次の七つの項目に力点をおいて、道政の運営推進をはかつてまいりたいと考えます。

第一に、総合開発の推進についてであります。

昭和三十五年度の本道開発関係予算については、皆様御承知のとおり、従前に比し相当程度の増高をみたのでありますが、私も北海道民は、先人の郷土建設の御苦労と、国民的な御支援と御好意にこたえるため、本道開発の速かな達成に全力をあげてまいらなければならないと固く信ずるものであります。

今回の開発予算において、特に重点が指向されたのは、国土の保全、道路の整備、農業基盤の充実などであります。

治山治水事業については、新治山治水十カ年計画に基づき、道は河川改修、砂防、海岸保全、治山事業等の強力かつ総合的な推進をはかつてまいりたいと存じます。

また、道路事業については、道路整備五カ年計画に基づき、国道、地方道の一貫した整備促進をはかるとともに、特に土木機械の整備充実を期し、さらに、冬期交通確保のための措置を強化してまいる考えであります。

農業基盤の整備については、畑作の振興に重点をおく土地改良事業を推進し、開拓関係事業については、既入植者の経営安定のため、でき得る限りの努力をはかつてまいりたいと存じます。

なお、空港、港湾、漁港の整備、離島僻地への電気導入事業の推進に特に努め

同	五九	札幌都市計画東札幌土地区画整理事業施行規程案	同
同	六〇	岩内都市計画火災復興土地区画整理事業施行規程案	同
同	六一	北海道農林漁業基本問題審議会案	原四、案可決一六
同	六二	北海道玉ねぎ移出検査条例案	同
同	六三	北海道国民健康保険審査会に出頭する関係人等の費用弁償条例案	原四、案可決一四
同	六四	北海道の路線認定及び廃止に関する件	原三、案可決三一
同	六五	道有財産の売却契約の締結に關する件	原四、案可決一六
同	六六	公有水面埋立地を室蘭市の区域に編入するの件	原三、案可決三一
同	六七	公有水面埋立地を夕張郡栗山町の区域に編入するの件	同
三、一五	六八	昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算	修三、正議決二一
同	六九	昭和三十四年度北海道恩給基金歳入追加更正予算	同案可決
同	七〇	昭和三十四年度北海道水産物検査費歳入追加更正予算	同
同	七一	昭和三十四年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	七二	昭和三十四年度北海道転貸資金歳入歳出追加更正予算	同
同	七三	昭和三十四年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	七四	昭和三十四年度北海道意病院費歳入歳出追加更正予算	同

てまいる所存であります。

さらに、私は、以上のような産業基盤の整備充実をはかる一方、産業発展の隘路として懸案となつてゐる税制、電気料金、運賃等の諸問題の解決に、積極的に努力してまいりたいと存じます。

また、本道の総合開発を飛躍的に発展させるため、科学技術の振興が極めて肝要であると存じますが、今回実現をみた国立工業開発試験所の開設と相まつて、道内のあらゆる試験研究機関の機能の強化と、試験研究の助成を実施してまいる所存であります。

なお、昭和三十八年度から始まる第三次五カ年計画策定のため、先般実施いたしました総合開発委員会の改組のほか、諸般の準備を進めてまいる所存であります。

第二に、地方自治の振興と、行政水準の向上についてであります。

私は、市町村が、それぞれ充実した地方自治体として発展し、住民の幸福増進に寄与し得るよう、地方自治の振興と行政水準の向上に努力してまいりたいと存じます。

市町村自治行政は民主政治の基盤であり、その堅実な発展こそ民主政治振興の要諦であると存じます。

本道の市町村は、面積広大、人口稀薄、しかも総合開発の大事業をひかえ、その財政的基盤は概して弱小であり、そのために住民福祉の徹底は意に任せぬ現状にあります。

私は、今後、さらに本道市町村の実態を検討を重ね、その堅実な発展を期する諸施策について、道政上に一段と配慮を重ねるとともに、国の施策にまづべきものについては強力にこれを要請し、地方自治の堅実な発展に努力を傾けてまいる所存であります。

第三に、人材の育成と青少年健全育成対策についてであります。

本道開発の大事業を達成いたします上に、自主独立、不撓不屈、すなわち、開拓精神に富む人材が、あらゆる分野と階層に数多く輩出することを期待しなければなりません。

この見地から、教育の振興は道政の重要な課題であり、これが充実のため大いに努力してまいらなければなりません。特に多年本道教育界に貢献してきた私立高等学校等私学の振興が当面の急務であると考えるのであります。

同	三、一五	七五	昭和三十四年度北海道地方競馬費歳出追加更正算	同	三、二一
同	七六	昭和三十四年度北海道自転車競技費歳出追加更正算	同	同	同
同	七七	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正算	同	同	同
同	七八	昭和三十四年度北海道用品事業費歳出更正算	同	同	同
同	七九	昭和三十四年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加更正算	同	同	同
同	八〇	昭和三十四年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加更正算	同	同	同
同	八一	昭和三十四年度北海道真駒内団地開発事業費歳入歳出追加更正算	同	同	同
同	八二	北海道起債議決変更の件	同	同	同
同	八三	北海道起債議決変更の件	同	同	同
同	八四	北海道起債議決変更の件	同	同	同
同	八五	北海道起債に関する件	同	同	同
同	八六	北海道起債に関する件	同	同	同
同	八七	北海道起債に関する件	同	同	同
同	八八	下水道事業施設の設置に関する件	同	同	同
同	八九	下水道事業に関する事務の事務委託に関する件	同	同	同
同	九〇	北海道沿岸漁業経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案	同	同	同

私学の現況は、財政、施設ともいまだ極めてぜい弱であり、この改善充実を図るため、基金制度の創設、助成の強化等の措置を講じ、もつて公立、私立相まつて本道教育の発展に寄与することを期待した次第であります。

最近、次代を担う青少年の間に非行が増加する傾向にありますことは、誠に憂慮に堪えないところであります。

これら青少年の前途に、ひいてはわが国の将来に思いをいたしますとき、この問題は、一日も放置することの許されない極めて重要なことがらであります。

これがため、地域社会の積極的協力の下に、団体活動の促進、スポーツ、健全娯楽の勧奨、施設の整備、社会環境の改善と、教育、労働、福祉など各方面にわたる総合的、積極的施策を推進してまいりたいと存じます。

第四に、産業の振興についてであります。

まず農業においては、多年の懸案であつた農家負債整理問題について、御承知のように、これが解決に向つて一歩を進めたわけでありますが、三十五年度は、これが促進に積極的努力を払いますとともに、特に、なお未解決のいわゆる条件緩和問題の早期解決について、中央折衝を一層強力に推進してまいりたいと存じます。

畑作地帯農家の営農安定については、寒冷地畑作営農改善資金制度の円滑な運営をはかつてまいることは申すまでもありませんが、今回、新たに、後進地帯を対象として、機械力による農用地の拡大、改良、草地の造成、改良事業を大幅に進めてまいる考えであります。

次に、開拓農家については、既入植者の営農安定と、不振地区の解消に主眼をおき、開墾建設工事、同補助工事等の大幅な増額をはかつて営農基盤の整備を促進するとともに、特に、将来自立の見込のない地域については、移転再入植者等の措置を講ずることとした次第であります。

本道の林業は、本道経済の伸長に重要な役割を果している一方、治山治水等災害防止にも極めて大きな関連をもつものであり、その育成には十分の努力を傾注してまいらなければならないと存じます。

従いまして、林力増強計画の完全遂行に努めることは申すまでもなく、さらに、開拓不用地、国有未開地の開放により、未利用地の造林を促進し、部落林、学校林、農用林等の造成を積極的に指導してまいる所存であります。

漁業については、漁港整備第一期計画の早期完成、既設漁港の局部改良、船揚

同	九一	北海道漁業信用基金協会の債務保証に伴う損失補償に關する予算外義務負担の件	原三、案三〇可決
同	九二	北海道的特定地域における漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給に關する予算外義務負担の件	同
同	九三	北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例案	原四、案一六可決
同	九四	昭和三十五年度北海道歳入歳出追加予算	原四、案一五可決
同	九五	昭和三十五年度北海道貯蓄資金歳入歳出追加予算	同
同	九六	昭和三十五年度北海道病院費歳出追加予算	同
同	九七	昭和三十四年度歳出予算繰越使用に關する件	原三、案三〇可決
三、三〇	九八	昭和三十四年度北海道歳出追加更正予算	同
三、三二	九九	昭和三十五年度北海道歳入歳出暫定予算	原三、案三一可決
同	一〇〇	昭和三十五年度北海道恩給基金歳入歳出暫定予算	同
同	一〇一	昭和三十五年度北海道学校職員恩給基金歳入歳出暫定予算	同
同	一〇二	昭和三十五年度北海道水産物検査費歳入歳出暫定予算	同
同	一〇三	昭和三十五年度北海道林産物検査費歳入歳出暫定予算	同
同	一〇四	昭和三十五年度北海道酪農検査費歳入歳出暫定予算	同
同	一〇五	昭和三十五年度北海道医科大学費歳入歳出暫定予算	同
同	一〇六	昭和三十五年度北海道病院費歳入歳出暫定予算	同

場の設置等、生産基礎施設の整備充実をはかるとともに、特に、沿岸漁家の経営安定に重点をおいてまいりたいと存じます。

これがため、今回、新たに国に於て実施する漁業協同組合の整備促進と、現行道条例の改正により、漁家負債の整備促進を実施してまいりたいと存じます。

また、以上の対策と相まつて、水産試験所における調査船の建造、試験調査機能の強化をはかり、資源の開発調査を徹底してまいるとともに、浅海増殖事業を充実して沿岸資源の培養に努め、さらに、小規模土地改良の推進、小家畜の導入等、兼業によつて所得の増大をはかつてまいりたいと存じます。

沖合・遠洋漁業については、現在なお未開発のまま残されている海域がありますので、これが開発調査を積極的に推進するとともに、沿岸漁家振興対策との関連において、中型機船底曳網漁業の沖合進出を促進してまいりたいと考えております。

なお、今日国際的制約下におかれている、本道北辺海域における安全操業及び一部の沖合・遠洋漁業の諸問題については、これが善処方につき、政府に対し強力に要請してまいる考えであります。

中小企業の振興については、企業診断、相談、指導等の充実強化によつて、経営の改善と設備の近代化をはかるとともに、これに必要な各種資金の融資源の拡大をはかつてまいる所存であります。

また、中小企業の技術指導については、道立工業試験場をその指導センターたらしめることを目途に、三十五年度より設備の近代化を実施する一方、試験研究費、技術指導費等、経費の充実にしても意を注ぎ、もつて本道中小企業の技術水準の向上に努めてまいる所存であります。

本道の輸出産業については、特に、品質の改善と生産費の低減を行なうことが、極めて重要であり、これがためには、技術水準の向上と経営の改善を指導するとともに、海外見本市、巡航船等への参加によつて国外販路の拡張をはかり、もつて貿易の振興に寄与したいと存する次第であります。

また、本道は、優れた観光資源に恵まれており、今後、国際観光に重点を指向して、施設の整備、観光宣伝等の総合対策を推進してまいりたいと存じます。

第五に、労働政策の推進についてであります。

労働争議を未然に防止して産業平和の確保を期することは、経済の発展のために欠くべからざる要件であります。最近の労使関係の実情、特に中小企業にお

報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
三、三二	一〇七	昭和三十五年度北海道地方競馬費歳入歳出暫定予算	三、三一 原案可決
同	一〇八	昭和三十五年度北海道管内自動車統括費歳入歳出暫定予算	同
同	一〇九	昭和三十五年度北海道電気事業費歳入歳出暫定予算	同
同	一一〇	昭和三十五年度北海道有林野事業費歳入歳出暫定予算	同
同	一一一	昭和三十五年度北海道印刷所費歳入歳出暫定予算	同
同	一二二	昭和三十五年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計暫定予算	同
同	一二三	昭和三十五年度北海道用品事業費歳入歳出暫定予算	同
同	一二四	昭和三十五年度北海道真駒内閉地開発事業費歳入歳出暫定予算	同
四、八	一二五	北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案	四、一六 原案可決
四、一四	一二六	北海道取用委員会予備委員の選任につき同意を求める件	四、一四 同意議決
同	一二七	昭和三十五年度北海道土木機械整備事業費歳入歳出追加予算	四、一五 原案可決
三、三一	一	専決処分報告の件（北海道起債議決変更の件）	報 告
三四、一二三	五	昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件	三五、四、一四 認定議決

ける労働争議の傾向等にかんがみ、今後とも、労使関係の合理的安定をはかるため、労働教育、その他諸般の施策を推進してまいりたいと考えております。

また、本道開発を推進するため、技能者の養成は極めて重要なことがらであり、これがため、技術教育制度の充実と相まって職業訓練事業を強力に推進することが肝要であります。とりわけ、人口過剰な沿岸漁家、あるいは農家の二・三男、さらに石炭産業不振による離職者に対する職業訓練は極めて緊要であり、総合訓練所の誘致のほか、訓練所の画期的拡大を意図している次第であります。

第六に、社会福祉の増進についてであります。

三十五年度には、国民健康保険の全面的実施と、国民年金拠出制の開始により、福祉国家の建設に一步進めることとなつた次第であります。なお、低所得者層、母子世帯、身体障害者等恵まれない人びとに対し、その自立更生に必要な一連の経済援護資金の貸付のほか、低家賃住宅の増加、養老施設の増設、老人クラブの育成、国立老人ホームの誘致等を推進してまいる考えであります。

また、保健医療については、本道の実情にかんがみ、特に医療技術者の充足が最も必要であり、これがため、総合的養成施設の開設等の対策を講ずる考えであります。

第七に、綱紀の肅正と、道政の刷新についてであります。

職員の綱紀の肅正については、就任以来機会ある毎にこれを説示して、その勵行を求めてきたのでありますが、多数の職員中には、今なお、公務員としての品位を傷つけ、綱紀を乱すものの絶無でないことは、遺憾に堪えないところであります。

いうまでもなく、綱紀の弛緩は、事務執行の適正を損い、道費の濫費となり、道民に奉仕する本分に反する結果を生むのでありますから、厳にこれを戒めてまいらなければなりません。

私を始め、道幹部が、率先綱紀肅正の実をあげ、もつて一万七千の道職員がひとしく道民に奉仕する公務員としての自覚に徹し、ひろくその信頼にこたえ得るよう、綱紀の肅正をはかつてまいる所存であります。

さらに、道政の刷新は各方面から強く要望されているのでありますが、今日の道政の体制は、終戦後の混乱期、いわゆる占領時代にその基本的骨格が組み立てられ、爾来、ほとんどこれを踏襲して今日に及んでいますので、現下の諸情勢に必ずしも適合しているとは言えません。今日のような日進月歩の社会的、経済的

議員から提出のあつた案件

決 議 案

提出月日	番 号	件	名	議事経過
三、八	一	北海道議会の権限確保に関する決議		否、三、八 決
三、二一	二	知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議		原案可決 三、二一
四、九	三	第十二回国土緑化大会並びに記念植樹行事を北海道において開催要望決議		原案可決 四、九
四、一四	四	警察施設の整備に関する要望決議		原案可決 四、一四
四、一五	五	総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議		原案可決 四、一五
同	六	北海道立農業試験場整備拡充に関する要望決議		同

意 見 案

提出月日	番 号	件	名	議事経過
四、九	一	道路整備促進に関する要望意見書		原案可決 四、九
同	二	炭鉱保安に関する要望意見書		同
同	三	日ソ漁業交渉の早期妥結に関する要望意見書		同
四、一四	四	「郵政局舎等整備促進法案」の早期成立に関する要望意見書		原案可決 四、一四
四、一五	五	高等学校校舎整備に対する財政措置要望意見書		原案可決 四、一五

情勢のもとにおいては、道政の実情がこの時代の要請に適合するか否かを、常時真剣に反省し、検討を加えなければならないと存じます。

私は、過去十カ月の経験と検討にかんがみ、近く道の財政、ならびに道及び出先各機関の行政運用を刷新するために、特別の機関を設け、あらゆる角度から検討を重ね、成案を得るに従つてこれを実現に移し、財政逼迫の原因となる人員増加を極力抑制し、必要な新規の事業に対しては、職員の配置転換によつてこれを充足する等、機構ならびに行政運用の簡素化、経費の節減、能率の増進をはかり、もつて財政の健全化を含めた道政の刷新を実現し、住民の便益の増進に全力をつくす所存であります。

最後に、道営競輪事業について申し上げたいと存じます。

道営競輪事業は、その特殊の性格にかんがみ、昭和三十六年度よりこれを廃止する考えであります。従つて、昭和三十五年度は、従来どおり事業を実施するとともに、廃止に伴う諸般の善後措置を取り進めてまいる考えであります。

以上、昭和三十五年度道政の基本方針と主なる施策の方向につき申し上げます次第であります。何卒、よろしく御協力の程お願い申し上げます。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十五年度予算案及びその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

明年度における地方財政の推移につきましては、いまだ地方財政計画の具体的内容が確定をみていない現段階におきましては、適確にこれを見透すことは困難であります。歳出面におきましては、

1 中級職員の給与は正、期末手当〇・一ヶ分増額支給並びに石炭手当の改訂等給与制度の改正によるものの外、教職員の増員等による人件費の増加

2 開発公共事業費道負担額の増加等

財政負担の増嵩が見込まれるのに対しまして、歳入面におきましては、

その大宗をなしている道税及び地方交付税について自然増収が見込まれるのでありますけれども、昭和三十四年度において実施されました国税、地方税を通ず

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四、一五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公立中学校校舎整備に対する国庫負担事業量の増枠に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公立小・中学校危険建物改築に対する国庫補助金の増額に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	へき地教育振興に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道における小学校教職員の定数増に關する措置要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道における開拓未利用地の措置に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道における開拓事業未着手併せ買収農家の措置に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農畜産物の貿易自由化に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農業災害補償法改正に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	国鉄路線の廃止反対に關する要望意見書
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ソ連産にしん輸入問題に關する要望意見書

請願・陳情

① 第一回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書番号	件名	請願者	付託委員会	審査結果
180	靖国神社の国家護持について決議要望の件	岡崎 登 務	総務	継続審査

る減税による道税並びに地方譲与税の減少があるために、現段階では、歳出需要に対応する一般財源の伸長は多くを望み得ないような状況であります。

従いまして、このような財政事情を勘案いたしまして、今回の当初予算の編成にあたりましては、

1 長期にわたり健全財政を堅持する方針のもとに経費及び資金の重点化、効率化を図ること。

2 年間予算主義をもつて編成することとし、災害その他制度改正等特別な事情の発生しない限り原則として追加措置を行なわないよう配慮すること。

3 明年度における道財政の見通しにかんがみ、財政構造の体質を改善するため、人件費の抑制を図るとともに、物件費等の消費的経費を極力節減すること。

4 能うる限り、道政執行方針に掲げる政策事項の予算化に努めること。

この結果予算の総額は、

普通会計	六百四億三千四百四十二万円
特別会計	九十二億六千七百四十三万円
合計	六百九十七億百八十五万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出のうち主なる事項について順次御説明申し上げます。

先ず警察費予算については、その総額は、三十四億八千七百五十一万円となります。

これを経費別に分類いたしてみますと、

公安委員会費	千百九十九万円
警察職員費	二十七億五千二百五十七万円
警察諸費	二億九百三十三万円
警察行政費	五億一千三百六十万円

となるのでありますが、このうち新規経費の主なものといましては、

警察の機動力を強化するための経費	千二百万円
警察署庁舎の新築費	二千五百八十二万円

等であります。

次に土木関係経費の総額は、七十二億四千四百一十一万円

195	紋別市地内道道紋別停車場線舗装工事施行の件	紋別市長 宮 貫 一	同	同
194	新得、足寄間鉄道新設促進要望の件	新得町長 平野 栄 次	建設	同
193	網走地区農業協同組合殿粉工協の廃液処理施設に対し助成の件	網走市長 松山 恒 雄	農務	同
192	標津警察署早、則復旧の件	標津町長 岩田 末 吉	同	同
191	北海道上動公務員に対する給与引上げ要望の件	地方公務員共同会議議長 池島 信 吉	総務	同
190	函館市地内住吉漁港を第一種漁港に指定の件	函館市長 吉谷 一 次	水産	同
189	町道妹背牛音江稲田線を道道に認定の件	妹背牛町長 山下 政 吉	同	同
188	道道増毛、妹背牛線の内北竜村和市街地区舗装工事施行の件	北竜町長 山本 幸 司	建設	同
187	大野農業高等学校に園芸科増設の件	大野町長 本 市 三 郎	同	同
186	全道私学に対し道費助成の件	北海道私学連合会会長 藤本 恵 真	文教	同
185	道南漁業経営安定のため土地改良事業補助率引上の件	渡島総合開発期成会会長 森 藤 一 也	農地開拓	同
184	余市町に道立果樹園芸試験場設置の件	余市町長 坂本 角 太 郎	同	同
183	女満別町に道立原種農場設置の件	網走支庁管内総合開発期成会会長 佐藤 忠 吉	農務	同
182	深川町に社会保険出張所設置の件	深川町長 真鍋 政 三	厚生	同
181	日米安全保障条約批准反対決議要望の件	自治会連合会 井 勉	同	同

であります。

このうち、公共事業費につきましては、昭和三十四年度現計予算に比較し、道路事業費において四億八千五百円、河川事業費において四億一千八百万円、の大巾な伸長をみた次第であります、その総額を経費別に申し上げますと、道路関係につきましては、

道路改良費 七億五千四百五十三万円
道路局部改良費 三億八千五百二十万円
水久橋架換費 九億八千三百三十三万円
橋梁補修費 一億三千二百万円
道路舗装費 六億四千六百四十万円
道路凍雪害防止事業費 三億六千八百万円
その他 七千五百万円

となつております。

次に河川関係経費としましては、

河川改修費 七億七千六百六十六万円
河川局部改修費 二億七千万円
砂防工事費 二億三千二百五十万円
海岸侵蝕対策費 八千六百六十六万円
小規模河川改修費 九千万円
その他 千五百七十五万円

を見込み、更に災害公共事業費関係としましては、

災害土木復旧費 十億六千九百九十二万円
災害河川改修費 一億九千八百六十九万円
港湾災害復旧費 一億二千六百二十万円
その他災害関連事業費 一億五千八百六十万円

を計上いたしました。

また港湾関係経費として、

港湾海岸保全事業費 五百十万円

都市計画関係経費として、

都市計画街路事業費 一億三千五百七十五万円

211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196
幌延村町制施行の件	比布村地内村道比布停車場線を 道道に認定の件	千歳飛行場並行滑走路早期完成 要望の件	簡易料理店に対する風俗営業取 締法施行条例改正の件	郵便局舎等整備促進法制定促進 要望の件	教職員配置基準の適正化及び父 兄負担軽減等の件(外二十一件)	管理職手当改定等の件(外九件)	俱知安幼稚園舎改築工事に対し 助成の件	行道夕張、長沼線の改修工事施 行の件	島牧村地内大平川を道費準用河 川に認定の件	豊富町地内町道豊富停車場線の 道道認定並びに側溝及び舗装工 事施行の件	泊村地内村道茅沼右岸通り線を 道道に認定の件	日本草炭工業株式会社育成の件	砂川市に社会保険出張所新設の 件	岩内町地内道道岩内線より望坂 下通を経て二級国道小樽江差線 に至る町道を道道に認定の件	然別湖、環平温泉間道道開さく の件
幌延村長 赤松 満太郎	比布村長 宮崎 乗雄	千歳市長 米田 忠雄	表着池 岩倉 孝	全道信 委員長 岩倉俊英	北海道 星野 健三	北海道 星野 健三	俱知安 星野 健三	長沼町 阿達 忍	島牧村 谷 徳四郎	豊富町 相馬 三郎	泊村 田 作美	日本草 合 又男	砂川市 森 利雄	岩内町 山本 律	上士幌 武村 宗太郎
総務 同	建設 同	商工労働 同	同	総務 同	同	同	文教林務 同	同	同	同	建設 同	商工労働 同	厚生 同	同	建設 同
			継続審査		採択										継続審査

をそれぞれ計上いたしました。

次に道の単独事業の主なるものとしたしましては、

道路維持補修費 三億九百二十六万円

永久橋架換費 七千万円

橋梁補修費 二千万円

河川改修費 二千六百万円

海岸管理費 五百二十万円

市町村道路補修費補助金 三千万円

土地区画整理事業費 六千八百九十三万円

を計上し、公共事業の実施と相俟つて土木施設の整備強化を図ることとしたしました。

特に、道路整備の重要性にかんがみ、土木機械の整備をはかるため新規に特別会計を設置することとし、これに対する

繰出金 五千万円

を計上いたしました。

次に、教育予算につきましては、

総額 二百六億六千四百三十二万円

を計上いたしました。

このうち人件費について申し上げますと、小学校におきましては、昭和三十四年度に比べて児童数約三万二千二百人の減少が見込まれ、更に昭和三十六年度以降においても累年減少の傾向が予測されますので、これらの事情を充分勘案して、教職員の増員を行わないこととしたし、また中学校におきましては、生徒数約三万七千七百人が増加致しますので、教員四百四十四名を増員することとした次第であります。

全日制高等学校につきましては、入学緩和のために新たに十二学級を増設することとしたのでありますが、これに伴う教職員の増加及び既に実施した学級増設に伴う教職員の増加等を合せ、教職員百六十六名を増員することとし、また定時制高等学校につきましても、教員六十八名を増員することとした次第であります。

次に、盲ろう学校については、生徒の自然増並びにろう学校高等部の新設による学級増加等に伴いまして、教員二十九名を増員することとした次第であります。

226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212
三石町地内町費河川咲海川を道費河川に認定の件	知床横断道路開発促進の件	日高線合理化に伴う貨物集約輸送計画実施について道庁要望の件	失対労働者石炭手当制度化要望の件	斜里町丸山地区に馬れいしよ原種農場設置の件	納内村に国有貸付和牛導入の件	納内村農業協同組合に対しミンク貸付の件	日高支庁管内中央幹線道路早期完成の件	二級国道苦小牧、帯広間及び富川、旭川間を一般国道に昇格並びに改良工事施行の件	日高支庁海岸浸食防止対策推進の件	置戸町地内普通河川オンネアンズ川を道費河川に認定の件	女満別町地内町道西一号线を道道認定の件	食品営業許可更新期間延長の件	教職員配置基準の適正化及び父兄負担軽減等の件(外四十三件)	管理職手当撤廃に関する件(外十三件)
三石町長 田時治	斜里町長 沢鶴松	日高総合開発期成会会長 鈴木勘蔵	全日本自由労働組合北海道地方本部執行委員長 池田勝吾	斜里町長 沢鶴松	同	納内村農業協同組合長 本田俊二	同	同	日高総合開発期成会会長 鈴木勘蔵	置戸町長 阿部重美	女満別町長 安田重雄	素瓶子 三郎	北海道人道連盟代表 野村勉	北道組長 喜茂別支店 山口隆重
建設	建設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

その結果、教職員の増員は、全体で七百七名と相なつたのであります。従いまして、既定の人員費に今回の給与関係改訂分を合算いたしまして人員費の総額は、百九十二億八千三百三十七万円となつたのであります。

次に、学校経費といたしましては、

高等学校費 五億五千百十万円
 定時制高等学校費 三千三百八十五万円
 盲ろう学校費 六千七百十九万円
 養護学校費 二百八十四万円
 通信教育費 四百十六万円

をそれぞれ計上いたしました。

これらの経費のうち、特に重点を置いて予算化したしましたものは、全日制高等学校において

校舎改築費として継続校四校並びに新規校三校を併せ 二億九百五十五万円
 教室、屋内運動場及び寄宿舎等の増改築費 七千七百七十六万円

でありまして、主として施設の整備であります。

また、定時制高等学校においては、特に給食施設、電灯設備等の整備をはかることといたしました。

次に、盲ろう学校費においては、旭川及び釧路ろう学校に高等部を新設し、これに伴う経費として 三百万円

継続中の屋内運動場、寄宿舎の建築費 千七百四十万円

を計上いたしました。

学校費以外の経費といたしましては、

教育諸費 五億一千三百四十一万円
 社会教育費 千七百五十七万円
 保健体育費 一億九百八万円
 教育財産費 三千六百二十五万円

をそれぞれ計上しております。

陳情

文書 番号	件名	陳情者	委員 会託	審査 結果
230	北方漁場春にしん沖さし網漁業試験操業実施の件	北海道にしん沖さし網漁業会長 石塚正三	水産	同
229	農業災害補償法改正要望の件	北海道農業会議会長 佐々木俊次郎	農務	同
228	農作物に対する野鼠害防除事業補助規則制定の件(外一件)	協山地区開拓農業協同組合協議会会長 佐々木俊次郎	農地開拓	同
227	豊頃村大字津部落の簡易水道工事に対し助成の件	豊頃村長 菅原春見	厚生	継続審査

文書 番号	件名	陳情者	委員 会託	審査 結果
272	豊富町地内日曹巡査部長派出所並びに兜沼、豊富両巡査駐在所改築の件	豊富町長 豊相馬 惣三郎	総務	継続審査
273	稚内国営船入瀬に稚内警察水上派出所の復活移築と警察官配置の件	稚内機船漁業協同組合組合長 高橋善之助	同	同
274	標津警察署早期復旧の件	標津町長 岩田末吉	同	取り下げ
275	中標津町に警察署新設の件	中標津町長 尾崎 豊	同	継続審査
276	道立有珠保健学園の委託料増額と施設の改修補修措置の件	道支部長 今井道雄	厚生	採択
277	日赤災害救助用救急車の整備に 対し助成の件	同	同	継続審査
278	道立根室保健所公宅新築の件	北海道根室保健所 運営協議会会長 碓氷勝三郎	同	採択
279	道立江差保健所公宅新築の件	北海道江差保健所 運営協議会会長 田猪一郎	同	同
280	保育所並びに精薄児童施設整備 拡充の件	北海道婦人団体連 絡協議会会長 村松マヤ	同	継続審査
281	養護施設社会福祉法人興正学園 に対し補助要望の件	学園理事長 葉保亮	同	同

このうちの主なるものについて申し上げますと、高等学校における産業教育の実験実習等に必要施設設備の拡充を図るため

産業教育施設設備費 八千七百万円
 学校備品充実費 千四百万円

を計上したほか、高等学校工業課程生徒に対する奨学資金の貸付について、新規貸付生徒を十五人より三十人に増員することとし、

奨学資金貸付事業費 百十万円

を計上いたしました。
 また、主としてへき地における貧困児童の給食費の助成について、特に対象人員を一人より一万二千人に増員し、且つ単価の引上げを行いまして、これに伴う経費として

貧困児童給食費 七百三十万円

を、教員保養所費につきましては、新たに完全寝具の設備を充実する等の経費を含め

五千五百二十万円

を計上いたしました。

次に民生関係予算につきましては、総額二十五億八千七十一万円であります。

これを経費別に分類いたしますと、

民生福祉費 一億五千十四万円
 生活保護費 二十億一千四百三十四万円
 児童福祉費 三億二千四百五十九万円
 身体障害者福祉費 二千三百四十七万円
 婦人福祉費 三千三百二十四万円
 国民健康保険費 二千六百六十三万円
 その他 千四百三十万円

であります。

そのうち、新規経費の主なるものといましては、次代をにう青少年の健全育成のための経費として

七百四十二万円

老齢者の福祉増進施策として養老施設の新設及び老人クラブ整備のための経費を含めて

二千六百四十五万円

を計上いたしました次第であります。

297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	286	285	284	283	282
大野町有牧野を草地放牧利用環境施設として指定の件	初山別村地内共成地域並びに遠別町地内歌越三地域に電気導入促進の件	ハツカ耕作振興対策促進の件	北海道農業会議に対し助成の件	札幌市に国立北海道工業開発試験所設置要望の件	室蘭市に国立北海道開発工業試験所設置要望の件	北海道工業誘致条例適用基準緩和の件	信用組合資金造成の件	滝川市に道立職業訓練所設置の件	峰延駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件	豊沼駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件	国鉄中間小駅の貨物取扱存続要望の件(外一件)	財団法人北海道対ガン協会に対し助成の件	国民健康保険振興対策樹立の件	簡易水道工事に対し助成復活の件	道立岩見沢保健所公宅新築の件
大野町長 市三郎	初山別村長 前田田広紀	北見地方生産農業協同組合連合会 長 天谷平信	北海道農業会議 長 鹿野恵一	札幌市長 原田与作	室蘭市長 熊谷綾雄	北海道経営者協会 会長 佐藤正義	北海道信用組合協会 会長 山本勇	滝川市長 佐久間貞江	美唄市工務局長 美唄市工務局長 誠一	北洋火薬株式会社 社長 森川勝次	北海道町村会会長 袁輪早三郎	財団法人北海道対ガン協会理事長 武田勝男	北海道国民健康保険団体連合会理事長 長 西田信一	北海道簡易水道協会理事長 山内村長 山口正直	北海道岩見沢保健所連合協議会 長 森田協
同	同	農務	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	継続審査	取り下げ	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択	同	継続審査	採択

その他主なるものといしまして、

母子対策経費として

二千七百九十三万円

低所得者に対する経済援護対策として生産資金をはじめ各種の貸付事業を引
つづき行なうため

九千四百八十七万円

身体障害者及び精神薄弱者の福祉対策として

二千二百八十五万円

を計上いたしました。

次に住宅及び建築関係予算の総額は、八億五千八百四十七万円であります。

先ず道内の住宅不足緩和のための公営住宅建設事業につきましては、本道分割
当て総枠三千八百二十五戸のうち、道営事業として千百六戸の建設を計画し、特
に低所得者層の住宅供給に重点をおきまして、

第二種住宅

七百戸

一般向住宅として

第一種住宅

四百六戸

の建設を予定し、これに要する経費として

五億三千六百十七万円

を計上いたしました。

また、中小企業勤労者の住宅対策のため、賃貸厚生年金住宅二百戸の建設を予
定し、この経費として

一億七千三百万円

厚生年金住宅建設費
を計上いたしました。

このほか主なるものといしましては、

寒地建築研究所費

二千二百三十三万円

住宅改善費

六千五百三十八万円

公営住宅管理費

二千五百五万円

建築指導費

千六十二万円

を計上した次第であります。

次に労働関係予算の総額は、

であります。

これを経費別に分類いたしますと

労 政 諸 費

一億一千二百八十七万円

313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298
日高沖における資源調査試験操 業中止の件	阿寒湖に紅鱒共同養魚施設設置 の件	羽幌町地内町村道羽幌停車場線 の道道認定の件	神恵内村地内第一種川白港修築 工事早期着工の件	札幌、小樽間バイパス建設促進 の件	網走市に道営住宅建設の件	大成村地内久遠漁港周辺の護岸 工事施行の件	常盤村地内村道音威子府停車場 線を道道に認定の件	公民館施設整備に対し財源措置 の件	高等学校における教職員の定員 増並びに需用費等増額の件(外 一件)	移動図書館車の配置並びに巡回 図書購入費増額の件	岩見沢市に北海道青年の家設置 の件	公立高等学校新設並びに学級増 加の件	歌志内市立中央小学校裏山の地 すべり防止の件	農業土木技術員設置に対し助成 の件	倶知安町字録地区開拓地払下げ の件
静内町議会議員 昌夫	阿寒町長 大野直栄	羽幌町長 松本敏治	神恵内村長 北井七太郎	札幌市長 原田与作	網走市長 藤吉	大成村子久遠 武藤金太郎	常盤村長 渡辺順一	北海道婦人団体連 絡協議会会長 竹村マヤ	北海道高等学校P T A連合会会長 栗庄七	名寄市長 池田幸太郎	川村芳次	北海道婦人団体連 絡協議会会長 竹村マヤ	歌志内市長 加藤正雄	北海道農業土木技 術員協会会長 小池清	小坂義幸
同	水産	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同	同	文教林務	同	農地開拓
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	同	不採択

失業対策諸費 六億三千七百六十五万円
 職業訓練費 一億二千二百三十三万円
 渉外労務対策費 千八十万円
 その他 百六十二万円
 等でありますが、
 特に、明年度は職業訓練事業を強力に推進することとし、これがため、職業訓練所の新設及び訓練科目の増設等に必要経費として
 二千七百三十一万円
 石炭鉱業における離職者援護の対策として、
 二千六百一十万円
 炭鉱離職者職業訓練費
 を計上いたしました。
 このほか、主なるものとしては、
 労使関係の調整、中小企業における労働対策及び労働福祉対策の経費として、
 四百二十五万円
 労使調整対策費
 二百二十五万円
 中小企業労働対策費
 三百十三万円
 労働教育費
 八千万円
 労働金庫貸付金
 をそれぞれ計上いたしました。
 また、失業対策事業において一日三千七百名を吸収することとし、これに必要な経費として、
 六億八百八十五万円
 失業対策事業費
 を計上したほか、
 千万円
 応急失業対策費として
 を計上した次第であります。
 次に保健衛生関係予算の総額は、
 十億二千二百八十一万円
 であります。
 これを経費別に申し上げますと、
 保健所費 八千六百三十一万円
 保健対策費 三千三百七十八万円
 医務諸費 三千百三十六万円
 血液銀行費 四千四百三十五万円

329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314
件 北洋近海安全操業促進等要望の	ソ連ニシン輸入要望の件	別海村全地域を一警察管轄区域に設定の件	室蘭一八戸間連絡航路開設の件	道議会議員選挙区変更の件	道立旭川乳児院存続の件	青函遂道建設促進の件	留萌港をソ連輸入ニシン陸揚港指定並びに輸入ニシン割当要望の件	斜里町に職業訓練所(又は分室)設置の件	江別市に国立北海道工業開発試験場設置の件	噴火湾におけるトド駆除の件	道立由仁保健所庁舎並びに附属建物増改築の件	北洋近海安全操業に対する国家補償措置促進の件	本道水産加工業振興対策の件(外一件)	日高沖におけるトド駆除対策樹立の件	サロマ湖におけるホタテ採苗事業に対し助成の件
北海道水産元治	北海道貿易協同組合 益山 義平	別海村長 藤 作	室蘭市長 綾 雄	同	北海道市議会議長 斎藤 忠雄	青函トンネル建設促進期成会会長 佐藤 正義	留萌市長 橋本 作一	斜里町長 米沢 鶴松	江別市長 松川 清	豊浦漁業協同組合 浜野 節子	北海道由仁保健所 運営協議会会長 宮野 喜吉	社団法人大日本水産会会長 高橋 達之助	全道水産加工業協同組合連合会会長 岩田 留吉	日高東部海区漁業調整委員会会長 児玉 儀八	網走支庁管内水産振興会会長 鈴木 長藏
同	水産	総務	商工労働	総務	厚生	総合開発	水産	同	商工労働	水産	厚生	同	同	同	同
同	同	同	同	同	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同

衛生研究所費 千三百八十九万円
 伝染病予防諸費 六千二百八万円
 結核予防諸費 五億七百七十八万円
 優生保護費 一億二千六百七十九万円
 保健指導諸費 二千二百九十二万円
 環境衛生諸費 七千五百七十八万円
 その他 千七百七十七万円

でありますが、このうち主なる事項について申し上げますと、衛生行政の第一線機関である保健所の整備計画に基く経費として、保健所整備費 三千三百八万円
 を計上するとともに、へき地医療対策のための診療所運営費として 三千二百九十万円
 を計上いたしました。

更に、新規事業として、既存の看護学校をはじめ一連の養成機関を統合して衛生学院（仮称）を建設することとし、差し当つてその建設準備費として 百万円
 を計上し、医療技術者養成の万全を期することいたしました。

次に、結核予防対策として、結核医療公費負担制度によるもの及び結核療養所運営に要する経費を含めて 五億七百七十八万円
 公衆衛生対策の経費として 一億二千五百四十四万円
 精神病並びに病院費 四百五十一万円
 身体障害児童育成医療費 五千七百四万円
 各種伝染病予防防疫のための経費 七千五百七十八万円
 環境衛生諸費

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次に産業経済関係の諸経費について申し上げます。

先ず、農業関係経費についてでありますが、その総額は 二十四億百四十九万円
 となつております。

その内容といたしましては、

農業費 十三億九千七十七万円

345	ソ連ニシン輸入実現並びに加工優先配分要望の件	岩山町長 律	水産	同
344	根室管内の森林区増設並びに林業改良指導員増員の件	根室地区森林組合 尾崎 勇	文教林務	同
343	真駒内産業戦死者墓碑（通称）周辺公園化の件	真駒内産業戦死者合礼墓碑保存協賛会 会長 横田 宗	同	同
342	北海道営印刷所業務廃止要望の件	札幌印刷製本工業協同組合 理事 長 三	同	継続審査
341	北農教育会館に対する不動産取得税免税の件	北海道農業協同組合 中央会 会長 雄之助	総務	取り下げ
340	道路整備促進に関する要望の件（外一件）	北海道道路利用者協議会 議長 伊藤 弘	建設	採択
339	生鮮鮭輸入の件	北海道生活協同組合連合会 会長 岩崎 勇	同	同
338	ソ連産鮭輸入要望の件	北海道生活協同組合連合会 会長 石黒 武重	水産	継続審査
337	第十二回国土緑化大会開催並びに記念植樹行事要請の件	日本協同組合貿易株式会社 取締役 中 祐満	同	採択
336	島牧村なめこ組合に対し助成の件	島牧村 長 徳四郎	同	同
335	札幌市に道立高等学校新設の件	札幌市教育委員会 委員長 宇野 親美	文教林務	同
334	札幌駅の北口開設推進の件	札幌駅北口開設促進期成会 会長 池田 穰	建設	同
333	大樹町振別地区に国有貸付雄牛導入の件	大樹町 長 繁一	農務	同
332	にしん等外国水産物輸入反対の件（外二件）	北海道漁民同盟執行委員会 長 竹 勇	水産	同
331	清水町にホクレンてん菜製糖第二工場設置の件（外一件）	清水町 長 高倉 定助	農務	継続審査
330	神楽町地内西神楽開拓地区電化促進の件	西神楽新開電化促進期成会 四月朔日 博夫	農地開拓	採択

農業改良普及費 一億七千七百四十二万円
 農村経済科学研究所費 三百八万円
 農業講習所費 四百四十八万円
 農業試験場費 一億四千九百五十七万円
 種畜場費 八千三百六十四万円
 畜産業費 五億六千四百三十二万円
 農業改良資金貸付事業費会計繰出金 二千八百十七万円

となつております。

これらのうち、特に重点をおきました点は、

畑作後進地帯を対象として農用地の拡大、改良をはかるための農業用機械の購入費 一億九千二百五十九万円

家畜導入を促進するため高度集約牧野の造成事業及び湿地牧野の改良事業につき道費による補助率をき上げることとし、

草地改良事業費 一億三千三十万円

を計上いたしました。

次に、農業試験につきましては、既定の整備計画を推進するとともに、新たに園芸試験、米作の品質改善及び畑作の改良試験等の特別研究を実施する経費を含めて一億四千九百五十七万円を計上いたしました。

更にこれらの生産諸対策と併行して、農家の固定化負債を解消するため、

農家負債対策費 一億五千七百八十七万円

を、また農産物の価格安定及び流通の改善を図るため、

農産物価格安定対策費 三億円

をそれぞれ計上いたしました。

次に、農林漁業の生産性の向上と生産者所得の増大に關する基本的諸問題について調査検討し、今後の農林漁業施策の基礎資料たらしめるため、

農林漁業基本問題調査費 二百万円

を計上いたしました。

次に農地開拓関係経費におきましては、

総額 四十九億一千三百三十五万円

を計上いたしました。この主な内容は、

361	浦臼村町制施行の件	浦臼村長 友成 又六	総務	同
360	夕張市鹿島地区に巡回職業相談所開設の件	夕張市長 橋内 末吉	商工労働	同
359	幌延漁業協同組合の電気導入にかかる負債に對し助成の件	同	水産	同
358	幌延開拓農業協同組合の電気導入にかかる負債に對し助成の件	幌延村長 赤松 満太郎	農地開拓	同
357	貿易の自由化並びに輸出入取引法の改正反對要望の件	足寄町議會議長 土田 今吉	商工労働	同
356	ソ連輸入実現並びに加工優先配分要望の件	頭加藤 昇	水産	同
355	豊富町に養老施設設置の件	豊富町長 相馬 惣三郎	厚生	同
354	国立室蘭工業大学夜間制短大に對し助成の件	室蘭市長 熊谷 綾雄	総務	同
353	道道礼文島線延長開さくの件	同	同	同
352	礼文町道香深元地本線の道道認定並びに中央道上隧道改修工事施行の件	礼文町長 向山 貴三郎	建設	同
351	豊富町漁業協同組合借入れに係る農林漁業資金の損失補償に對する財政措置要望の件	豊富町長 相馬 惣三郎	水産	継続審査
350	風連町地内道宮風連中央軌道客土工事促進の件	中央軌道客土工事対策表者 柴田 林	同	採択
349	自作農維持創設資金の取扱迅速化並びに關係機關体制強化の件	同	農地開拓	同
348	北海道寒冷地畑作當農改善資金の取扱迅速化並びに農協等体制強化の件	北海道農業會議會長 魂野 恵一	農務	取り下げ
347	函館一大間間航路開設促進の件	函館市長 吉谷 一 次	商工労働	同
346	択捉、国後両島の確保に關する要望の件	社団法人千島廳諸島居住者連盟理事長 山下 亮輔	総務	同

農 地 費 一億六千九百二十万円
開 拓 事 業 費 二十二億四千八百九十六万円
耕 地 事 業 費 二十三億三千七百六十八万円
となつております。

このうち、特に重点をおきました事項は、開拓事業費において開墾建設附帯工事、耕地事業費においては団体営土地改良事業の補助率をそれぞれ引き上げるため、道費をもつて特別の措置を講ずることとし、また、土地改良事業について受益者負担率を引下げを図ることとし、これらの経費として

開墾建設附帯工事費 五千七百五十三万円
団体営土地改良事業費 七億二千三百七十三万円
土壌改良事業費 二億九千八十万円
をそれぞれ計上いたしました。

また、自立困難な不振地区農家の移転に要する経費として 二千三百二十八万円

を計上するとともに、開拓者の営農合理化と生活安定を図るための経費として、
開拓地営農指導費 千九百六万円
開拓地厚生対策費 二千五百五十六万円
を計上いたしました。

次に林業関係経費についてありますが、その総額は、二十億二百二十七万円でありまして、これを大別いたしますと

林 業 費 十八億二千六百六十八万円
林業指導所費 一億一千百十六万円
公 園 費 二千六百五十五万円

となつております。

林業費におきましては、新たに林業における老朽橋梁改良に対する補助金が国において措置せられましたので、これに伴い

林道改良事業費 四百八十八万円
を予算化したしたほか、林道施設費におきましては、前年とおり道費補助を上置きすることとし、一億七千三十一万円を計上いたしました。

また、公園費におきましては

国立公園の整備費 五百万円

② 継続審査中のもの

請 願

363	道立砂川南及び砂川北高等学校の学級増大実現の件	砂川市議会議員 幸次	文教林務	同
362	恵庭自動車学校を自動車運転免許試験場として認可の件	恵庭町長 菊 治	総 務	継続審査

文書 番号	件 名	委員 会託	結 果
19	道道多度志納内停車場線改良工事施行の件	建 設	採 択
22	町道下川サン線並びに幌内下川線を道道に昇格の件	同	同
39	豊富町漁業協同組合借入に係る農林漁業資金の損失補償に対する財政措置の件	水 産	同
54	後志支庁管内道路整備促進の件	建 設	同
55	後志支庁管内管内河川整備及び海岸保全事業促進の件	同	同
57	沼田町字北竜―北竜村字奥美葉牛間道路新設の件	同	同
61	小清水市街地弟子屈町川湯間観光道路整備拡充の件	同	同
80	阿寒湖に道立ふ化場設置の件	水 産	取り下げ
85	妹背牛駅前より沼田町間道路の新設及び改良工事に 対し補助の件	建 設	採 択
103	幌向村地内西八号橋を永久橋に架替の件	同	同

施設費

千三百二十万円

を計上し、その他主なるものとしたしましては、各種防災林の造成と国土保全の培養を図るための経費として

治山事業費

五億五千四百六十三万円

森林保護費

五千八百三十八万円

を計上し、また、優良種子の確保、樹苗の育成と需給調整並びに苗木の価格安定を図りますための経費として

樹苗需給調整事業費

百八十万円

樹苗価格安定対策費

一億八千二十万円

を計上した次第であります。

次に水産関係経費については総額

十五億三千八百八万円

となっております。

これが経費の内容を大別いたしますと、

水産業費

十四億三千九百二十二万円

水産試験場費

六千七百三十八万円

水産孵化場費

二千四百四十八万円

となります。

これらのうち特に重点をおきました事項は、沿岸漁業経営の総合的振興に資するため前年に引続き北海道信用漁業協同組合連合会に対する貸付金三千万円を含めて、

沿岸漁家振興促進対策費

四千五百三十万円

を計上し、

更に沿岸漁家に未開発農耕適地の取得を容易にするため、土地取得資金等の貸付を行なう経費として

沿岸漁業兼業対策費

千六百七十五万円

を計上いたしました。

また、漁家負債の整理を更に促進するため新たに一億円の融資を認め既往の融資に対する利子補給費と併せ

千五百十三万円

を計上いたしました。

なお、このほか水産試験場費において沿岸資源の調査を強化するため新たに調査船を建造することとし、更に試験調査のための経費も増額して試験研究の充実を

151	149	147	146	145	144	138	136	135	134	133	127	126	123	122	110
道道千歳、支笏湖線の舗装並びに支笏湖周辺道路開	下川町所在道道二十四線を道道に昇格の件	道道岩見沢、月形線舗装工事実施の件	北村地内道道奈井江、北村、岩見沢線特殊改良工事	北村地内道道当別、栗沢線北幌橋を永久橋に架替工	道道峰延月形線特殊改良工事施行の件	石狩川水質浄化に関する件	道道河川幌向改修工事施行の件	栗沢町地内栗沢幌向線中栗沢橋、東六号橋クツタリ	道道夕張、岩見沢線中万字橋架設工事施行の件	道道夕張岩見沢線中万字炭山美流渡間道路補修工事	滝上町地内サクル川を河川法準用河川に認定の件	尻岸内村地内恵山観光道路整備助成の件	阿寒町地内道道阿寒標茶路線の改良工事施行の件	阿寒町地内道道雄別、釧路路線の改良工事施行の件	日本草炭工業株式会社に対し出資の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
														建設	商工労働
														採掘	取り下げ

図ることとした次第であります。

そのほか水産業費中主なるものといしましては

漁港修築費 七億三千四百万円
 浅海増殖施設費 一億一千三百四十八万円
 北洋漁業開発費 五千四百二十五万円
 水産業協同組合育成費 三千三百八十七万円

等と相成っている次第であります。

次に商工業関係の経費について申し上げます。

予算に計上いたしました経費の総額は、十八億三千五百八十三万円でありまして、その主な内容は、

商工業費 十七億一千四百九十七万円
 電力開発調査費 三百五十万円
 地下資源調査所費 千七百七十七万円
 工業試験場費 四千九百六十四万円
 計量検定所費 千四百一十一万円
 観光事業費 五百六万円

中小企業振興資金貸付事業費会計繰出金

六百七十万円

中小企業設備合理化事業費会計繰出金

二千六百九十三万円

となつております。

予算編成に当り特に考慮をいたしました経費について申し上げますと、

商工業に対する企業診断及び相談業務の充実を図ることとし、これに必要な経

費として

北海道商工指導所助成費 八百万円
 企業診断、巡回相談等の経費 六百三十万円
 地方中小企業相談所助成費 七百十六万円

をそれぞれ計上いたしました。

また、金融対策といしましては

信用保証協会貸付金 五億円
 信用保証による損失補償金 七千四百万円

陳 情

文書 番号	件 名	委員 会託	結審 査果
156	下川町道二十四線を道道に昇格の件	建 設	審議未了
157	道立札幌南高等学校校舎改築の件	文 教 林 務	採 択
158	千歳市南長都地区併買収土地に対し貸付料減免の件	農 地 開 拓	同
159	佐呂間町地内浜佐呂間漁港簡易工事施行の件	水 産	同
168	檜山地方漁業用無線海岸局設置に対し助成の件	同	同
173	家畜地方病対策の件	農 務	同
176	高等学校の授業における生徒の編成及び教職員の配置に關し法制化促進の件	文 教 林 務	同
178	不振農業共済組合再建指導の件	農 務	同
6	道立水産試験場根室支場整備拡充の件	水 産	採 択
7	漁港維持補修費増額並びに地元負担金軽減の件	同	同
8	宗谷海域における浅海増殖事業補助前渡制度実施の件	同	取り下げ
9	宗谷海域における昆布発生減少の原因調査の件	同	採 択
95	天売島ゴメ岬に灯台新設の件	同	同
99	広尾町国保直診病院建設に対し助成の件	厚 生	同

中小企業維持振興資金 十億円

をそれぞれ計上した次第であります。

その他女満別空港の建設に伴う補助金二百万円、釧路及び函館空港のターミナル建設に対する補助金三百万円を計上し、航空輸送の促進を図ることとした次第であります。

また、中小企業の技術向上に寄与するため、工業試験場における特別工業試験及び技術の普及指導業務を強化することとし、これが経費三千七百四十五万円を計上いたしましたほか、設備の更新充実に要する経費千五百万円を計上した次第であります。

次に道庁費及びその他の予算について申し上げます。

道職員の人件費は定員現給をもつて積算いたしましたものであり、それに給与制度の改正による中級職員の給与是正、期末手当の〇・一ヶ月分増額支給並びに石炭手当の支給方法の改訂等による経費を併せ

総額 五十億六千七百三十八万円

を措置いたしましたものであります。

次に一般行政関係経費の主なるものについて申し上げます。

まず北海道総合開発第三次五ヶ年計画策定の準備体制を確立するための経費として

北海道総合開発調査費 千万円

を計上いたしました。

また科学技術研究者に対し研究意欲を振起し本道科学技術水準の向上を図るために

科学技術振興費 五百五十万円

を計上しました。

また、私学振興の施策として新たに基金制度を創設し、これに対し五千万円の出資をするほか、従来の貸付金を五千万円に増額し、これらを合せて私立高等学校等の施設の整備を促進することといたしました。

この外主なるものとして

市町村備荒資金組合貸付金 二億円

中小上水道財政調査整交付金 千三百万円

地方振興奨励費 千六十万円

176	道道上里津別停車場線の道路改良並びに美都橋天神橋架換の件	同	同
175	道道北見津別線道路の改良並びに橋梁架換の件	同	同
174	道道上里津別停車場線津別市街地区舗装並びに側溝工事施行の件	同	同
173	厚田村地内古潭地区海岸護岸工事施行の件	同	同
172	厚田村地内特別河川白津狩川改修工事施行の件	同	同
171	道道月形、厚田線改補修工事施行の件	同	同
170	道道露多布、厚岸改良工事並びに橋梁架換工事促進の件	同	同
149	帯広市川西町所在葛橋を永久橋に架換の件	同	同
148	帯広市所在十勝川架設の中島橋を永久橋に架換の件	同	同
145	旭川市道南八十七号線及び同九十三号線を道道に認定の件	建設	同
139	日高地方尾沼資源減産対策の件	同	同
138	留萌、宗谷支庁管内練及び災害資金整理対策の件	同	同
127	噴火湾と駆除対策の件	水産	同
121	雄武町興和部落開拓農家の再入植転地の件	農地開拓	同
116	中小企業巡回相談事業継続実施の件	商工労働	同
105	留萌管内鍾着業並びに五月災害資金整理対策の件	水産	同

上川支庁庁舎改築費
等当面所要の経費を計上いたしましたほか、

一億円

道議会費 一億八千二百六十六万円

監査諸費 二千五百四十五万円

人事委員会費 二千九百九十二万円

会計諸費 千七百三十二万円

選挙管理委員会費 千三百一十一万円

統計調査費 八千八百九十三万円

職員共済組合給与金 一億九千三百二十八万円

徴税諸費 二億七千四百九十八万円

本庁並びに支庁共通経費 一億六千六百六十八万円

庁舎並びに公宅の営繕費 一億一千四百二十万円

財産管理費 六千二百十万円

公債費 二十九億五千八百五十万円

等をそれぞれ計上した次第であります。

以上は普通会計の歳出の概要について申し上げたのでありますが、これに見合
う歳入といしましては

道税 百一十一億一千四百三十七万円

地方譲与税 十八億五千四百四十七万円

地方交付税 百六十二億七百七十八万円

公営企業及び財産収入 二億四千三百四十三万円

分担金及び負担金 四億四百八十六万円

使用料及び手数料 二十億六千五百万円

国庫支出金 二百二十三億三千八百八十二万円

寄附金 一億八千九百七十一万円

繰入金 二億七千七百九十四万円

繰越金 四億円

雑収入 四十一億四千三百九十九万円

道債 十二億六百万円

合計 六百四億三千四百四十二万円

をもつて収支の均衡を図った次第であります。

201	200	199	197	196	191	190	189	186	184	183	181	180	179	178	177
音別町地内道尺別、尺別炭鉱線特殊改良工事実施の件	音別町地内道道河川音別川改修工事実施の件	音別町地内道道本流、音別停車場線改修工事実施の件	道道池田停車場高島線及び帯広音更池田線一部の舗装工事施行の件	道道端線並びに大雪山層雲峡線舗装実現の件	道立小樽病院の存続及び施設充実の件（外一件）	道道美沢線美瑛町市街地丸山通舗装工事施行の件	小平村地内任吉中央線中央橋を永久橋に架換の件	標茶町地内道路弟子屈線及び標茶厚岸線の舗装並びに下水工事実施の件	日高管内に海浜実験場設置の件	札幌市における交通信号機設置並びに道正化の件	道道厚岸標茶線改良工事実施の件	道道阿寒標茶線改良事業実施の件	道道塘路厚岸線の改良補修工事実施の件	津別町所在達堀川を河川法準用河川に昇格の件	道道津別、陸別線道路整備促進の件
同	同	同	同	建設	厚生	同	同	建設	水産	総務	同	同	同	同	建設
同	同	同	同	採択	審議未了	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択

なお、歳入のうち主なるものについて申し上げますと、

先ず道税につきましては、各税目ごとにそれぞれ検討を加え実績を基礎とし経済の推移等の勘案して課税見込額を算定し、更に納入成績の向上を図ることとして予算を計上した次第であります。

なお家畜税につきましては、今回豚及びめん羊を課税の対象から除外することとして算定した次第であります。

次に地方譲与税につきましては、入場譲与税及び道路譲与税共に昭和三十五年度の国の予算額を基礎として算定計上したものであります。

次に、地方交付税として歳入に見込んであります内訳は、

普通交付税 百五十七億二千四百七十八万円
特別交付税 四億八千三百万円

であります。この見積りにあたっては、

普通交付税について、総枠の仲長度を勘案して道の基準財政需要額の伸びを推計し、この額から三十五年度の道税収入を基礎とした基準財政収入額を控除した額を計上したものであります。

また特別交付税につきましては、三十四年度交付見込額を基礎としてこれに明年度において当然減額を見込まれるものを控除して計上したものであります。

なおその他の歳入につきましては、充分収入の見透しを検討し適確に見込み得るものについて計上した次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

先ずはじめに、道有林野事業費会計につきましては、前年度に引き続き林力増強五ヶ年計画に基いて造林並びに林道事業の推進を図ることとし、

これが経費 二十二億一千五百七十五万円

を計上いたしましたが、これを経費の性質別に大別いたしますと

人件費 六億四百二十四万円
事業費 十四億三千九百七十七万円

その他の経費 一億七千七百七十四万円

となつております。なおこの中には北海道有林野条例による

普通会計への繰出金 千万円

市町村への交付金 三千万円

を見込んでおります。

241	240	239	238	233	228	226	225	224	222	219	218	217	216	214	202
道立小樽病院払下げの件	道費河川美国川防災工事実施の件	釧路村地内昆布森海岸浸蝕及び地すべり防止対策の件	釧路村所在昆布森漁港早期完成の件	北広島駅貨物輸送取扱継続存置の件	中小企業相談所の強化拡充の件	北海道視聴覚教材センター事業助成の件	昭和三十五年度教育予算増額の件	千歳高等学校に理科実験室等新築整備の件	美瑛町に道営福祉住宅建設の件	室蘭市の中学校新増設に対し国庫補助金及び地方債増額の件	道立旭川工業高等学校充実計画促進の件	身体障害者福祉住宅増設の件	岩見沢市所在幌向川等河川改修の件	天塩川水系総合開発事業早期実施の件	音別町地内町道二俣、滝里線の特設改良工事実施の件
厚生	同	建設	水産	同	商工労働	同	同	文教林務	建設	同	文教林務	同	建設	商工労働	同
取り下げ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

次に医科大学費会計におきましては、

大 学 費 二億三千二百九十四万円

病 院 費 五億六千七百七十五万円

看護学校費 千九百四十二万円

齒科診療費 千三百七十八万円

癌研究所費 三百五十二万円

公 債 費 一億三千五百十万円

その他の経費をあわせ

総 額 九億九千二十四万円

を計上いたしましたが、特に、癌研究所費及びその他研究費の充実をはかることとした次第であります。

これに見合う歳入としましては、

普通会計から繰入金 三億六千五百三十二万円

使用料及び手数料 五億一千三百三十六万円

道 債 一億円

雑収入その他 一千百五十六万円

をもつて収支の均衡を図りました。

次に道管自転車競技費会計についてであります、開催回数を前年同様十一回、延六十六日間を予定しこれが施行のための経費

十二億六千八百七十八万円

を計上いたしました。なおこのうち一億三千万円を普通会計に繰出すことにいたしております。

次に地方競馬費会計においては、普通競馬十回六十日、ばんえい競馬七回二十五日開催に要する経費として

総 額 六億一千三百五十四万円

を計上いたしました。なおこのうち普通会計に一千六百万円を繰出すことにいたしております。

次に真駒内団地開発事業費会計について申し上げます。

本会計におきましては、事業開始後第二年次の計画といたしまして、上下水道事業、小学校建設事業並びに一般宅地造成事業の推進に重点を置いて編成いたしました。

271	268	266	265	263	262	261	259	256	254	247	246	245	244	243	242
国際貿易促進に伴う洋機構拡充整備の件	三笠市における、しによろ巡理施設建設に対し国庫補助等の件	社会教育関係予算増額の件	厚田村地内古潭地区海岸護岸工事実施の件	三笠市道幾春別庄沢線の道道昇格の件	美唄市に国立総合職業訓練所設置の件	三笠市に職業訓練所設置の件	北海道東北開発公庫の融資対象に観光事業を追加指定の件	民生委員の報酬増額の件	積丹町日司港第二次拡張工事施行の件	北海道町村議会議長会に対し補助の件	本道沿岸漁業経済強化拡充の件	スルメ、イカ塩干等の運賃特別割引期間措置実施要望の件	造林費国庫補助増額措置要望の件	更別村地内上更別地区の不振開拓農家を他地区へ再入植の件	上士幌町の無電農家に対し電気導入促進法による補助の件
商工労働	厚生	文教林務	同	建設	同	同	商工労働	厚生	水産	総務	同	水産	文教林務	農地開拓	農務
同	同	採択	審議未了	同	同	同	同	同	採択	取り下げ	同	同	同	同	採択

その結果予算の総額は
二億五千七百七十二万円
となります。なおこれを経費別に大別しますと

開 発 事 業 費	一億二千九百八十七万円
水道事業費	二千百十七万円
下水道事業費	八千六百四十二万円
公 債 費	千六百六十六万円
その他の経費	百六十万円
であります。これに見合う歳入といたしましては	
土地売却代	八千八百五十六万円
使用料及び手数料	二千五百五十万円
国庫支出金	千二百万円
道有財産整備資金積立金よりの繰入金	二千三百万円
道 債	一億円
その他の収入	百六十七万円
をもつて収支の均衡を図りました。	
次に土木機械整備事業費特別会計についてありますが、これは土木事業に使用する機械の整備とこれが効率的な運営を期するため新たに本会計を設置し、普通会計よりの繰入金五千万円を財源として運用いたすこととしたものであります。	
以上のほか	
恩給基金会計において	一億六千五百五万円
学校職員恩給金会計において	五億六千六十三万円
水産物検査費会計において	一億三百万円
林産物検査費会計において	二億九千三百七十八万円
酪農検査費会計において	二千八百三十九万円
転貸資金会計において	八千六百六十一万円
道病院費会計において	三億一千三十九万円
電気事業費会計において	一億八千四百四十六万円
印刷所費会計において	四千四百十八万円
母子福祉資金貸付事業費会計において	

③ 更に継続審査されるもの

請 願

文書 番号	件 名	委員会名
7	市立北海道芦別啓南高等学校道立移管の件	文教林務
36	白樺新学園帯広商工高等学校創設認可の件	同
47	ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国定公園指定の件	同
50	黒松内町島牧村地内月越地区開発促進の件	農地開拓
65	士別市地内仲線川を道費河川に認定の件	建設
66	士別市地内銀川を道費河川に認定の件	同
67	士別市地内多寄間川を道費河川に認定の件	同
68	士別市地内大牛別川（五線上流）を道費河川に認定の件	同
69	士別市温根別川（北十七線上流）を道費河川に認定の件	同
71	帯広畜産大学に草地農産短期大学部設置に対し助成の件	総務
79	丘珠飛行場を北海道空港に指定取消方要望の件	商工労働
83	上富良野町地内町道細野線及び北二十八号線道道昇格の件	建設
98	除虫菊試験研究機関設置の件	農務

五千三百五十五万円
夕張川二股発電所建設事業費会計において

三億八千八百三十万円
用品事業費会計において

十億一千六百三十三万円
道有財産整備資金会計において

二億八千二百二十三万円
農業改良資金貸付事業費会計において

二億七千五百五十二万円
中小企業振興資金貸付事業費会計において

二千四百四十八万円
中小企業設備合理化事業費会計において

七千三百四十二万円
をそれぞれ計上いたしておりますが、これらはいずれも当面の必要経費につき措置し、各会計の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上は普通会計並びに特別会計の予算案の概要について御説明申し上げたのでありますが、次に附属議案の主なるものについて申し上げます。

先ず議案第三十八号の社団法人北海道私学振興基金協会（仮称）に対する出資の件についてでありますが、本道における私学は施設設備等が劣弱であり、これが整備拡充のためには、相当の資金を必要とする現状に鑑み、その施設の整備に資するため計画的かつ安定的な基金制度を創設してその育成によつて私学の振興を図ることとし、社団法人北海道私学振興基金協会（仮称）に対し五千万円を出資しようとするものであります。

次に議案第四十号の北海道土木機械整備事業費特別会計設置の件についてであります。本件は、新たに特別会計を設置し土木事業に使用する機械の整備とこれが効率的な運用を期しようとするものであります。

次に議案第四十一号の北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、市町村立高等学校の道立移管に伴つて道職員となつた教職員のうち在職期間通算条例が制定される以前に市町村と道の間に置いて勤務替になつた者について、一定の調整を加え、在職期間を通算する特例措置を講じようとするものであります。

次に議案第四十二号の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。現在本条例の適用を受けていない業務であつて、

154	153	152	150	148	141	139	132	128	125	121	120	119	118	117	108
北海道商工会連合会に対する助成並びに指導体制確立の件	留萌地域に道立養老施設設置の件	広尾町所在町道広尾停車場線を道道に昇格の件	音別町及び浦幌町所在直別川を準用河川に認定の件	浦幌町所在厚内川を準用河川に認定の件	俱知安町に養老院設置の件	町村道尻別川右岸道路を道道に認定の件	剣淵村下川町間村道を道道に認定の件	池田町に、てん菜製糖工場設置の件	尻岸村地内恵山を文化財として指定の件	浜中村村道青人風連間道路を道道に昇格の件	村濱榑原落石間道路道道に昇格の件	村道多布西春別間道路道道昇格の件	岩見沢市及び栗沢町所在市町道東三号線を道道に昇格の件	帯広市市道南十七丁目乙線同南四線及び芽室町町道南六線を道道に昇格の件	余市町立養老施設衆民寮改築に対し補助の件
商工労働	厚生	同	同	建設	厚生	同	建設	農務	文教林務	同	同	同	同	建設	厚生

特にこれが業務の特殊性に鑑み、本手当支給の必要性を認められるものについて、今回追加指定の措置を講じようとするものであります。

次に議案第四十三号の北海道職員定数条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は

中学校において 四百四十四人

全日制高等学校において 百六十六人

定時制高等学校において 六十八人

盲ろう学校において、 二十九人

合計 七百七人

を増員しようとするものであります。

次に議案第四十五号の北海道立病院条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、道立小樽病院の現状に鑑みまして、来る六月三十日にこれを廃止しようとするものであります。

次に議案第四十八号の北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本条例は、その積極的な運用によつて工場建設を促進し工場誘致に寄与してきたところであります。が、本年度末をもつて、効力を失うこととなりますので、この際総合開発五ヶ年計画の達成年度である昭和三十七年度までの三年間助成指定期間を延長するとともに、助成指定基準を投下固定資産額五千万円まで引下げを中規模工場の誘致を促進するため本条例例を改正しようとするものであります。

次に議案第四十九号の北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案についてであります。が、本件は、漁家の生産力と経営状態を勘案し、現行償還期間の五ヶ年では整理の対象になり得ない者が相当数ありますことと、漁家負債の実態を勘案し、その償還期間を十ヶ年に延長し、同時に整理認定限度額を十億円に拡大して、対象漁家の範囲を広めることが妥当と認められますので、この際所要の改正措置を講じようとするものであります。

次に議案第五十六号の北海道税条例の一部を改正する条例案についてであります。が、本件は家畜税のうち、豚、めん羊のいわゆる小家畜について畜産奨励の趣旨において、課税客体から除外することとし、更に災害等により被害を受けたとき及び生産困難者等に対して、税負担を緩和するため、あわせて減免規定を整備するほか、徴税令書の様式を改正しようとするものであります。

文書 番号	件名	委員 会託
10	水産物流通調整事業実施要綱一部改定の件	水産
陳情		
179	木糖工場操業に伴う工場廃液浄化措置の件	文教林務
177	別海村地内町村道別海西別線を道道に昇格の件	建設
175	八雲町字山崎花浦地区八木農場開放の件	農地開拓
174	農業試験場渡島支場整備拡充の件	同
172	空知管内に關芸農業試験場設置の件	農務
171	厚田村に道立診療所等設置の件	厚生
166	女満別空港整備費に対し助成並びに空港の維持管理を道に移管の件	商工労働
165	保育所に対し助成の件	厚生
164	池田町道ケナシバ原野道路並びに本別町道本別押帯間道路を道道に昇格の件	建設
163	ホクレン第二製糖工場建設の件	同
162	上川地方に北海道關芸農業試験場設置の件	同
161	農業試験場園芸部門の拡充整備の件	同
160	札幌市周辺に北海道關芸農業試験場設立の件	農務

次に議案第六十二号の北海道玉ねぎ移出検査条例案についてであります。本道玉ねぎの銘柄を保持して商品価値の向上を図るため、道外に移出する玉ねぎについては、道管検査を実施しようとするものであります。

以上は、今回提案いたしました案件の主なるものについて、その大要を説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては、御質問に応じて答弁申し上げます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

教育行政方針

昭和三十五年度における教育行政の方針について申し上げます。

まず、学校教育の充実についてであります。本道における昭和三十五年度の小学校児童数は、前年に比して、約二万二千人を減少し、中学校においては約三万八千人の増加を見ることがとなりますので、小学校につきましては、これを機会に一学級当りの児童数を緩和して教育の徹底を図ることとする一方、中学校につきましては、この激増する生徒数に対応する施設設備の拡充と、これに伴う教職員配置に特に留意し、施設設備につきましては、国の施策とも相俟ち、これが確保に最大の努力をいたす考えであります。

また、高等学校につきましても、年々入学志願者の増加する傾向に考え、募集学級を増加することとし、特に、開発途上にある本道の実情に照し、産業教育、技術教育等の課程の増大を図るとともに、工業教育課程の生徒に対する奨学制度の拡充を図ることといたしたい考えであります。

また、道立高等学校々舎中、老朽危険校舎と目せられるもの十一校二万三千坪にも達する現状でありますから、前年度よりの継続工事四校のほか、新たに三校の改築に着手したい考えであります。

次に、勤労青年教育としての定時制教育、通信教育等につきましては、先年来、これが振興対策を策定して専任校長の配置につとめるとともに、地元市町村とも協力して一層これが充実振興に努力する所存であります。

また、盲、ろう、精神薄弱児等に対する特殊教育につきましては、道として、特に留意しなければならないところでありまして、各市町村に對しましては、養

70	69	64	63	61	60	58	57	53	52	39	35	29	27	19	12
山仁町に芝浦甜菜精糖工場設置の件	留萌市副港橋を永久橋に架替の件	清水町に甜菜製糖工場設置の件	農産物自主協販体制に對し業界等保護育成の件	富良野町に甜菜製糖工場新設の件	甜菜糖工場建設計画再検討の件	浮浪者更生施設設置の件	北海道庁所蔵の旧記簿書を北海道図書館に移管の件	盲人の事業税免税額引上げの件	身体障害者の事業税自動車税減免の件	甜菜耕作奨励対策の件	盲人に安全杖無償交付の件	保育所措置費に對する道費助成の件	利尻島に農業改良普及所新設の件	小樽市に道立肢体不自由児養護学校設置の件	道立肢体不自由児養護学校設置の件
農務	建設	農務	商工労働	同	農務	厚生	同	同	総務	農務	同	厚生	農務	同	文教林務

護学級の設置を奨励するとともに、ろう学校高等部の新設拡充を図り、もつて、將來自活し得るための基礎的な職業教育を施すことといたしたい考えであります。

次に、へき地教育振興の問題は、開発途上にある本道にとつては、特に重要な課題でありますから、極力へき地に有能な教職員を配置することにとつとめるとともに、へき地無電灯学校に対する自家発電装置、へき地学校集会室の建築、へき地教員住宅の建設等に一段の努力をいたす所在であります。

次に、教育内容の改善につきましては、既に、小・中学校の教育課程が改訂せられ、昭和三十五年度におきましては、小学校の新教科書も採択されることとなりますので、本道の実情に即した教育課程を編成するための研究を一層深めるとともに、教職員の資質の向上を図るために各種の研究會、講習會等を開催するほか、理科教育、産業技術教育等につきましては、その施設設備の整備充実に努力し、また、見聞を広め、世界的視野に立つての教育に資するため、校長等の海外視察等をも実施する等の諸施策とともに、学校の管理運営を適正にし、教育効果を高めるために一層努力をいたす考えであります。

次に、社会教育の振興につきましては、わが国の将来を担う青少年の健全なる育成と、地域住民の生活、文化の向上を図ることは、本道総合開発の進展の上にも極めて重要なことでありますから、学校教育の振興とともに、社会教育の振興には特に留意し、社会教育指導者の育成と研修を行い、指導組織の整備を図るとともに、関係諸団体との連携を緊密にして、勤労青少年教育の充実と非行化防止につとめ、また、成人、婦人が教育活動に参加してその教養を高め、生活の合理化や地域社会の発展に寄与させることは、まことに重要なことでありますから、この面の推進を図り、明るい家庭と、明るい地域社会の建設のために、一層の努力をいたす所存であります。

次に、保健体育につきましては、近時、本道の児童生徒の体位が、学校給食の普及、各種スポーツの振興等によりまして、年々向上してまいりましたことは、まことに御同慶にたえないところであります。

本年度におきましても、一層これが向上発展に留意し、学校給食の普及、特に、へき地及び準要保護児童に対する給食に力を注ぎ、児童生徒の健康の増進、体位の向上につとめるとともに、一方、学校における児童生徒の安全を図り、教育の円滑な実施に資するために発足することとなりました学校安全会につきましても、その適切な運営について配意し、また、教職員につきましては、その健康管理

158	137	141	136	133	128	126	123	118	111	110	97	87	82	80	74
美瑛開拓農民の経済事業団体取扱要望の件	本別町にてん菜糖工場設置の件	由仁町にてん菜糖工場設置の件	斜里町に道立馬鈴しょ原種農場設置の件	本道における税制度特別措置要望の件	江部乙町空知國芸試験地の道立移管の件	旭川市に道立夜体不自由児療育施設設置の件	洞爺村地内村道大原成香線の道道認定の件	農業試験場空知支場に園芸部門併置の件	室蘭清水丘高等学校々舎改築並びに校地拡張の件	高等学校設置並びに施設拡充についての要望	甜菜耕作の振興及び甜菜精糖工場新設の件	浦幌町に大阪甜菜精糖工場設置の件	石狩町志美地区かんばい事業收拾対策の件	豊頃村地内小川を道豊河川に認定及び改修工事施行の件	芽室町に名古屋甜菜精糖工場設置の件
農地開拓	同	同	農務	総務	農務	厚生	建設	農務	同	文教林務	同	農務	農地開拓	建設	農務

の万全を期して、疾病の早期発見、早期治療及び療養指導等に一層の努力を払う所存であります。

また、青少年の体育、スポーツを振興させることは、明朗なる国民生活を建設する上に極めて重要なことでありますから、学校、社会を通じて健全なスポーツ活動を奨励し、関係諸団体とも協力して、各種大会等を開催し、一層、スポーツの振興を図り、健全なる国民の育成に努力いたす所存であります。

以上、本道教育行政の方針について申し述べた次第であります。最近の世界における科学技術の発達と経済社会の進展とに伍して、日本の繁栄を図るためには、根本において、文教施策の振興に俟つべきものと存するのであります。

本道文教行政におきましても、なお今後の解決にまつべき幾多の問題が残されているのであります。これらの問題につきましては、道民各位の深い御理解と、道議会議員の皆様のご格段なる御指導と御支援とによりまして、漸次解決し、本道文化の向上発展と、総合開発の推進とに寄与いたしたいと切に念願している次第であります。

○三月五日

午後二時五十五分開議、あらかじめ会議時間を延長、諸般の報告の後、議長より、去る二月二十三日皇孫殿下御誕生に対する賀表並びに賀牋を奉呈した旨を報告、午後二時五十七分休憩、午後一時五分再開、知事より、去る二十五日の本会議における予算説明中数字の訂正について発言があり、ついで日程に追加して、**橋本(清)議員(社)**より、「学大函館分校における自治会事務所の家宅搜索並びに学生の逮捕」について緊急質問があり、道警本部長より答弁、次に日程に追加して、**陳情第三百二十三号**を議題に供し、本件は総合開発調査特別委員会に付託することに決定して、午後十一時三十二分延会。

○三月七日

午後二時四十一分開議、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十二分休憩、午後十一時五十一分再開、本日の議事はこの程度にとどめ延会することに決定して、午後十一時五十二分延会。

237	236	223	215	212	208	205	204	203	187	185	169	166	163	162	159
ソ連水産物輸入反対の件	函館無線漁業協同組合の単側波帯通信方式(SSB)送受信装置設置に對し道費補助の件	松前町を道立自然公園に指定の件	南茅部町所在八木川を準用河川に認定の件	留萌市に道立養老院設置の件	身体障害者に対し国鉄運賃割引等要望の件	身体障害者に対し補装具類無償給付の件	音別町地内町費河川尺別改修工事実施の件	音別町地内町費河川霧里川の改修工事実施の件	北海道高等溶接学校に對し助成の件	地方公務員退職金制度改正に伴う第一次試案に對し反対の件	十勝支庁に畜産課新設の件	十勝管内におけるでん菜耕作振興の件	保育所措置費増額の件	道立無料養老施設設置の件	肢体不自由児施設整備拡充の件
同	水産	文教林務	建設	同	同	厚生	同	建設	文教林務	総務	同	農務	同	同	厚生

○三月八日 午後二時五分開議、諸般の報告の後、**日程第一時田議員(社)**

外四十一名提出の決議案第一号(北海道議会の権限確保に関する決議案)を議題に供し、時田議員(社)より、提案説明を聴取、本件は通告の質疑がなく委員会付託を省略の後(あらかじめ会議時間を延長)直ちに討論に入り、**古沢議員(自民)**より、反対討論があつた後、**大石議員(社)**より、古沢議員の反対討論の内容について疑義があるの

で速記録調査のため暫時休憩されたい旨の議事進行発言があり、引き続き**深山議員(自民)**より、議事続行の動議を提出、賛成あつて動議成立、起立による採決の結果、起立多数で本動議を可決、議事を続行しようとしたが討論通告者が不在(社会党議員全員退場)のため、そのまま暫時休憩、午後三時三十五分再開、**池田(信)議員(協)**より、

議長において退席議員の出席を求めて議事を進めるため暫時休憩されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、午後三時三十六分休憩、午後四時四十六分再開、議長より、退席議員の出席を要請したが出席しない旨の報告があり、日程第一の議事を継続、議長より、討論通告者**森川議員(社)**が議場にい

ないので討論通告の効力が失つた旨を宣告、討論終結の後、採決を行なつたが賛成の起立者がなく本案を否決、次に**日程第二議案第一号**ないし**第六十七号**を議題に供し、通告の**代表質疑**に入り

林議員(自民)より、①知事公約特に北海道大減税など現在までどのような態度で押し進めてきたか、また今後どのような方針で望まれるかその決意、北海道開発公共事業の補助率引き上げ問題に関連して今後の見通し、現在自治庁で検討されている未開発地域の建設事業にかかる国庫負担割合の特例に関する法律案についてその内容及び今後の見通し、開発財政の制度的安定に対する具体的所見、②総合開発問題特に電力料金の引き下げ及び青函トンネル並びに青函擬制運賃問題についての努力の経過と今後の見通し、第三次五カ年計画策定の具體的構想、③財政問題特に今次予算編成に対する基本的態度、税収、地

248	美瑛町にてん菜製糖工場新設の件	農務
249	十勝管内にホクレンてん菜製糖工場設置の件	同
250	ホクレンてん菜製糖工場を十勝西北部地域に設置の件	同
251	幕別町に日新製糖工場設置の件	同
252	学芸大学旭川分校の昇格拡充に伴う地元負担事業に対し助成の件	総務
253	市町村立定時制高等学校道立移管の件	文教林務
255	北海道積貨物に対する割増運賃の道費助成の件	商工労働
257	滝川、赤平、歌志内間道路を道道に認定の件	建設
260	金山ダム建設に対し補償等要望の件	商工労働
264	札幌市北の沢より盤渓、福井を経て手稲町西野に至る市町村道を道道に昇格の上早期改良の件	建設
267	桂沢湖周辺地域を富良野、芦別道立公園に編入促進の件	文教林務
269	由仁町に芝浦製糖工場設置の件	農務

方交付税、繰越金など財源見積りの適否に関連して財源確保の見通しと客観的算定の根拠、今後の財政需要に対する財源対策、健全財政維持の考え方、④綱紀の肅正と道政の刷新問題特に勤務評定を含む総合的人事管理確立に対する知事の決意、機構改革についてどのような機関を設置して何時頃行なうか、成案の見通し、⑤産業基盤の体質改善問題特に農家負債整理についての今後の対策と見通しについての所信、

寒地農業確立に対する抜本的解決策、沿岸漁家経済安定対策に関連して漁業信用基金協会の活用による特別保証制度の具体的内容と設定の見通し、漁家負債整理対策及び不振漁業組合の整備強化対策に関連して国に対する積極的要請の決意、北洋さけます漁業の再編成問題に関連して独航船五十隻減船割当の適正な配分に対する見解と見通し、南方まぐるかつお漁業転換対策と漁場開発の見通し、北洋近海安全操業に関連して日・ソ海難救助協定改定に対する所信、中型機船底引網漁業の総合対策に関連してカムチャツカ海域における本格操業の見通し、中小企業振興対策に関連して企業診断、相談及び試験調査などの経費が大幅増加になつたがこれの総合的施策推進に対する所見、企業診断員、相談員の研修、養成計画の内容、貿易自由化と日・ソ貿易協定の成立に関連して、本道産業への影響とこれに対処する積極的対策、⑥社会福祉問題特にその基本的考え方及び今後の方策についての所信、低位生活者の生活上対策に関連して低家賃住宅対策、医師保健婦、看護婦の充足対策、衛生学院設置の具体的構想及び年度内着工の見通し、⑦労働問題特に職業訓練機構の整備強化対策、労使関係の安定方策に関連して未組織中小企業労働者の労使安定に対する考え方、⑧道営競輪を三十六年度から廃止することに伴う関係者の善後措置についての所見、⑨教育問題特に私学振興対策に関連して私学振興基金制度の設置及び貸付金の大幅増額など公立学校との関係においてどのような考えているか、基金のあり方と運用方針、教職員定数の増加とPTA負担軽減問題に関連して人件費と事業費の適正化対策とPTA会費の軽減対策、今回の教育予算査定経過及び結果についての教育長の所見、教育行政執行の態度と教育水準の維持向上に対する所見等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後六時三十分延会。

○三月九日 午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十三分休憩、午後

八時六分再開、知事より、昨三月八日に行なつた林議員(自民)の代表質疑に対する答弁のうち一部訂正部分について訂正の発言があつて、午後八時八分延会。

○三月十日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十一分休憩、午後十二時五十二分再開、議長より、一昨日の本会議において議場混乱のため議事が停滞したことについて釈明があつて、午後十時五十三分延会。

○三月十一日 午前十一時十三分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第六十七号を議題に供し、代表質疑を続行

塚田議員(社)より、①経済問題特に本道経済の分析見通しに関連して物価が安定してきたという知事の観測は甘いのではないか、又本道経済は国の景気過熱のあおりだけを受けて壊滅的打撃を受けることになると思うが、知事の楽観的経済認識を是正する考えがあるか、②総合開発問題特に最近における本道開発への批判、調査報告、研究など新たな観点から再検討すべきであるといわれているが、これらの批判に対する所見、最近九州開発をはじめ東北開発など特定地域開発が国土総合開発の二本立てで強力に進められているが、道開発もこの全国開発の中にはめこんで国土総合開発の一環として一元的に押し進めるべきでないか、またこれを全面的に改正して、国の実施義務を強力に規定するとともに文化、厚生面を開発目的にそう入すべきであると思うがこれに対する所見、開発局は現在建設、運輸、農林各省の出先総合部局と化しているが、この開発局のあり方に対する所見、道東北開発公庫の資金貸出し状況の実績から見ると、北海道は年々低下し、東北は上昇していること及び、件数が道の二倍であることなど主客転倒した形となっているが、この根本的原因はどこにあると考えているか、また今後道内産業に対してどのような方針で指導するか、今後公

庫及び国に対しどのような要求をしていくか、第二次五カ年計画の進捗状況、第二次五カ年計画の閣議決定の際に提出された説明資料に関連して産業別生産所得の伸びはどのようになっているか資料提出方、道開発審議会が本道開発上とり上げた重点事項その後の進捗状況、第三次総合開発計画策定の指標をどこにおこうとするのか、開発計画の立て方において従来上から下へおろした計画であったが、今後は地帯別計画を積みあげたものを作るべきであるが計画立案の具体的構想、③貿易自由化問題特に自由化に弱い産業が大半を占めている本道産業への影響と今後の見通しに関連して大豆のA-A制移行に伴う値下りによる農家経済の悪化防止に対しどのような措置と指導を行なうか、また大豆の生産消流の全般にわたって国に対しどのような要請をし、知事としてどのような方針で進むか、酪農製品、ビート産業に及ぼす影響とその具体的対策、④地方自治の振興問題特に地方自治確立のための具体的方策、固定資産税減税による減収補てん五億と国税減税による地方税の減収補てん百二十二億の問題に関連して国の減税殊に地方財政が先細つていき、中央れい属となつていくのではないか、また知事は大減税を公約しているが地方財政との関連においてどのように考えているか、公共事業の国庫負担率引き上げの問題に関連して知事は昨年北海道大減税や補助率引き上げが実現できないのは今までなすべきことがなされていなかったといっているが、知事自身の手で一体何がなされようとしているか、現在自治庁で検討の未開発地域の建設事業にかかる国庫負担割合の特例との関係において補助率の引き上げを更に運動する考えがあるか、開拓事業は元来全額国費で行なうべきものであるが、今回の予算で開墾建設工事、開拓地改良費等、道費の上置きを提案されている財政負担区分の明確化という点からも、これは財政的にとるべき措置でないのではないか、地方団体間の財源調整の問題に関連して軽油引取税、道路譲与税などが基準財政収入に算定されることによる道財政への影響とこれの対策、⑤知事公約特に農家負債

整理対策に関連して自創資金枠の拡大は最終的にどのようなになっているか、また別途要求している九億円的一般自創資金は負債整理分と切り離されて現在どのような状態になっているか、条件緩和は三十五年度の当初で解決できるか、政府提案が不可能な場合議員立法をする考えがあるか、この場合社会党と自民党との調整が知事の仲介でどの程度具体的に進展しているか、農業基本問題調査費の計上に関連して道費で何を何年間調査しようとするのか、農林省から何か要請があつたのか、調査要綱の内容、農林漁業の多岐にわたる調査を農務部が担当するのはどのような理由か、企画本部あるいは各種研究機関を活用すべきでないか、北海道大減税問題に関連して、特に積雪寒冷実態調査費の計上は何を調査しようとするのか、公約履行の基本的態度、開発公共事業の補助率引き上げ問題の根本的解決方策、⑥教育問題特にすし詰め教室解消五カ年計画に関連して定数法に基づく定数を何故確保できなかったか、知事との折衝経過はどうであつたか、また定数法は北海道の実態に合わないから特例を設けるなど法改正についてどのように考えているか、すし詰め教室解消の抜本対策、中学校の定員増について基準どおり改善すると六百十二名必要となるが教育委員長はこの事実を認めながら知事に屈服したのか、高等学校乙号基準引き上げ三カ年計画が坐折したことに對する所見及び今後の方針、教育費のPTA負担軽減問題に関連して、三十五年度自治庁の地方財政計画の改正で措置すべきことになつているのに措置しなかつた理由、関連して知事は人材の育成と青少年健全育成対策を執行方針で打出しているが、基本教育については冷淡だ、これで人材が育成されるか、⑧綱紀の肅正と道政の刷新に對する考え方、⑨行政機構改革に對する基本的考え方等について質疑があつて、午後零時五十八分休憩、午後二時三十七分再開、知事、教育長より答弁、塚田議員（社）より再質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後五時六分休憩、午後五時三十五分再開。

天谷議員（協）より、①行政執行方針について特に内容が抽象的で具体性を欠いているのではないか、本道経済の動向、特に工鉱業の生産あるいは農水産業など道民所得伸長の度合をどのように把握しているか、②総合開発問題特に第三次総合開発計画策定の構想、開発公共事業費の増が、道財政へ及ぼす影響に関連して補助率引き上げの問題をどのように進めていくか今後の見通し、③財政問題特に道財政に対する知事の所信に関連して道税見積りの根拠と見通し、徴収率九四・六％は達成できるか、三十四年度決算見込に関連して現段階でどの程度把握しているか、繰越金四億円を当初予算に組むのは適当でないのではないか、健全財政堅持の所信と決意、起債の償還二十八億円に関連して起債及び償還の推移と本道開発促進との関連並びに道財政運営とのからみ合いでどのように考えているのか、小家畜税の廃止に関連してこれを市町村の法定外普通税として創設する動きがあるがこれをもどのように考えているか、④貿易自由化と農業問題特に本道農業への影響に関連して知事の所信、またいつ頃具体化するのか、具体化した場合の対処方針、大豆、てんさい糖への影響、本道農業の体質改善に対する方針、北海道農林漁業基本問題審議会の運営に対する基本的考え方、農業基盤整備対策に関連して農用地の維持拡大と土地条件の整備対策に関連してこれをどのような体制で何年かかつてやるか、土地改良のための技術者を後進地区にどのように配置するか、後進地開発の農業機械の導入と運用方針、⑤開拓問題特に道開拓行政のあり方に対する考え方、開拓不用地の返還と有林農業の育成対策、不振地区における分村入植、移転間引きの実施方法と見通し、後進地帯の低位生産農家対策に関連して各部局にわたる総合的施策を進めるための機構設置に対する考え方、自創資金貸付け条件緩和の見通し、園芸作物振興対策に関連して予算が少ないが今後の増加見通し、これが振興のための執行体制の整備刷新に対する構想と実現の時期、⑥教育問題特に教育行政執行方針に関連して執行方針に基づく重点施策がどのように効果を

上げているか、人件費に対する物件需要費の比率が下降しているが、このことは本道教育の姿として適切かどうか、へき地教育振興対策、教員定数法に決められた学校教育の充実及び、乙号基準による高等学校教員の定員化を今後どのように押し進めていくか、青少年の健全育成対策とスポーツの振興方策に関連して予算面で従来より後退しているのではないか、今後の教育行政執行についての決意等について質疑、知事、教育長より答弁、天谷議員（協）より再質疑、知事より答弁があつて、午後七時五十八分延会。

○三月十二日 午前十時五十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案
第一号ないし第六十七号を議題に供し、一般質疑に入り、

竹村議員（自民）より、①青少年問題特に青少年の健全育成対策に関連して対策のための機構設置構想、非行少年の取締り対策及び補導する場合の警察官の態度、学校教育上非行の原因調査をどのようにやっているか、また社会と学校及び家庭の三者が協議して進めていかなければ効果は上らないがこの三者の連けい状況、過日新聞報道された札幌市向陵中学校の教師が労働歌を教えた問題について教育の中立性維持の上から好ましくないのではないか、他にこのような事実があるかどうか、この種事件に対する将来の取扱い方針、②走る公民館、移動図書館の活動状況及び将来の設置計画等について質疑、知事、教育長、道警本部長より答弁、次に

大島（仁）議員（社）より、①漁業問題特に漁家負債整理対策に関連して今回の条例改正で対策充分と考えているか、漁家負債整理立法化の見通し及びこれに対する中央折衝の経過、②中型機船底引き網漁業禁止区域の拡大と取締り方針特に取締り予算が少ないが補正強化の意思があるか、沿岸漁業との相互調整対策に関連して三十三年九月改正当時の禁止区域拡大道案を再び国に要請する考えがあるか、新漁場開発及び近海操業の自主減船をどのように指導をしていくか、底引船

による沿岸漁業の被害補償に対する対処方針、③トドの駆除対策に關連して被害地区における漁民の階層と収入の実態をいかに把握しているか、被害区域、戸数、漁種、漁網及び漁網一反の価格、時期、トドの発生場所、回遊経路、習性、対策費の増加に対する所信等について質疑、知事より答弁、大島（仁）議員（社）より、再質疑、知事より答弁があつて、午後零時三十九分休憩、午後一時五十分再開。

石畑議員（自民）より、①農畜林行政の問題特に低位経済農家の振興対策に關連して営農の成果及び生活等の実績を調査したことがあるか、営農指導員の個別指導による経営管理を進んで行なうべきでないか、畜肉資源の確保に關連して集約酪農地域の育成方針、抜本的畜産行政実施のため地方畜産関係事務を統合して支庁に畜産課設置の考えがあるか、酪農品の貿易自由化対策と対策委員会設置の考え方、②林業政策特に営農林の育成に關連して共同施設の大防風林が造成でき得るよう農地法を改正する必要があるか、森林組合の強化対策、③農山漁村無電灯農家解消対策に關連して知事の所見と見通し、④開拓行政のあり方についての基本的考え方、⑤滞貨玉ねぎの消流対策及びそ菜の保管倉庫の新設等について質疑、知事より答弁、次に

渡辺議員（社）より、①社会福祉問題特に三十五年度衛生部民生部予算には知事公約の「気の毒な人々に暖い施策」が盛りられていないが社会保障、公衆衛生推進に対する基本的考え方と具体的対策、保健所医療施設の整備方針、児童福祉、母子及び老人対策の推進方法、職業病対策、社会福祉館の再建方策、②北部方面の戦没者の遺骨収拾について調査はどのようなになっているか、今後どのように押し進めるか、③北湯沢国民温泉ホロホロ荘の運営問題特に深夜まで酔客が騒ぐなど国民温泉として適当でない点があるが風俗営業許可の経緯、今後の監督指導方針、④議員の中央折衝について行政の分野まで立ち入っているので自肅を要望する云々と副知事が新聞談話を述べているが行政の分野と議員の活動分野の限界はどこか、この新聞談話の真相等について

質疑、知事、副知事より答弁、渡辺議員（社）より、再質疑、知事より答弁、次に

山元議員（自民）より、①新生活運動に対する知事の考え方、文化生活推進のためのこの種運動組織の再検討をする意思があるか、②電源開発問題特に道営電源開発に対する考え方、天塩川、空知川など電源開発調査の進められている河川について将来の構想、電気局など機構改革に対する考え方、火力発電など電源開発方式のあり方について検討する必要があるか、③開拓問題特に営農安定対策としての建設工事、間引移転などの諸対策にあわせ開拓保健婦の配置問題に關連して巡回指導のための装備の充足、身分安定対策をどのように押し進めるか、開拓地の無水地帯対策等について質疑、知事より答弁、次に

山下議員（社）より、①教育問題特に標準法に基づく事務職員の不十分対策、高校教員の乙号基準引き上げ三カ年計画を放棄するのか、養護教師の不足緩和対策、定時制講師の専任教師に切替えることに對する考え方、②公費のPTA負担軽減対策に關連してPTA負担の多いところと少ないところにおいて教育上格差を生じているがこのことに對する教育長の見解、また年次計画を立てて措置する考え方があるか、③公立文教施設の整備問題に關連して間口増、危険校舎の解消をどのように是正していくか、中学校卒業生の増加に伴う高校の間口増対策、④給食施設の整備促進対策に關連してへき地校の給食施設整備に對する教育長の所信、⑤科学教育の振興対策に關連して理科教育センターの設置に對する考え方、⑥公立養護学校設置についてのその後の経過、特殊学校設置促進の具体策等について質疑、知事、教育委員長、教育長より答弁、山下議員より再質疑、知事より答弁があつて、午後五時十一分延会。

○三月十四日 午後零時十七分開議、諸般の報告の後、日程に追加して、**竹内議員（社）**より、道東の豪雨災害対策について緊急質問があり、

知事よち答弁があつて、午後零時三十四分休憩、午後一時四十分再開、一般質疑を続行

中松議員（自民）より、①私学振興問題特に財政その他の条件において劣悪な私学振興に対する具体的方策、またこのための私学行政機構改革及びスタッフの充足についての考え方、北海道私立学校基金協会への出資金五千万円を補助金として交付することに対する考え方、②綱紀肅正問題特に小樽土現の汚職、石狩支庁職員の私文書偽造問題など綱紀肅正のため監察制度の強化及び人心の刷新、機構改革をどのように考えているか、信賞必罰に対する考え方、関連して予算編成時における道職組の知事室坐り込みなど一般人通行の障害になつた事実をどのように考えているか、また今後どのように対処するか知事の決意、③道道整備対策特に町村道の道道昇格後の整備状況、留辺蘂―西足寄及び紋別―西足寄間道道の国道昇格問題その後の経過等について、質疑、知事より答弁、次に

清水議員（社）より、①貿易自由化と本道農政のあり方に対する知事の基本的考え方に関連して大豆のA A制移行など単に政府に本道の畑作農家の実情を訴えてその善処方を要請していくというゆるやかな態度で本問題に対処できるかどうか、すでにA A制実施の発表があつただけで急激な値下りをしている現状からみていかに本問題が深刻であるということを考えているかどうか、産業基盤が悪いため大きな影響を受ける産業や階層に対しその影響を除去する具体的対策ができるまで自由化方針を修正するよう政府に要請する決意があるか、かかる状態下の本道農民の生活と経済安定のため抜本的対策を立てる必要があるのではないか、農業基本法に対する知事の構想、②農業生産基盤の強化拡充対策に関連して経営農用地の拡大計画、造地増反、牧野計画を樹立し農業基盤の確立を今後五カ年計画位で達成する考えがないかどうか、③開拓問題特に開拓不用地の返還問題に関連して開拓地三十六万町歩の四分の一は農用地として価値がないといっているが事実

かどうか、またこの土地は採草、共同牧野として利用することも全然不可能な土地であるかどうか、このようなぼう大な不用地返還手続を議会にもはからず開拓常任委員会に協議もしないで一方的に進めてよいかどうか、開墾建設事業並びに土地改良事業推進に対する決意、関連して国の直轄事業が大幅に伸びているのに道の補助事業がわづかしか伸びていないがどのような事情か、道担小規模土地改良事業費について一般農家分が昨年の半分以上で減額提案されている理由、団体営土地改良事業について上置き措置を講じているのは道が国に要請している国の補助率引き上げが見込みないとの考え方か、国の補助率引き上げが実現した場合道分はそのままにして更に上置きするのか、農業経営方式の改善対策に関連して生産協同化に対する考え方、国営大野かんがい土地改良事業推進に対する考え方、関連してこのあとに続く道営、団体営等の事業運営について開発局、農林省と充分な連絡をとり現地関係者の意見を聞いて円満な事業の推進をはかるべきと思うが知事の見解、農民の自主的立上りを促進するための行政指導をどのように行なうか、農業自立推進の活動費を打切つた理由等について質疑、知事より答弁、清水議員（社）より、再質疑、知事より答弁、次に

湯田議員（社）より、①労働問題特に労働争議の起る原因、未然防止対策についての所見、最近の労使関係の実情をどのように理解しているか、中小企業労働争議の特徴は何か、中小企業において労働基準法は守られているかどうか、労使関係の合理的安定のため労働教育で解決できると判断しているか、労働教育のあり方に関連してその大綱方針、本道における生産性向上運動の現況、石炭産業の中で生産性向上運動の結果成果の上つている所があるか、三池炭鉱の大量首切りをはじめ道内雄別茂尻両炭鉱などもその例外ではなく首切りが何の話し合いもなく抜打ち的に行なわれる傾向があるが知事は、この事実をどのように考えているか、芸能大会十五万円の補助金不執行の原因、メー

デー労働文化祭の補助金を打切った理由、関連して知事はこのようなことで労働者の協力を得ることができるとか、先に知事は道全労大会にメーセージを送ったが今度行なわれる全道労働大会に対してもメーセージを送りに行く考えがあるか、②学校植林の財産権、処分権の帰属問題に関連してこれの行政指導方針等について質疑、知事より答弁、湯田議員(社)より再質疑、知事より答弁、次に

池田(金議員(協)より、①青少年問題特に年少者の犯罪増加に関連して青少年の健全育成対策をどのように拡大し充実していく考えか、具体的予算執行のあり方、②警察行政について特に町村から借り上げている派出所、駐在所の賃借料、維持修繕費光熱費等について特別の条件があるように聞いているがこれらの点はどうなっているか、オートバイなど機動力の整備状況、関連して全部道費でまかなわれているかどうか、三十四年度の犯罪発生件数と検挙の実体、犯罪の性質別内訳、検挙の進行をはばむ原因と対策、交通事故防止対策、関連して運転手の休養その他の更生施設等において事故誘発の原因となるようなものがないか、③消防施設の整備強化対策、④冬季オリンピック札幌開催についての考え方、関連して観光施設整備等外人誘致の準備に対する構想があるか、⑤土地改良事業の推進対策特に水田の土地改良事業推進の考え方、有林農業の育成促進対策等について質疑、知事、道警本部長より答弁があつて、午後五時五分散会。

○三月十五日 午前十時二十九分開議、諸般の報告の後、日程に追加して、議案第六十八号ないし第九十七号を一括議題に供し、知事より提案説明を聴取、本件にあわせて日程第一議案第一号ないし第六十七号を議題に供し、一般質疑を続行

島本議員(社)より、①北洋漁業再編成問題特に独航船五十隻の減船に関連して減船割当に対する措置、転換船の選定基準、順位選定の指導をどのように考えて行なつたか、北西太平洋日・ソ漁業委員会並

びに北洋鮭鱒漁業に関する要望決議の執行経過、減船対象の船名、減船の適正な割合とは具体的にどのようなことか、適正割合の根拠は何か、転換独航船の一隻当り不正額六百五十万円の補償金を誰に負担させるか、政府及び母船側に強く折衝すべきでないか、政府及び母船側が拒否した場合の出漁船一隻当りの負担はどの位になるか、このような出漁船に負担させようとしている不合理に對しどのように対処しようとするのか、また政府及び母船側が拒否した場合は独航船側の経営合理化を指導していくというが経営の合理化で独航船を考慮するという考え方はどういう意味か、経営合理化の内容は何か、母船会社と独航船の買魚契約の締結に当たり価格の交渉をどのように考えているか、減船独航船の転換資金について税金の免税措置を強く中央に要請する決意があるか、減船独航船の南方カツオマグロ漁業への転換対策と漁場の見通し、関連して九カ月間の兼業は専業として取扱われるものかどうか、周年許可は何時になるのか、同漁業は李ラインから締出された業者からも優先許可の申請が出されておられるような状況下で可能性はあるのか、可能性があつたとしても採算のとれる事業なのかどうか、②近海安全操業問題特に沿岸漁民の死活に関連する同問題をどのように認識しどのように解決しようとするのか、ソ連抑留捕獲者の食糧費請求問題に関連して請求の根拠及び支払義務の有無、政府との交渉経過、③日・ソ貿易促進とにしん輸入問題特に貿易指導の予算が年々漸減されてきていることに関連してこの位の予算で指導できるかどうか、ナホトカ貿易の援助に對しどのように指導してきたか、対岸貿易促進のため新貿易協定締結後の情勢に對しどのような施策を考えて対処しようとするのか、齒舞、千島、樺太から引揚げてきた人々が自から対ソ共同事業計画を立てて直接業者を通じて呼びかけているが知事として進んで指導する決意があるか、知事は地方団体の首長としては直接できないから外務省を通じてやらせるといふようにいつているが新潟県知事は直接モスクワへ行つて木材の契約をしてきているこの

ようなやり方が間違っていると考えているかどうか、ソ連にしん輸入に対する知事の考え方、道産のどんぶんをはじめ雑こく漁網などの見返りによる取引の上から認めるべきでないか、全国農協中央会及び全購連が全ソ連消費生協組合を相手にモスクワで五カ年間の長期にわたる貿易協定を結ばれることになっているよう報道がされているのに道が全然関与しないということは将来に問題を残さないか、④道港湾協議会の設置に関連して条例を作つて運営の万全を期す考えがあるかどうかについて質疑、知事より答弁、島本議員(社)より、再質疑、知事より答弁があつて、午後零時三十九分休憩、午後一時五十二分再開、知事より、道東における豪雨災害の状況並びに応急措置状況について報告を聴取の後、一般質疑を続行

菅田議員(社)より、①農家負債整理対策について特に道議会農家負債整理対策小委員会の同問題に対する運動をどのように認識しているか、②創設資金条件緩和の見直し及び超党派調整に対する知事の決意、同資金獲得の目標、③園芸作物の振興問題特にその方針と具体的構想、園芸課設置に対する考え方、冬期間のそ菜貯蔵倉庫設置に対する考え方、④道玉ねぎ検査条例の提案に関連して実施に当り生産者販売協同組合の意見を聞くなどの手続きを行なつたかどうか、道管検査実施の理由等について質疑、知事より答弁、菅田議員(社)より、再質疑、知事より答弁、次に

五藤議員(社)より、①アメリカ駐留軍並びに自衛隊の演習地をめぐり地域住民の生活防衛の立場に立ちどのような決意をもつてこれに当っているか、島松地区における米軍並びに陸上自衛隊演習場の強制買い上げに伴う離農補償の問題に関連して去る二十四年米軍演習地として強制買収された島松地区百戸の離農補償について当時充分な補償を受けられずそのまま防衛庁に引継いだ今日補償問題は根本的に再検討の時期にきたのではないか、またこのような問題を直接防衛庁に持ち込んで解決する決意があるか、②島松射撃訓練場に接近している川

上小学校盤尻小中学校生徒及び農家は射撃の発射音や振動でニワトリの産卵減乳牛の流産、学業の妨害などがはなはだしいがこれら防音施設の管理、管農の長期補償についてどのような考えを持つているか、自衛隊の演習に使用する重車両による土地の荒廃も下流域域に与える人工的災害に伴う補償と防災施設設置の問題に関連して島松川下流の河川が演習により荒廃、土砂の流入によつて四割の減収となつていことについて防災工事の推進、耕地災害の補償等どのような見解をもつているかその所信と今後の具体的措置、③せきりなど伝染病の多発地帯である中恵庭地区における自衛隊の汚水放流される各河川の水を下流農家が飲料水及び野菜の水洗いに使用していることについて衛生管理上どのような対策をとってきたかについて質疑、知事、農地開拓部長より答弁、五藤議員(社)より、再質疑、知事より答弁、次に

水島議員(社)より、①青少年の健全育成対策に関連して対策と並行して問題の根本的解決のための対策を実施する考えがあるか、また社会教育主事など責任ある指導者の充足、公民館、図書館の施設整備を年次計画を立てて対処する考えがあるか、②血液銀行の運営問題特に採決方式の改善対策に関連して供血源の固定化は正に対する考え方、採決の地域偏在除去のための方策、供給制度改善のための血液銀行の業務普及運動に対しどのような対策をもつて実施させたか、最近営利を目的として輸血事業を希望する者がでてきたがこれらに対し認可を与えるかどうかについて質疑、知事より答弁があつて、午後三時五十分休憩、午後四時二十六分再開、

千葉(大)議員(社)より、①職業訓練事業の推進計画に関連して職業訓練所設置の基本的考え方、職業訓練行政の今後の方針、②産業基盤の強化対策に関連して井華塩業登別工場閉鎖必至の状況下において道開発上必要な産業と考えているか、同工場存続のためどのような手を打つたか、道木材化学会社への道出資金を引き上げる計画があると聞いているが事実かどうか、国鉄運賃の暫定制引制度の廃止、等級

改訂の動きがあるがこれをどのように考えているか、②機構改革特に各種研究機関、講習所などを内局化することに対する見解、支庁長会から答申された本庁を企画庁、支庁を実施庁とする権限委譲の問題、人事、予算、機構の面からどのように検討されているか、一月十二日の新聞報道で旭川乳児院の廃止が事実のように取扱われていることについて副知事は記者会見でどんなことをいつたか、④人材の育成対策特に教育の振興は道政の重要課題といながら今次教育予算はみるべきものがない教育予算査定に当たりどのような態度で決定されたか、教育長は教育予算決定前に道側とどのような態度で望んだか、道立高校教員の乙号基準を下廻っていることに関連して文部省の承認を得ているか、得ていないとすれば文部省令違反ではないかについて質疑、知事、副知事、教育長より答弁、千葉(大)議員(社)より、再質疑、知事より答弁があつて、午後五時四十九分延会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十四年度道費歳入歳出追加更正予算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

先づ議案第六十八号乃至第八十一号の昭和三十四年度歳入歳出追加更正予算案についてであります。今回提案いたしました予算案は、国庫支出金、起債等の特定収入の確定に伴う補正並びに義務的経費等当面さしおき難い経費につき措置いたしました次第でありまして、その結果予算の総額は、

普通会計において	(減)	一億三千百七十六万円
特別会計において		三千三百六十万円
合 計	(減)	九千八百十六万円

と相成つた次第で御座います。

以下普通会計の歳出の主なるものから順次申し上げます。

先ず国庫支出金、起債等の特定収入の増額確定に伴う経費の主なるものといたしましては、

伝染病予防費	千二百二十七万円
結核対策費	八百十三万円
結核療養所費	九百二万円
港湾災害復旧費	三千五百二十二万円
港湾災害関連事業費	七百五十六万円
等々それぞれ計上いたします反面、特定収入の減額等に伴い、	千 万円
職員住居施設費	千五百十九万円
失業対策事業費	六百九十一万円
住宅改善費	九百十万円
第一種公営住宅建設費	千四百万円
水産物消流対策費	二千九十六万円
浅海増殖振興費	千五百十二万円
漁港簡易工事費	千六百八十六万円
作業船整備費	六百七十二万円
入植施設費	千九百五十六万円
軌道客土事業費	五百四十八万円
道営畑地かんがい事業費	千六百六十三万円
耕地整備事業助成費	三千八百二十七万円
河川改修費	七百五十四万円
東札幌土地区画整理事業費	二千七百七万円
酪農安定対策費	七百五十二万円
等につきそれぞれ減額の措置を併せ行つた次第でございます。	
次に義務的経費その他当面緊急を要する経費の主なるものといまして、	
議 会 費	三千五十七万円
昭和二十九年台風十五号による漁業災害復旧資金損失補償費	二千四百四万円
オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害資金損失補償費	六百五十三万円
国営土地改良事業費	六百十五万円
農家負債整理利子補給費 (減)	六百十五万円
天災法に基づく災害融資利子補給並びに損失補償費	

農業改良資金貸付事業費會計繰出金 (減) 四千三百二十五万円
千九百二十六万円

北海道工業誘致条例補助金 (減) 七百九十九万円
七百九十九万円

定期航海費補助金 五百十二万円
五百十二万円

日雇労働者就労促進費 二千五百三十四万円
二千五百三十四万円

精神病費 (減) 九百万円
九百万円

徴税諸費 (減) 八百五十四万円
八百五十四万円

道職員並びに教職員退職手当 一億六千万円
一億六千万円

職員互助会補助金 千万円
千万円

本年一月の風雪害復旧費 四百四十万円
四百四十万円

国庫返納金等税外収入払戻金 七百七十五万円
七百七十五万円

等をそれぞれ計上した次第でございますが、これに見合う財源といたしましては、

地方交付税 九千六百六十四万円
九千六百六十四万円

地方譲与税 (減) 八千九百二十六万円
八千九百二十六万円

分担金及び負担金 (減) 七百八十五万円
七百八十五万円

使用料及び手数料 (減) 二千九百四十三万円
二千九百四十三万円

国庫支出金 (減) 一億一千五百三十七万円
一億一千五百三十七万円

寄附金 (減) 三百三十七万円
三百三十七万円

繰入金 (減) 五千二百六十一万円
五千二百六十一万円

雑収入 (減) 四千八百三十五万円
四千八百三十五万円

道債 六千四百万円
六千四百万円

合計 (減) 一億三千七百七十六万円
一億三千七百七十六万円

をもつて収支の均衡を図つた次第でございます。

次に特別会計についてでありますが、

転貸資金会計において 五千百二十一万円
五千百二十一万円

道病院費会計において 千二十二万円
千二十二万円

道有林野事業費会計において 五千三十四万円
五千三十四万円

真駒内団地開発事業費会計において 二十二万円
二十二万円

をそれぞれ当面所要の経費として追加計上し、

林産物検査費会計において 二百六十二万円
二百六十二万円

医科大学費会計において 百五万円
百五万円

道有財産整備資金会計において 四千八百二十八万円
四千八百二十八万円

農業改良資金貸付事業費会計において 二千六百四十二万円
二千六百四十二万円

をそれぞれ減額の措置を講じた次第でございます。

なお、恩給基金、水産物検査費、地方競馬費、自転車競技費、用品事業費等の

各会計におきましては、既定経費の範囲内において収支の実態に即応するように予

算更正の措置をいたした次第でございます。

次に繰越事業関係の予算案について御説明申し上げます。

先づ、議案第九十四号乃至第九十六号の昭和三十五年度北海道歳入歳出追加予

算案は、年度内に実施できないため翌年度に繰越される事業等について、国庫支

出金、道債、寄附金及び雑収入等を見合い財源として昭和三十五年度予算に追加

しようとするものでございまして、その総額は、

普通会計 四億一千六百二十四万円
九千七百一十一万円

特別会計 五億一千三百三十五万円
五億一千三百三十五万円

合計

と相成つた次第でございます。

また、議案第九十七号の昭和三十四年度歳出予算繰越使用に関する件は、年度

内に支出を終らない見込みのものについて地方自治法第二百三十六条の二の規定

により繰越使用の議決を得ようとするものでございまして、

以上が予算案の概要であります。次に附属議案のうち主なるものについて御

説明申し上げます。

先ず議案第八十八号及び第八十九号の下水道事業施設の設置に関する件並びに

これが事務委託に関する件についてであります。本案は、道営真駒内団地開発

事業に関連して、同団地における下水道設置の事業を道が豊平町から委託を受け

て実施し、かつ、その維持管理をしようとするものでございまして、

次に議案第九十号の北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部を改正する条

例案についてであります。

本件は、今回北海道漁業信用基金協会の保証業務の拡大に伴い、本条例につい

て所要の改正をしようとするものでございまして、

次に議案第九十一号の北海道漁業信用基金協会の債務保証に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件でありますが、

本件は、現下の漁業金融の実情に照し、今回北海道漁業信用基金協会において、特別保証制度を設定し、国及び道の助成制度に基づく事業並びに道の行政指導による転換漁業等に対する融資の円滑化をはかることになりましたので、これに対し協会のうける損失の一部について道が補償しようとするものであります。

次に議案第九十二号の特定地域における漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件でありますが、本件は、昨年の十四号及び十五号台風により損失をうけた漁民のうち、天災法による融資の困難な漁民に対し、漁業協同組合が、北海道信用漁業協同組合連合会より借りうけた資金を融資するに際し漁民の負担を軽減するため、その利子の一部を補給しようとするものであります。

次に議案第九十三号の北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例案についてでありますが、

本件は、本道産業に必要な技能者を育成するため、今回新たに職業訓練所三ヶ所を設置する外炭磁離職者援護対策として炭磁離職者職業訓練所一ヶ所を設置するため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上提出案件の主なるものについて、その大要を申し述べた次第でございますが、なお詳細につきましては、御質問に応じ御答え申し上げたいと存じます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月十六日 午前十時四十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

第一号ないし第九十七号を議題に供し、一般質疑を続行

窪田（茂）議員（社）より、

①貿易自由化の本道中小企業に及ぼす影響とその対策、業種別影響調査は何時頃完了するか、道自体の施策は、何かあるか、中小企業の事業税を特別に減税する考えがあるか、②オホーツク結水地帯対策その後の経過、関連して沿岸漁業対策のみをもつて解決済みと考えるのか、あるいは地域全体の産業経済等総合的な計画を樹立するのか、③中型機船底引漁業対策に関連して具体案完成の時期、漁船の大型化及び機能整備に要する資金措置、避難場所

確保の見通し、何トンクラスの船で何隻が操業可能であるか、本道業者を何隻操業せしめる見込みか、残存業者との調整方法、本格操業の場合漁獲物の鮮度保持と経営コスト維持のため冷凍母船を中心とする方式でなければ採算割れのおそれがあるこの場合独占資本の母船会社に従属することなく漁業者自体の事業とする必要があると考えるがこれらに対する方針、④住宅対策特に低家賃住宅をどのようにして推進するか、住宅困窮者の所得階層別不足数、補助率補助単価引き上げの経過、公営住宅敷金の運用問題に関連して特別会計を設定して運用する考え方、⑤三十五年度予算の執行態度特に三十三年度決算における予算不用額を多く出していることに関連して執行重点主義で議会の審議権を無視しているがこれに対する所見等について質疑、知事より答弁、窪田（茂）議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に、

佐野議員（社）より、

①予算編成方針に関連して知事は「経費及び資金の重点化効率化をはかる」といつているのは予算執行上の態度についていわれているのか、また「長期にわたり健全財政を堅持する方針のもとに」といつているが道財政の現況に対する批判と将来の展望、財政構造の体質改善に関連して健全財政堅持の方途、年間予算主義をとつたことに関連して追加措置の見通し、所要の留保財源は税によるのか、あるいは譲与税によるのか、交付税によるのか、財政構造の体質改善に対する知事の考え方、人件費の抑制によつて財政構造の体質がどのように変化するのか、知事のいう財政構造とは一体どういうものであるか、広域行政の中で行政水準の維持と向上及び住民奉仕をどのように考えているか、財政の国庫依存度が年々大きくなっていることに関連して地方自治及び地方財政確立の建前からどのように考えているか、道税の過大見積りに関連して強行徴収が行なわれ滞納繰越しがふえることにならないか、三十四年度所得税の減税に伴う住民税の減収分について臨時地方特別交付金として国税三税の三割相当額を交付するというが今回の予算では道民税の減一億八千万円の補てん措

置、入場譲与税の減額比が甘くないか、軽油引取税及び道路譲与税が地方財政計画の基準財政収入額に算入された場合における地方交付税の減収補てん対策、係数補正の根拠について質疑、知事より答弁、佐野議員（社）より再質疑、知事、総務部長より答弁、次に

渡部議員（社）より、①ビートの生産計画に関連して何時決定するか、知事は六月議会の答弁で生産計画の裏付けとなる土地改良資金については農林当局との間に将来の見通しについての原則的な話し合いの一致をみる事が前提であり資金のめどについて十分に話し合うと約束しているが昨年十二月十二日農林省に提出したビート生産五カ年計画はこの話し合いが前提となつていふか、このことについてどのように考えているか、また中央に対し増産の裏付け対策として要求した四十六億三千万円の予算には別に根拠はないと部長は答弁しているが知事はどのように考えているか、中央では道のビート生産五カ年計画を十カ年に改訂し最終年度の四十四年度の作付面積は七万八千ヘクタールと見込まれるので五、六工場の新設が可能になるというので関係者はやつきになつていふがこれらの複雑怪奇な様相を一体どう考えているか、最近十勝支庁では管内町村の産業課長会議を開いて三十五年度の作付を九千八百ヘクタールから一万二千二百ヘクタールにふやすよう指示をしているがこれをどう考えているか、②教育問題特にPTA負担軽減問題に関連して本年度地方財政計画の中ではじめて四十四億円を措置されているがPTA負担中最も大きい旅費についてその支払義務者である都道府県に対しても財政措置をすべきでないか、知事は地財計画作成に当りこの問題についてどのように努力し、今後どのように措置されようとするのか、また知事は社会党の代表質問の答弁で教育費は一般の伸びの三％に対し八％の伸びであるといつていふがこれは地財計画の中で一千二百億の一般の伸びのうち半分当たる六百億を給与費の伸びでみていたのであたりまえのことで教育に力を入れた証拠にはならないと思うがこれに対する見解、先に知事は新聞

記者団との会見の席上教職員の給与費が高いのでPTA軽減の措置はとれなかつたといつていふがこのことは三十三年度の国の決算において義務教育費半額国庫負担金が三十九億円も不足しこれを翌年度に精算払いをしていること及び地財計画における給与単価が実際と著しくかけ離れてそのために予算が毎年不足することによつても明らかであるがこの給与単価についてどのような見解を持ちどのように努力してきたか、今後どのように努力するかについて質疑、知事より答弁、渡部議員（社）より、再質疑、知事より答弁があつて、午後四時三十分休憩、午後四時二十八分再開、総務部長より知事の答弁に補促して答弁、次に

岡田議員（社）より、①農産物価格安定対策と協販事業問題特に豆類協販を推進する農産物価格安定基金造成制度は道費の負担軽減のための耕作農民へのしわ寄せになると考えるがこれは適正妥当なものかどうか、また協販運動が全く後退するのではないか、この基金設置が各関係農民、関係団体との話し合いの了解の上とつた措置であるかどうか、道の交付金の引き上げによる結果自主協販の指導的役割が難商連、商社団体への転換指導として変更されてくるのではないか、②牛乳共販問題特に三十四年度最終追加予算あるいは昨三回の議会における追加予算の措置からみて当初計画した三カ年計画を変更したものかどうか、三十五年度の予算措置はどのような方針のもとに行なつたか、現在の地域共販の状態では早期に全道共販を三十五年度で移行できるか、できないとするならば三カ年計画終了後どのような措置を講ぜられようとするのか、全道共販の名のもとに別な指導がなされていることは指導体制の欠陥が出てきているのではないか、各乳業会社との話し合いはどの程度進められているか、③水産問題特に共同販売事業の基本的考え方、水産物の価格対策に関連してスルメ並びにサンマかすの流通調整事業費において一千三百万円の多額の不用額を出しているがこの制度中どこに欠陥があるのか、またその理由、改善する点はどう

いうようなところにあるのか、サンマかす、スルメ以外に品目を追加し金利のほかに保管料も助成する方途についての見解、加工業者の育成対策等について質疑、知事より答弁、岡田議員(社)より、再質疑、知事より答弁、次に

坂下議員(社)より、①開拓不振地区対策特に開墾建設が遅れているため開墾面積に比し作付面積が少なく開拓農家の生活が安定していない実態から再開墾した所には再補助をすべきではないか、また道自体としても積極的に実態調査を行ない具体的対策を立てる考えがあるか、②去る二月四日発生の学大函館分校事件に関連して去る三月六日の札幌分校における学生の強制逮捕について社会的、教育行政並びに教育上の影響についての考え方、道警本部長は警察行動をする場合、社会的にどんな影響を及ぼすかということを充分考えて警察行政を行なっているかどうか、また今回のような方法でなければ逮捕することができなかつたか、学園自治にまかせておけないと考えたところの理由、逮捕状執行前に警察としてとるべき方法に遺漏がなかつたかどうか、高等学校の自治会に似通つた問題が起きた場合はどのようにしようと考えるか、また今回の事件が高等学校その他の学校教育上に及ぼす影響についての所見等について質疑、知事、教育長、道警本部長より答弁、坂下議員(社)より再質疑、道警本部長より答弁があつて、午後六時十二分延会。

○三月十七日 午後零時七分開議、諸般の報告の後、**日程第一議案第一号ないし第九十七号**を議題に供し、**一般質疑**を続行

宮沢議員(社)より、①石炭問題特に貿易自由化における石炭鉱業のあり方に関連してその影響がどのようになつて現われるか、自由化に対処する対策、石炭鉱業振興対策に関連して火力発電の設置、産業構造の改善をどのように行なつていくか、また石炭新需要開拓のため国立石炭総合研究所を道内に誘致する考えがあるか、中小炭鉱の経営

合理化のため知事部局内に対策委員会を設置する考え方、北炭夕張鉱のガス爆発により多数の犠牲者を出したことに関連して炭鉱災害防止のため関係諸法規の改正、保安監督の強化を国に要請する考えがあるか、道に保安委員会を設置して監督官庁と連絡する体制を作る必要がないか等について質疑、知事より答弁、宮沢議員(社)より、再質疑、知事より答弁があつて、午後一時五分休憩、午後二時三十四分再開

太田議員(社)より、①北海道総合開発の諸問題特に青函トンネル実現の見通し、すでに着工の新東海道線の建設、本州―四国を結ぶ長大橋との関係からどのように考えているか、青森県その他の協力はどのように進められているか、室蘭―八戸航路の動きがあるがこれをどのように考えているか、②固定資産税の制限税率を千分の十七まで引き下げる公約についてどのように運動を進めてきたか、また今後どのように進めるか、所得税の寒冷地控除推進のための資料作成に関連して積雪寒冷実態調査など十八種目の調査が行なわれることになっているが今までの調査と新たな調査との関連はどうか、青森、東京、鹿児島など各都府県との比較調査をどのように行なう考えか、③第二次総合開発の進捗率に関連して第三次計画策定に当り文化厚生教育の問題を重点的に取入れるべきでないか、またどのような方法で実現されるようとするか、開発補助事業に伴う地方負担の累増に対しどのような軽減対策を進めるか、④今次予算の査定方法に関連して予算編成執行規則に基づく従来の査定方法と知事限りでやるという方法の良否、基本方針の中にある年間予算主義をとり原則として追加措置を行なわないうといっているがこれの考え方、予算審議に必要な資料提出の基本的考え方、⑤農家負債整理対策の見通し等について質疑、知事、副知事より答弁、太田議員(社)より再質疑、知事、副知事より答弁、次に

井野議員(社)より、①議会の議決権と知事の執行権に関連して三十四年度追加予算案を三月末日までの限られた期間に法令違反を犯さ

ずに執行できるかどうか、標津警察署の火災復旧の予算が緊急性があるにもかかわらず措置されていないがその理由、また設置場所について陳情運動が強く冷却期間をおくという考えは誤りではないか、純警察行政の立場からどのように考えているか道警本部長の所見、③道中小企業中央会に対する補助金百万円は義務費かあるいは赤字補てんか、④中国文化展開催の予算措置に関連して予算の健全性効率性に対する考え方、⑤予算の信びよう性に関連して機械開墾実施費に計上されている外国旅費四十二万二千円のうち九万二千円は内国旅費及び支度金か、生産性向上本部への負担金を含んでいるとすれば負担金は負担金として説明書に示すべきでないか、また予算の組み方が不明瞭でないか、⑥衛生研究所の運営問題に関連して第三者から依頼を受けて共同研究を行なつたリケツチャ研究委託費十万円の会計上の取扱について道予算を通さずに処理していることに対する考え方、土木費など多額の予算更正措置を後十日間足らずでどのように執行するのか、予算に計上しない事業を実施している事実があるかどうか、予算の当初要求資料拒否の考え方等について質疑があつて、午後五時二十四分休憩、午後七時二十六分再開、諸般の報告の後、太田議員（社）より申し出の一般質疑の中における発言中一部不適当と思われる発言の取消し申し出書について取消しを許可することに決定、ついで知事、総務部長、道警本部長より、井野議員（社）の質疑に対し答弁、井野議員（社）より再質疑、知事、副知事、衛生部長より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで中野議員（社）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第二十八号、第三十八号、第四十号、第四十三号、第六十八号ないし第八十七号、第九十四号ないし第九十七号の各案件はなお慎重審査の必要があると認められるので三十一名からなる予算特別委員会と設置してそれらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

大島 仁三郎（社）	西島 順三（自民）
清水 健次（社）	山 元 ミヨ（自民）
山下 策雄（社）	林 利博（自民）
石 畑 久成（自民）	杉 本 栄一（自民）
千葉 軍治（自民）	堀 田 毅（自民）
岡 嶋 保二郎（自民）	沖 野 政雄（自民）
奥 野 善三（自民）	福 島 新太郎（自民）
尾 崎 勇（自民）	麻 里 悌三（自民）
久 米 義満（自民）	大 島 三 郎（自民）
斎 藤 幹 正（自民）	坂 下 堯（社）
島 本 虎 三（社）	井 野 正 揮（社）
黒 松 秀 夫（協）	太 田 益 雄（社）
井 口 ゑみ（社）	塚 田 庄 平（社）
高 田 治 郎（社）	川 村 清 一（社）
熊 谷 不二夫（社）	天 谷 平 信（協）
渡 部 勇 雄（社）	

次に残余の議案のうち議案二十九号ないし第三十一号、第五十号第六十一号及び第六十二号は農務委員会に、議案第三十二号ないし第三十五号、第四十一号、第四十二号、第五十四号ないし第五十六号、第六十五号ないし第六十七号、第八十八号及び第八十九号は総務委員会に、議案第三十六号、第四十四号、第五十一号及び第五十三号は文教林務委員会に、議案第三十七号、第三十九号、第四十七号、第四十八号及び第九十三号は商工労働委員会に、議案第四十五号、第四十六号、第五十二号及び第六十三号は厚生委員会に、議案第四十九号、第九十号ないし第九十二号は水産委員会に、議案第五十七号ないし第六十号及び第六十四号は建設委員会にそれぞれ付託、次に日程に追加し、会期延長の件を議題に供し、会期を三月二十六日から三十一日まで六日間延長することに決定して、午後八時三十分散会。

○三月十八日 午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、日程第一請願、陳情審査の件を議題に供し、本件は委員長報告を省略して委員会決定のとおり異議なく決定して、午後二時五十七分散会。

○三月十九日 午後二時五十八分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十九分休憩、午後七時二十八分再開、本日の議事はこの程度にとどめ延会することに決定して、午後七時二十九分延会。

○三月二十一日 午後一時二十分開議、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第六十八号ないし第八十七号を議題に供し、大島(三)予算特別委員長(自民)より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり議案第六十八号については修正議決、議案第六十九号ないし第八十七号については原案可決とすることに異議なく決定、次に日程第二議案第二号(知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議)を議題に供し、大島(三)議員(自民)より、提案説明の後、委員会付託を省略して原案のとおり可決、ついで知事より、本決議に対する決意の表明があつた後、議案調査のための休会について諮り、明二十二日より二十九日まで八日間休会することに決定して、午後一時三十八分散会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託せられました案件のうち、議案第六十八号ないし第八十七号の昭和三十四年度追加更正予算関係議案二十件につきまして、審査の経過と、その結果について御報告申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、本委員会は、去る十七日、今次提案にかかる昭和三十五年度

当初各会計予算並びに昭和三十四年度最終予算を中心とする関連議案五十五件の審査のため設置されたのでありますが、委員会といたしまして、その内容の重要性にかんがみ、同日直ちに委員会を開き、正副委員長との互選を行ないますとともに、議案審査の方法等、自後の運営について協議いたしました結果、昭和三十四年度各会計追加更正予算並びにこれに関連する議案につきましては、年度末も切迫している現況にかんがみ、すみやかに結論を得て、その執行に支障なからしめるため、これを先議することとしたし、本日まで連日慎重なる審議を行なつてまいつた次第であります。

以下、先議いたしました案件の内容を簡単に御説明申し上げますと、まず、議案第六十八号、昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算は、国庫支出金、起債等の特定収入の確定に伴なう補正並びに義務的経費等、当面さしおきたい経費について措置しようとするものでありまして、その概要は、国庫支出金、起債等の特定収入の増額確定に伴なう経費といたしまして、伝染病予防費、結核対策費、結核療養費、港湾災害復旧費、港湾災害関連事業費等を、それぞれ計上いたします反面、特定収入の減額等に伴ない、職員住居施設費、失業対策事業費、住宅改善費、水産物消流対策費、浅海増殖振興費、漁港簡易工事費、軌道客土事業費、河川改修費等について、それぞれ減額の措置を講ずるほか、義務的経費、その他、当面緊急を要する経費といたしまして、昭和二十九年台風十五号による漁業災害復旧資金損失補償費、オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害資金損失補償費、道職員並びに教職員費、日雇労働者就労促進費等をそれぞれ更正計上しようとするもので、これに見合う財源といたしましては、地方交付税、使用料及び手数料、道債を追加する反面、地方譲与税、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金、繰入金、雑収入をそれぞれ減額し、その結果、一億三千百七十六万円の減額を行なわんとするものであります。

次に、議案第六十九号ないし第八十一号の各特別会計追加更正予算は、当面所要の経費に対する追加及び既定経費の減額並びに既定予算の範囲において、収入の実態に即するよう、予算更正等の措置を行なわんとするものでありまして、これらの措置によりまして、三千三百六十万円を増額しようとするものであります。なお、議案第八十二号ないし第八十七号の議案は、これら三十四年度追加更正予算に関連し、それぞれ新たに起債をし、あるいは起債の議決変更を行なうものでありまして、これが審査に当りましては、これを一括して議題といたし、十八

日、十九日の両日、深更にわたつて審議いたしたのでありますが、この過程において論議せられました主なる点を申し上げますと、札幌土木現業所の公宅建築に關し、建築箇所、戸数契約より支払いに至る手続關係及び予算の目的外使用等の法的見解並びに關連して追認用語の意圖する見解、学校植林費減額の理由及び国定公園内センの木、伐採と觀光風致林との關連、真駒内団地開発事業において、水道工事を下水道工事に變更した理由及び工事現況、自転車競技特別会計予備費よりの支出にかかる道路改良の実施内容と一般会計との關連、原爆障害者健康保険診断費の減額に關連し、道内における原爆障害者の現況と治療態勢、農業試験場整備拡充費の施設費を工事請負費に組みかえた理由及びその内容並びに施行現況、土木部關係の港湾災害復旧費、砂防工事費、河川改修費、道路凍雪害防止事業費、道路改良費、永久橋架換費、土木機械整備費、災害土木復旧費、災害關連事業費における更正内容及び事業現況、更正内容に当初直轄と予算したもの、今回工事請負となつてゐることの理由並びに予算編成と執行に關連しての見解、第三回定例会追加計上の労働文化振興対策費について、予算未執行にもかかわらず、追加更正措置をしない理由並びに執行不能の見通しに立つた時期及び今次追加更正予算案編成時期との關係、定期航海費補助金の追加計上に關連し、これが補助金交付の考え方並びに現行補助規則の改正及び各定期航路の実態に即する助成対策の推進、各予算を通じ、二月現在予算執行率五割以下の主なるものの内容及びその理由並びに年度内執行の見通し、条例規則等に基く義務的経費で、予算未措置の有無及び關連して災害救助基金条例に基く基金の予算計上に対する考え方、国庫補助等特定収入において、多額の減額更正を行なつた理由及び入植施設費の国庫補助減を償償により補てんし、治山事業費及び失対事業費の減を一般財源をもつて補てんしていることの理由。

道有財産整備資金中、土地売却代金及び道路小破修繕費の減額理由、酪農安定対策費減額の理由と、本事業推進に対する今後の見通し、水産物消流対策費、浅海増殖振興費、漁港簡易工事費等における減額更正の理由並びにこれら各事業に對する今後の推進対策。

漁業推進対策費の内容及び關連して政府発令による漁職員の海外出張旅費負担区分の關係及び旅費支出の適正措置の問題、漁業協同組合整備促進条例に基く新規対象組合認定遅延の理由とこれが見通し。等々でありまして、終始熱心な応答がなされた次第であります、特に、議案第六十八号中、土木現業所費、建物建築

工事請負費につきましては、違法性が強く指摘されたのであります。すなわち、この建築工事は、すでに昨年七月から十月にかけて契約並びに工事を完了し、その工事費は、全く科目違いの永久橋架換費より百八十六万二千円及び道路舗装費より二十五万九千円、計二百四十二万一千円を同年八月から十一日の間にすでに支払い済みのものであつて、地方自治法並びに会計法規に違反するものであることが明らかとなつた次第であります。従ひまして、十九日の深更、質疑終結と同時に、これらの問題を含め、各案件の取扱いについて協議いたすため、各党代表者により協議、昨日日曜日代表者の方々の御出席をいただいて、慎重に意見の調整をはかりました結果、本日の委員会におきまして、土木現業所公宅新築の問題については、違法が明らかである以上、これを容認することはできないとの立場に立つて、これを減額修正し、これが財源と見込まれる永久橋架換費及び道路舗装費の更正も、また、これを認めず、復元の増額修正を行なうこととし、別にお手元に配付の報告書のとおり、修正可決といたし、一方、右の措置に出た執行機關の議會に對する態度については、強く警告を發し、反省を求めらるべきであるとの見地に立つて、予算特別委員会の發議により、別途配付いたしましたとおり、知事の予算執行の適正議會の権限尊重に關する警告決議を提出することとした次第であります。

なお、その途の案件につきましては、いずれも、その内容適切妥當のものと認め、全会一致、原案のとおり可決いたしました次第であります。

以上で、私の報告を終るのでありますが、昭和三十五年度予算案等残余の案件につきましては、後日御報告申し上げたいと存じます。

これをもつて、私の報告を終わります。

○三月三十日

午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、議長より、元

衆議院議員尾崎天風君（三月二十四日）逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、あらかじめ會議時間を延長、日程第一議案第二十八号、第三十七号、第三十九号、第四十七号、第八十八号ないし第九十二号及び第九十七号を議題に供し、大島（三）予算特別委員長（自民）より、議案第二十八号及び第九十七号について、大久保商工労働委員長（自民）より、議案第三十七号、第三十九号及び第四十七号に

ついで、**沖野総務委員長（自民）**より、議案第八十八号及び第八十九号について、**麻里水産委員長（自民）**より、議案第九十号ないし第九十二号について、それぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり議案第三十七号の契約締結は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定、次に日程第二議案第九十八号を議題に供し、本件は委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決して、午後三時十分散会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました案件のうち、ただいま議題となりました議案につきまして、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知のとおり、当委員会におきましては、目下先般先議御報告申し上げました残余の付託案件につきまして、各部所管ごとに慎重審議を続行中でありますが、さらに、議案第二十八号及び第九十七号の二議案について、期日の関係もあり、緊急を要するものと認めまして、昨日これを先議いたしました次第であります。すなわち、議案第二十八号地方宝くじ発売に関する件は、昭和三十五年度における発売限度額を一億五千万円の範囲として、四月一日から発売を予定しているものであり、議案第九十七号昭和三十四年度歳出予算繰越使用に関する件は、気象、あるいは、資金の関係等で、昭和三十四年度において実施し得なかつた土木費、社会及び労働施設費等の普通会計において一億四千六百五十六万七千四百円、酪農検査費、道立病院費、電気事業費等特別会計において三千三百十四万六千二百円、合計一億七千九百七十一万三千六百円を三十五年度に繰り越し使用せんとするものであり、いずれも、緊急を要するものと認められた次第でありまして、慎重審議の結果、議案第二十八号につきましては、その内容を妥当、議案第九十七号につきましては、事情余儀なく、その内容も妥当なものと認めまして、全会一致、原案可決いたしました次第であります。

以上、きわめて簡単であります。が、議案審査の経過並びに結果を申し上げ報告を終わります。

○三月三十一日 午後二時七分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第二十九号、第三十二号ないし第三十五号、第四十一号、第五十七号ないし第六十号、第六十四号、第六十六号及び第六十七号を議題に供し、**二瓶農務委員長（協）**より、議案第二十九号について、**沖野総務委員長（自民）**より、議案第三十二号ないし第三十五号、第四十一号、第六十六号、第六十七号について、**伊藤（弘）建設委員長（自民）**より、議案第五十七号ないし第六十号及び第六十四号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり議案第三十二号ないし第三十五号の契約締結については同意議決、予算外義務負担については原案可決、その他の議案はいずれも原案可決とすることに決定。次に日程第二議案第九十九号ないし第一百十四号を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案可決に決定、次に日程第三会期延長の件を議題に供し、会期を四月一日から九日まで九日間延長することに決定、次に委員会付託案件審査のための休会について諮り、明四月一日から七日まで七日間休会することに決定、午後二時二十四分散会。

○四月八日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一百五号を議題に供し、知事より提案説明を聴取の後、本件は質疑の通告がなく直ちに総務委員会に付託することに決定して、午後二時五十分散会。

知事説明要旨

只今、議題となりました議案第一百五号の北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、今回警察法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本道における警察官の定員を一二〇名増員し、階級別定員を改正するため、この条例を制定し

ようにするものであります。

何卒、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○四月九日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合

によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時四十六分休憩、午後七時四十七分再開、諸般の報告の後、**日程第一決議案第三号**（第十二回国土緑化大会並びに記念植樹行事を北海道において開催要望決議）を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に**日程第二意見案第一号ないし第三号**を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に**日程第三会期延長の件**を議題に供し、会期を四月十五日まで六日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に休会について諮り、委員会付託案件審査の都合により四月十一日から十三日まで休会することに決定、午後七時五十分散会。

○四月十四日 午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会

議時間を延長して日程に入り、**日程第一前会より継続審査の報告第五号**を議題に供し、**沖野決算特別委員長（自民）**より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり意見を付して認定議決、次に**日程第二議案第三十六号、第四十四号ないし第四十六号、第四十九号、第五十一号ないし第五十三号及び第六十三号**を議題に供し、大沢文教林務委員長（自民）より、議案第三十六号、第四十四号、第五十一号及び第五十三号について、福島厚生委員長（自民）より、議案第四十五号、第四十六号、第五十二号及び第六十三号について、麻里水産委員長（自民）より、議案第四十九号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第四十四号、第五十一号及び第五十三号は修正議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定、次に**日程第三決議案第四号**（警察施設の整

備に関する要望決議）及び意見案第四号を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に**日程第四議案第十六号及び第十七号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取の後、議案第十六号は委員会付託を省略して原案のとおり同意議決、議案第十七号は予算特別委員会に付託して午後三時四十分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました議案第十六号及び議案第十七号について、御説明申し上げます。

先ず議案第十六号の北海道収用委員会予備委員の選任につき同意を求める件につきましては、前予備委員の広島進君が昨年十一日に退任し、目下欠員中でありますので今回東条猛猪君を適任と認め、これが補充選任をいたそうとするものでございます。次に、議案第十七号の北海道土木機械整備事業費歳入歳出追加予算案は機械の貸付による貸付料収入を見合いとし、新たに機械購入並びに維持費を追加計上いたしました次第でございます。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

決算特別委員長報告

私は、昨年の第四回定例会において設置せられました決算特別委員会の委員長として、ここに、前議会において継続審査を付託された報告第五号昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件について、その審査経過と、結果の概要を御報告申し上げます。

本委員会は、昨年十二月二十九日に設置せられますや、直ちに本委員会を開き、正、副委員長の互選を行なうとともに、今後の委員会運営について協議をいたしました結果、三十五年度国家予算編成に関連いたします中央折衝等の事情を勘案いたし、一月中旬を再開の目途として、これが審査を開始することにしたし

ました次第であります。

再開の委員会は一月十九日開催され、まず、理事者側により、昭和三十三年各会計歳入歳出決算の概要について、又監査委員よりは、同決算審査に対する基本方針等についての説明を聴取いたし、さらに、自後の審査方法及び日程等について協議の結果、まず、帳簿並びに証拠書類による書面審査を行ない、この結果に基づき資料の提出を求め、その上に立つて問題点を抽出し、これに対し、各部所管別に質疑を行ない、最後に意見調整をはかることとして、一月二十日以降具体的な審査に入つた次第であります。

すなわち、二十日より三十日まででは、証拠等による書面審査及び必要な資料の要求並びにこれが資料の提出を受けての検討、三十一日以降二月三日までは、未提出分資料の提出と、あわせて、資料検討がなされました上、二月四日より各部所管の質疑に入り、同月十八日の総務部及び総括質疑をもつて、各部所管に対する質疑を終結、これと同時に、各党の決算に対する意見を取りまとめることを申し合せ、二月十九日を各党の意見の取りまとめに当つて、翌二十日の委員会において、各党より意見の提出がなされたのでありますが、この意見につきましては、なお慎重検討の必要ありと認め、これが結論を第一回定例会に持ち越すこととした次第であります。しかして、この意見につきましては、その後、定例会招集後におきましても、各党代表者間において、数次にわたり、調整のため種々協議検討が加えられました上、昨十三日の委員会において、慎重審査の結果、全会一致をもつて、お手元に配付の報告書のとおり決定せられた次第であります。

顧みまするに、委員会設置以来、委員会を開会すること十九回、証拠書類等の審査日数を加えますと、延べ三十三日間の長期にわたる審査に当りまして、委員各位におかれましては、終始慎重、かつ、御熱心に努力を払われたところであります、その御苦労に対し、衷心敬意を表する次第であります。

以下、審査の過程におきまして、論議の対象となりました主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、民生部及び衛生部所管におきましては

母子福祉資金貸付事業費について不用額を生じた理由、及び償還に対する今後の見通しと回収対策、関連して母子世帯に対する民生委員の活動強化を含めた生業指導計画、母子福祉資金償還促進協力員に対する指導監督に対する所見、厚生資金貸付事業費、札幌後保護指導所費、婦人保護対策費、乳児院世帯更生

資金等の不用額を生じた理由、日赤に委託の優健学園に対する事業実施方針の徹底と青少年問題協議会における協議事項及びその実績、消費生活協同組合諸費における未回収金の主なる理由とこれが回収方法、身体障害児童の指導育成及び医療に関する実績並びに育成医療費の一本化に関する問題、社会福祉協議会補助金百万円未計上の理由、生業資金制度の今後の運用方策と貸付後の指導対策、引揚者援護対策を当初予算に組まず予備費より充用した理由、道立療養所及び精神病院の未収入状況と回収の方途、性病病院費、精神病院費、妊産婦乳幼児保健指導費等の不用額を生じた理由、保健所の整備計画実績及び見直し並びに道立病院の医師に対する旅費規程の明確化、食品衛生における全国基準監視回数と道の実施回数、精神病院費、性病病院費の不納欠損額を生じた理由、道立病院における医薬品等の購入方法の改善状況等の諸問題。

土木部及び建築部所管におきましては

土木使用料における予算額、決算額、調定額の対比、調定額に対する収入歩合の低い理由及び収入確保に対する今後の対策、請負工事中、随意契約を行なつたものの件数とこれら各工事の随意契約とした理由、工事請負契約に当り、道内、道外業者に対する発注の比率、釧路土木現業所庁舎修繕費の支出において、修繕費以外からの目的外支出に対する見解、土木機械購入に当り、同一規格で価格差を生じていることの理由と、適正購入対策、寒地建築研究所の骨材倉庫建設に当り、労務賃金支出費目の扱い等の諸問題。

農務部及び農地開拓部所管におきましては

特定地域開発用務に伴なう職員出張に關連し、特に年度末に用務が重なつた理由、出張用務の内容、旅費精算事務遅延の理由とこれが対策及び支庁権限強化に及ぼす影響、農業改良普及運営費における不用額の内容と關連して、再建団体等を含む関係市町村の同負担金支出に対する見解、道管競馬開催に關連して、馬産振興の実績と競馬協会補助金及び競馬主催協議会交付金の性格、共同集乳組織整備事業費における不用額の理由と、本事業の目的及びその後の対策、開拓関係請負工事契約において、道の承認なく業者において下請を行なっているものの事例と、これが監査指摘に対する見解、農業改良普及協力助成費に關連して、これが成果と同補助金中、未執行分の内容、畜産物消流対策費補助金の内容等の諸問題。

商工部及び労働部所管におきましては、

中小企業機械貸付料の収入未済額の内容と収入確保の対策、商工要覧の過年度分未収に対する処理状況、中小企業維持振興費の現年度、過年度の収入歩合、中小企業協同組合資金貸付の償還状況、貿易振興費の不用額を生じた理由、香港貿易事務所に対する監査方法、計量検定に対する完全実施の指導対策、労働会館使用料、宿泊料の収入取扱の時期の遅延に対する改善と経営改善の方策、労働金庫に關し、貸出率引き上げに対する見解と、貸付に關する懇談会の内容と結論及び道の貸付金に対する処理と、道の見解並びに労働金庫と労働者の關係、職業指導所費の不用額を生じた理由及び予算作定の根拠、失対事業労働者の稼働日数に關し、市部と郡部における相違の根拠及び失対賃金と生活保護給付の關係並びに指導対策、失業対策諸費において不用額を生じた理由及びこれに關連し、副監督員、事務補助員の身分確保等の諸問題。

林務部及び水産部所管におきましては

道有林野事業費の予算執行のあり方及び盗伐、誤伐等管理の状況並びに特別会計積立金の現状、道有林売払処分の実績と公売移行への見解、林道設計変更の原因並びに皆伐跡地の造林状況、緊急造林の予算内容とその収入状況、同一購入車両の価格の相違並びに過年度収入未済に対する事務的措置、沿岸漁家振興対策促進費の不用額の理由と、この条例改正後の効果、沿岸漁家兼業対策費単年度の貸付期間におけるその実績及び貸付期間延長のための条例改正に対する見解、水産試験場予算の実態とその使命達成の可否等の諸問題。

教育委員会及び公安委員会所管におきましては、

高等学校の道立移管基準の改正内容及び移管に伴う寄附納入未済の理由並びにその施設整備の状況、高等学校における出勤簿等の不備に対する職員服務の厳正化、旅費、需用費等PTA負担の実態と、今後における軽減措置の見解、修学旅行生徒引率職員旅費のPTA負担と出張命令との關連及び地公法に基づく見解、人件費不用額の内容これに關連して、予算編成上の態度、教育奨励資金貸付の実態及び選考基準の設定、教科書展示会の実績及び業者に対する教科書發送等委託の可否、学校給食の普及と關係諮問機關との關連及び準貧困児童に対する補助対策、各種審議会委員に対する報酬支払いの事情と不用額の理由等の諸問題。

総務部及び総務質疑におきましては

道税滞納繰越分の収納率低下の理由と、収入確保の対策及び娛樂利用税、鉾区

税、家畜税等滞納繰越における収入率の低い理由並びに納税意欲の高揚対策、使用料、手数料中特に事後徴収によるものの収入歩合の低いものに対する収入確保対策、道職員の出張、石狩支庁、小樽土木現業所の職員不正事件の内容、部内会合における食糧費支出の是正等綱紀肅正に關する諸問題、東京事務所に於ける食糧費、自動車借り上げ料、市外通話料等多額の支出に対する合理的是正対策の確立、道税過年度収入、税外過年度収入未済等の内容について、決算書上明らかでないものに対する取扱い上の再検討關連して、食糧費、報償費等広義な意味の目の設定に対する見解、道機構の中における総務部の位置づけに關連して、職員給、旅費、食糧費、諸手当等他部局との關係及び対比、予算費目流用金額と、その理由及び同費目に対する今後の事務処理に対する見解、化学工業開発促進費のうち、借損料の内容及び職員福利厚生施設費中、報酬、旅費、分担金、筆耕職訳料、工事負担金等の内容、自治労北海道連合会補助金の内容と、これを前渡扱いとした理由、庁内乗用車の数と維持管理の状況、私学並びに学大等に対する補助金交付の基本的見解と、私学に対する指導方針、予算追加額以上に不用額を生じているものの件数とこれが理由、労働金庫貸付金にかかる労金との取りきめと労金に対する監査実施の可否、扶養手当支給に対する扶養義務等關係書類の不備なもの及び誤払い等の有無、カメラ、自転車等道有物品の管理状況と適正管理対策、決算剰余金と地財法第七条の關係とこれが実施の有無、物品購入に當り、特定業者の排除と、適正購入に対する見解、市町村、各種団体に対する交付金、補助金等適時交付に対する見解、水産試験場予算の実態と充実強化に対する所見、提出資料の不備に關連して、部局、出先機關等に対する掌握態勢の確立、予算執行に當り、執行権確立に対する所見等々の諸点について、活々なる質疑応答がなされた次第であります。

しかして、これらの質疑を通じて、さきにも申し上げましたが、三月二十日、各党より、一応、それぞれの意見が提出され、その後、各党代表者間において、数次にわたる検討、調整が加えられました上、昨十三日の委員会において、さらに慎重審議の結果、満場一致、次に申し上げます意見を付し、昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件は、これを認定することにした次第であります。

すなわち、本決算に対する意見といたしまして、普通会計歳入におきましては、

第一に、過年度収入は、予算上雑入の目に包括し、節として整理しているが、決算上税外収入に属する前年度繰越額及び調定額並びに収入済額が明らかにされてないことは、適当でないで、目を新設して整理すべきである。

なお、節の内訳等についても、附属書類等により明確にすべきであること。

第二に、税外収入については、一そう増収をはかり、歳入の確保に努めるべきであり、特に堤塘使用料並びに水利使用料においては、多額の歳入未済があるが、実際に使用しているものに對し、現地調査の徹底を欠くものがあると認められるので、事務処理を改善強化し、増収をはかるべきであること。

第三に、貸付金収入中、生業資金貸付、消費生活協同組合貸付、機械貸付等について、その償還成績不良のため、多額の滞納繰り越しを示していることは、例年指摘されているところであるが、特に長期にわたり、多額の収入済となつていものがあることは、まことに遺憾にたえないので、これらの整理について特段の努力を払うべきであること。

普通会計歳出におきましては、

第一に、不用領を生じているものうち、年度内において減額更正の措置を講じ得ると認められるものも散見されるので、これらについては、適時予算更正の措置を講ずべきであること。

第二に、沿岸漁家兼業対策費中、営農資金貸付については、いずれも年度末近く貸し付けられているがごときは、予算の効率的運用上からいつて、適当でないで、改善すべきであること。

第三に、予備費を充用して節を新設し、他の節より流用して、所要額を整理していることは、適当でないこと。

第四に、道職員道道内外出張については、年度末にこれが集中する傾向がある一面、概要なる立場にある者の長期間不在の事実も認められるので、行政執行上支障を与えるがごときでないよう、また、出張前における緊密なる部内連絡により、出張業務の合理化と旅費の効率化につき、十分留意すべきであること。

第五に、工事等請負契約の締結並びに予算の執行に当つては、関係法令、条例、規則に基いてなされなければならないのかかわらず、適正を欠くものがあり、特に予算の執行に当つて、その本質を逸脱し、目的外使用等を行なつていものがあることは、はなはだ失当であること。

第六に、食糧費の節内の区分が不明確であるから、附属書類等によりこれを明確にすべきであること。

第七に、食糧費、自動車借り上げ料において、請求書の単価等に不明確と認められるものがあるが、これは支払い金額確定の基礎となるものであるので、明確に処理するよう改善すべきであること。

次に物品管理につきまして

第一に、各課取扱いのカメラ、自転車等の受払簿の整備に留意するとともに、職員に長期にわたつて貸付しているものうち、活用されていないものも認められるので、これが整理に努力し、管理に万全を期すべきであること。

第二に、多量のガソリン購入等に関しては、しばしば監査委員より指摘されているところであり、これが改善措置を講ずべきであること。

さらに、監査委員の審査意見及び決算審査結果の順守につきまして、予算の執行に關し、監査意見書及び決算審査意見において、毎年同様の事項が指摘されているのかかわらず、改善の措置がとられていない事項が多数見受けられることは、遺憾である。指摘事項については、再びこれを繰り返すことのないよう特段の注意を払うべきであること。

以上十三項目の意見を付し、付託されました昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件は、これを認定議決すべきものと決定いたしました次第であります。これらの審査過程におきまして、

第一に、決算資料の提出に當つては、本庁、各部局及び各出先機関を掌握し、資料の適確を期するよう留意すべきであること。

第二に、道税の滞納繰り越し調定後における減額の内容は、附属書類等により明らかにすべきであること。

第三に各種貸付金利子の延滞分については、説明が十分とはいいがたい、従つて、今後、これが検討の上明確に提示すべきであること。

第四に、労働金庫に対する貸付金につき、その受け入れを道費預託とせしめていることは、貸付金利子と預金金利子とに矛盾を生ずる等よりしても適当でないで、中小企業維持振興資金中、商工中金等に対する貸し出しと、同様の取扱いを行わしめるべきであること。

第五に、労働金庫運営に關し、道労働部が主要労働組合、財務局との懇談会を開催していることは、労働金庫が安定した基礎の上に運営されている現実か

ら、不必要であり、かつ、誤解を招き、遺憾であること。等が強く指摘され、今後の改善が要望されましたことを申し添え、本委員会における審査の経過並びに結果の概要を申し上げ私の報告を終わります。

○四月十五日 午後二時五十四分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十六分、一旦休憩、午後九時四十六分再開、諸般の報告の後、日程に追加し、会期延長の件を議題に供し、四月十六日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第一議案第一号ないし第二十七号、第三十八号、第四十号、第四十三号、第九十四号ないし第九十六号及び第九十七号を議題に供し、大島(三) 予算特別委員長(自民)より、委員会における審査の経過並びに結果について報告、

ついで高田議員(社)より、高田議員外四十一名提出の議案第一号、第十八号及び第四十三号の修正案について提案説明があつて、直ちに討論に入り、伊藤(作)議員(自民)より修正案に反対原案に賛成、山下議員(社)より、修正案に賛成、原案に反対の討論の後起立による採決に入りまず高田議員外四十一名提出の議案第一号及び第十八号の修正案を問題として採決の結果起立者少数にてこれを否決、次に議案第一号及び第二十一号は起立者多数にて委員長報告のとおり原案可決に決定、次に高田議員外四十一名提出の議案第四十三号の修正案中予算特別委員長報告の修正部分と共通の部分を除く他の部分を問題として採決の結果起立者少数にてこれを否決、次に修正案第四十三号の修正部分について諮り、異議なくそのことに決定、次に議案第四十三号の修正部分を除く他の部分について採決の結果起立者多数にて委員長報告のとおり原案可決に決定、次に残余の議案第二号ないし第十七号、第十九号ないし第二十七号、第三十八号、第四十号、第九十四号ないし第九十六号、第九十七号はいずれも委員長報告のとおり議案第二十六号及び第二十七号については修正議決、その他の議案はいずれも委員

長報告のとおり原案可決に決定、議事進行の都合により本日の会議はこの程度にとどめ明日は特に午前零時五分に繰上げて開議することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後十一時五十分延会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果について御報告申し上げたいと存じます。

本委員会に付託せられました案件は、昭和三十四年度追加更正予算関係議案二十件及び昭和三十五年度予算関係議案三十五件のほか、昨日併託になりました議案第九十七号を含めた計五十六件であります。このうち、昭和三十四年度追加更正予算関係議案につきましては、去る三月二十一日に、また、急施を要する宝くじの発売に関する件及び昭和三十四年度歳出予算繰り越し使用の件の二件につきましては、去る三十一日に、それぞれ、これが審査結果の御報告を申し上げた次第でありまして、今回御報告申し上げますのは、議案第一号ないし第二十七号、第三十八号、第四十号、第四十三号及び第九十四号ないし第九十六号及び第九十七号の三十四案件であります。先議議案等の関係もあり、これら議案の審議に入りましたのは、去る三月二十一日からでありまして、審査に当りましては、これらの議案を各部所管ごとに分け、二十一日及び二十二日の両日は民生部所管、二十三日は衛生部所管、二十四日は衛生部所管の統行及び土木部所管、二十五日は建設部所管及び農務部所管、二十六日は農務部所管の統行、二十八日は農務部所管の統行及び水産部所管、二十九日は水産部所管の統行、三十日は農地開拓部所管、三十一日は農地開拓部所管の統行及び商工部所管、四月一日は商工部所管の統行及び労働部所管、二日は林務部所管、四、五の両日は教育委員会の所管、六日は公安委員会の所管、七日以降日曜日の十日を除く十二日までは総務部所管及び総括質疑を行なうという次第で、実に二十日にわたつた次第でありまして、この間、委員会といたしましては、新年度開始前、何とかこれを議了いたされた意向から、連日長時間にわたり審議に精魂を傾けてまいつたのであります。が、ついに今日に相成つた次第であります。

しかして、付託案件の重要性にかんがみ、さらに精査検討を加え、できま

らは、意見の一致点を見出しますため、十二日の質疑終結後直ちに各党代表者会議において意見の調整をはかることとし、十三日、十四日及び十五の三日間にわたり、各案件について慎重な検討を行なつたのでありますが、議案第一号及び第十八号及び第四十三号の三件につきましては、ついに意見の一致をみるに至らず、本日の委員会において、多数決により、これを決し、その他は、全会一致で、それぞれ、修正または原案可決とされた次第でありまして、この間、本委員会設置以来、休日を除き、実に延べ二十六日間にわたり、委員各位におかれましては、終始慎重、かつ、御熱心なる審議をされました御苦勞に對し、この際、衷心敬意を表する次第であります。

申し上げるまでもなく、付託せられました案件は、現下複雑なる経済的、社会的情勢の中に、昭和三十五年度道政の主任ともいへべき普通会計及び特別会計の年間予算額七百二億一千五百二十一万余円を初め、これに関連いたします起債、出資金、職員定数条例の改正案等の重要案件にかかるものでございまして、今次予算案の性格につきましては、理事者の説明によりますれば、歳出面において、中級職員の給与是正、期末手当の増額支給並びに石炭手当の改訂等給与制度の改正によるもののほか、教職員の増員等による人件費の増加に加え、開発公共事業費における道負担の増加等が見込まれる反面、歳入面においては、その大宗をなす道税及び地方交付税において自然増収が見込まれておりますが、三十四年度において実施されました国税、地方税を通ずる減税による道税並びに地方譲与税の減少があるため、歳出需要に對應する一般財源の伸長は、多くを望み得ない状況にあり、従つて、今回の予算編成に當つては、まず、長期にわたり健全財政を堅持する方針のもとに、経費及び資金の重点化、効率化をはかるとともに、年間予算主義をもつてこれを編成し、災害、その他制度改正等特別な事情の発生しない限り、原則として、追加更正措置は行なわれないよう配慮し、さらには、明年度における道財政の見通しにかんがみ、財政構造の体質を改善するため、人件費の抑制をはかるとともに、物件費等の消費的経費を極力節減し、あつた限り道政執行方針に掲げる政策事項の予算化に努めるとの基本的な考えの上に立つてこれを編成いたしましたのであります。

しかしながら、本予算は、知事が改選後初めてみずからの手によりこれを編成し、その性格を明らかにいたしましたものであり、従いまして、委員会におきましては、さきに知事が道政執行方針において示しました本道経済の現状分析並びに今

後の見通しと、その上に立つた道行政執行の諸施策及び教育委員が示した教育行政方針の諸施策との関連において、貿易自由化に伴う国際的視野における本道経済分析の適否、執行方針がいかに予算面に具現されたか等を中心に、本会議において十分思し得なかつた諸点、その他道政諸般の問題について、道民生活の福祉向上の観点に立つて、あらゆる角度から、熱心なる論議がかわされた次第であります。

いま、ここに、各部所管ごとの質疑を通じ、論議の対象となりました主なるものを申し上げますと、

民生部所管におきましては、

民生委員の選任基準とこれが政治活動に對する抑制措置及び児童委員兼任の適否並びに活動支援費の予算化、社会福祉諸団体に對する指導方針並びに社会福祉施設、特に生活保護施設児童福祉施設等の整備拡充対策、心配ごと相談所の運営方針、生業資金制度の適正運用、社会福祉館復旧の見通しと児童館設置に對する年次計画の有無、敬老年金の廃止と老人クラブの設置に關連して老人福祉対策の基本的な考え方及び具体的推進方策並びに老人クラブ設置構想、道立養老院の運営方針、精薄児、精薄者対策に關する基本的な考え方及び精薄者援護施設費の事業内容及びこれに伴う雑収入の内容、母子福祉対策及び身体障害者福祉対策の基本的な考え方と具体的推進方策並びに母子相談員の増員とこれが待遇改善対策、災害救助基金を積立てない理由及び他府県の実態並びに昭和三十五年度における災害救助費の決算見込み、児童福祉法による乳幼児保育の最低基準に對する見解、保育所整備拡充計画と新設六カ所の内容及び措置費以外の経費徴収に對する規制措置並びに指導方針、青少年問題協議会の運営、指導目標及び同事務局の構成並びに既設関係施設団体との關連、青少年問題協議会費並びに青少年健全育成対策費の事業内容及び同費目中旅費、食糧費の使用内容、非行青少年多発地域に設置される特別指導地区の設置解想並びにその目的、遺族會に對する補助の理由と内容、北方方面の遺骨送還促進に對する見解、引揚者給付国債の買上げわく、担保貸付わくの拡大及び引揚者給付金の時効完成見込数と、これが指導対策並びに引揚者更生資金の償還に對する方針、旧土人厚生対策に關する考え方及び現況と旧土人保護法の効力、民生部關係特定財源の使途並びに特定財源が一般経費に吸い上げられていることに關連して民生部の予算編成に對する基本的な考え方等の諸問題について。

衛生部所管におきましては

保健所における業務区分の明確化及び運営協議会に対する旅費等運営費の予算措置、保健所整備計画と本年度予算の関係及び保健所公宅建設に対する町村負担の実態とこれに対する見解、食品衛生監視及び屠畜指導関係職員の職務執行態度とこれが指導方針、保健所における上、下水道に対する指導並びに栄養室、歯科室の整備活用に対する見解、避地医療対策及び診療所に対する道費未措置の理由並びにこれが推進措置、医師補充対策及び医学研究手当の対象並びに道立医療機関における医師及び委託病院数、保健婦需給対策及びこれに関連する衛生学院設置構想並びにこれが移行期間における保健婦養成機関との関連、麻薬取締りと中毒患者対策、血滋銀行における保存血液の需給状況及びこれが対策並びに採血車購入の考え方、放射能に対する現状把握の問題及びこれが対策と、予算計上に対する見解並びにアイソトープの人体に及ぼす影響、道立薄野病院売り払いに対する方針、成人病及び職業病に対する積極的対策、食品営業の許可更新年限と更新手数料改正に対する見解、カナダ製輸入脱脂粉乳による学童中継事件に関連し道内移入の有無及び貿易自由化に伴ない見込まれるこの種事件の予防対策、狂犬病予防対策に関連し予防注射料と畜犬登録の実態に対する考え方、斃獣処理指導の内容、罂粟検査費による自動車購入の目的並びに罂粟検査嘱託獣医師に対する処遇及び検査手数料収入の実態からする予算計上の基本的な考え方、盗難牛馬の屠殺未然防止に関連し屠場法による検査申請書の提出及び記載事実確認対策、簡易水道道費助成に対する基本的な考え方及び補助申込みの実情と、三十五年度事業計画並びに年次計画、温泉審議会の運営状況及び十勝川大衆温泉新設に対する考え方、集約酪農地域指定地における乳製品工場設置に関し、食品衛生法に基づく許可、酪農振興法による承認との関係及び指導の状況並びに事例に対する関係部との調整、公害の定義及び公害対策の今後の方針、なかんずく、煤煙の防止に対する所見及び主要都市に対する指導、知事の執行方針と関連し衛生部重点施策と予算の関係及び予算に計上されない独自計画事業の内容、衛生部予算編成の基本的な考え方に関連しそ族昆虫駆除費等環境衛生指導関係予算が年々漸減している理由及び知事公約との関連、特定財源より見て結核予防費、結核対策費、環境衛生指導関係諸費の事業経費が受益者負担加重となっていることに対する見解及び事業収入の還元に対する考え方、総合開発推進に伴う医療行政費の地方負担増に対する調整対

策及び地域差解消に対する考え方等の諸問題について。

土木部所管におきましては

臨時職員定数化の方針及び土木現業所における事務責任の明確化、土木機械整備特別会計設定の構想及び理由並びに公共事業との関連、道単独改良事業の適債事業化の見通しと、適債事業抑制に対する見解、道路維持補修費の内容と道道補修整備の見通し並びに機動性補修センターの具体的構想、道路五カ年計画の進捗状況及び舗装において補助分が直轄分より低い率となっている理由、道路除雪費増額に伴う交通確保の延長予定及びこれが道道に占める割合、道道昇格の方針及び今次認定の総キロ数並びにこれに伴う交付税算定における変化の見通し、国道昇格の見通し及び関係道路編入の状況、道路工手過重担当の実態と、これが増員等による解消対策、道路行政に対する知事の執行方針に関連し、冬季交通の確保及び国、道道整備状況並びに側溝整備に対する助成と、これが現状に対する所見及び対策、地方道の総合開発効果調査費に関連し、総合開発企画本部との関係、河川監視員担当区域アン・バランスの実態に対する再配分等による解消対策、道路河川改良にかかる土地購入費及び家屋移転等に対する補償金の増額、小規模河川改修費新設の目的及び河川局部改良事業との内容区分、河川改修工事関係費の増により改修年次計画に及ぼす影響及び森林より受ける被害防止のための治山治水関連機関との連携、町村河川に対する助成対策、土木部関係使用料歳入減の理由及び堤塘敷地調査費新設の目的、水質汚濁調査の実施箇所と施行方針、海岸浸蝕防止事業費の増額並びに前浜保全等工事施行の方針、告物取締りの範囲と指導要領等の諸問題について。

建築部所管におきましては

低家賃住宅の意義及び第二種公営住宅入居者に対する減免措置と関係条例改正の要否、三十四年度より第一種公営住宅において減、第二種公営住宅において増とした理由及び道営住宅の比率低下についての見解、公営住宅国庫補助率引き上げに対する中央折衝の経過と見通し及び不足住宅解消策並びに道庫自の解消計画、第二次五カ年計画における住宅対策とその見通し、住宅公社に対する資金貸付計画の有無、建築工事監督指導の負担加重解消策、建築防災対策費の内容、計画及び関連する耐火建築促進費補助内容並びに指導対象となりながら補助ワクの関係で補助未措置となっている事例に対する措置、真駒内団地における新設住宅の築上破損実態とこれが補償責任、車庫防止対策推進のため建

策基準法改正点の有無並びに環境衛生等よりする公害対策協議会等設置に対する見解等の諸問題について。

農務部所管におきましては

農林漁業基本問題調査費に關連し、基本問題に対する見解及び具体的調査内容並びに同問題審議会設置の目的構想、設置条例を時限法とした理由及び農山漁村振興対策審議会との關係、寒冷地營農対策に關連し、三十四年度において資金において多額の未執行予算を出している理由及び寒冷地農業振興対策委員会の運営状況、農業用機械導入に對し、貸付制度より補助制度に移行したことに伴う影響、維持管理及び技術者養成に對する考え方並びに特別会計設定に對する見解、僻地農山漁村電氣導入に對する希望状況及び農林省に對する折衝状況、農家負債整理に關する自創資金条件緩和についての進捗状況及び農家負債実態調査費の内容と農家負債整理対策委員会の運営状況、農業共済基金運用の現況及び本制度活用対策並びに農業協同組合育成のための監査と指導の方針、玉ネギ移出検査条例に關し、道営検査とする理由及び生産者受け入れ側との事前協議の有無並びに玉ネギ消流対策の推進、農産物価格安定対策として關係団体より保証基金設置について出資希望があつたのに對し、貸付金とした理由及びこれが共販制度推進に及ぼす影響とこれに對する考え方、農産物消流改善対策費中種バレイシヨ展示場設置の計画内容、地帯別農業振興対策の推進と農民みずからの立ち上り意欲に對する指導方針並びに生産共同化の構想、ビート長期生産計画策定に對する見解及び計画完成時期と作付時期の關連に對する見通し、計画案の提示時期、園芸農業振興に對する知事公約と計上予算過小に對する見解及び本州派遣技術研修計画の構想並びにこれが活用対策、農業改良普及事業指導上の重点目標、普及員の配置、人事交流に對する見解、全国的に見た普及員設置状況、事務所、公宅、運営費の負担実態に對する考え方及び普及協力員制度廃止の理由並びに海外派遣技術者の活用対策、農業試験機關の整備構想、肉牛増殖五カ年計画積算基礎及びこれが消流計画に對する見解、牛乳全道共販制度確立に對する基本的方針及び地域共販の進捗状況と全道共販へ移行の見通し並びに原料乳争奪戦の実態に對する原料乳検査等集乳合理化の推進、集約酪農地域指定地における乳製品工場設置に關し、食品衛生法に基く許可、酪農振興法による承認との關係及び関係部との調整、乳牛栄養障害対策及び固有貸付牛の貸付方針と法指定地域外希望農家対策並びに学校給食用粉乳を學校

給食費に入れない理由、人工授精事業対策、低位経済農漁家畜産振興に關し、小畜畜についての貸付期間の延長、算定基礎単価の引き上げ仕續に對する貸付方針及び養鶏共同飼育の事業方針、後進地帯、離島等に對する家畜導入対策並びに飼育管理の技術指導、普及技術員の増置に對する見解、家畜防疫のための牛馬強制検診に對し、手数料のほかに証明手数料を徴収すること及びこれが改訂に對する見解、家畜保健所の適正運営と、防疫員待遇改善対策及び家畜衛生車購入、配置状況と計画並びにこれが運営費予算措置との關係、地方競馬費にかかる負担金、補助金、施設費に對する補助内容及び協力会、連合会主催者協議会の性格並びに計画、貿易自由化に伴う本道農政に及ぼす影響、これに對する基本的態度、特に輸入大豆の自動承認制度に對する要望書の考え方と議會意思との關係及び提出先、輸出農産物の現状及び生産振興の具体的計画並びにこれに關連して、地帯別適正農家基準改定の必要性等営農體質改善の意義と具体策及び乳牛経済頭数に對する考え方及び確保に對する具体策並びに酪農製品生産コストの引き下げ、消流の拡大対策、ソ連輸入ニシン問題に關連し、これが見返りとして本道農産物の輸出に對する見解等の諸問題について。

水産部所管におきましては

沿岸漁家経済振興促進条例の改正による漁業信用基金協會債務保証制度の新設に對する見解及びこれが運営方針、沿岸漁家兼業対策の実績及び土地改良事業の推進対策及び指導合理化対策、水産業協同組合の育成と漁業協同組合連合会整備促進に對する方針並びに見通し、漁家負債整理対策の推進、水産物消流対策の推進及び魚業卸売市場の指導監督、漁業共済制度の強化推進対策、漁業涉外対策費及び漁業振興促進費の内容、沿岸漁業、底曳漁業の競合調整及び漁業秩序維持対策、新漁場開発のための試験操業の現況と、その見通し、避難港確保の見通し及び本格的操業までの開発海域確保に對する考え方並びに本格操業へ移行の漁船大型化、金融措置、許可方針等中型機船底曳網漁業の合理的転換指導対策、内水面密漁取締り及び違反操業に對する取締りの強化、トド駆除の積極的対策の推進、水産業改良普及員の現状と、国からの新規増員措置に對する道の措置実情並びに身分保障対策、漁港施設整備のため漁港利用料収入の還元方針及び船塲場整備強化と補助率の引き上げに對する見解、北洋漁業再編成に伴う母船、独航船の減船による本道漁業に与える影響及び減船に對する道の基本的考え方並びに出漁不能となつた漁船の救済、補償対策、自衛隊高射砲

射撃演習に伴う地域漁民の被害完全補償措置、水産関係台風災害復旧の進捗状況、道立水族館施設の整備強化と水族館収入に見合う予算措置に対する見解、水産物高度加工の指導及び消流対策の強力な推進並びに水産物検査に対する見解、水質汚濁の原因究明と関係部局の連繫による防止対策の推進及び淡水魚を初めとする水産資源の維持培養に対する具体策、ソ連産ニシン輸入により本道漁民に及ぼす影響並びに輸入に対する見解、道費予算総体の中に占める水産部予算の伸張率の低くなっていることに對する所見及び三十四年度より増となっている費目内容等の諸問題について。

農地開拓部所管におきましては

農家負債整理対策にかかる自創資金わく確保に對する庁内関係部課との連繫状況と、資金交付の見通し及び土地取得等自創法本来の資金要求資料の農林省提出の時期並びに交付額の見通し、④法資金貸付に關し、開協、農協の二重加入者に対する扱い及び開協に對し資金貸付ができない理由並びにこれが対策、開拓不用地返還問題に關し、當農不適地の完全調査実施の有無及びこれら地域を二、三男の入植及び造地増田または酪農地域としての活用に対する再検討、本道の自主性による合理的入植計画に對する見解、新々開拓制度に對する道の見解とその影響及び農林省の見解と本制度の実施見通し、不振開拓農家集団移転の年次計画及び構想並びにこれが負債軽減に對する措置方針、土地改良事業にかかる国庫補助率と道担当の現況及び自己負担分の融資ワクの拡大に對する見解並びに普及指導員の養成対策と配置の適正化、土地改良事業団体連合会貸付金に對する合理的な運営指導の方途及び沿岸漁家振興対策に關し、団体管としての土地改良事業施行の方針、大野嶺排事業にかかる現地情勢の把握と、農林省との協調の状況及び発電による固定資産税還元の方途、篠津地域開発の見通しと開発に伴う農家自己負担分に対する整理の見通し、普通河川及び堤防敷地耕作農家の実態及び条例改正意思の有無並びに水利権をめぐる水田農家の実態と無届け者解消対策、浜益村における開拓地、林地の競合問題に對する調整指導対策の経緯、島松演習場防災事業の完成見通し及び予算額に伴う技術者の充足対策並びに下請業者の労務資金不払いの実態とこれが対策、自衛隊演習地取得問題に關し、高射砲基地設置の法的手続き及び知事行政権限との関係並びに志路湾付近潜水艦基地問題の経緯及び銭函演習地既買収事業に對する認識の状況と見解、シカによる被害農家の救済対策及び狩猟法との

関係、開拓保健婦の増員と待遇改善の方途等の諸問題について。

商工部所管におきましては

商業振興対策に關連し、やみ金融に對する基本的対策と、金融機関の預貸率及び商業地の地価騰貴に伴う物価への影響並びに土地の高度化利用対策とアーケードの設置に對する助成指導、中小企業の制度金融運営に關し、金融機関の預託強要に對する認識と指導対策及び關連して、零細企業の実態把握状況及びこれが対策、貿易の自由化に伴う中小企業に對する基本的対策及び企業課税の特別措置に對する所見並びに特別対策班設置の目的及びその性格と輸入大豆の自動車承認制度に對する要請を行なつた考え方、道産製品の保護育成に關し、その愛用運動等これが具体策及び製品コスト引き下げに伴う労働賃金への影響に對する所見、商店従業員福祉対策及び税に對する実情把握とこれが対策、企業診断に關連し、その計画と計上予算過小に對する所見及び診断に對する考え方、商工指導所と道の関連性及び診断結果に對する措置並びに融資あつせんに伴う金融機関との折衝内容、遠隔地に對する診断態勢及び診断に對する責任態勢、診断申し込みに對する選択の基準及び選択のため審議会設置に對する所見、商工指導所に對する指導監督権の有無及び巡回指導相談所強化に對する所見、中小企業相談所に對する補助金減額理由、商工業振興対策委員会の前年度における運営状況及びその実績並びに青色申告に對する所見、福岡物産幹旋所の廃止に關連し、これが機構改革との関連性及び神戸貿易幹旋所の存続並びに観光課設置に對する構想、北海道消流対策連絡協議会の運営実態及びこれが活用化、日・中、日・ソ貿易に對処するための産業体質改善対策と、影響及びナホトカ貿易の國館集荷に對してとつた具体的措置並びに貿易協同組合方式による地域貿易の促進と、産業体質改善の意義及び北海道貿易促進協議會に對する助成金打ち切りの理由並びにバーター制によるソ連ニシン輸入に對する見解、中小炭鉱に對する企業診断の強化に關し、診断実施の具体的内容と、予算措置に對する考え方及び中小炭鉱に對する金融措置並びにこれが対策のため専門委員会等設置に對する所見、計量指導助行に關し、石炭の量目不正防止対策として、搬送途中における隨意検査及び容器等の指定を行なうことに對する所見、工場誘致に對する基本的な考え方及び条例改正の意図する産業育成の構想及び助成措置、国鉄運賃改訂に關し、法案に示された品目及び改訂による影響と具体的増高額、二種及び三種空港整備に對する考え方及び關連して、千歳、

丘珠商空港の軍用、民間分離問題に対する所見、三十五年度予算要求に当り、地域より要求のあつた具体的内容及び取り上げられた事項、観光映画製作委託の内容、木工集団化に対する助成と指導対策、競輪廃止の具体的計画等の諸問題について。

労働部所管におきましては、

地方労働委員会予算減額の理由及び人事委員会規則による事務局長、課長等の地位、不当労働行為の発件数及び調整関係件数並びに委員会活用に対する見解、中小企業労働者に対する援護対策及び道費による援護施設設置に対する考え方、芸能大会開催について予算措置要求を行なつたかいなかの問題及びその理由並びに明年度開催に対する所見、経営者の道内労働者雇用に対する指導協力に対する考え方と方針、出稼援護相談所予算未計上の理由及び今後の助成に対する所見、日雇い労働者就職促進費貸付後の指導並びに貸付金回収に対する道の考え方、本州よりの季節労働者と道内失業者の關係に関する情勢把握の状況及び道内失業者充足の経路と、これが打開策としての職業訓練所の増設等による技能養成対策、小樽市における日雇い労働者集合所の建設費補助金に対する考え方、失業対策事業において吸収対象人員の増加に反し、失対事務補助費の減少に対する考え方、失対労働者の賃上げに際し、その地域的振り分け及び石炭手当、期末手当並びに知事給与金に対する措置と、これが制度化に対する見解、副監督、事務補助員の待遇に関する具体的内容と、他府県における措置状況及びこれが身分の早期切りがえと、定数化に必要な予算額並びに小樽失対事業所の賃金不正受給と身分の不確定に対する再検討、一般及び総合職業訓練所の個所づけ及び設置に至つた経緯並びに追加提案に至つた事情、雇用労働者の賃改善、炭鉱離職者臨時措置法により援護を要する人数及び炭鉱離職者訓練所設置に至るまでの当面の対策、農業労働者の失業保険適用に対する方途とその見直し、婦人労働者の内職あつせん対策及び年少労働者の福祉対策に対する所見、職業安定所及び労働基準監督署の増新設に対する考え方、国の労働行政に対する見解及び道独自の労働行政執行に対する見解等の諸問題について。

林務部所管におきましては、

緑化推進運動の具体的な計画及び造林事業の進捗状況並びに分収造林の実績、学校植林育成対策、造林事業振興に關し、野原の駆除対策及び造林費用経費の所得税控除に対する見解並びにカラマツ苗木苗圃の実態と造林面積減少の

理由、保安林損失補償に対する調査及び適格判定の実績並びに留落林、農用林等の積極的な造成に対する見解及びこれに伴う農地との競合に対する調整方針、農地と林地競合にかかる浜益村所在民有林買収の経緯、未利用開拓地返還に伴う利用の高度化に対する計画方針、道有林における林力増強計画の進捗状況及び原木売り払いの業態別実績と立木払い下げの方針、道有林野山火警防協力会と森林愛護組合との關係及び交付金減額の理由と交付税との関連並びに火災に際しての出動実績と、その手当支給状況、森林組合の事業内容と資金貸付事業の概況及び組合に対する検査の目的とその効果、木炭の需給状況及び出荷調整対策並びに生産者価格変動の原因と、今後の需要減に対する根本対策、民有林業に対する機械化の指導構想及び機械化に伴う労働者対策、林産工業立地条件調査完了のめど及び調査後における措置方針並びにチップ産業に対する指導助成対策、自然公園の指定遅延に關し、機構上欠陥の有無及び關係官庁との関連並びに自衛隊演習地介入による障害の有無、自然公園施設整備、高山植物の保護、登山道等に対する管理状況及び観光課設置に対する見解、原生花園の価値及び湧沸湖干拓計画に対する見解並びに観光地の森林伐採と風致との關係、治山事業の全国的な実績と、本道の占める割合及び事業費増額に伴う執行態勢、林業指導所近代化の構想及び道費による研究の方途、シカ駆除対策と狩猟法との関連、筆耕職訳料の内容と、この科目より準職員費支給のぜひ、貿易の自由化に伴う本道林業のあり方とその対策、市場木材価格安定対策及び道有林立木売り払いに伴う用途別価格相違の理由並びに国鉄運賃改正に伴う木材、木炭等に及ぼす影響等の諸問題について。

教育委員会所管におきましては、

義務教育諸学校における国の基準と道の基準のアン・バランス解消対策及び養護教員、事務職員の増員に対する考え方、公立小・中学校及び道立高等学校の需要費、教育旅費、諸手当等増額に対する見解及び高等学校施設整備五カ年計画実施に伴う執行方針並びに道費による防火施設整備対策、教育委員会の自主性に対する所信及び高等学校設置乙号基準達成三カ年計画に対する基本的態度並びに予算未措置に対する見解と、知事との折衝経緯、高等学校学級増設の計画に伴う地元負担の実態とこれがぜひ、機構改革に關連し、道立教育研究所に対する考え方、日高門別幾千に校における無資格教員勤務問題に対する経緯と、これに対する人事管理のぜひ及び欠員補充の状況と責任の所在並びに人事

管理の適正化をはかるため、地方教育局長に対し、権限移譲を行なうことに對する考え方、校長管理職手当の削減とこれが懸案事項解消のため予算化するこ
とに對する見解並びに教頭管理職手当支給に對する見解、僻地教育振興に關し、
教員の待遇改善と人事交流に對する考え方及び準級、複式制の解消策、教材、
教具等の整備、無電燈校解消対策並びに教員研修と子弟進学のための施設設置
対策、社会教育振興に關し、公民館設置に對する補助増額と、走る公民館の増
設、道立図書館分館の設置対策及び青少年育成指導と指導主事の増員、養成計
画並びに社会教育費増額に對する見解、学校給食普及に關し、未実施校の解消
と施設に對する道費補助及び給食用小麦粉値上りに伴う国庫補助の増額、
給食婦の待遇改善等の諸対策並びに未実施校に對する要保護児童に對する補助
適用の考え方、肢体不自由児童養護学校設置に伴う予算未措置の理由と国庫補助
との關係及び実現の見通し並びに知事との予算折衝経緯、精神薄弱児童養護教育
に關し、養護学級増設に對する計画の有無、審議会設置の見解及び養護学校増
設計画と既設学校の施設整備充実対策、教育課程改訂に伴う研修会実施に對す
るあり方及び道職員以外の受講者に對する旅費支給の見解、日本学校安全会法
の制定に伴う予算化の時期と、その間に発生した事故に對する責任の分野、総
合開発の進展に伴う産業教育の推進対策及び高校実業課程の学級増設に對する
考え方、児童、生徒の減少に伴う学大進学者の制限等に對する見解、高等学
校通信教育の普及対策と独立校設置の見解、野幌高等学校の校地取得と防火施
設の整備状況、小樽水産高等学校寄宿舎復旧対策と、急務を要する予算のあり
方に對する見解並びに小樽盲ろう学校施設の現況と対策対策等の諸問題につい
て。

公安委員会所管におきましては、

公安委員会の権限と道警との關係及び治安維持等に關する公聴会開催に對す
る見解、警察官定員増未措置に對する考え方及び警官人事の発令時期と赴任旅
費との關係並びに警察官に對する超過勤務手当、日額旅費等の支給状況、警察
官待遇改善の一環として、永年勤続者の昇給頭打ちとなつてゐる者に對する改
善策、僻地警察官の教養向上対策、警察行政費中報償費の内容、代用監獄にお
ける専任職員の設定に對する見解、警察施設整備計画と標津警察署復旧遅延
の理由並びに機動力整備計画と、購入予定諸車の配置計画、警察署、駐在所、
派出所の新增政策に當り、地元の寄附行為に對する見解及び是正に對する所見、

青少年犯罪の傾向と指導方針及びこれが係員の教養問題、青少年保護育成条例
との關係並びに民生部の特別指導地区の相違、道路取締法の運用状況及び、同
法改正に伴う予算化の問題、交通事故防止に對する態度、他機関との連絡状況
並びに自動車運転免許、試験官の資格、身分に對する見解、道内暴力団の動向
と取締り方針及び関係機関との協力態勢並びに再犯の高率の理由と指導防止対
策、学芸大学における学生逮捕事件の経過及び学園自治に對する見解並びに自
治会関係学生の就職に對し、警察権介入の有無等の諸問題について。

総務部所管及び総括質疑におきましては、

社会福祉会館復旧見通しと、建設着手、民生部関係予算の減退に關し、予算
編成に對する基本的な考え方及び社会福祉事業に對する考え方と、追加更正に
對する所見、保健所整備計画と本年度予算の關係及び保健所公宅の充実並びに
僻地医療対策の一環として、巡回診療を増加することに對する見解、狂犬病予
防対策に關連し、畜犬登録料賦課の実態に對する考え方、屠畜検査費による白
動車購入の目的及びこれを保健所費中に計上した見解、蚊、ハエ等の駆除指導
等環境衛生指導関係予算の漸減傾向に對する考え方、公害対策のための部内調
整に對する見解、保健衛生に對する基本的な考え方及び使用料、手数料等特定
財源と、一般財源の關連性に對する考え方並びに特定財源の収入事業還元に對
する所見、土木現業所の公宅問題に關連し、予算執行の責任態度及び適正化に
對する所見、道路維持補修費計上過小の理由及び増額に對する見解並びに市町
村道に對する補助強化についての考え方、北海道河川及び堤塘敷地条例の改正に
對する所見並びに水利管理に對する実情調査とこれが対策、土木機械整備事業
特別会計設置の必要性及び土木機械一元的管理方式確立に對する見解並びに道
路五カ年計画の中に占める事業量と、現有機械整備との關連性及び総合的な機械
の現状とこれに對する計画、土木機械整備事業特別会計設置に關連して、農業
機械整備に對する見解及びその他機械の適正管理対策並びに同特別会計におい
て、人件費、使用料を計上しない理由とその見解、不足住宅解消策の一環とす
る道単独解消計画の有無、道営住宅管理責任者の所在及び關連諸規則を整備し、
一貫した住宅維持管理対策推進に對する見解、農林漁業基本問題調査費に關連
し、基本問題に對する認識及び具体的調査内容並びに同問題審議会の構成及び
運営に對する構想、農家負債整理に關する自創資金条件緩和についての進捗状
況及び一般自創資金ワク確保の見通し、家畜防疫のための牛馬強制検診に對し、

手数料のほか、証明手数料を徴収することのぜひに對する見解並びに予防法に基き予防員旅費未措置に對する是正措置、學校給食用牛乳供給事業費補助金を教育庁學校給食費中に計上しない理由、農産物の貿易自由化に對する見解と、これに對する基本的態度、特に難殺生産者に對する具体策、沿岸漁業改良普及員の身分保障対策及び国からの新規助成措置に對する道の措置態度と、これが基本的な考え方、錢函附近自衛隊演習地買収に關する経緯、中小炭鉱企業診断の強化及び金融特別措置対策、中小企業対策中、特に零細業者等に對する事業税減免措置に對する見解、失對事業における副監督、事務補助員の身分保障対策、公立小学校教職員の定員確保とすし詰め學級是正対策及び高等学校設置乙号基準確保に對する見解、管理職手当の支給に關し、管理職に對する基本的見解及び教職員の僻地手当支給条例改正に對する考え方、真駒内剛地における小学校設置義務者と學校教育法との関連及び今後の措置並びに學校建築補助単価の是正に對する見解、私立學校振興貸付基金の運用に對する全体計画及び私立學校間口増に對する具体策、高教組との団交に當り、教員定員増等五項目にわたる総務部長書面回答に對する考え方、教職員新陳代謝に伴なう退職勧告の不当干渉にわたらざる配慮に對する所見、教育関係財政問題に關し、教職員給与費に對し、消費持ち出しの有無及びこれが需要費、旅費の予算に對する影響の有無並びに各學校職員に對する地方交付税算定基礎、PTA負担軽減措置として、需用費、旅費増額に對する考え方及び修学旅行引率教員旅費問題に對する所見並びに人事委員会へ提訴等の場合に對する見解、警察庁舎整備に對する国、都道府県の負担区分と公安委員会の関係及び地元寄付行為に對する見解並びにこれが是正に對する考え方、道単独道路改良事業費及び機械整備費等道債事業化の見通し並びに単独債に對する見解、道東地区の今次降雨、融雪災害による道費関係災害の復旧状況と、これが予算措置及び災害市町村の財政援助に對する考え方並びに農業施設及び種子類に對する助成対策、境界変更等に對する指導方針並びに市町村自治体の意思の尊重に對する見解、石炭手当地域別傾斜配分に對する事務進捗状況及び苦情処理状況並びに寒冷地手当増額に對する見解、超過勤務手当支給の実態と適正予算措置、道財政事情の公表に對する遅延の理由及び関係法規との抵触関係並びに今後に對する所見、本年度実施予算の海区漁業調整委員公明選挙の推進と指導対策、北方領土に關し、齒舞諸島が根室市として、交付税算定の基礎に入っていることに對する見解及び漁業権補償問題

との関連性、道税収入確保の見通し及び徴税吏員の指導方針並びに指導対策、北海道有財産整備資金特別会計における土地売却代金及び道路、排水工事請負の内容、年度内追加更正を必要とするものに對する見通し、試験船建造に關連する人件費、建造事務費等一般事務費を起債対象とすることのぜひ、北海道総合開発の推進に關し、開発方式に對する検討結果、電気料金の引き下げ、補助率引き上げ等の諸問題解決に對する考え方及び開発予算増高に對する地方負担軽減等地方財政との調整対策の推進、道内国鉄赤字路線撤去に對する態度、道内開発の地域隔差の実態と、第三次計画策定との関連におけるこれが是正対策及び事業費の投資、執行に對する見解、総合開発調査費中、産業別労働需給調整調査、工業開発及び地方道開発の基礎調査等新規事業の具体的構想、北海道減税に關連する積雪寒冷態調査の内容と、効果に對する見解、青函トンネル開さく促進に對する見解及び青函輸送力の限界並びに輸送力緩和のため、新定期航路開設に對する見解、オホーツク結氷地帯総合対策の構想及び作業のめど、機構改革に對する基本的方針及びこれが諮問のための審議会等設置構想の有無並びに予算との関係、知事の選挙公約に對する責任態度と、これが具現方策、知事の民主政治と地方公共団体の使命に對する理解の度合い及び行政指導の不備と議会に對する態度等、各般にわたつて突込んだ論議がかわされ、それぞれ答弁があつた次第であります、特に、各部所管において留保されました問題のうち、知事等の答弁によつて明らかにされた問題を申し上げますと、次のようなものがある次第であります。すなわち、肢体不自由児の養護學校の設置については、これが重大性にかんがみ、設置について検討すること、小樽ろう学校増築については、政府の補助が決定次第措置するよう努力すること、小樽水産高校寄宿舎の災害復旧については、教育長より、六月の第二回定例会を目標として措置するよう努力したいこと、水質汚濁、運等の公害対策については、保健衛生上及び農漁業の生産にも影響が大きいので、これが対策については至急検討すること、自衛隊演習地の取得に對しては、駐留軍及び自衛隊施設対策委員会の意見聴取を行なうことはもちろん、付近住民に悪影響を与えないようにしたいこと、職業訓練所に關しては、全道的配置を考慮し、農村二、三男対策を中心とする本道産業の育成と労働力需給のため、今後道の施策をもつて、一般職業訓練所を整備充実すること、等であります。

しかして、前にも申し上げましたとおり、質疑終結後は、意見の調整をはかりましたため、十三日、十四日、十五日の三日間にわたり、各党代表者間におきまして、各案件について慎重な検討を行ないますとともに、意見の調整をはかったのでありますが、議案第一号、第十八号及び第四十三号の三件につきましては、ついに意見の一致をみるに至らず、本日の委員会におきまして、右三件の議案について、修正案が提出せられ、また、議案第二十六号、第二十七号及び第四十三号については、実施期日の関係上、修正案が提出されたのでありますが、採決の結果、議案第一号及び第十八号の修正案は、いずれも、少数をもつて否決され、従いまして、議案第一号及び第十八号については、原案可決、また、議案第一号の修正案に関連する議案第四十三号については、共通の修正部分である附則を修正議決したほかは、他の修正部分にかかる修正案は否決され、従いまして、本案は、附則のみの修正議決と相なつた次第であります。この多数意見に対しましては、反対少数意見が保留された次第であります。

なお、議案第一号につきましては、本委員会における審議の過程において、特に論議の集中いたしました貿易自由化の趨勢に対処しての本道産業の保護育成強化、道外地域総合開発の実態に対処した総合開発の推進、積雪寒冷調査費に關し、北海道特別減税に關する科学的資料の整備と実現、寒地農業の確立と営農の安定を期するための農業基本問題対策、農家負債整理の促進、本道行財政の実態にかんがみ、地方交付税算定基準の有利な改訂、税外収入等財源確保による財政健全化の方途について、次に申し上げる付帯決議を決定いたしました次第であります。すなわち、

一 総合開発については、最近における道外地域総合開発の実態に対処し、本道の特殊性を強く中央に反映させ、第二次五カ年計画の完遂に努力するはもちろん、第三次五カ年計画の策定に当り、経済情勢の変化に即応した本道産業の体質改善に重点を指向するとともに、文化、厚生部門をも強化する計画を樹立すべきである。

二 積雪寒冷調査費については、従来の家計調査等の実績に加えて、本道総合開発上の隘路を明確にし、北海道特別減税に關する科学的合理的整備を急ぎこれを実現すべきである。

三 農林漁業基本問題調査費については、その調査内容を道民の前に明らかにし、寒地農業の確立と営農の安定を期するため、農業基本問題の対策と農業基本法

制定に努力すべきである。

四 農漁家負債整理については、道民の関心もきわめて大きいのが、今なお根本的な解決について具体的方策がきまらない、よつて、すみやかに実現に努力すべきである。

五 最近の経済情勢は、貿易自由化の趨勢から、本道の産業に重大なる悪影響をもたらず公算がきわめて大である実情にかんがみ、予算の執行及び行政の推進に當つては、特に本道産業の保護育成に意を用うべきである。

六 本道の行財政の実態にかんがみ、地方交付税算定基準の有利なる改訂、税外収入等財源の確保に努め、財政の健全化をはかるとともに、行政水準の向上に努力すべきである。以上のとおりであります。

なお、議案第二十六号及び第二十七号の一時借入金に關する件につきましては、実施期日の關係上、借入期間について、修正議決、また、残余の議案につきましては、議案第二号ないし第十七号及び第十九号ないし第二十三号は、道有財産整備資金會計を除く各特別會計予算の議案であり、議案第二十四号及び第二十五号は、普通會計及び特別會計予算に關連する起債關係の議案であり、議案第三十八号は、私学振興基金協會に對する出資の件であり、議案第四十号は、新たに北海道土木機械整備事業費特別會計を設置するための議案であり、第九十四号ないし第九十六号及び第九十七号は、同時追加關係予算に關する議案でありまして、いずれも、適当と認め、全会一致、原案可決に決した次第であります。

以上、予算特別委員会に付託されました案件に對する審査の経過及び結果の概要を申し上げ、私の報告を終わります。

○四月十六日 午前零時七分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第三十号、第三十一号、第四十二号、第四十八号、第五十号、第五十四号ないし第五十六号、第六十一号、第六十二号、第九十三号及び第九十五号を議題に供し、二瓶農務委員長（協）より、議案第三十号、第三十一号、第五十号、第六十一号及び第六十二号について、沖野総務委員長（自民）より、議案第四十二号、第五十四号ないし第五十六号及び第九十五号について、大久保商工労働委員長（自民）より、議案第四十八号及び第九十三号についてそれぞれ委員会における審査の経過

決議・意見書

昭和三十五年三月八日

使のために遺憾に堪えないところである。

このことは、戦後十数年間にわたつて築かれた民主道議会の権威を傷つけるばかりでなく、議会に与えられた審議権を空に帰せしめ、その使命を果し得ない結果に陥しいれることは明らかである。

よつて本議会は、ここに議会の権威と審議権確保のため強く知事に反省を求め、五百万道民の負託に応え、以つて民主道議会の使命達成に遺憾なからんことを期するものである。

右決議する。

北海道議会

決議案第二号

(昭和35・3・21原案可決)

知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年三月二十一日

提出者

北海道議会議員

大島三郎 同

大石利雄

同

石畑久成 同

太田益夫

同

千葉軍治 同

坂下堯

同

秋山孝太郎 同

高田治郎

同

岡嶋保二郎 同

佐野法幸

同

奥野善造 同

川村清一

同

林利博 同

渡部勇雄

同

山元ミヨ 同

千葉大作

同

斎藤幹正 同

山下策雄

同

西島順三 同

中松英二

同

沖野政雄 同

池田穰

同

麻里悌三 同

島本虎三

同

福島新太郎 同

熊谷不二夫

同

杉本栄一 同

清水健次

同

黒松秀夫 同

大島仁三郎

同

堀田毅

北海道議会議長 徳中祐満殿

決議案第二号

知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議

昭和三十五年三月十五日日本議事に提出された昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算における土木現業所費中、公宅新築工事費二百二十万一千円は昭和三十四年七月から十月にかけて既に建築工事を完了し、その工事費は、全く科目違いの永久橋架換費より百八十六万二千円及び道路舗装費より二十五万九千円を同年八月から十一月において支払済みのものであることが予算審査の過程において明らかになった。

右の行為は予算の本質を逸脱し、地方自治法並びに会計法規に違反するばかりでなく、議会の予算議決権を無視した行為であつて、本議会は断じてこれを容認することはできない。

知事はこの事実を深く反省し議会の権限を尊重し、再びかかる違法行為を繰り返さないよう厳重に警告する。

右決議する。

北海道議会

決議案第三号

(昭和35・4・9原案可決)

第十二回国土緑化大会並びに記念植樹行事を北海道において開催要望決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月九日

提出者

北海道議会議員

徳中祐満 同

石畑久成

同

岩田留吉 同

千葉軍治

同

中山信一郎 同

竹村マヤ

同

田中余吉 同

森春一

同

蔭田余吉 同

奈良敬蔵

同

沖野政雄 同

吉田定次郎

同

原田伊八 同

斎藤幹正

同

涌谷利男 同

神部俊郎

同

岡崎光三 同

奥野善造

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
農林大臣
林野庁長官
官内庁長官
国土緑化推進委員会
各 通

決議案第四号

警察施設の整備に関する要望決議

(昭和35・4・14原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十四日

提出者 北海道議會議員

沖野	杉本	津川	井野	岩田	天谷	佐野	井口	橋本	田中	中山	中原
政	栄	直	正	留	平	法	ゑ	清	信	信	伊
雄	一	一	揮	吉	信	幸	み	次	一	一	八

決議案第四号

警察施設の整備に関する要望決議

警察署、警部補及び巡査部長並びに巡査派出所、巡査駐在所等警察施設の新設及び増改築に要する経費の負担区分は法の明らかに示すところであるが、本道警

察施設の現況にかんがみ、早急に左記事項の実現を図り、もつて第一線警察の完全を期せられたい。

記

- 一 警察第一線の施設の新築及び老朽等による増改築の必要性にかんがみ、これに対する国庫補助の枠を飛躍的に拡大されたい。
- 二 民有並びに団体有及び市町村有等の施設の早期移管を実施されたい。
- 三 警察施設の整備に当り、民間並びに公共団体等に対する寄附を求めることは、諸般の事情にかんがみ戒めるべきものであるので、国及び都道府県の財源措置によりかかることのないようにせられたい。

(理由)

警察制度の変革に伴い、昭和二十九年七月国家警察及び自治体警察が都道府県警察に移管されたのであるが、警察署、警部補及び巡査部長並びに巡査派出所、巡査駐在所等施設の老朽荒廢の実態は言語に絶するものがあり、警察署において新築を迫られているもの十二カ署、補修改修を要するもの四カ署、警部補及び巡査部長派出所並びに巡査派出所において五九カ所、巡査駐在所において一二カ所の増改築の必要に迫られている実情である。

しかしこれら警察施設の費用を負担区分については、警察法によつて国庫の負担によるべきことが明示されているところである。しかるに補助、起債、貸付等の実情と余りにかけ離れている現況から、施設の整備に当つて、その財源を民間あるいは財政再建団体たる市町村の寄附に求めていることは地方自治の本旨からも又警察行政の建前からも速やかに是正すべきものと考えられるのでこれに要する財産措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右決議する。

北海道議會

内閣総理大臣	大蔵大臣	国家公安委員長	警察庁長官	自治庁長官	北海道公安委員長	衆議院議長	参議院議長
各 通							

決議案第五号

(昭和35・4・16 原案可決)

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

同 佐々木 利雄

同 吉田 定次郎

同 松平 武一

同 荒井 哲夫

同 塚田 庄平

同 道下 美作

同 岩本 政一

同 秋山 孝太郎

同 中山 信一郎

同 森川 余清

同 蔦田 幸吉

同 笠井 幸衛

同 大島 三郎

同 林島 謙二

同 福島 新太郎

同 北海道議会議長 徳中 祐満殿

決議案第五号

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

一 総合開発調査特別委員会の調査経費は、昭和三十五年度中三百万円以内とする。

(理由)

総合開発に関する調査経費として必要とするものである。

決議案第六号

(昭和35・4・16 原案可決)

北海道立農業試験場整備拡充に関する要望決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

同 二瓶 栄吾

同 桶谷 利吉

同 蔦田 余男

同 樋口 哲雄

同 渡部 勇雄

同 笠井 幸衛

同 石井 成雄

同 岡田 久雄

同 岡崎 義三

同 菅田 邦夫

同 高橋 賢一

同 堀野 豊夫

同 北海道議会議長 徳中 祐満殿

決議案第六号

北海道立農業試験場整備拡充に関する要望決議

農業試験機関は自然条件並びに社会条件に応じ農業の近代化及び合理化を図るための試験研究を行い農業の発展に資するものでなければならぬ。

殊に道立農業試験場は本道農政の科学的基礎を生み出し、農民に対する適切な技術の普及指導に役立たせなければならないが、引続く経営の不安定、加うるに貿易の自由化、園芸振興等諸情勢の変化によつて北海道農業の急速なる体質改善が呼ばれている現況に鑑み、速やかに北海道立農業試験場の整備拡充措置を講ぜられたい。

(理由)

本道の農業試験場は明治四十三年創立以来本道の開発に対し至大なる貢献をなして来たところであるが、その後地方自治法の施行により昭和二十五年に国立と道立に分離した結果定員及び建物並びに諸設備において著しく不足不備をきたし試験研究の上に重大な支障となつており、これが補強を図るため昭和二十八年度より五カ年計画をもつて道立農業試験場整備拡充計画を樹立し遂年その計画達成に努力されたのであるが、その成果は未だ十分とは云えない現況に

ある。

一方貿易の自由化、園芸の振興等最近における社会的経済的諸状勢の急変に鑑み、速やかに本道農業振興の基礎をなす試験研究機関をさらに充実強化すべき必要にせまられているので、道民が期待する道立農業試験場の整備拡充を一日も早く実施されるよう本議会の決議をもつて要望する。

昭和 年 月 日

北海道知事 町村 金 五殿 北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第一号

(昭和35・4・9 原案可決)

道路整備促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします

昭和三十五年四月九日

提出者 北海道議會議員

伊藤 弘	荒井 哲	竹内 重	坂下 徳	岩田 敬	奈良 信	池田 英	速藤 義	藤枝 善	奥野 正	斎藤 順	西島 常	川口 一
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

北海道議会議長 徳 中 祐 満殿

意見案第一号

道路整備促進に関する要望意見書

近時諸産業の進展に伴う自動車交通輸送の飛躍的増大に対処するため、左記

事項の早期実現をはかり、道路整備の促進を期されたい。

記

- 一 道路費に対する一般財源の投入を増額されたい。
- 一 道路投資規模を拡大強化するため昭和三十六年度を第一年度とする新規五カ年計画を策定されたい。

(理由)

道路整備の効果は、多岐広範にわたるが、そのうち、自動車の運行経済上の直接利益が特に大きい実情から、受益者負担の原則に照らし、その財源をガソリン税と一般財源に依存して、昭和三十三年度から総額一兆円の予算をもつて第二次道路整備五カ年計画が樹立され実施中である。

しかるに、最近特に自動車台数の急激なる増加等に伴ない、ガソリン税が高されつつあるにもかかわらず、政府は昭和三十五年予算において、道路費に対する一般財源の投入額はわずかに二十四億円であつて、ガソリン税額に対する比率は実に二・五％にすぎず、このことは道路整備の緊急性並びに財源負担の区分からして適正ではなく、しかも、国民活動が最も順調な伸びを示しつつある現今においては既定五カ年計画の規模はあまりにも過小であつて、現在の道路交通量の伸びに対処するためには投資規模を拡大強化する必要がある。

よつて、道路費に対する一般財源の投入率を最小限三〇％まで増額するとともに、現行の二倍を目途として、昭和三十六年度を第一年度とする新規五カ年計画を策定せられ、もつて、産業経済の振興と住民の福利増進に不可欠の要件である道路整備の促進をはかれるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(国会に対しては請願書として提出する。)

意見案第二号 (昭和35・4・9 原案可決)

炭鉱保安に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月九日

提出者 北海道議会議員

大久保和男	岡嶋保二	村本政信	高田治郎	千葉大治	池田大治	森川清一	古沢泰一	宮沢忠雄	五藤義正	大島三郎	伊藤作一
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第二号

炭鉱保安に関する要望意見書

北海道における石炭産業は我が国の重要な基礎産業の一つとして、その発展が益々期待されているが、最近炭鉱における災害が相ついで発生し、その罹災者数は、昭和三十四年において一万六千四百人に及ぶ実情に鑑み、今後におけるこれら災害の発生を防止するため、すみやかにその原因を究明するとともに抜本的対策を樹立し併せて各関係者に対し、鉱山保安行政上の徹底的な指導監督を期せられるよう万全の措置を講ぜられたい。

(理由)

最近石炭産業に相次いで大災害が発生していることは、石炭生産を荷負う本道としては誠に重大関心事であり、殊に本年二月一日北海道炭鉱汽船株式会社夕張鉱業所第二鉱坑に発生したガン爆発のため四十名の尊い殉職者と多くの重軽傷者を出すに至つたことなどは、まことに痛恨にたえない悲惨事であり、遺

憾とするところである。

しかし、これら災害を未然に防止するためには、鉱山保安法の厳正なる運用、適切な行政指導によることはもとより、経営者の保安施設の整備拡充、保安教育の徹底、更には、従業員の保安意識の向上等によつて初めてその万全を期することができるものである。

よつて政府は、我が国産業上に占める本道石炭産業の重要性に鑑み、すみやかに炭鉱災害の原因を究明するとともに、その排除に関し抜本的対策を樹立し併せて各関係者に対し、鉱山保安行政上の徹底的な指導監督を期せられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣
労働大臣
通商産業大臣
衆議院議長
参議院議長
各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第三号

(昭和35・4・9 原案可決)

日・ソ漁業交渉の早期妥結に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月九日

提出者 北海道議会議員

麻里三	川村清一	大島仁三郎	窪田茂人	中松英二	松平武一	秋山孝太郎	阿部英一
-----	------	-------	------	------	------	-------	------

その局舎も適当な建設基準がなく、従つて、社会の推移、発展に伴う郵便事務量の増加等考慮に入れた増改築の措置が行われず、加えて、その建築経過年数も道内特定郵便局一千八局について見る場合、四十年以上のもの四十局、三十年以上のもの百三十八局、二十年以上のもの七百四十二局となつており、そのほとんどは狭隘且つ気象的悪条件により老朽甚だしく、一般利用者並びに職務遂行上著しい支障を来たし、更には、職員健康保持の上からも、まことに憂慮さるべき実態におかれている。

よつて、公衆の利便、事務能率の向上を図るため、現在国会に上提審議中の「郵便局舎等整備促進法案」をすみやかに可決せられ、本道特定郵便局局舎の整備促進を図られるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

郵政大臣
大蔵大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（国会には諸願書として提出する。）

意見案第五号

（昭和35・4・16 原案可決）

高等学校校舎整備に対する財政措置要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十四日

提出者 北海道議会議員

大 沢 重太郎	同	山 元 ミヨ	同	神 部 俊郎	同	斎 藤 幹正	同	堀 利博	同
---------	---	--------	---	--------	---	--------	---	------	---

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山 下 策雄	山 内 広	湯 田 治	塚 田 平	池 田 金助	岩 本 政一	林 謙二	同	同	同

意見案第五号

高等学校校舎整備に対する財政措置要望意見書

中三卒数の激増傾向に対処し今後計画的に、高等学校生徒の増募を図ることは、緊急の要事である実情に鑑み、これに伴う校舎の新築並びに教室の増築に対し、国庫補助又は起債等の財政措置を講ぜられたい。

（理 由）

昭和三十七年以降全国的に中学校の卒業生が急激に増加する趨勢にあるが、本道においても、昭和三十六年の九万余人に對し三十七年には一躍三万七千人増の十一万七千余人、三十八年十三万五千余人、三十九年十四万二千余人、四十年十四万七千余人と逐年増加することが推測され、これに伴い高等学校進学希望者の飛躍的増加も予想されるところである。

しかして、これに対処するためには、今後計画的に校舎の新築並びに教室の増築を行い、受入体制を確立し高等学校生徒の増募を図ることは入学難の緩和はもとより青少年対策としても緊急の要事とするところであるが、このためには必然的に地方負担が増高し、現下地方財政の現況においてのこれが解決はとうてい不可能な実情にある。

よつて、政府においては、本道高等学校生徒の増募に伴う、校舎の新築並びに教室の増築に対し、国庫補助制度の確立又は、起債枠拡大等の財政措置を講じ、これが整備促進を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
文部大臣
大蔵大臣
自治庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通（国会には請願書として提出する。）

意見案第六号

（昭和35・4・16原案可決）

公立中学校校舎整備に対する国庫負担事業量の増枠
に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

大 沢 重 太郎	山 元 ミヨ	神 部 俊 郎	斎 藤 幹 正	林 利 博	堀 重 平	山 内 広	山 下 策 雄	湯 田 介 治	塚 田 庄 平	池 田 金 助	岩 本 政 一	林 謙 二
----------	--------	---------	---------	-------	-------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第六号

公立中学校々舎整備に対する国庫負担事業量の増枠
に関する要望意見書

北海道の公立中学校における生徒数は、昭和三十五年度以降急増する傾向にあり、現状においてさえ施設不十分で教育の遂行上極めて憂慮すべき実情に鑑み、

中学校々舎新増築のため昭和三十五年度において大巾な国庫負担事業量の増枠措置を講ぜられたい。

（理由）

近時、公立中学校生徒の数は全国的に急増の傾向を示し、北海道においても総合開発事業の進展によりその傾向は特に著しいものがある。

即ち昭和三十五年度における本道の公立中学校生徒は、三十三万八千七百四十一人で前年度に比し三万七千六百九十七人の増加となり、これを学級数において見る場合、七百六十四学級の増加となつてゐる。

このため、本道各市町村は挙げて、この教室不足を解消するため努力しているところであるが、現状においてさえ施設不十分な本道にあつては、とうていこれを短期間に解決することは極めて困難であり、殊に、本年度分不足教室解消の外特に急増する地域の要改築教室数七百三十六教室、二万五千四百十二坪の建築計画による国庫負担申請に対する三十五年度第一次分本道割当坪数は僅か九千三百坪であり、これは建築計画の約三六・一％に過ぎず、このような状況にあつては、すし詰学級の解消、教室不足の緩和はとうてい望み得ないばかりか、更に次年度以降の生徒数の増加に思いをいたすとき、不正常授業の強行を余儀なくされる結果ともなつて、正常なる学校運営の上にまことに憂慮すべき事態が予想される。

よつて、本道中学校の生徒数激増の実態に鑑み、昭和三十五年度における中学校々舎整備に対する国庫負担事業量の本道に対する大巾なる増枠措置を講ぜられ早期にこれが解消を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

文部大臣宛
北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第七号

（昭和35・4・16原案可決）

公立小・中学校危険建物改築に対する国庫補助金の
増額に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

昭和 年 月 日

大 沢 重 太 郎
山 元 ミ ヨ
神 部 俊 郎
斎 藤 幹 正
林 利 博
堀 重 平
山 内 策 雄
湯 下 介 治
塚 田 田 平
池 本 田 金 助
岩 謙 政 一
林 謙 二

文部大臣宛

北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第八号

(昭和35・4・16原案可決)

へき地教育振興に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

大 沢 重 太 郎
山 元 ミ ヨ
神 部 俊 郎
斎 藤 幹 正
林 利 博
堀 重 平
山 内 策 雄
湯 下 介 治
塚 田 田 平
池 本 田 金 助
岩 謙 政 一
林 謙 二

北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第七号

公立小・中学校危険建物改築に対する国庫補助金の増額に関する要望意見書

公立小・中学校危険校舎をすみやかに解消するため昭和三十五年度において、本道に対し大巾に国庫補助金を増額されたい。

(理由)

本道の公立小・中学校における校舎の現状は、積雪寒冷の気象条件からくる腐朽破損度の甚だしいことに加え、建築経過年数三十年以上のもの十七万余坪を有するため、老朽危険度四千五百点以下のもの十四万九千余坪の多きに達しているが、これら危険校舎のうち特に、本年度において、二万三百坪の改築が急務とされている。

しかして、このような環境下において修学する児童生徒の学力に与える影響も憂慮される実情にあるので、本道に対する昭和三十五年度公立諸学校危険建物改築費補助金の大巾な増額措置を講ぜられ、これら危険校舎の速やかな解消を図られたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

意見案第八号

へき地教育振興に関する要望意見書

北海道におけるへき地教育の実態に鑑み、その振興改善を図るため、昭和三十五年予算配分に当っては特にへき地集会所の設置に対する補助金の増額及びへき地指定学校に勤務する教員住宅の確保のため補助金の増額措置について配意願いたい。

(理由)

一へき地公立小・中学校における集会室の必要性は、本道の如き、積雪寒冷

地帯において、冬期間における屋内運動場としての役割をもつ重要な施設であるとともに、その地域における社会教育活動、保健活動の中心として極めて重要な使命をもつものである。

しかし、現在本道において集会室を有しない小・中学校は千七十七校にのぼりこれは実にへき地指定校の五十八%を占めている実情にあるので、本道に対するへき地集会室の設置補助金を大巾に増額され、この設置促進を図りたいのである。

二へき地教育振興のためには、まずその勤務する教員を確保することにあるが、特に教職員の配置に当つては、その生活基盤となる住宅の確保が焦眉の急とされている。

しかし、現在本道のへき地学校に勤務する教職員の数は六千七百余名を数えているが、その三六%は住宅の確保に困難をきたしており、関係町村においても、これが対策に苦慮している実情にあるので、本道へき地学校に勤務する教員の住宅を緊急に整備するため、これが補助金を大巾に増額されたのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

文 部 大 臣 宛

意見案第九号

(昭和35・4・16原案可決)

北海道における小学校教職員の定数増に関する措置要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

大 沢 重 太 郎	同	山 元 ミ ヨ	同	神 部 俊 郎	同	斎 藤 幹 正	同	林 利 博
-----------	---	---------	---	---------	---	---------	---	-------

意見案第九号

北海道における小学校教職員の定数増に関する措置要望意見書

地域広大 人口稀薄且つ開発途上にある北海道の特殊性から他府県に比し小規模学校の多い本道の教育実態に鑑み、五学級以下の小規模学校に担任教員以外の教員を配置し、教育水準の向上を期するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第五条の算定標準の改正措置を講ぜられたい。

(理 由)

教職員の定数並びに配置如何は、直接教育に重大な影響をもたらすものであることは言を俟たないところであるが、現行の小学校教職員定数の算定標準において、五学級以下の小規模学校に対する「担任以外の教員として三校に一人配置する」との標準は北海道の教育実情に沿わないばかりか、小規模学校における教育水準低下の結果ともなっている。

即ち北海道は地域広大、且つ開発途上にあるため人口稀薄等の特殊性から他府県に比し五学級以下のいわゆる単級、複式等の小規模学校が多く、しかもその大半がへき地指定校であり、且つ広域に点在しているため、本州同様一率に三校に一名配置する現行の標準では学校運営、地域社会教育上にも支障をきたし小規模学校における教育水準低下の因ともなっている。勿論道においてはこれ等の事情を配慮し、道基準を設け対処しているところであるが、勢い多学級学校にしわ寄せられることになり、これに対する適正配置が強く望まれている。

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

堀 重 平	同	山 内 広	同	山 下 策 雄	同	湯 田 倉 治	同	塚 田 庄 平	同	池 田 金 助	同	岩 本 政 一	同	林 謙 二
-------	---	-------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	-------

よつて政府においては、本道のこの特殊性並びにこれに伴う道基準の有利な点を尊重勘案せられ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律施行令第五条を改正され、本道小規模学校教職員の適正配置が期されるよう定数増についての措置を講ぜられるよう強く要望する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
文 部 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
各 通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十号

（昭和35・4・16原案可決）

北海道における開拓未利用地の措置に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

堀 田 健 毅	清 水 健	尾 崎 義 満	久 米 義 満	福 原 章 成	山 田 正 勳	橋 本 正 勳	森 本 正 勳	佐 々 木 利 春 一	黒 松 秀 夫	道 下 美 作	大 石 利 雄
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

北海道議会議長 徳 中 祐 満

意見案第十号

北海道における開拓未利用地の措置に関する要望意見書

国においては農地法施行令第十六条の一部を改正し、一律基準によつて開拓未利用地を売り払い又は返還する意図の如くであるが開拓未利用地を図るよう特段の配慮を払われたい。

（理 由）

北海道における開拓事業のため取得した未墾地は七十六万余町歩であり、このうち、未利用地は三十万余町歩となつてゐる。このなかには開拓不適地と認められるものも含まれてゐるが、地域開発、産業振興の基礎としての開拓の必要性、農家経営基盤拡充のための増反、移転入植、農家の二・三男対策、さらには不振沿岸漁家経済安定対策等のため、今後さらに積極的に利用する必要がある、北海道の今後の開拓と開拓地利用の上にその必要性は極めて大きい。

しかるに、仄聞するところによれば、国においては農地法施行令第十六条の一部を改正し一律基準によりこの未利用地を売り払い又は返還する意図の如くであるが、明らかに開拓不適地と認められるものについてはともかくその他のものについては、先に述べた必要性からも地域住民の意思を充分反映した積極的な利用が図られるべきである。

よつて、政令の改正に当つては本道の特殊性を充分勘案し地域住民の意向を反映した適切なる利用が図られるよう特段の配慮を要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
各 通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十一号

(昭和35・4・16 原案可決)

北海道における開拓事業未着手併せ買収農家の措置に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

堀田	清水	尾崎	久米	福原	山田	橋本	森本	佐々木	黒松	大道	大石
健	健	義	義	章	正	正	春	利	秀	美	利
次	次	勇	満	成	動	登	一	雄	夫	作	雄

意見案第十一号

北海道における開拓事業未着手併せ買収農家の措置に関する要望意見書

北海道における開拓事業未着手併せ買収農家の営農確立をはかるため、すみやかに次の特別措置を要望する。

一 開拓事業の早期着手を図ること。又は併せ買収農家関係分の入植承認と工事実施の応急措置を講ぜられたい。

二 併せ買収農家に対しては、開拓事業着手までの期間、農地貸付料の減免措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道における開拓地のなかには未墾地と併せて開発することを適当とする既存農家の農地が相当買収されており、これらの農地にはいづれも未墾地のな

かに散在する低位生産地であるが、根幹工事実施の効率の上からもまた農家営農確立の上からもこれら農家を包含して開拓事業を実施することが妥当であるにかかわらず事業の着手が遅延し、併せ買収農家は各種の悪条件のもとに恵まれない生活を余儀なくされている。

しかし、これら農家の営農確立を期するためには、この開拓事業の早期着手を図ること、又は併せ買収農家関係分の入植承認、工事実施の応急措置が焦眉の急務とされており、また、併せ買収農家はかつての自作地に対し、開拓財産管理事務取扱要領に基いて長期間高額な貸付料の負担を余儀なくされている実情に鑑み、開拓事業着手までの期間貸付料の減免措置を講ずることがまた極めて必要とされている。

よつて、国においては以上のごとき措置をすみやかに講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
各 通(国会には請願書として提出する。)

意見案第十二号

(昭和35・4・16 原案可決)

農畜産物の貿易自由化に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	瓶	榮	吾	利	余	吉	衛	男	男	男	男
樋	口	哲	男	男	男	男	男	男	男	男	男

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長
德中祐滿殿

同	同	同	同	同	同	同	同
堀野	高橋	渡部	菅田	岡崎	岡田	石畑	
尊夫	賢一	勇雄	邦夫	光三	義雄	久成	

意見案第十二号

農畜産物の貿易自由化に関する要望意見書

貿易の自由化により現状でも生産基盤の脆弱な本道の畑作農業は壊滅に類するおそれがあるので、本道の重要農畜産物である大豆、雑豆、澱粉、酪農製品、肉類、砂糖等につき政府は価格政策と農業経営確立のための諸施策が完全に行われざる限りこれ等農畜産物の A・A 制を実施せざるよう強く要望する。

(理由)

政府は、貿易自由化の方針を定め、農畜産物については、大豆を本年十月を目途としてドル地域からの輸入を自由化し、さらに翌年度以降は逐次畑作農産物及び畜産物の自由化を実施する模様であるが、徹底した価格対策と生産の合理化対策を講ぜずして、これらの農畜産物の自由化に踏み切することは、本道の畑作農業の壊滅を招来することは必定と考えられる。

本道の畑作農業は未だ開発の途上にあつて、農業生産基盤が脆弱であるに加え、寒冷な自然条件に適応せる経営組織が未だ確立しておらず、また数次にわたる冷災害による膨大な負債の重圧のため農家経済は困窮を極めており、従つて貿易の自由化に當つてはその前提として先進諸国の実例に見られるように、貿易の自由化と調和のとれた国内農業の保護振興方策の確立と実施を希求している現状にある。

よつて政府においては、主要農畜産物の貿易の自由化については、頭書に要望する事項について、その方針を早急に明らかにし、徒らに農業生産を混乱に陥ちいらしめることなく、農民に安心してその経営に精励し得るような措置をとられるよう強く要望するものである。

意見案第十三号

農業災害補償法改正に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議会議員

内閣總理大臣
農林大臣
大藏大臣
通商産業大臣
衆議院議長
參議院議長

各
通（国会には請願書として提出する。）

北海道議會議長 徳中祐満殿

意見案第十三号

農業災害補償法改正に関する要望意見書

政府は伊勢湾台風に伴う農業災害を契機とし、近く農業災害補償法の改正を

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員
堀野	高橋	菅田	岡崎	岡田	石畑	渡部	樋口	笠井	蔭田	桶谷	二瓶榮
豐夫	賢一	邦夫	光三	義雄	久成	勇雄	哲衛	幸吉	余男	利吾	

企図しているように仄聞するが、北海道農業の特殊性に鑑み、本制度本来の使命達成のため農家負担の軽減を図りつつ農家経営の主体をなす主要農作物並びに家畜の災害時における実損害を完全に補償するよう現行制度の強化拡充を基本とする本法の抜本的改正をすみやかに行い、もつて農業経営の安定を図られたい。

(理由)

近年における農業経営に及ぼす災害の実態は、常に経営の安定に脅威を与えつつあり、従つてこれに対する確固たる国家補償の要請は、年来強く続けられて、不備乍ら昭和二十二年十二月現行の農業災害補償法の制定実施をみ、北海道農業発展の上に渺からぬ寄与をなして来たところである。

しかし、最近政府は伊勢湾台風等を契機として本法の抜本的改正を企てているように仄聞するが、それは最近の発展変ぼうしつつある農業経済の推移に正しく対応し住民負担を軽減すると同時に、災害時における完全なる補償のなされるものでなければならぬことは勿論であり、特に立地上にも気象上にも極めて劣悪なる自然条件に支配されている本道にとつては、経営安定の重要な支柱でもあるだけに重大なる関心と期待を持つてゐるところである。

よつて、政府においては、日本農業の現状は勿論、特に本道畑作農業発展の動向に呼応し、制度本来の使命達成のため農家経営の主体をなす主要農作物並びに家畜を対象とし、且つ、災害による農家の実損害を填補し、もつて経営安定の確立を図らしむるよう現行制度の強化拡充を基本とする抜本的改正を早期に行うよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
各 通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第十四号

(昭和35・4・16原案可決)

国鉄路線の廃止反対に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者

北海道議會議員 大久保 和 男

同 伊 藤 作 一

同 大 島 三 郎

同 五 藤 義 正

同 村 本 政 信

同 古 沢 泰 一

同 池 田 泰 稔

同 宮 沢 忠 雄

同 千 葉 大 作

同 森 川 清

同 岡 嶋 保 二 郎

同 高 田 治 郎

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

意見案第十四号

国鉄路線の廃止反対に関する要望意見書

目下、国鉄当局においては経営合理化の一環として、へき地路線の廃止を検討中ときいてゐるが、これがもし実施されるとすれば本道の総合開発に重大な障害となるので、本道の特殊事情を十分再検討の上、これが廃止、撤去を行うことのないよう措置されたい。

(理由)

本道は国策としての総合開発途上にあり、資源の開発、産業の振興及びこれらに対応する輸送対策についても、あらゆる施策を講じているところである。

しかるに仄聞するところ目下国鉄当局においては、経営合理化の一環としてへき地路線の廃止撤去を検討中との事であるが、少なくともこれらの基幹となる国鉄路線を廃止することは、国及び道の施策に逆行するものであり、本道総

即ち、本道は地域大、且つ積雪寒冷という自然的惡条件下に加え、一部の地域を除いてはそのほとんどがへき趨の地帯となっており、しかも、これらの地域住民の大半は農林漁業を主とするその他産業に従事しその交通輸送のほとんどは国鉄路線に依存している現況にあるので、もしこれが路線の廢止が行われるとするならばこれら地域産業の伸張は勿論、文化厚生の上からも地域住民に多大の犠牲をしいることになる。

よつて、政府においては、本道の特殊事情を十分再検討の上、これらへき地路線の廃止、撤去を行ふことのないよう措置されることを強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和
年
月
日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣總理大臣
運輸大臣
日本國有鐵道總裁
衆議院議長
參議院議長

各
通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十五号

(昭和35・4・16原案可決)

ソ連産にしん輸入問題に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年四月十五日

提出者 北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員
時	大	窪	島	西	中	秋	麻
田	島	田	本	野	松	山	里
政	仁	茂	虎	吉	英	孝	悌
次	三	人	三	一	二	太	三
郎	郎					郎	

意見案第十五号

ソ連産にしん輸入問題に関する要望意見書

ソ連産にしんの輸入については、最近政府においても受入の方針を内定しその準備を進めているものの如くであるが本問題は本道沿岸漁民の経済上に与える影

北海道議会議長 徳中祐満殿

堀岡石岡高菅渡樋笠蒔桶二千古岡池宮村五伊森大川阿松
久
野田畑崎橋田部口井田谷瓶葉沢嶋田沢本藤藤川保村部平
豊義久光賢邦勇哲幸余利榮大泰保忠政義作和清英武
二
夫雄成三一夫雄男衛吉男吾作一郎穰雄信正一清男一一一

響が極めて重大である一面、本道とソ連との貿易振興特に本道農産物等との見返り輸出の関連においても重大關係を有する実情に鑑み現実にソ連産にしんの輸入に当つては、本道沿岸漁民経済に対する影響を極力排除することは勿論、にしん以外の水産物の輸入の端緒となりえないよう配慮するとともに、本道特産物との見返り輸出についても特段の配慮を願いたい。

(理由)

北海道におけるにしん漁業は、過去において我が国漁業の大宗であつたが、近年における著しい不振に対処するため、道は、昭和三十三年から沖刺網漁業への転換指導を実施しこの着業隻数は昭和三十三年百五十五隻、昭和三十三年三百十二隻、昭和三十四年四百十三隻と年々増加を辿り、この關係漁民数も四千余人を数えるに至つてゐるが、これら關係地域は早急ににしん漁業にかわるべき転換漁業を開発する必要のあることは論を俟たないところであるが、現実には極めて至難であり、にしん漁業を継続せざるを得ない現状にある。

かかる実情下においてソ連産にしんの輸入が具体化しつつあることは本道沿岸漁業の経済上に与える影響が大きいことは云うまでもないが、一面本道とソ連との貿易振興は重大関心事であり、特に、本道における澱粉、玉ねぎ、リンゴ等の農産物その他本道生産物の見返り輸出の關係において重大關係があると認められるところである。

よつて政府においては、ソ連産にしんの輸入実現に当つては本漁民に対する影響等を極力排除するため万全の対策を樹立するは勿論、にしん以外の水産物の輸入の端緒とならないよう配慮するとともに本道特産物の見返り輸出についても特段の配慮を払うよう強く要望するものである。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

各通 (国会には請願書として提出する。)

内閣総理大臣
農林大臣
通商産業大臣
外務大臣
水産庁長官
衆議院議長
衆議院農林水産委員長
参議院議長
参議院農林水産委員長

各派交渉会

○二月二十四日 午後四時四十四分、各派交渉室において開議、午後五時四十四分散会。

- ① 第一回定例道議会の運営について協議、日程第一會議録署名議員の指定、日程第二は会期決定の件、日程第三は提出議案に対する知事の提案説明を聴取すること、以上の順序にて取進めることに決定。
- ② 休会日数について意見がととのわず明日更に協議することとし、代表質疑の順位は自民、社会、協同の順に行なうことに決定。
- ③ NHK、HBCよりのテレビ中継放送の申し入れを了承。
- ④ 一般質疑の時間制限について従来どおり一人五分ということにして實際問題が出たとき更に協議することに決定。
- ⑤ 議員控室の一部変更を異議なく了承。
- ⑥ 會議規則改正案に対する審議は改めて検討することとした。
- ⑦ 社会党より予算案に対する公聴会開催について申し入れがあつた。

○二月二十五日 午後零時五分、各派交渉室において開議、午後一時九分散会。

- ① 第一回定例道議会の運営について協議、会期は二月二十五日から三月二十五日まで三十日間、休会は二月二十六日から三月四日まで八日間に決定。
- ② 本日の議事は午後二時より開議することとし、開会前に知事より新任の総務部長、農地開拓部長を紹介することを了承。

○三月五日 午前十時十一分、各派交渉室において開議、午後十時五十分散会。

① 本日の議事運営について協議、議事進行の都合により議長より、皇孫殿下誕生に対する賀表及び賀牋奉呈報告の後時間延長のみ行なうこととして、午後二時五十二分休憩、午後十時二十八分再開。

② 本日の議事は、知事の議案説明における発言の訂正を行なった後、橋本(清)議員(社)の「学大函館分校における自治会事務所の家宅搜索並びに生徒逮捕」に関する緊急質問を行なうことに決定。

③ 去る二月二十五日行なつた知事の議案説明中数字を誤読したことについてその部分の訂正発言を許可することに決定。

④ 各派交渉会の定刻開催について議長から通知を出したことについて今後このような通知を出さないこと及び決算委員会における意見調整の段階においてその調整内容が漏洩したことについて今後議長より充分注意することを了承。

⑤ 過日の商工労働委員会において決定した商工部、労働部所管の昭和三十五年度道費予算要求資料の提出について議長のとつた措置経過について報告があつた。

⑥ 青函墜道建設促進に関する陳情第三百二十三号を総合開発調査特別委員会に付託することに決定。

⑦ 代表質疑は、自民党林(謙)議員、社会党塚田議員、協同党天谷議員の順に行なうこととし、一般質疑者の通告を七日の正午までに提出することを了承。

○三月七日 午前十時七分、各派交渉室において開議、午後十一時四十分散会。

① 議事進行の都合により取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時三十二分休憩、午後十一時四十四分再開。

② 商工労働委員会における予算要求資料の提出問題の結論がつかないため本日はこの程度として明日午前十時より開議することとした。

○三月八日 午前十時二十分、各派交渉室において開議、午後一時四十分散会。

① 本日の議事は、日程第一決議案第一号(北海道議会の権限確保に関する決議)について提案説明を時田議員(社)が行ない、委員会付託を省略の後、討論に入り、反対討論は古沢議員(自民)、賛成討論は森川議員(社)、採決は起立の方法によることとし、本問題を先議することに決定、日程第二は提出議案に対する代表質疑を林(謙)議員(自民)、塚田議員(社)、天谷議員(協)の順序で行ない本日は林(謙)議員のみ行なうことに決定。

② 本会議は午後二時より開くこととした。

○三月九日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後七時五十分散会。

① 議事進行の都合により取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時四十二分休憩、午後七時五十四分再開。

② 議事進行の都合により本日の議事はこの程度にとどめることとし昨日の林(謙)議員(自民)の代表質疑に対する知事答弁について一部訂正の発言を許可することに決定。

③ 社会党より申し入れの各派交渉委員の変更を了承。

○三月十日 午後二時三十四分、各派交渉室において開議、午後十時四十分散会。

① 議事進行の都合により、取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時三十五分休憩、午後十時四十二分再開。

② 議長より、一昨日の本会議において議場が混乱しそのため議事運営が停滞したことについての釈明を行なうことを了承。

③ 本日の議事はこの程度にとどめ延会することに決定。

○三月十一日 午前十時二十分、各派交渉室において開議、午前十時二十四分散会。

① 本日の議事は、日程第一議案第一号ないし第六十七号に対する代表質疑を続行、塚田議員（社）天谷議員（協）の順序で行なうことに決定。

② 一般質疑者の通告を本日中に提出することを了承。

○三月十二日 午前十時十九分、各派交渉室において開議、午前十時三十九分散会。

① 本日の議事は日程第一提出議案に対する一般質疑を行なうことに決定。

② 一般質疑者は自民四、社会十七、協同一の計二十二人で四日間で行なうよう努力することを了承。

○三月十四日 午前十時四十分、各派交渉室において開議、午前十一時三十分散会。

本日の議事は、一般質疑を継続するのであるが、竹内議員（社）

より通告の「道東方面の豪雨出水による被害対策」に関する緊急質問を日程に追加して許可することに決定。

○三月十五日 午前十時八分、各派交渉室において開議、午前十時十二分散会。

① 本日の議事は追加議案第六十八号ないし第九十七号の二十九件について知事より提案説明を聴取の後、追加議案を日程第一にあわせて引き続き一般質疑を継続することに決定。

② 追加議案中議会費について了承、追加議案に対する質疑がある場合

合は今までの持時間と切離して考えることに決定。

○三月十六日 午前十時二十分、各派交渉室において開議、午前十時二十八分散会。

本日の議事は、提出議案に対する一般質疑を継続することとし、追加議案に対する井野議員（社）の一般質疑を最後に行なうことを了承。

○三月十七日 午前十時十分、各派交渉室において開議、午後二時二分散会。

① 本日の議事は、一般質疑を終了の後、予算特別委員会を設置、会期を三月三十一日まで六日間延長することに決定。

② 予算特別委員会の構成は自民十六、社会十三、協同一の三十一名とするに決定、各会派の予算特別委員を正午までに提出することを了承、各委員会に対する議案付託は配付の付託一覧表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定。

○三月十八日 午後二時四十四分、各派交渉室において開議、午後二時五十二分散会。

① 本日の議事は、請願、陳情審査の件を議題に供し、委員会決定のとおり議決して散会することとした。

○三月十九日 午後二時四十七分、各派交渉室において開議、午後七時十九分散会。

① 予算特別委員会付託案件審査の都合により取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時五十分休憩、午後七時十六分再開。

② 本日の議事は、予算特別委員会付託案件審査の都合によりこの程度にとどめることとし、明後二十一日に本会議をもつことに決定。

○三月二十一日 午後零時五十八分、各派交渉室において開議、午後一時二分散会。

① 本日の議事は日程第一付託議案第六十八号ないし第八十七号について予算特別委員長より報告を受けた後議決すること、日程第二は決議案第二号（知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議）について提案説明並びに委員会付託を省略の後議決することに決定。

② 予算特別委員会及び各常任委員会付託案件審査のため三月二十二日から三月二十九日まで八日間休会することに決定。

○三月三十日 午後二時三十一分、各派交渉室において開議、午後二時四十三分散会。

本日の議事は日程第一各常任委員会審査終了の議案について常任委員長報告の後議決すること、日程第二は追加議案第九十八号について提出者の説明並びに委員会付託を省略の後即決することに決定。

○三月三十一日 午後一時二十五分、各派交渉室において開議、午後一時四十分散会。

本日の議事は、日程第一各常任委員会審査終了の議案について常任委員長報告の後議決すること、日程第二は議案第九十九号ないし第百十四号の暫定予算について委員会付託を省略して即決すること、日程第三は付託案件審査の都合により会期を四月一日から九日まで九日間延長することとし、四月一日から七日まで七日間休会することに決定。

○四月八日 午後二時二十五分、各派交渉室において開議、午後二時三十分散会。

本日の議事は、日程第一追加議案第百十五号について知事より提案説明を聴取の後これを総務委員会に付託することに決定。

○四月九日 午後二時二十五分、各派交渉室において開議、午後七時三十四分散会。

① 議事進行の都合により取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時二十六分一旦休憩、午後七時七分再開。

② 本日の議事は、日程第一決議案第三号（第十二回国土緑化大会並びに記念植樹行事を北海道において開催要望決議）について提案説明並びに委員会付託を省略して即決すること、日程第二は意見案第一号ないし第三号について提案説明並びに委員会付託を省略して即決すること、日程第三は会期延長の件について四月十日から十五日まで六日間延長することとし、休会は四月十一日から十三日まで三日間とすることに決定。

○四月十四日 午後二時三十八分、各派交渉室において開議、午後二時四十四分散会。

本日の議事は、日程第一前会より継続審査の報告第五号について決算特別委員長の報告の後、委員長報告のとり意見を付して認定議決すること、日程第二は各常任委員会付託案件のうち審査終了の議案について各常任委員長の報告の後委員長報告のとり議決すること、日程第三は決議案第四号（警察施設の整備に関する要望決議）及び意見案第四号について提案説明並びに委員会付託を省略して議決すること、日程第四は追加提出議案第百十六号及び第百十七号について知事より提案説明を聴取の後、議案第百十六号は委員会付託を省略して即決し、議案第百十七号は予算特別委員会に併託することに決定。

○四月十五日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後九時二十三分散会。

常任委員会

① 議事進行の都合により取あえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時五十分休憩、午後九時十六分再開。

② 本日の議事は、日程第一予算特別委員会付託案件について予算特別委員長報告の後議案第一号、第十八号及び第四十三号の修正案について高田議員（社）が提案説明を行ない、直ちに討論に入り、伊藤（作）議員（自民）が反対、山下議員（社）が賛成の討論を行なった後、採決に入り、まず高田議員（社）外四十一名提出の議案第一号及び第十八号の修正案について起立による採決を行ない、次に議案第一号及び第十八号の予算特別委員長報告について起立による採決を行なう。ついで高田議員（社）外四十一名提出の議案第四十三号の修正案中予算特別委員長報告の修正部分と共通の部分を除く他の部分について起立による採決を行なった後、共通修正部分について異議なきやを諮る。次に議案第四十三号の修正議決部分を除く他の部分についての委員長報告を起立により採決を行ない、次に残余の議案について一括して異議なきやを諮ることに決定、日程第二は各常任委員会付託議案を委員長報告のとおり議決すること、日程第三は決議案第五号及び第六号について提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること、日程第四は意見案第五号ないし第十五号について提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること、日程第五は請願、陳情審査の件について委員長報告を省略して委員会決定のとおり決定すること、次に議案第六十五号の閉会中継続審査を議決の後閉会中請願、陳情、継続審査及び閉会中事務継続調査を議決することに決定。

③ 議事進行の都合により会期を一日間延長することに決定。

総務委員会

○三月十四日 午前十時二十四分、第一委員室において開議、午前十一時十五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

① 道警会計課長より、過般の委員会において配付の標津警察署火災に関する資料のうち台帳価格の訂正について説明を聴取の後、井野委員（社）より、今後このような誤りのないよう充分注意されたいと要望があつた。

② 総務部長、財政課長より、追加予定の昭和三十四年度道費追加更正予算案及び昭和三十五年度道費追加予算並びに附属議案について説明を聴取の後、

井野委員（社）より、道議会費については提案前に各派交渉会に諮り、予算特別委員会に改めて審議しないのが慣例であるが昭和三十四年度追加更正予算案を各派交渉会で説明したかどうか、また法で定められた普通会計、特別会計のほか別な会計があるのか、道の試験研究機関における委託研究費が道の会計をとらずに処理されるということがありうるか、会計法第二条の規定は地方公共団体に準用されないか、委託研究は所屬長の決裁を受けなければならない

いしもし定例会の間に委託を受けたとしても年四回開かれる定例会に図ることなく処理されるということがあるかについて、

橋本(清)委員(社)より、町村知事就任以降議会の各常任委員会で採択したものの及び保留になったもののうち予算に関連するものはどうなっているか、また保留になっているものはどのようなようになっているかについての資料を予算特別委員会の設置されるまでに提出されたいことについて、

それぞれ質疑及び要望があり、総務部長より、答弁、委員長より、昭和三十四年五月以降採択のもの及び保留中のものであつても予算に關係のあるものを計上、未計上のものであつてもその後の経過を予算特別委員会までに提出されるよう理事者に申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○三月二十九日

午後二時三十七分、第一委員室において開議、午後四時十五分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

付託案件の審査

議案第三十二号(道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件)、同第三十三号(道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件)、同第三十四号(警察職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件)、同第三十五号(警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件)、同第四十一号(北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案)、同第四十二号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案)、同第五十四号(札幌医科大学条例の一部を改正する条例案)、同第五十五号(北海道有財産条例の一部を改正する条例案)、同第五十六号(北海道税条例の一部を改正する条例案)、同第六十五号(道有財産の売払契約の締結に関する件)、同第六十六号(公有水面埋立地を室蘭市の区域に編入するの件)、同第六十七号(公有水面埋

立地を夕張郡栗山町の区域に編入するの件)、同第八十八号(下水道事業施設の設置に関する件)、同第八十九号(下水道事業に関する事務の事務委託に関する件)を議題に供し、総務部長及び道警本部厚生課長より、説明を聴取、暫時休憩の後、午後三時四分再開、井口委員(社)より、議案第八十八号及び八十九号については理事者の説明を聞いた上本日審議するかどうかの態度を決めたいと発言があり、総務部長より説明があつた後、暫時休憩、午後三時八分再開、議案第八十八号及び八十九号を審議することとし、佐野委員(社)より、真駒内団地開発の計画については以前から事前に本委員会に説明されるよう要望していたのに何等これが行なわれていない、このことに対してどのように考えているか、今後団地に造成される小中学校の建設など諸施設の設置について豊平町との關係はどのようなになっているか、また将来豊平町と合併する場合などどのように考えているか、また昨秋の説明によれば本年春より一部払下げをやるのとことであつたが今の総務部長の説明では計画を早急に立てたいとのことであり全体計画がないとはいえないのではないかと等について、

津川委員(社)より、全体計画は完全になさなければならぬと思うが今日まで豊平町と何回協議しどのような話合いがなされたかについて、

井野委員(社)より、下水道料金算定の基礎、じんあい処理の問題、この団地に入居する者の所得層についてどの程度のものが住めることになるのか、入居者の負担關係、手数料徴収の基礎、分譲地処理方式についての方針等について、

原田委員(自民)より、団地開発については事前に本委員会にはかつて手ぬかりのないよう進めてほしいことについて、

天谷委員(協)より、本計画を進めるに当たっては本委員会の意見を聴いてこれを行政に反映せしめるよう留意されたいことについて、

て、

それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、総務部長、真駒内団地開発事務所長より答弁があつた後、議案第八十八号及び第八十九号については予算外義務負担については原案可決、契約の締結については同意議決とすることに決定、なお佐野委員（社）より、団地開発の問題及び深川の町村合併問題等事前に本委員会の意見を聞くなり連絡されるよう要望があつた。

○三月三十日 午後五時二十八分、第三委員室において開議、午後六時

散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第三十二号（道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件）、同第三十三号（道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件）、同第三十四号（警察職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担及び契約締結の件）、同第三十五号（警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件）を一括議題に供し、異議なく予算外義務負担については原案可決、契約の締結については同意議決とすることに決定。

② 議案第四十一号（北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

橋本（連）委員（社）より、市町村立学校の先生が道職員になつた場合、市町村立中学校から道立学校にくる場合及び市町村教育委員会事務局からくる場合、外地等に行つていた者が帰つてきた場合の措置はどうなるかについて、

天谷委員（協）より、以前にこのような該当者は百八十人程度でこのうち半数については調査中であるとのことであつたが該当しない者は何人位か、本条例で適用される者の数はどの位か等について、それぞれ質疑、総務部長、人事課長より答弁があつて、異議なく

原案可決に決定。

③ 議案第六十六号（公有水面埋立地を室蘭市の区域に編入するの件）及び同第六十七号（公有水面埋立地を夕張郡栗山町の区域に編入するの件）を一括議題に供し、異議なく原案のとおり可決することに決定。

一般議事

① 佐野委員（社）より、深川町と関係町村との合併促進問題に関連してこの合併促進は三月をもつて打切ると聞いているが事実かどうか、関係町村における本件推進の状況と見通し、大臣勧告に対し道はどのような態度で臨んでいるか、積極的に押し進める考えがあるかどうかについて、

田中委員（自民）より、納内村の財政規模はどうか、大臣勧告の出されている今日強く推進されたいこと等について、

それぞれ質疑及び要望があり、総務部長、地方課長より答弁、佐野委員（社）より、各部別の食糧費の額について資料提出方、石炭手当増額のその後の状況について後刻説明願いたい旨要望があつた。

○四月八日 午前十時二十分、第二委員室において開議、午前十時二十

四分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

総務部長、道警本部警務課長より、追加予定の議案第百十五号について説明を聴取した。

○四月十三日 午前十一時二十三分、第一委員室において開議、午後三

時五十分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十二号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

② 議案第五十四号（札幌医科大学条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

井口委員（社）より、博士号をとる審査手数料について他の国立大学あるいは県立大学の場合はどうかについて、
質疑、総務部長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第五十五号（北海道有財産条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決することに決定。

④ 議案第五十六号（北海道税条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

井口委員（社）より、小家畜税の廃止に関連して市町村で同税を新設することになればなんにもならないことになるが、これらに対する行政指導に対してどのように考えているか、市町村会との話合いの経過等について、

津川委員（社）より、小家畜税廃止の考え方、経済動物としての価値がないという考え方が入っているかどうか、牛馬に対しても同じような考え方をもてないかどうか、最近馬については耕運機等の関係から稼働日数が減じており採算上からはなはだ悪い状況になっているから馬に対し免税措置ができないものかどうかについて、

井野委員（社）より、経済価値がなくなつたということについて片方では農漁家に導入施策を講じていることは論理が合わないのではないか、また消流対策等これらの政策がこのことにより後退されるのではないか、挽馬あるいは高価な競争馬についても一率に同率課税されていることに対して何等かの考慮があつてしかるべきでないか等について、

それぞれ質疑があり、総務部長より答弁、井野委員（社）より、市町村税の肩替りとならないこと及び小家畜の販売消流面が後退しないことを委員長報告文に入れるよう要望があり、本要望を入れる

こととして、異議なくそのことに決定、なお、施行期日に関する附則を修正して議決することとした。

⑤ 議案第百十五号（北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

橋本（清）委員（社）より、増員百二十名の本道割当の基準内容について、

質疑があり、道警本部警務課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

⑥ 議案第百十五号（道有財産の売払契約の締結に関する件）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、

佐野委員（社）より、事前に説明を受けていないこと及び昨年七月から検討されていたにもかかわらず委員会に何等の相談協議がなかつたことは了承できない旨、道有財産条例第二十四条二項に「知事が定める」とあるが知事はどのように定めたのか、このことについて議案説明には何等内容が示されていないのでこの点の資料提出方、また価格は施行令第三十八条の関連で定められたものか、払下げを受ける側の市議会の決議がないがどうなっているか、先に北見市長が「社会党がこのことについて反対していることはおかしい」旨新聞報道されているが北見市長の本件に対する考え方、本件に対する総務部長の只今までの説明を資料として提出方等について、

井野委員（社）より、総務部長は北見市長の件の答弁に関連して議会の審議により態度を決定してもらいたい云々といっているがその考え方、財産の処分については受入側の内容等が明らかになつていないし北見市議会の意思も何ら聞いていない手続上このようなやり方は好ましくないと思う本件に対しては資料検討の上再度質疑したい旨、

それぞれ質疑及び意見があり、総務部長より答弁があつて、本件については一応保留とすることに決定、なお、先の議案第四十二号

及び第五十四号については施行期日の関係から附則において修正議決の扱いとすることを了承。

請願、陳情の審査

請願 願

第二〇七号 郵便局舎等整備促進法制定促進要望の件（採 択）

一般議事

① 委員長より、請願第二百七号の郵便局舎等整備促進法案の早期成立に関する件並びに休憩中協議の警察施設の整備に関する件については本委員会委員が提案者となり前者は意見案、後者については要望決議案として今議会に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定、各党から一名ずつの起草委員をあげて検討することとした。

② 新任の道警本部警務部長、刑事部長、警備部長より挨拶があつた。

○四月十四日 午前十一時三十一分、第二委員室において開議、午前十一時五十分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

総務部長より、追加提出予定の案件について説明を聴取の後、井野委員（社）より、土木機械特別会計の取扱ひ方法について質疑、総務部長より答弁。

○四月十五日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午前十一時四十五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

議案第六十五号（道有財産の売払契約の締結に関する件）を議題に供し、天谷委員（協）より、議案第六十五号はなお慎重審議を要するものと認めるので本案は次の議会まで閉会中継続審査に付せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議な

くそのことに決定、残余の請願、陳情は閉会中継続調査とすることとした。なお石炭手当の増額問題、警察施設の整備、郵便局舎等整備促進のための中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、真駒内団地開発の計画推進に伴い内地類似県の府県調査についても後刻協議することとした。

厚生委員会

○三月三十日 午後四時五十八分、第三委員室において開議、午後五時

三分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

- ① 委員長より、衛生公社問題のその後の経過について説明を求め、衛生部長より説明を聴取。
- ② 予算特別委員会が開かれているため付託議案の審議は次回委員会で行なうこととした。
- ③ 次回委員会の開催日については委員長に一任。

○四月七日 午後二時四十六分、第三委員室において開議、午後四時散

会、委員長 福島新太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十六号（北海道診療所条例の一部を改正する条例案）を議題とし、衛生部長より説明を聴取の後、中野委員（社）より、新設の糠平診療所の規模及び対象人口について、

太田委員（社）より、新設にあたつての地元負担について、それぞれ質疑があり、衛生部長、医務薬事課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第五十二号（北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例案）を議題とし、福祉課長より説明を聴取の後、

中野委員（社）より、従来は公示しなければならなかつたものを緊急の場合は業者に通知することによりこれを行なうことができるようになるのかについて、

太田委員（社）より、緊急でない場合はただ公示するだけで良いのか、業者にはどのように周知徹底させるつもりかについて、

渡辺委員（社）より、条例で禁止しても従来の例を見ると地方では守られていないのが実情でないか、本条例の運用状況はどのようなになっているか、従来条例の精神が生かされていないかつたようであるがどうか等について、

それぞれ質疑があり、福祉課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第六十三号（北海道国民健康保険審査会に出頭する関係人等の費用弁償条例案）を議題とし、保険課長より説明を聴取の後、

中野委員（社）より、本審査会は以前から設置されていたのに今回改めて本条例を提出した理由について、

渡辺委員（社）より、予算措置はどうか、医師と関係人に分けた理由及び出頭しなければならない時とはいかなる時か、労災関係は多いが国民健康保険関係の不服がないということはこの制度があまり知られていないのでないか、この制度を周知徹底させるべきであること等について、

質疑及び意見があり、保険課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第四十五号（北海道立病院条例の一部を改正する条例案）を

議題とし、衛生部長より説明を聴取の後、中野委員（社）よりの意見もあり、次回委員会まで保留とすることに決定。
請願、陳想の審査

陳 情

第二九号 保育所措置費に對する道費助成の件 （保留）

第一六三号 保育所措置費増額の件 （保留）

第二七八号 道立根室保健所公宅新築の件 （採 択）

第二七九号 道立江差保健所公宅新築の件 （採 択）

第二八二号 道立岩見沢保健所公宅新築の件 （採 択）

一 般 議 事

① 次回委員会の開催日時は委員長に一任。

② 本日聴取した陳情は次のとおり、

簡易上水道施設費に對し道費助成の件 豊 頃 村 長

○四月九日 午前十時五分、第三委員室において開議、午前十一時三十分散会、委員長 福島新太郎（自民）

付託案件の審査

議案第四十五号（北海道立病院条例の一部を改正する条例案）を議題とした後、

渡辺委員（社）より、道立小樽病院を廃止することにより全道の公的医療施設の上にどのようなプラスの面があらわれるのか、道立医療機関の整備特に無医地区の解消をどう推進するつもりか、また今年度予算にどう組まれているか、道の財政事情からみて診療所を新設することができない所が多いのではないか、道は診療所等の整備についていかなる見解を持っているか、道立小樽病院の予算は特別会計のどこに計上されているか、また鬼脇病院を一般会計に入れた理由は何か等について、

熊谷委員（社）より、医療施設の整備については現在の枠内でや

るのか、または枠を拡大しながら整備するのか、今後道立病院のうち赤字の出ているものを整備の名の下にこれを廃止し他に振向けるつもりか、赤字の原因を究明し効率的運営をはかることこそ考えるべきでないか、廃止が他の穴埋めの役割で終るのであれば医療行政の後退と思う、廃止することにより医療行政の上に何らかのプラスがなければ意味がないのではないか、予算上民生部衛生部とも極めて弱い部であるがもう少し強く予算折衝をすべきであり、今回の道立小樽病院廃止も他のしわ寄せではないか等について、

中野委員(社)より、医療機関の整備拡充については具体的長期年次計画を立て提示するべきである、道立小樽病院は実情からみて廃止も止むを得ないが道立病院が赤字になる都度廃止する先例としないこと、また廃止後入院患者、職員等の配置転換にあたつて充分希望を満たすよう道が責任を持つて善処すること及び病院の処分は適正な評価額で売却しその売却代金は医療機関の整備充実に当てること、売却先は営利企業団体でなく公共福祉事業にあててことを要望するが部長はどう考えているか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、衛生部長、民生部長より答弁の後、異議なく原案可決に決定、報告文は委員長一任に決した。

請願、陳情の審査

陳情

第五八号 浮浪者更生施設設置の件

(保留)

第二六八号 三笠市におけるし尿処理施設建設に対し国庫補助等の件

(採択)

第二七六号 道立有珠優健学院えの委託料増額と施設の改造補修措置の件、

(採択)

第二八五号 財団法人北海道対ガン協会に対し助成の件

(採択)

第百九十一号 (道立小樽病院の存続及び施設充実の件)

については議案第四十五号が原案可決になったので取り下げの処置を取らせるよう連絡することとした。

〇四月十四日

午後四時二十五分、第四委員会において開議、午後五時二分散会、委員長 福島新太郎(自民)

一般議事

① 委員長より、衛生公社問題のその後の経過について説明を求め、衛生部長より説明を聴取。

② 上水道及びし尿処理施設の起債の早期決定と補助の増額、厚生年金病院建設について保険局医務局との打合せ、国立公明寮の新設並びに保護施設の補助枠拡大等に関する中央折衝を行なうこととし、派遣委員の選任については各党の話し合いで決めることとした、また道内視察を六月の下旬に行なうこととし、日程はでき次第各委員に配布することとした。

③ 千葉(軍)委員(社)より、保健所の整備拡充計画はどうなっているか、最近厚生省の方針が変つたとのことであるがどうか、予算編成にあたり厚生省の意見が通つていないようであるがどうか等について質疑及び意見があり、衛生部長より答弁。

④ 熊谷委員(社)より、札幌近郊の厚生施設視察について、竹村委員(自民)より、母子健康センターの視察について、それぞれ要望の意見があつた。

⑤ 請願陳情及び事務調査事項は閉会中継続審査及び継続調査とすることに決定。

商工労働委員会

○三月一日 午後七時二十八分、第一委員室において開議、午後十一時

三十九分散会、委員長 大久保和男（自民）

一般議事

① 委員長より、商工部及び労働部の昭和三十五年度道費予算要求資料の問題については両党間で話し合いの段階に達したが高田委員（社）よりこれについて知事の出席要求があつたので出席してもらつた旨を述べた後、

村本委員（社）より、要求中の予算要求資料については色々の事情で出しかねることであつたがそれはいかなる事情か、われわれはこの資料により具体的に広く検討することができ道民全体の立場からみてこの方が都合が良いと思うがどうか、外部に知られて困るものもあると思うがそういう細い資料は要求していい骨子の細目だけでも良いといつておりそのことは予算編成に対する介入にはならないと思う、理事者のマイナスになつたり行政上阻害をしたりすることにならないのであればフエアーに出してほしいと思う、各種の要望を実現することは不可能である、従つて懸案のものを予算化できなかった点については充分これを明らかにし、これは来年考える、この点は考えていない等を知らせることが必要であると思うこと等について、

質疑及び意見があり、知事より答弁、再び

村本委員（社）より、外部に出して困る場合の事項も考えられるが全部ではないと思う、従つて取捨選択をして出してもらえるかどうか、また今迄は任意に出してもらつたこともあるがそれは議会と

理事者の間において慣行のようになっておりこの長い慣行が破られ協力関係を持続することも破られる感じがするがどうか等について質疑及び意見があり、知事より答弁、次に

高田委員（社）より、知事の答弁は内部の補助作業を発表することはマイナスになるということで一貫しているが了解しかねる、各部課の青写真と知事が取捨選択して出した結論を比較することが重要であると思う、知事は方針を示し各部は案を作つて提出して行くがその過程における変化、部におけるまとまりについてはきいてしかるべきと思うし、議会の調査権の範囲内と思う、今までは出してもらつていたがこの慣行が支障を起したことはなかつた、三十五年度の予算要求額を示したのはいつか、またそれにより各部から要求が出されたのはいつか、報道関係には出されて議会には出せないというのは納得できない、知事は議案の審議のため最大の便宜協力を払う義務があると思うこと等について

質疑及び意見があり、知事より答弁、再び

高田委員（社）より、知事は一貫して内部の準備作業であるというが議会の調査権は固有事務にも及ぶことになつており、予算編成要綱に基づいて部が内部で統一したものについては対象になる固有事務であると思うがどうか、また現実に出ているところもあり行政の一貫性を欠いている、従来出されていたものが出されなくなることは審議権の縮小ということになる、法解釈については見解の相違があるがそれをのり超えて道政上プラスになるかマイナスになるかの点から考えても出さないのはおかしいと思うこと等について、

森川委員（社）より、知事は調査権には限界がある、行政干犯ではないが議会の調査権の範囲の問題であるというが議員の権限をどこまで尊重するか、議会中の議員の行動は行政、予算に関して重大な職責を持つている、調査権の範囲をいうならばガラス張りの道政を抜れきするのが当然の任務である、行政干犯でないが調査権の問題

というなら出してもよいと思うこと等について、

宮沢委員（社）より、調査権の限界については結論が出ていないと理解してよいか、そうであるならこの資料を要求することは間違いないということになるがどうかについて、

千葉（大）委員（社）より、従来の慣行は妥当を欠いているというのが既に出している部もあり何故商工労働に限って出すことができないか、このことについていづという措置をしたか、部長会議を開いてやつたか、土木、建築、民生、衛生、各部ですてに説明していることを承知していつたかと思ふ趣旨で言つたか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、知事より答弁、ついで

千葉（大）委員（社）より、委員長が村本委員（社）の要求について労働部長に話をしたのはいつかと質疑、委員長より応答の後、

千葉（大）委員（社）より、知事が二十三日に特に指示したのは建築、土木、民生、衛生各部から出したことが後に問題が残ると気づいたからか、委員長は二十二日に労働部長に話をしたがそれを部長は拒否した、知事の意向をきかないでやつた、知事は労働部長の話をきいて措置したのか、二十二日に労働部長が意思表示されたのはどういふ意思であつたか、商工部長は二十三日前に知つていたか、知事は大所高所から審議してくれと言つてゐるがそれはどういふ意味か、知事の答弁は決算委員会のとこと今日は逆である、秘密主義で協力出来ないと言つてゐるようになつてゐるのでわれわれは常任委員会で結論を出すことにすること等について、

高田委員（社）より、執行責任者は知事、他は内部的であるといふ、途中を行なつてゐる職員はすべて内部的補助的になつてゐる、それでは何も出せないがその点はどうかについて、

村本委員（社）より、他の部から出された資料は大体大まかに書いたものである、出しても弊害が起らない事項については項目を整

理してこの場合慣行なしとしても審議のために便宜を与えてもらへるかどうか、陳情採択の中で予算化したものもあると思うがそれを出してもらへるかどうかについて、

それぞれ質疑及び意見があり、知事より答弁、ついで森川委員（社）より、積極的に協力の態度をとつてほしいと要望があつた後、午後九時三十九分一旦休憩、午後十一時三十七分再開の後、明日午前零時五分より再び開くこととして散会。

○三月二日 午前零時二十八分、第一委員室において開議、午前零時五

十九分散会、委員長 大久保和男（自民）

一般議事

① 村本委員（社）より、条例案その他議案の立案のため必要と認めるので商工部及び労働部所管の昭和三十五年度道費予算要求事務について調査を行ない、なお調査のため必要なので商工部及び労働部所管の昭和三十五年度道費予算要求資料を速やかに提出されるよう要求されたいとの動議を提出、賛成あつて動議成立、ついで

大島（三）委員（自民）より、北海道議会会議規則第七十八条の規定によると事項と目的と明示のこととなつてゐる、条例案その他議案の立案の具体的内容を示されたいと質疑、

村本委員（社）より、条例案その他議案の立案が目的で調査事項は調査検討を行なう中で条例案その他議案の立案が考えられると応答、ついで

大島（三）委員（自民）より、条例案その他議案の立案の具体的内容がないので動議には不賛成である。また、三十五年度予算要求の資料といつてゐるがさき程知事の態度が明白になつた、予算編成の過程は内部事情なので遠慮されてほしいという答弁であり、出す意思はないということがはつきりした以上なおかつ要求しようとするのは当を得ないと思うと意見があり、これに對し、

村本委員（社）より、さき程の知事の答弁では全面的否定とも考えられず委員個々に要求の格好ではまずいので委員会として要求の手続きをする方がよいのではないかと思う、要求に応じてもらえると思うことについて、

宮沢委員（社）より、事項、目的が不明確なので不同意だというのが会議規則第七十八条は常任委員会が所管事項を調査する前に議長に要求する手続きと内容を規定したものであると思う、実行段階に移すには議長の承認を得るということであることについて、

それぞれ意見があり、ついで会議規則第七十八条の解釈について大島（三）（自民）宮沢（社）森川（社）各委員の間に意見の交換があつた後、討論に入り、本動議について、岡嶋委員（自民）より、反対、高田委員（社）より、賛成の討論があつた後、起立による採決の結果、起立多数で可決、委員長より、只今可決された事務調査及びこれに基づく資料要求については会議規則第七十八条及び委員会条例第十九条により所要の措置をとりたいと述べ、ついで千葉（大）委員（社）より、二月十一日の委員会における村本委員（社）の要望に対し委員長は善処を約しながら二十二日に至つて相談している状態であるがこのようなことのないよう善処されたいと要望があつた。

○三月五日 午後一時十分、第一委員室において開議、午後九時五十九

分散会、委員長 大久保和男（自民）

一般議事

委員長より、前委員会で決定した「商工部及び労働部の昭和三十五年道費予算要求にかかる事項別金額を示す説明書（資料）」の提出要求については提出されるよう知事と折衝方議長に連絡をしたこと及び本日知事がこの責任をもつ予算編成の過程における内部的な資料であり、提出しかねるとの回答があつたことを報告、ついで

千葉（大）委員（社）より、三月二日に決定した際全責任をもつて議長に伝えてもらうよう要望したが動議についてどう説明をしたかと質疑、

委員長より、委員会で決つたことは逐一議長に申達した、議長が知事にどのような説明をしたかは範囲外のことである。動議の内容はよく説明してあると応答、ついで

千葉（大）委員（社）より、二日に決定してから委員長はいつ、どこで議長に会つたか、何時頃から何時頃までの間か、その後は会つていないか、議長が知事に会つたのはいつか、この様な結果になるまで内容を承知していなかったか、途中で話に入っているか、三日に議長と話をした時まだ知事と、話をしているという話はなかったか、内容はどの様な話であつたか、委員長から動議について説明した時議長はどのような態度で知事と折衝するといつたか、同じ立場で折衝したと確認してよいのか、議長と知事の話し合い中に中山議員会長が入つているとのことであるがどうか等について、

村本委員（社）より、知事から回答があり、議長から通知があつた後議長とどういう話合をしているかについて、

それぞれ質疑があり、委員長より応答、ついで高田委員（社）より、議長からきかなければわからないので出席を願つてほしいと言があり、協議のため、午後一時二十八分一旦休憩、午後三時十九分再開、委員長より、議長に出席を願つたので発言されたいと述べた後、

高田委員（社）より、所管事務調査の要求に対し北海道議会会議規則第七十八条に基いて承認されたがこれは知事に要求した商工部及び労働部の昭和三十五年道費予算要求にかかる事項別金額を示す説明書（資料）を妥当と認められたものと思うがどうか、そうであれば当然議会の権威の点より提出方を迫るべきと思う、知事に拒否されたがこれからの議会で審議権を完全に行使できると考えてい

るか、過去十二年間に亘つて提出されてきた慣例を無視して議會を停滞させることをどう考えるか、知事の態度に対して今後どうするつもりか、更に顧意を求めるため折衝に努力してほしいがその考えはあるかどうか等について、

村本委員(社)より、今まで道議會は十二年間にわたり慣行として資料を提出させており、これは議會と理事者で確立された慣行である。この慣行を尊重してゆくことが大事であるとの考えに立つているかどうか、知事に要求した時どういう内容を説明したか、委員会で決定した要求の内容等については妥当と認めたかどうか、もしこの知事の回答を認めることになるらと議會の權威にかかわる問題となるがどう思うか等について、

千葉(大)委員(社)より、知事の協力しないという意思表示に対して道議會議長として認めるかどうかについて、

それそれ質疑及び意見があり、
議長より、委員会の決定を尊重し手続きを遺憾なくやつてゐるさらに知事に面会を求め口答で充分に説明し要請をしたが結果は遺憾である、これ以上交渉しても知事の意思の変更はむづかしいと考える、できるだけ努力をしてきたつもりであり、これ以上要請する者はないと応答、ついで

千葉(大)委員(社)より、議長は委員長よりの所管事務調査の要求について承認をしている、知事の態度は了承できない筈である、議長は了承したのかしないのかと質疑があつた時、岡嶋委員(自民)より、関連して発言があり、これに対し森川委員(社)より、それは関連ではないと指摘があり、午後四時十九分一旦休憩、午後九時四十七分再開、岡嶋委員(自民)より、休憩前の関連発言中関連にわたらない点の取り消しがあつた後、

村本委員(社)より、今までの議長の答弁では了承できかねる旨を述べた後、知事に対する説明書の要求をするに当り捺印したのは

他の公文書と同じようにその内容に対して捺印したものであるからその内容に対して責任があると思うがどう考えているか、議會の今日までの慣例と議會の權威を無視した結果になつてゐると思うがこれに対しこれからどう対処する考えか、知事の説明書提出拒否は、先程極めて遺憾なことであると言われたがこれに対しこれからいかなる責任ある行動をとるか、議長のとつた措置と知事の回答はこの説明書の提出要求に関しては意見を異にしていると思うがどう考えているか、商工労働委員会における本問題の決定は法的に疑義があると考へてゐるかどうか、權威ある議會としていくため知事に再考を促してほしいがその決意があるかどうか、議會の審議權及び權威保持のためどうしても議長のとつた措置を貫く必要があると思うがそう考へてゐるかどうか等について質疑があり、

議長より、先程来申した通り、委員会においても議論のあつたところであるが、決定されたことについては責任ある措置として知事に議長名で要求した。なお、今回の資料要求は予算その他提案された議案を審査するための説明資料とは異なるものであるから予算その他の議案審議については議員各位の御努力を特に願いたい、また知事からの回答については議會と立場を異にする知事において議會と見解を異にする場合が生ずることもあると考へられるので議會としては望ましいことではないがやむを得ないと考へてゐる、従つて知事に対し再度交渉する考へは持つていないと応答、これに対し村本委員(社)より不満の意を表明、ついで委員長より、時間の関係上日を改めて委員会を開きたい。なお、その間議長にも善処方を要望するつもりでゐる旨を述べた後、次回委員會の開催日時について協議、明後七日午前十時に決定。

○三月八日

午前一時九分、第一委員室において開議、午後零時三十一分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

委員長より、予定していた昨日の委員会が流会となつた事情を説明あわせて遺憾の意を表明した後、

高田委員(社)より、本日午前零時五分に招集した手続上の問題に関し、委員会の議事日程その他については委員会において決めるか、会議規則の決めるところに従うのが筋であるが代表者会議を開いて相談することもなく招集したことについて、

千葉(大)委員(社)より、議長に対する善処方要望の点についてはわれわれに要望されたのではなく五日の委員会の最後に委員長自身の意思でいつたことであることについて、

それぞれ再三質疑及び意見があり、委員長より応答の後、午前十時に再開することとして、午前一時二十分一旦休憩、午前十一時三十五分再開、委員長より、議長の出席を願っている旨を述べた後、村本委員(社)より、前委員会において七項目の質疑を行なつたが総括的な答弁であつたため了承できかねるので項目別に答弁されたいと要望があり、議長より、各項目毎に応答、ついて

村本委員(社)より、前回は今回も「その審議の過程においては議論があつた」ということをいわれているがそれはどういう意味か、議長が承認しその責任において知事に要請したが知事は出さない、これを了承願うということでは今後の調査活動に重大な影響をきたすと思うがこの点どう考えるか、委員会決定のこの説明資料は提出すべきものであるとの考えのもとに議長名で要請したと了解してよいか、知事が拒否してきたことに對し止むを得ないといわれているがこれは出さないことを認めているわけではないと理解してよいのか、知事は部長会議で説明資料は出すべからずと指示しているがこういうことを適當と思うかどうか、今後におけるいろいろの調査資料等の要求についてはできるだけ便宜を与えていただきたいこと等について、質疑、意見及び要望があり、議長より応答、次に

千葉(大)委員(社)より、知事からの回答に對し議会議長としては了承できないという立場で委員長に通知を出したのかどうか了承しているなら昨日特に委員長から再度の善処方要請に對しては知事にどういふ交渉をしたか等について(村本委員(社)より、関連して質疑)

質疑及び意見があり、議長より応答、次に

千葉(大)委員(社)より、三月五日の委員会の最後に委員長は日を改めて委員会を開きたいがその間議長にも善処方を要望するつもりでいると述べているがこれは委員長の決意を表明したものであるのかどうかについて、

村本委員(社)より、本問題については今後の常任委員会の調査活動、議会の権威保持等の点より重大な責任を痛感すべきものと思うがどう考えているか、今後の常任委員会の運営に對する決意はどうか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、ついて古沢委員(自民)より、議事進行について発言があつた後、委員長の応答に関連して、

千葉(大)委員(社)より、最善の努力を尽したと言うが、今までの経緯からみてそうは認められず、従つて知事からきたこの回答文書が送り返され再びくり返し知事との折衝がない限り答弁は了承できかねることについて、

村本委員(社)より、知事は従来の慣行をやぶり部長会議を開いて出してはいけない旨の指示をしたがかかるところについて議長は遺憾である旨を表明していたこと及び議長の職務権限に基づいて委員会の決定を承認し知事に要請したが拒否されたというこの二つの事実をよく記憶され今後に對処していただきたいこと等について、それぞれ意見及び要望があつた。

○三月十七日 午後一時四十二分、第三委員室において開議、午後五時

五十五分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

委員長より、国鉄貨物運賃割引制度及び等級改訂の問題に関する最近の状況について説明を求め、商工部長より説明を聴取の後、古沢委員(自民)より、今までの関連もあり、道の影響も大きいので折衝を続ける必要があることについて、

村本委員(社)より、最終案が近日中に決まるというがいつ頃か、新聞に発表されたものはどういう内容のものかについて、

宮沢委員(社)より、昨日の本会議における知事の答弁はそんなに緊急性があるとの答弁ではなかったがこの問題は従来より論議されておりしかも期限は三月三十一日に迫っている、理事者側の見通しは甘いように思うがどうかについて、

千葉(大)委員(社)より、上京折衝ははつきりした情勢を把握した上で行なうべきであることについて、

それぞれ質疑及び意見があり、商工部長より答弁の後、午後二時一分一旦休憩、午後五時五十四分再開の後、

委員長より、本問題の期限は三月三十一日までであり、業界も二十日以降上京し関係方面と折衝するので本委員会としても存続について折衝することとし、時期、人選については委員長に一任すること、また貨物運賃の改訂についてはこの間商工部においてできる限り資料蒐集に努めることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○三月二十九日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議、午後

一時五分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

① 議案第三十九号(空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件)を議題とし、商務課長より説明を聴取の後、

高田委員(社)より、事業の完成時期はいつか、観光の時期に間に合うかどうか等について、

質疑、商工部長、商務課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十七号(電気事業職員宿舍の購入に関する予算外義務負担及び契約締結の件)を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、村本委員(社)より、アパートの入居者は現場に働く人々、家賃の額及びその算定基礎はどうか関連して道営住宅との均衡を失することはないか等について、

質疑、商工部長、資源課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第四十七号(北海道鉱業振興委員会条例の一部を改正する条例案)を議題とし、資源課長より説明を聴取の後、

千葉(大)委員(社)より、当面して臨時委員の必要があるという具体的な問題は何か、審議が終つた後はどうするか等について、質疑、資源課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第四十八号(北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案)を議題とし、商工部長より説明を聴取の後、

村本委員(社)より、この条例は工場誘致というよりも工場の健全化育成条例の感があるがこれに対する見解、投下固定資産額が五千万円に引き下げられることによりどの程度工場誘致が見込まれるか、三年間の延長は総合開発計画とあわせてものであれば開発に副つた誘致というものを重点としなければならないが三年の間においてどういう企業を誘致するか、五千万円まで引き下げたことに伴う第二次総合開発五カ年計画に副つた誘致計画及び重点を置く対象中小企業について資料を提出されたいこと等について、

高田委員(社)より、大企業に対しても援助することは疑問があるが固定資産十億円以上のところには援助しないというようなこと

を検討したかどうか、新設だけのことであるが前は増設も助成の対象にしたのではないか、また対象は土地と建物に限られるのか等について、

千葉(大)委員(社)より、井華塩業にはどの位助成しているか、この工場の存廃問題はどうか、知事は専売公社その他に要請する等具体的に努力したか、工場閉鎖の場合従業員その他について充分約束されているか等について、

五藤委員(社)より、増設改造についても対象としてはどうか、貿易の自由化に伴い製品を変えてゆく方向に進んでゆこうとしているがただ内地から誘致するというだけでは不十分ではないか、土地建物だけが対象とすると一億円と五千万円では大した違いはないがもつと引き下げてはどうか等について、

宮沢委員(社)より、知事が特に認めた場合対象になるがこの場合は金額に限定はないか、従来の実績はどうかについて、それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁の後、高田委員の意見もあり、本件については次回委員会において更に審議を行なうこととした。

⑤ 議案第九十三号(北海道職業訓練所条例の一部を改正する条例案)を議題とし、労働部長より説明を聴取の後、

五藤委員(社)より、卒業生の就職後の安定性について調査しているか、新設三カ所の科目配分はどうか等について、

村本委員(社)より、三十四及び三十五年度における入所者家族の職業及び卒業生の業種別就職先に関し資料提出方について、

質疑及び要望があり、労働部長より答弁。

一般議事

千葉(大)委員(社)より、国鉄貨物運賃公共政策割引制度存続及び運賃法改訂の問題に関する中央折衝の経過及び結果について報告。

○四月四日 午後零時十三分、第三委員室において開議、午後一時二十

六分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

① 議案第四十八号(北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案)を議題とした後、本日配布された資料を検討のため審議は次回委員会に持越すこととした。

② 議案第九十三号(北海道職業訓練所条例の一部を改正する条例案)を議題とし、労働部長より説明を聴取の後、

村本委員(社)より、全国における炭鉱離職者のための訓練所数と対策事業の内容はどうか、石炭離職者対策に該当する人員はどの位か、道に対する総合職業訓練所の設置予定、関連して道には石炭離職者用の総合訓練所は設置せず従来性格のものを一カ所または二カ所設置するということか等について、

千葉(大)委員(社)より、道の炭鉱離職者で職業訓練所に入所を希望する者はどの位か、失業保険の関係があつて入所できないときいているがこの関係はどうなっているか等について(関連して宮沢委員(社)より、資料の提出要望があり、)

質疑及び意見があり、労働部長より答弁、ついで

村本委員(社)より、労働省は計画に基づいて炭鉱離職者対策の予算を考えているとのことであるがそのうち道にはどのように措置されるかについて次回委員会までに報告願うか、または知事にきくかしたので善処願いたい旨を述べた後、

本件は異議なく継続審査とすることとした、なお労働部長より既設訓練所の入所募集開始について了承を求め、異議なくこれを了承。

一般議事

① 委員長より、水産委員会に付託された陳情第二百三十七号(ソ連水産物輸入反対の件)について水産委員長より農務及び本委員会に関係があるので連合審査会を開きたい旨の申し入れがあつたことを述

べこれに対する当委員会の態度について諮り、協議の結果、資料を配布し検討の上で参加することとした。

- ② 商工部長より、井華塩業存廃問題に関し、最終的決定が二、三日中にあると思うこと、また廃止後の措置については従業員は全員解雇するが退職金は三十三年の労働協約を上廻つて支払われる旨の説明を聴取。

- ③ 宮沢委員(社)より、予算委員会における答弁によると失業対策事業に対する基本的なあり方について国でも検討しているとのことであるがいかなるところを検討しているか、いつ頃結論がだされるか等について、

質疑があり、労働部長より答弁、ついで

千葉(大)委員(社)より、予算委員会でも国鉄運賃改定実施の際の影響金額について質疑した際商工部の答弁より林務部の方の金額が上廻っているが、知事に対する質疑を行なうまでに消流関係の会議を開いて適確な資料を作つておかれた旨の要望があつた。

○四月八日 午後二時二十八分、第二委員会において開議、午後四時十

二分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

議案第四十八号(北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案)及び第九十三号(北海道職業訓練所条例の一部を改正する条例案)の審査はさらに良く資料を検討するため次期委員会まで保留することとした。

一般議事

- ① 委員長より、石炭鉱業不況対策全国道県議会協議会から四月二十日午後一時より協議会開催の連絡があつた旨を報告。

- ② 先般決定した炭鉱保安に関する要望意見書の案文については異議なく配布の案文に決定。

- ③ 森川委員(社)より、井華塩業株式会社は閉鎖に立ち至つたと報道されているがこれについて知事はいかなる手を打っているか、中央では自民党も社会党も一生懸命であり、専売公社もなんとかしようというところで事情は好転しているのであるが道の動きが活発でない、知事も本気になつて動いてもらいたいこと等について(関連して宮沢(社)千葉(大)(社)各委員よりも発言があつた。

質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁、午後二時四十一分休憩、午後三時一分再開の後、

千葉(大)委員(社)より、答弁によると国の補助をもらつてない場合は止めることになるといっているがそれは正式に結論がでたのかどうかについて、

森川委員(社)より、転換の内容、具体策はできているか、従業員のその他はどうなるか等について、

質疑があり、商工部長より答弁。

- ④ 高田委員(社)より、陳情第二百三十七号(ソ連水産物輸入反対の件)の内容をみると水産委員会が審議することが妥当かどうか多少疑義がある、昭和三十一年にこれを全く同じ趣旨の請願が農務委員会から商工委員会に付託替えになり同委員会で見解書を作っている前例がある。陳情第二百三十七号ばかりでなく第三百二十二号(留萌港をソ連輸入にしん陸揚港指定並びに輸入にしん割当要望の件)第三百二十八号(ソ連にしん輸入要望の件)第三百三十三号(にしん等外国水産物輸入反対の件)第三百三十八号(ソ連産にしん輸入要望の件)第三百三十九号(生鮮にしん輸入の件)第三百四十五号(ソ連にしん輸入実現並びに加工優先配分要望の件)についても水産委員会に付託になつた経緯について事務局長に説明してもらいたいと意見があつて、午後三時二十分一旦休憩、午後三時三十三分再開の後、

高田委員(社)より、陳情第二百三十七号、第三百二十二号、第

三百二十八号、第三百三十二号、第三百三十八号、第三百三十九号、第三百四十五号を水産委員会に付託した理由、経緯について

質疑及び意見があり、事務局次長より答弁、ついでこれら陳情の当委員会への付託替えについて各委員より種々意見があつた後水産委員会付託の陳情各号については商工労働委員会に付託替えするよう正式に議長に申し入れることに決定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

夕張鹿島地区巡回職業相談所の開設方について

塚田議員及び西田夕張市議會議員

○四月十四日 午後四時十六分、第三委員室において開議、午後六時一

分散会、委員長 大久保和男（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十八号（北海道工業誘致条例の一部を改正する条例案）を議題とし、

五藤委員（社）より、北海道工業の開発振興についての資料に関連して鉄鋼の需給状況はどうなっているか、富士鉄の製品の大半は道外にでているがどう思うか、また機械工業が遅れているにかかわらず一番最後になつているがこの振興を第一にすべきでないか、産業によつては過剰投資のものもあるが資源との見合において過剰投資をどう扱つていくか、地下資源関係に対する適用は今までになかつたか、将来適用するよう枠を広める考えはないか、早晚本条例は再改正し完全なものにする必要があること等について、

村本委員（社）より、三力年の延長は総合開発計画に合せたものか、場合によつては市町村に対して補償してやる必要があるか、と思ふがどうが等について

質疑、意見があり、商工部長より答弁、ついで

五藤委員（社）より、本道工業の現状より委員長報告文中に次の

意見すなわち工場立地条件の整備のための助成、増設、改善及び新規雇用にかかる従業員数を適用条件に加味すること等抜本的改正について検討してほしい旨の字句を入れられたいことについて、

村本委員（社）より、本条例は実質上呼び水の効果が無いと思う、北海道の経済状況も変つてゆくのでこれに即応するよう検討を加える必要な改正をされたいことについて

それぞれ要望があつた後、本件は異議なく原案可決とし、委員長報告文中に意見をおり込むこと、その字句については委員長と五藤委員（社）に一任することとした。

② 議案第九十三号（北海道職業訓練所条例の一部を改正する条例案）を議題とし、

五藤委員（社）より、今回訓練所の設置が江差町に決つた経緯及び特に江差町が適当であるという根拠、訓練所の地区割についてみると一つずつ配置したような形をとつていて全然ないところもある、このないところは将来必ず配置したいという考えているかどうか等について、

村本委員（社）より、炭鉱離職者対策として訓練所は何力所設置されていることになるか、対策は速かに進めねばならないと思う、また、総合職業訓練所は何力所設置されるか、予算はどの位か、滝川の訓練所については政府の補助金と地元寄附金によつてまかなわれる形であり道の持出しが少なくこれは適当でないと思う、関連して設置について滝川市から話があつたと思うがどういう経緯になつてゐるか、滝川市は財政再健団体である地元負担については財政再健団体の場合は特に考慮されたいこと等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長より答弁の後本議案は異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 委員長より、前委員会において決定をみたソ連にしんの輸入問題

にかかる陳情の付託替えの件については議長にその旨申し入れたがまだ結論が出ていない旨を報告。

- ② 労働部長より、全国労働組合体育大会開催の件について報告を聴取の後、

千葉(大)委員(社)より、内容及び過去の参加組合数並びに主催者、労働省の財政援助が受けられないことは予算編成の時に判らなかつたか、四十二万円でやれないのであれば新しい角度で提案する用意はあるか等について

質疑があり、労働部長より答弁の後、異議なく本報告を了承。

- ③ 森川委員(社)より、国鉄道内十一路線の廃止に対する要望意見書案の提出について意見があり、明日の委員会で決めることとした、ついで関連して

宮沢委員(社)より、小口貨物駅の集約化に関し国鉄が交渉している町村数等についての資料提出方を要望。

- ④ 委員長より、石炭鉱業不況対策全国協議会の開催日時について報告の後、要望意見書に基づく中央折衝、石炭鉱業不況対策全国協議会への出席、日本国際見本市(大阪)及び博覧会(小倉)等の視察などのため委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決し、人選、日程については委員長に一任することとした。

○四月十五日 午後八時四十二分、第二委員室において開議、午後八時

五十五分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

- ① 委員長より、ソ連にしんの輸入問題にかかる陳情付託替えの件については協議中であつたがソ連と政府折衝の過程においてにしん輸入の方針が打出されるなど客観状況に変化がみられたため水産、商工労働、農務の三委員会が提案者となつて意見書案を提出することに意見の一致をみたことを報告。

- ② 付託議案第四十八号にかかる委員長報告文について昨日五藤委員(社)より話のあつた意見の部分について朗読、異議なくこれを了承。

③ 国鉄路線の廃止反対に関する要望意見書案文及びソ連産にしん輸入問題に関する要望意見案文について諮り、いずれも異議なく案文のとおり決定。

④ 請願陳情は閉会中継続審査とすることに異議なく決定、次に水産物輸入対策に関する所管事務調査の承認要求について諮り、異議なくそのことに決定、ついで所管事務調査事項を閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 昨日決定した中央折衝等の派遣委員は委員長及び宮沢(社)千葉(大)(社)大島(三)(自民)各委員とし、四月二十日午前十時に東京事務所集合することとした、なお輸入にしんの中央折衝については水産委員会の状況により合流して行なうこととした。

農務委員会

○三月三十一日 午前十時三十四分、第三委員室において開議、午後一時五分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

付託案件の審査

議案第二十九号(昭和三十四年台風十四号及び十五号による被害農漁業者等に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付による損失補償に関する予算外義務負担の件)を議題とした後、

堀野委員(社)より、先議を要するものは総務部長がとりまとめ

各党の了解をとつて昨日各委員会で審議されたと思うが本件についてはその時は緊急を要すると考えていなかったのか、または総務部長より連絡がなかったのかについて（関連して笠井委員（社）より、緊急性のあるものはこれ一件のみかどうかについて）、

質疑、農務部長より答弁、ついで

渡部委員（社）より、議案第九十二号については昨日の本会議で可決されており、本日突然第二十九号について審議を願いたいとのことであるが第九十二号が提案される時に既に予想されていたはずであり知事の態度が一貫しておらず不手際であつたと思うがどうか、委員長会議も開いて先議の問題を協議しているようであるが知事及び与党の連絡さえ満足にいつていないため次々と問題が起きているがこのような事態に對しどう考えているか、本件にしても中標津のクーラーステーションの件や玉ねぎ条例の件にしても縦横の連絡が十分とれていないようであるが今後このようなことのないようにされたいこと等について（関連して、岡田（社）笠井（社）菅田（社）各委員より発言があつた。）

質疑、意見及び要望があり、委員長及び副委員長より応答、農務部長、農政課長より答弁、ついで委員長より、本議案の提案説明を求め、農務部長より説明を聴取の後、

渡部委員（社）より、対象組合の数及び百分の五十を道が補償した場合の国の補償について、

質疑があり、農政課長より答弁の後、本議案は異議なく原案可決とすることに決定。

一般議事

① 堀野委員（社）より、重要な案件が沢山あつたのかかわらず約六十日間委員会が開かれなかつた理由、関連して所管部に対する掌握連絡を現在までいかなる方法でとつてきたか、また副委員長との連絡状況はどうか、委員会が今日まで開かれなかつたことに対し副

委員長はどう考えるか、また部長は積極的に委員長に連絡をとらなかつたがその必要性がなかつたのか等について、（関連して、菅田（社）蒔田（自民）各委員長より発言があつた。）

質疑及び意見があり、委員長及び桶谷副委員長より応答、農務部長より答弁、ついで

堀野（社）菅田（社）笠井（社）蒔田（自民）各委員より、今後における委員会の進め方等について質疑及び意見があり、委員長より応答、農務部長より答弁、ついで菅田委員（社）よりの動議もあり、協議のため午前十一時三十五分一旦休憩、再開の後、委員長及び桶谷副委員長より、今後の進め方について所信の表明があつた。

② 次回委員会の開催日について委員長に一任と決定。

○四月八日 午前十時三十五分、第三委員室において開議、午後三時九

分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

付託案件の審査

① 議案第三十号（農業改良資金の融通に伴う債務の保証及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題とし、農務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第三十一号（有畜農家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題とし、農務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第五十号（北海道低位経済農漁家畜産振興条例の一部を改正する条例案）を議題とし、農務部長より説明を聴取の後、

石畑委員（社）より、この条例の取り扱いについて過去水産委員会等と複雑な問題が起きたことはなかつたが、また今後起きることはいないか、にわとりについては償還期限を十一月頃に変更してもらいたいとの希望があるがこの点どうか、牡蠣について現在生後一週

間位のものが三千五百円位で肉屋が買つて行く状況で三カ月も飼育すると脱脂乳等が必要であり七千円では引き合わないと思うがどうか等について、

堀野委員(社)より、従来出ていた融資金額と償還状態、牡犢に対する資金枠と飼育計画及び今までの飼育実績並びに五百頭の支庁別内訳と分布状態、牡犢だけで普通の肉牛には貸さない理由等について、

笠井委員(社)より、貸付実績について完全に条例の趣旨を果しているか、また農家と漁家の貸付割合はどうか、実際に入れた家畜について有効な成績を挙げているか、家畜を導入したが指導者がいないため無駄になっているようなことはないか等について、

岡田委員(社)より、牡犢飼育について農家は経験があり良いと思うが漁家についてはよく考える必要があるのではないか、放牧する地帯がないものには貸すといつても無理で漁家に対しては抜本的な対策になぬと思うが実際に希望があるか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農務部長より答弁の後、本議案は異議なく原案可決に決定。

④ 議案第六十一号(北海道農林漁業基本問題審議会条例案)を議題とし、農務部長より説明を聴取の後、午前十一時五十五分一旦休憩、午後一時五十六分再開の後、

笠井委員(社)より、昭和三十一年以降における各機関の調査事項と目的及び調査状況、国の農林漁業調査会の目標及び結論はでているかどうか、並びにこの調査会と道の審議会との関係、本審議会を設ける理由に関連して現在すでに調査をできる機関がありあらためて全体制を強調するためこのような制度を作ることはどうか、また国の調査会は日本全体が対象になって国の政策が方向づけられると思うがこの国の政策に合わせたものをつくるとすれば設ける意義は薄れると思うがどうか等について、

質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁の後、本会議開催のため午後二時四十七分一旦休憩、午後三時五分再開の後、議事の進め方について協議のため再び休憩、再開後本件については次回委員会会で再び審議することとした。

一般議事

① 委員長より、水産委員長からソ連にしんの輸入問題について連合審査会開会の申し入れがあることを報告、これに対する本委員会の態度について諮り、各委員の間に意見の交換があつた後、申し入れに応ずることに異議なく決定。

② 先に行なつた農開協育成対策及び農家負債整理対策に関する中央折衝の経過報告については配付の報告書を了承。

③ 次回委員会の開催時期については委員長に一任。

○四月十一日 午前十一時二十七分、第三委員会において開議、午後五

時十五分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

付託案件の審査

① 議案第六十一号(北海道農林漁業基本問題審議会条例案)を議題とし、

笠井委員(社)より、基本的施策の確立をはかることは従来からやつて来ており今さら審議会を作つてやる必要はないのではないか、十年位の長期的観測をするというが現在ある各種審議会で作れるのではないか、この審議会を作つたら飛躍的な確実なものが出せる見通しがあるのか等について、

渡部委員(社)より、国の調査会は農業基本法を制定するために設けられたものか、または当面の具体的問題について調査を行なうのか、道の審議会は何を調べるのか、予算は少ないがどのような活動をするのか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁、つ

いで渡部(社)菅田(社)各委員より、現在あるもので間に合わないかというのが社会党の意見であり、従つてこの審議会設置の必要性が明らかにならないと結論がでないのでもつと資料を提出されたいと要望があつた後、協議のため、午後零時二十二分一旦休憩、午後零時四十三分再開の後、

笠井委員(社)より、以前に営農方式例を出したときはどんな機関と協議しどんな調査に基づいて作成したか、道民所得調査の結果資料の利用状況、農家経済調査の内容及びその信ぴよ性はどうか、負債整理の中にはどういう形で入っているか、あるいはビート生産計画の中にはどう入っているか、農林漁業の中に所属している構造、需給、所得の調査審議に従事する機関はどの位あるか等について、資料の提出要求があり、午後零時五十四分一旦休憩、午後二時二十四分再開、農務部長より、要求の資料については目下鋭意蒐集集中である旨を求めた後、蒔田委員(自民)の意見もあつて、本案の審議は暫時保留することとした、後刻、議事進行の都合により明日委員会を開いて続行することとした。

② 議案第六十二号(北海道玉ねぎ移出検査条例案)を議題とし、農務部長より説明を聴取の後、

菅田委員(社)より、昨年の玉ねぎ検査の実態はどうであつたか、関連して十一月十六日以降は実際に検査物はなく現在まで無検査状態になつていたと思うかどうか、青果物格付条例ができ規則で方法を決めることになつたが現在まで規則が決つていないが五十万円の予算の処置はどうなっているか、十一月十六日以降の自主検査を指導することとして組んだのでないか、検査物がないのにどういう具合に指導したか等について(関連して笠井委員(社)より、質疑があり、)

質疑及び意見があり、農務部長、農政課次長より答弁、ついで再び

菅田委員(社)より、青果物格付条例が発足して四カ月も経たないうちにいかなる根拠で本条例案が出されたのか、先般審査の際道営検査にしてほしいとの陳情三件は道政の現状ではできないと不採択になつたがそれにもかかわらず今回この条例を出したことについてどう考えているか、昨年と考え方が変わったのか、前回の自主検査が正しいということであれば今回は正しくないことになるが両方とも正しいのか、当時の考え方は格付条例をつくり自主検査をやろうと考えていたのか、または玉ねぎについては後から条例で決めようと考えていたのか等について、

笠井委員(社)より、格付条例を決める時の理事者の説明からみて今回本条例案を出したことに矛盾を感じる規格の不統一について自主検査だから不完全で道営でやれば統一できるというのはおかしい、また自主検査は権威がないので権威あらしめるためには移出検査をしなければならぬということはどう理解したらよいか、移出検査もうまくないならまた別のものを出すとも考えられ行政の一貫性がないのではないか、自主検査のやり方と移出検査の具体的なやり方の相違点はどこにあるか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農務部長より答弁、ついで笠井委員(社)より、検査員も同じ規格も同じであるならば二重検査をする必要はないではないか。

菅田委員(社)より、移出検査は道が農協、団体、生産者の中から委嘱してやるのとことであるが道の職員が検査するという考え方はないのか。

について、それぞれ質疑があつた後、午後四時八分一旦休憩、午後四時四十六分再開の後、農務部長より答弁、ついで

菅田委員(社)より、生産者団体との話合いの過程でどういう問題が浮び上つてきているか、検査員は格付員の中から相当数を出すのとことであるかとはどうなるか、予算百二十万円の内訳はどう

か関連して検査員委嘱手当の九十万円という金は一箱二円で検査を行なつてとるわけであるが現在自主検査をしている人に大半が戻ると理解して良いか等について、
質疑があり、農務部長より答弁、ついで笠井委員（社）より、今後の措置について意見があつた後、本件については、原案可決とすることに決定。

一般議事

① 決議案及び意見書案並びに事務調査等について起草委員を各派より一名ずつ出すこととした後異議なく委員長及び笠井（社）高橋（自民）各委員に決定。

② 明日の委員会は午前十時に開くことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

清水町にホクレン第二製糖工場を設置方について

清水、新得、鹿追、士幌、上士幌五カ町村代表

（清水町長）

○四月十二日 午後一時十三分、第三委員室において開議、午後三時四

十分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

付託案件の審査

議案第六十一号（北海道農林漁業基本問題審議会条例案）を議題とし、昨日の笠井委員（社）の要求により提出された資料について農政課長より説明を聴取の後、

笠井委員（社）より、道がやつてきた調査の方法と信びよう性の有無、関連して従来でている結論は全然間違っていると断定すれば別であるがあらためて別な機関で基本問題を審議しなければならぬという必要性はないと思うがどうか、沢山の機関があり従来から審議調査をやつてきたのであり足りないところは足せばよいのでさらにこのような機関を作つてやることは二重三重の行政になるのでは

ないか等について、

質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁、ついで菅田委員（社）より、中央の成長率五パーセントに合わせるというが前は道の特殊性を折り込むためにつくることであつたがどちらが本当かについて、

笠井委員（社）より、今までの調査は農業の面から眺めているので足りないから全体をみてやるのだというが今までも農業だけをみてやつていたのでなく、どの審議会、委員会でも常に総合された調査であり、審議であると考えているが間違っているか、また従来の調査はばらばらだというのがあらゆる機関が総合的に本道の農民生活の安定をはかることに焦点を合わせていると思う、足りない部分についてはそれぞれの調査をして求めれば良いので既存の機関では全然やれないから設けるというのはわからない、しかも営農類型については立派なものであり現在全道民に指示してやつているので屋上屋になるような機関を設ける必要はないと思う、どの機関でも全体の経済状態の中における道の経済について論議していると思うが全体の経済事情の中で農業経済が方向づけられているかいけないか等について、

渡部委員（社）より、資料の中で所得についての調査が六項目示されているがこの結論は出ているか、調査自体について従来の方法では不備だという理由と新たに調査をしなければならない点は何か、新しい機関を作り調べるといふことは従来行なつてきた施策は十分なものではなかつたかという事で調べるのか、旅費が八十三万円計上されているがどういう事項を調査するのか、色々な調査事項があるが全部を調べるわけではなく既存の機関より資料を集め実際に調査するのは僅かであるといふことか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農政課長より答弁、ついで蒔田委員（自民）の意見もあり、午後二時三十九分一旦休憩、午後三時三

十六分再開の後、議事の進め方について協議のため直ちに休憩、再開の後、本日はこの程度とすることにした。

○四月十四日 午後二時十分、第二委員室において開議、午後六時散会、

委員長 二瓶 栄吾（協）

付託案件の審査

議案第六十一号（北海道農林漁業基本問題審議会条例案）を議題とし、

樋口委員（自民）より、農業以外について林業漁業等の学識経験者を網羅するとのことであるが当委員会との関連を無視できないと思うがこの点どうか、外郭団体と話し合いをしたことがあるか、これらの団体の人達はどのような考えを持っているか、予算に計上している二百万円の経費で足りるか等について、

渡部委員（社）より、審議会で決定した場合知事がとり上げるときに当委員会と相談するのか、あるいは知事が一つ一つ施策を実施するとき当委員会に相談するのか、外郭団体の調査を資料としてどう扱うか、農務部が窓口となり事務をやるというのが林業漁業の扱い方はどうなるのか、結論は農業に関することを主体としたもので出すのかどうか、一年位で結論を出すとのことであるが結論が出ないからといって当委員会で審議をしないという心配もでてくるがどうか、中央の調査会との関係及び農業基本法との関連はどうか、この調査結果を知事は道の施策の中にどう生かすか、中央の調査会案文の中に反映させることはできるか等について、

笠井委員（社）より、調査会の答申の中に道の特殊性を折り込んでもらうことについては時期的に問題があるのではないか、八月までに確実にできるという見通しはあるか、やれる能力があるか、中間答申がなされているが道の特殊性の問題が入っているか、調査会の考えにより審議会を進めるというのでは困るが知事の考えを強く

推進する決意はあるか、従来ともすると基本問題調査会に名を借りて色々な施策の推進がはばまれていたようであるが審議会が審議している間は重要な問題について農務委員会での審議を待つてほしいというようなことは今後起きないか等について、

菅田委員（社）より、調査会の効力は来年度末までであり十カ月位しかないがその間に道の考えを中央に反映させて行く確実な見通しはあるか、結論を国と道の施策に反映させる場合各部に分けるのか農務部が続けてやるのか、あるいは企画本部が中心になつてやるのか、現在当委員会が審議しているが審議会を作るまでの役割ということか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農務部長より答弁があつて本議案に対する質疑を終結。

一般議事

① ソ連にしんの輸入問題にかかる連合審査会がいつまでも開かれな
いこと及び水産委員長の考え方に関連して当委員会の本件に対する
今後の態度について協議、午後二時三十六分一旦休憩、再開の後、
本会議が開かれるため再度休憩、午後四時二十八分再開、

委員長より、休憩中に先程意見のあつた点について水産委員長に
強く申し入れを行なつたことを述べその経過について報告の後、
笠井委員（社）より、早急に開くよう申し入れたかどうかについ
て、

菅田委員（社）より、商工労働委員会では同意していながら取り
消したとのことであるがその理由は何か、陳情第二百三十七号のほ
かに同趣旨のものが出ているはづであるが資料の提出を願いたいこ
と等について、

渡部委員（社）より、水産委員会に付託されているもののうち貿
易関係について商工労働委員会は付託替えを要求しているとのこと
であるがどうかについて、

それぞれ質疑及び要望があり、委員長より応答の後、午後四時三十八分一旦休憩、午後四時五十七分再開、水産委員長との話し合いについてはこれを了承すること、また要求のあつた資料については明朝までにとり揃えることとした。

② 明日午前十時より引続き委員会を開くことに決定。

○四月十五日 午前十時四十八分、第二委員会において開議午後八時二

十四分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

付託案件の審査

議案第六十一号（北海道農林漁業基本問題審議会条例案）を議題とし、

笠井委員（社）より、(1)あくまでも本道産業構造の中における本道農林水産業の特殊性に含まれる農業の特殊性を中央の農林漁業基本問題調査会に強力に反映してもらうこと、(2)基本問題調査会そのものが農業基本法制定という考えからゆらぐ恐れもあるのであくまでも基本法制定のため道としては強力に推進するよう審議会の運営に当つてほしいこと、(3)本審議会の審議状態において色々な施策の重点問題が審議会の審議に制約されないで遂行できるよう十分に注意をし施策の推進と審議会の審議は別個のものであることの三点を委員長報告文に折り込むことを条件に原案に賛成する旨の意見があつた後、

本意見を委員長報告に折り込むこととして本議案は異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 北海道立農業試験場整備拡充に関する要望決議案及び農産物の貿易自由化に関する要望意見書案並びに農業災害補償法改正に関する要望意見書案を配布の案文で提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 請願陳情は追加付託を予想される分も含めいずれも閉会中継続審査とすることに決定。

③ てん菜増産振興対策に関する件、農業災害補償制度強化拡充に関する件、貿易自由化に伴う農畜産物価格安定対策に関する件の三件の調査承認を求めると及び以前よりの調査事項四件とあわせ七件を閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 委員長より、一昨日開かれた農家負債整理対策連合小委員会の経過について報告があり、これを了承。

⑤ 要望意見書案が決つた後の中央折衝の期日、派遣委員等については委員長に一任。

⑥ 次回委員会の開催日は五月五日頃を目途として委員長に一任。

⑦ 水産委員会より申し入れのあつたソ連にしんの輸入問題にかかる連合審査会開会の件について諮り、協議のため一旦休憩、再開の後、委員長より、ソ連にしんの輸入問題に関する調査報告を求め、農務部長より、「ソ連にしんと本道農産物とのパートナー貿易問題の中間報告資料」により説明を聴取の後、本件については閉会中事務調査の承認を求めるとし、ついで委員長より、連合審査会開会の件について水産委員長と連絡をとり本日中午に結論を出したいので暫時休憩したい旨を述べ、午前十一時三十分一旦休憩、午後八時十七分再開の後、

委員長より、種々協議の結果関係三委員会委員の連名で配付の「ソ連産にしん輸入問題に関する要望意見書案」を共同提案することになり、案文の中における当委員会関係分としては「特に本道農産物等との見返り輸出の関連においても重大関係を有する実情に鑑み」を主文の中に入れてある旨を報告、ついで本案を三委員会委員の共同提案で提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、本意見書案議決後の上京折衝等については委員長に一任することとした。

建設委員会

○三月二十一日 午後三時二十分、第一委員室において開議、午後三時三十四分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

委員長より、三月十二、十三日発生の道東地方における降雨融雪に伴う公共土木施設の被害状況について説明を求め、土木部長及び建築部長より、それぞれの所管について説明を聴取の後、一旦休憩、再開の後、本事件を所管事務の調査とすること、すなわち道東地方の降雨融雪に伴う公共土木施設被害復旧対策の件とし目的は三月十二、十三日の十勝、釧路、網走地方における降雨融雪に伴う公共土木施設の被災実態調査並びに復旧対策の推進、方法についての説明の聴取、委員の派遣、期間は本会期中とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで現地調査についてはこれを実施することに決定、日程及び派遣委員（三名）については委員長に一任。

○三月三十日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後四時二十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

付託案件の審査

① 議案第五十七号（苫小牧都市計画第二土地区画整理事業施行規程案）及び議案第五十八号（苫小牧都市計画第三土地区画整理事業施行規程案）を一括議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第五十九号（札幌都市計画東札幌土地区画整理事業施行規程案）及び議案第六十号（岩内都市計画火災復興土地区画整理事業施行規程案）を一括議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

行規程案）を一括議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第六十四号（北海道道の路線認定及び廃止に関する件）を議題とし、土木部長より説明を聴取の後、

齋藤（正）委員（社）より、主として停車場線を取り上げたのとことであるがこの外に停車場線はないかどうか、今後における道道昇格の方針はどうか等について、

質疑があり、土木部長より答弁、ついて

齋藤（正）委員（社）より、停車場の規格はどうなっているか、今後更に認定したいというのが貨物取扱トン数が年間一万八千トンということになるか最近における貨物駅廃止計画もあつてそれだけ取扱うという駅はなくなるのではないか、今回提案されているものは皆規準の上に立つて精査されたものか、請願、陳情等で出されてきたものを中心としてやつたというがそのほかにも重要な路線がありいつてきたからやる、いつてこないからやらないということになると大変である、道道認定については道路網の整備強化という観点に立つてすべて平等に取扱われねばならない、認定は今回で終るのかどうか、今後何回かにわたつてやる意思があるかどうか、三百八号の丸駒札幌線は規準からみて今直ぐ認定する必要はないのではないか、このほかに町村道で重要路線もあり当然認定しなくてはならないものもあり、扱いは公平にされたいこと等について、

荒委員（社）より、請願、陳情で出てきているものいらないものを離して考えているか、今後どのような方針でやるか、過去請願陳情のうち採択したものは何件で今後どのように処理するかという方針が明らかでないか今後の審議上支障があるので明確にされたい、関連して昭和三十年以降における委員会採択の未処理箇所及び理由について資料提出方等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長、道路課長より答

弁があつて、午後零時三十分一旦休憩、午後零時四十分再開の後、
藤枝委員（自民）より、停車場線は乗降客あるいは貨物取扱トン
数等により昇格させて行くというが貨物駅廃止計画によつて問題に
なつてくるので委員会としても道の特殊事情を強調し緩和方につい
て国に要請すべきであることについて意見があり、ついで委員長よ
り、この問題は今後委員会としても強力に押し進めたいと述べた後、
荒委員要求の資料提出があるまで暫時休憩することとし、午後零時
四十七分一旦休憩、午後三時三十分再開、委員長より、要求資料に
ついて別紙配付のとおり提出があつた旨を述べた後、本議案は原案
のとおり可決することについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 奥野委員（自民）より、道東地方の降雨融雪に伴なう公共土木施
設被害状況に関する現地調査の経過及び結果について報告。

② 坂下委員（社）より、去る十日に社会党から四名連署の上委員会
招集を請求したにかかわらず努力をしなかつた理由はなぜか、議會
人として当然委員会条例を守らなければならないがどのように考え
ているか等について質疑及び意見があり、（関連して荒（社）齋藤（正）
（社）各委員より、質疑及び意見があり）委員長及び西島副委員長
（自民）より、応答。

③ 齋藤（正）委員（社）より、土木機会整備事業についてはいかなる
理由で特別会計を設置するのか、予算を裏付けるための具体的整備
計画はあるか等について、

質疑があり、土木部長より答弁の後、

齋藤（正）委員（社）より、只今の説明では特別会計を設置する意
義はないと思う、特別会計とすることが良いと判断した根拠を示さ
れない、機械を整備するというのであれば従来もそうであるが一
般会計で充分やれると思うしそういう考え方が経済的に良いと建設
省も考えてくるのではないか、われわれもそうすることにより効率

的運用がはかれると判断すること等について、（関連して荒委員
（社）より、特別会計を設置する構想及び具体的整備計画に関する
資料の提出について）、

質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁。

○四月五日 午後二時四十五分、第一委員室において開議、午後四時五

十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

請願、陳情の審査
陳 情

第三四〇号 道路整備促進に関する要望の件

第三項（道路用地の早期取得を可能ならしめるため土地収用法
を改正されたい）を除き採択、なお意見書案を提出することに決
定、文案については、後刻協議することとした。

残余の請願陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

地方道整備促進に関する件に関連する土木機械整備事業費の特別
会計設置問題を議題とし、委員長より、前委員会において要求のあ
つた資料が配布のとおり本日提出された旨を述べた後、荒委員（社）
より提出資料に対する説明を求め、土木部長より、「土木部現有主要
機械一覧表（購入年度別、費目別）」「機械整備計画表」「土木機械現
況及び更新計画」「土木機械使用料調」「資金調」について順次説明
を聴取、ついで、

齋藤（正）委員（社）より、特別会計を設けなければならない理由
がどうしてもわからない、従来からの整備計画で効率があがらない
という理由がどこからでてくるか、行政の効率をあげることは充分
分るが一般会計の中で充分やつていけると思うし地方住民の福祉の
上に立つて行政の効率化ははかれると考える、事業の実績からし
て従来通りで何等支障はないではないか、今後購入する機械のみを

特別会計でやり従来からの古い機械はそのままにするというが、いやしくも整備をする以上新舊同様に考えるのでなければなお必要ないのではないか、また使用料を一般会計からとり特別会計に繰入れることについても行財政上異論がある、使用料をとる場合は道に所属するもの、道に権利のあるものを対象にすることになるのかどうか、財産營造物に対する使用料は法令で認められているがその他は認められていない、財産に対する賃貸料は道は貸付料という名目でとっている、使用料をとることについて見解はどうか、また古い機械の管理はどうするか、古い機械については相当耐用年数も経過しているがこれらのものも含めて総合的判断の上に立つてやるべきでないか等について、

荒委員（社）より、複雑な事務となるがこの会計はどこが運用するのか、職員はどうするか、土木現業所において事実上やることになるが一般会計の職員にやらせると全く意味がないのではないか、不祥事件が起ることにならないか、歳入歳出が明確になつて初めて特別会計設置の意味があるが従来と比較し変つてくることはないということはどういうことか、人をつけてやらなければ適正な管理運用はできないと思うし歳入についても当然組まれていなければならぬ、あらためて提案し直す必要がある、なお公共、単独事業の使用料対象調と購入済の機械の耐用年数と廃棄処分に関する資料を提出されたいこと等について、

池田（信）委員（協）より、職員、使用料等の点問題があるのでなお継続審議することとしその間充分答弁でき得るよう部長は考えておいてもらいたいことについて、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁。

○四月十五日

午後一時十五分、第一委員室において開議、午後二時二十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 事務調査事件である地方道整備促進に関する件については今後なお精査を要するので閉会中継続調査とすることに異議なく決定。

② 前委員会において提出を決定し九日の本会議において議決された道路整備促進に関する要望意見書については関係方面に提出し強くこれが実現をはかるため委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、関連して

坂本委員（社）より、今日の中央直結体制の中における中央折衝のあり方に対する委員長の考え方について質疑及び意見があり、委員長より応答、ついでこの点について再三質疑応答が交され、さらに斎藤（正）委員（社）より、委員会運営のあり方及び今後における委員長の積極性について意見及び要望があつた後、

派遣委員及び派遣期間について諮り、期間は四月十九日から四月二十五日までの七日間、委員は西島副委員長（自民）及び奈良（自民）斎藤（正）委員（社）遠藤（社）各委員と決定。

③ 前委員会後に付託された請願陳情五件についてはいずれもなお精査を要するので閉会中継続審査とすることに決定。

④ 各委員から要請のある道内公共土木施設及び公営住宅建設状況の調査については第二回定例会前後に実施することとした。

⑤ 竹内委員（社）より、付託請願陳情の中に河川認定が大部あるがこれらに対する処理方針及び現在までの作業の進捗状況に関し資料提出方について質疑及び要望があり、土木部次長より答弁。

⑥ 建築部長より、第二回定例会に提案予定の昨年改正になつた建築基準法に基づく北海道建築基準法施行条例と道営住宅管理条例の改正内容について説明を聴取。

農地開拓委員会

○三月十九日 午後一時十二分、第二委員室において開議、午後二時四十八分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

① 農地開拓部長より、新新開拓制度、開拓不要地返還について説明を聴取の後、

清水（社）橋本（正）（社）山田（社）各委員より、同問題についての農林省の方針及び要請書を出していることも初めてきいたが、貿易自由化を含んだ北海道農業のあり方等について充分検討されるべきでなかったか、町村長には相談し当委員会には何も相談もなく手続等が進められているのはなぜか、道民の意思が結集されて要請が行われるべきものであるのに事後承認とはいかなることか、また取消しの方法があるのか等について、

質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、ついで

橋本（正）委員（社）より、不要地三万町とは何か、返還するといふことで調査するのかと質疑があり、農地開拓部長より答弁の後、同委員より、旧部長当時のことであり知事から意見をききたいと述べた後、大石（社）尾崎（自民）各委員より、党として相談し態度を決めたいと意見があり、午後二時十五分一旦休憩、午後二時二十三分再開、

委員長より、新新開拓制度、開拓不要地返還については検討が必要であり保留したいと述べた後、農地開拓部長より、新新開拓制度について今までの経緯を説明したいと発言があり、開拓計画課長より、説明を聴取、ついで橋本（正）委員（社）より、知事の基本的態

度をききたいので委員長は善処されたいと要望。

② 土地改良事業補助率引き上げ、負債整理、自創資金一般枠等の問題については次回委員会で審議することとした。

○三月二十五日 午後一時二十九分、第三委員室において開議、午後二時七分散会、委員長事故のため副委員長 黒松 秀夫

（協）

一般議事

① 黒松副委員長より、先回の委員会において橋本（正）委員（社）から北海道開拓事業推進上の重要事項に対する要請及び開拓不要地返還問題について知事の基本的態度の表明を求められていたが本日は都合により出席できないため後日善処したいこと及び本日は開拓の重要問題について協議したい旨を述べて了承を求め、ついで農地開拓部長より、今までの委員会との連絡不十分な点について遺憾の意を表明あわせて今後の決意を述べた。

② 黒松副委員長より、寒冷地固有雌牛貸付について説明を求め、農地開拓部長より説明を聴取の後、

清水委員（社）より、本問題の取扱いについては④地域で指定農家でなければならぬので現況では重大問題である、指定にならないものに対して農林省で特別考慮されるよう努めねばならないことについて、

橋本（正）委員（社）より、④関係については別枠で貸付けられたいと要請することがよいと思うことについて、

それぞれ意見があつた後、農地開拓部長より、事務的段階をこえているので政治的折衝を願いたい旨の要請があつた。

③ 委員長より、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案要綱及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案について説明を求め、農地開拓部長及び開拓経営課経

營係長より説明を聴取。

○四月一日 午前十時四十五分、第三委員室において開議、午後零時五

十二分散会、委員長 堀田 毅（自民）

請願、陳情の審査

請願

第五〇号 黒松内町、島牧村地内月越地区開発促進の件（保留）

第一五八号 千歳市南長都地区併買収土地に対し貸付料減免の件（採択）

第一七五号 八雲町字山崎花浦地区八木農場開放の件（保留）

第一八五号 道南漁家経営安定のため土地改良事業補助率引上げの件（採択）

陳情

第八二号 石狩町志美地区かんばい事業収拾対策の件（保留）

第一二二号 雄武町興和部落開拓農家の再入植転地の件（採択）

第一五八号 美瑛開拓農民の経済事業団体取扱要望の件（保留）

第二四三号 更別村地内上更別地区の不振開拓農家を他地区へ再入植の件（採択）

第二九八号 倶知安町緑地区開拓地松下げの件（不採択）

第二九九号 農業土木技術員設置に対し助成の件（不採択）

第三三〇号 神楽町地内西神楽開拓地区電化促進の件（採択）

第三五〇号 風連町地内道管風連中央軌道客土工事促進の件（一及び四項を除き採択）

一般議事

委員長より、土地改良事業補助率引き上げ、自創資金一般枠等に関し継続して中央折衝を行なうことについて意見を求めた後、橋本（正）委員（社）より、上京折衝することは行政権の介入にならないか、気持を中央に反映せしめることが必要であると思うが副知事の談話の点もありどう考えるかについて、

質疑があり、委員長より応答、農地開拓部長、土地改良課長より答弁、ついで

清水委員（社）より、継続して折衝し実現するよう努力すべきである、あわせて新新開拓制度の内容把握、併せ買収土地に対する貸付料減免措置の問題についても行なうべきであることについて、意見があつた後、委員長より、早急に中央折衝を行ないたいと述べ、午後零時四十二分一旦休憩、再開の後、派遣委員、時期等については委員長に一任することに決定。

○四月九日 午後二時五十七分、第二委員室において開議、午後四時二

十五分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

① 山田委員（社）より、畑地土地改良事業の推進、昭和三十五年度自創資金一般枠、開拓事業未着併せ買収農家の措置等に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より補足報告があつた後、清水委員（社）より、補助率引き上げ等について中央折衝が延び延びになつていたので中央は北海道はあきらめたと思つていたようであるが今後適切な運動を行ない議会の総意と道の意見を適格に中央に反映せしめるべきであること、不用地返還の政令は北海道の意見をきいて作ることであるが返還の骨旨はどうか等について質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁。

② 農地開拓部長より、昭和三十五年度自作農維持創設資金貸付適格認定目標額の設定について説明を聴取の後、

清水委員（社）より、本道割当額三十億千八百万円の配分はどう

するか、農家負債にどれだけふり向けるか、条件緩和が決まらないので負債整理については配分計画が立たないと思う、増地増反する農家に対しては急速に配分すべきであること等について、

質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、本件については連合小委員会において知事に出席を求めて質疑を行なうこととした。

- ③ 橋本（正）委員（社）より、大野平野かんがい排水事業に一部地元民が反対している問題についてはどう解決するか、次回委員会に具体案を提示されたいことについて、

質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁。

- ④ 畑地団体営土地改良事業の国庫補助率引き上げ等に関する中央折衝を再度行なうこととし、時期等については後日決めることとした、なお清水委員（社）より、不用地返還については政令の出る前に中央に道の意見を反映させる必要があるのでは道の意見を早い機会に当委員会に提出されたいと要望があつた。

○四月十四日 午後一時十五分、第四委員会において開議、午後二時七分散分、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

- ① 審査未終了の請願陳情はいずれも閉会中継続審査とすること及び土地改良事業の拡充対策の件、開拓農家負債整理促進の件、開拓農業協同組合の育成強化の件は閉会中継続調査とすることに異議なく決定。

- ② 農地開拓部長より、開拓未利用地の処理対策について説明を聴取、

ついで 山田委員（社）より、明らかに開拓不適地と認められるもの以外は新しい開拓制度の結論をまつて積極的な利用をはかるとのことであるが、開拓制度は改悪される恐れがあるのではないかについて、

大石委員（社）より、新しい開拓制度は改悪になる必配もあり、

また土地の返還が地主の圧力によつてなされるという懸念もあるもので道はつきりした態度を打出すべきであることについて、

道下委員（社）より、未利用地に対する使用目的の希望はままつているか、道は具体的計画を作る必要があること等について、

橋本（正）委員（社）より、本道の農業の在り方とも関連している、農業基本調査問題の中でやるべきである、未利用地がそうあるべきでなく建設工事のしないものは売却してしまつてという形は良くないと思うこと等について、

それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長及び次長より答弁があつて、午後一時五十五分一旦休憩、再開後、

橋本（正）委員（社）より、本件について意見書案を提出すること、なおあわせて開拓事業未着手併せ買収農家の措置についても意見書案を提出することについて意見があり、異議なくそのことに決定、各党から起草委員を出すこととした、なお清水委員（社）より、新しい開拓制度の見通しについて質疑があり、農地開拓部次長より答弁。

○四月十五日 午後一時十分、第三委員会において開議、午後一時二十五分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

- ① 委員長より、開拓未利用地の措置に関する要望意見書案及び開拓事業着手併せ買収農家の措置に関する要望意見書案について起草委員の説明を求め、橋本（正）委員（社）より、説明を聴取の後、いずれも原案のとおり異議なく決定。

- ② 開拓未利用地対策に関する件及び開拓事業未着手併せ買収農家対策に関する件を閉会中継続調査事項とすることに決定、なお、両件について中央折衝を行なうこととし、派遣委員及び時期等について

は委員長に一任することとした。

③ 山田委員（社）より、肉牛貸付問題に関し、農務部と調整の上説明することであつたがどうなつたか、開拓者はどうなるのか、道の貸付牛の制度を活用させるか何等かの方法を考えられたいこと等について、

質疑及び要望があり、農地開拓部長より答弁。

④ 大石委員（社）より、農開協組織整備対策小委員会の調査状況について説明あわせて第二回定例道議会までに上京し調査したい旨を述べ、これを異議なく了承。

水産委員会

○三月九日 午後五時五十八分、第三委員室において開議、午後六時二十五分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第二三七号 ソ連水産物輸入反対の件

（保 留）

委員長より、本日の北海タイムス朝刊の記事は誤解されており解明して置く必要があると述べた後、

川村委員（社）より、本日の北海タイムス朝刊紙上に道議会水産常任委員会において字句修正で妥結したようなことがでている、この記事中最後のところで委員長らが自社調整をはかった結果「ソ連」という固有名詞をはずすならば……と社会党委員側も歩みより、結局「外国産水産物の輸入反対」ということで今次道議会で決議と

して提案される可能性も生じてきているとあり、これは本委員会の権威から考えて重大であり、社会党としても迷惑な問題であり委員長が発表したのではないかと考えられたのでこの間の事情を明らかにされたいと質疑、これに対し委員長より、事情説明があり、これを了承、ついて

島本委員（社）より委員長として動いた場合は委員会に報告されたい、またこのほかについても慎重に処すべきと思うがこの点に対する委員長の意向はどうかと質疑があり、委員長より応答の後、大島（一）委員（社）より、新聞記事の件については明日明後日の新聞で解明をはかることであるが過少の記事になると思うので道民の誤解を解くためにも委員長談話か声明を新聞に発表すべきと思うと意見があり（関連して秋山委員（協）よりも同意見があり）委員長より、新聞社の方で取り上げるかどうかはともかくとして他の新聞にも本日の委員会の状況、意見を委員長談話として発表したいと思う旨を述べた、

なお次回委員会は十一日と十四日に開くこととし、再び本件について審議を行なうこととした。

○三月十一日 午後八時九分、第三委員室において開議、午後八時四十分五分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第二三七号 ソ連水産物輸入反対の件

（保 留）

川村委員（社）より、先の委員会できいた具体的内容に関する水産庁長官の話と道漁連専務の話は相当のひらきがあつたためよく事情を調査の上資料を提出するよう要求したはずであつたがどうなつたかと質疑、

水産部長より、技師を出張させ調査せしめている旨を述べ同技

師の情報について説明、ついで

川村委員（社）より、同技師の情報はどこで調査したものか、また農林省、通産省、水産庁の現在の考え方はどうか等について質疑があり、（関連して委員長及び島本委員（社）より質疑。）水産部長より答弁、

次回委員会を十四日に開くこととし、再び審議することとした。

○三月十四日 午後五時四十分、第三委員会において開議、午後七時三

十四分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第二三七号 ソ連水産物輸入反対の件 （保 留）

川村委員（社）より、日本海春にしんについては海流状況が昭和二十八年当時の状況と似ているので漁民は大きな希望をもっているようである、関連して部長は現在にしん総合開発計画の三十五年冲刺予想として提出あつた水産試験場の資料にあるような考え方であるかどうかと質疑、水産部長より答弁の後、

川村委員（社）より、この際我々の態度を表明したい旨を述べ、

審議中の案件のうち、にしんについて

一、にしんの輸入については冲刺並びに底曳の漁業に対して価格の上に若干の影響があることは判る。

二、にしんの輸入は消費者である道民大衆の期待に應えることができる。

三、漁連専務あるいは部長の言つた五十パーセント抱卵にしんの輸入が可能であるならば沿岸漁家に好影響を与えると忠告。

四、パートナー貿易であり、過剰生産の玉ねぎ、リンゴ、でん粉の輸出が可能である。

五、日ソ貿易対岸貿易促進の要因ともなり道民の意思に應えるこ

ととなり、また函館、留萌等の発展に寄与することができる。

六、両国の修交を深め話合いの場をもつことから近海安全操業問題に対してもよい結果をもたらせることが考えられる。

七、近海安全操業の実現によりアニワ湾、樺太西海岸に出漁可能となり窮極的には漁民にプラスとなると考えられる。

なお、にしんの現況と将来をみるに明るい希望はもてないところから三十一年度立案のにしん総合開発計画を樹てたが当時の資源量と現在の状況では無理がでており、冲刺漁場形勢等の状況を見ても悲観的要素しか見受けられない、従つてこの対策としてこれらの漁船を公海自由の原則に立つてこの方面にもつて行き積極的に措置をとらなければならぬと思う。

以上の観点から国際国内経済を分析するに漁民の発展が期されるものであると考えられるのでにしん輸入については賛成である。

しかし商工労働委員会の関係もあり、通産省の権限でもあり、たまたましんは漁民に関連あることで本日まで本委員会となつているが結論を出すには商工労働委員会と連合審査をすべきと思う、また見返り輸出等が勘案される場合農務委員会の意見もきくべきと思うので本日は結論を出さず保留とし今後水産、商工労働、農務の各委員会で協議の上結論を出すべきである、従つて連合審査については委員長において善処されたい。

また、水産部長は本件に対して漁民の味方としての態度は分るが貿易振興、消流対策等の見地からは商工部長や農務部長にも意見を聞くことになる、知事はどう考えているかとの観点から本日副知事の出席を求めたが、病気のため出られなかつたのでこれらの点委員長において配慮願いたいこと等について意見及び要望を述べた、ついで

西野委員（自民）より、好むと好まざるとにかかわらず我国は

貿易自由化の方向に進まざるを得ないと思うがこれを阻止できるかどうか、阻止できないとなればしんの輸入に対して再検討すべきでないか、部長は態度を決定するに当り加工業者の立場を考えたかどうか、輸入した場合の損害については数字で示されたい、道の意思にかかわらず国が輸入を決定した場合どう対処するか、また道の見通しはどうか等について、

秋山委員（協）より、本道が反対しても他府県が取引した場合本道の立場はどうなるか、また加工業者はどうなるか、客観情勢を充分把握して善処すべきものと思うこと等について、

島本委員（社）より、零細漁民の立場より賛成に踏切れないことは判るが輸入によりプラス面もある、現在沖刺の半分以上が赤字でありすでに本道近海はしんに依存できない状況であるがオホーツク、樺太海域に進出することに踏切れる機会ともなるのではないか、現在直ちに輸入に踏切つても漁民を踏みにじる結果とはならないと思うがどうか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで西野委員（自民）より、今後は加工業者を考えた行政措置をされたいこと、道が反対しても輸入される場合に対処して諸政策を講ぜられたいこと、対岸貿易の促進から近視眼的に考えず充分考慮されたいこと、なお価格の面で漁民にしわ寄せがくるとの点については公益性ということより適正利潤に立つて考えるべきでないか、また零細漁民が被害を受けるといのが均等的に被害があるのか、企業家のみの被害となるのか等について、

大島委員（社）より、にしん輸入は漁民の二、三男対策に有効であり、本道にしん漁の見通しが悲観的ならこの際政策転換の方向に持つて行くべきでないかについて、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁、次に阿部副委員長（自民）より、漁期、輸入時期がぶつかることは二

シン漁従事者に影響することは必須である、この被害対策は色々な方面から考えなければならない、見切りをつけることについては慎重に検討されるべきである、輸入にしんの実体については遠距離から入るものであり品質についてもはつきりした資料もないようであり、鮮度保持上折角持つてきても製品になるかならないか不明の点もある、価格及び加工業の影響についても検討されるべきである、今後充分調査したいので保留とされたいこと等について意見があつた後、

委員長より、本件については保留とする、なお川村委員（社）より意見のあつた連合審査の点については充分検討したいと思うので各委員もそれぞれ検討願いたい、また知事の総合的考えについて申し入れてほしいとの点については知事に申し入れることとする旨を述べた。

一般議事

① 島本委員（社）より、留萌支庁管内のえび桁実態調査の際発見した違反船の処置及び違反事実の内容はどうか、その他の海域では何隻をどのような状態で許可し、試験の結果はどうなっているかについて質疑があり、（関連して、川村委員（社）より、質疑意見があつた後、次回委員会まで、えび桁網漁業試験調査の目的と許可要望、同漁業の全道各海域における直営委託別の操業隻数、試験調査委託経営者自営経営者の一覧表と経費分担の明細、試験調査の方法、試験場係員の乗船の有無、各海域の操業開始時期及び経営、試験調査終了の時期と今後の見通し、試験調査に当り不法操業等の取締り方法、漁場形成、魚種別の取締りの推移、魚種別比率の確認方法等に関する資料を提出されたいこと及び当日の水産試験場長の出席方について要望、）水産部長、漁業調整課次長より答弁。

○三月三十日 午前十一時五十分、第二委員会において開議、午後五時

二十二分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

付託案件の審査

議案第九十号（北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案）、第九十一号（北海道漁業信用基金協会の債務保証に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件）第九十二号（北海道の特定地域における漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件）を一括議題とし、水産部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

- ① 島本委員（社）より、三月三十日の北海タイムス紙上に報道されている北洋にしんの調査、北洋への冷凍母船出漁、北部オホーツク海への集団出漁に関する記事内容の真相について
質疑、水産部長より答弁の後、

北部オホーツク海への集団出漁に関する記事の真偽、出所、対策等について委員長及び阿部副委員長（自民）島本（社）松平（自民）中松（自民）時田（社）大島（仁）（社）川村（社）各委員より、それぞれ質疑及び意見があり、水産部長より答弁。

- ② 陳情第二百三十七号（ソ連水産物輸入反対の件）については水産、商工労働、農務各委員会の連合審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、委員長において取り運ぶこととした。

○四月六日 午後二時四分、第三委員室において開議、午後二時四十五

分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

付託案件の審査

議案第四十九号（北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案）を議題とし、水産部長より説明を聴取の後、窪田（茂）委員（社）より、十億円が限度であるが五年ないし十年で償還可能な金額十四億九千万円との差額についての対策はどうするか、国の立法

化の見通しとこれに対する具体策、系統外負債の資料は半分位しかできていないがこの原因は道の親心を漁民が知らないためと思うので啓蒙指導に努力されたいこと等について、

大島（仁）委員（社）より、系統外負債に対する第二次調査の開始及び完了時期の見通しについて、

質疑、意見及び要望があり、漁政課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

- ① 委員長より、ソ連にしんの輸入問題にかかる連合審査会開会の件に関しては四月二日農務及び商工両委員長に正式に文書で申し入れた旨及び両委員会とも八日に委員会が開かれるのでその後回答があると思う旨を報告。

- ② 水産部長より、四十五度以南さけ・ます漁業及び北洋独航船再編成問題に関する中央情勢について説明、ついで川村委員（社）より、この二問題に関し議会開会中協議するための委員会開会について要望があつた。

○四月九日 午後五時七分、第三委員室において開議、午後五時五十分

散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

- ① 委員長より、ソ連にしんの輸入問題にかかる合同審査会開会の申し入れに対する農務及び商工両委員長からの回答について報告、ついで大島（仁）委員（社）より、商工労働委員会の考え方に関連して本陳情の付託替えについて議長あるいは商工労働委員長から何か話があつたかどうかについて質疑、委員長より応答の後、大島（仁）委員（社）より、議長から連絡があつた場合委員会に諮って対処するよう善処されたいと要望。

- ② 日ソ漁業交渉の促進に関し、漁獲量及び規制措置の緩和も折込ん

で意見案を提出すること、案文起草のため各党から一名ずつの起草委員を出すこと、本案が決定された場合農林大臣が十三日ソ連に出發するのでこれに間に合うよう各党から代表者を挙げ派遣すること等について諮り、異議なくそのことに決定、午後五時三十分一旦休憩（休憩中、意見案文を決定）、午後五時五十分再開の後、委員長より、本意見案を本日の本会議に上提する手続きをとる旨を述べた。（散会後、上京委員について協議、十日より十二日まで三日間、委員長及び大島（仁）委員（社）を派遣することに決定。）

○四月十四日 午後四時四十三分、各派交渉室において開議、午後七時

二十三分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 大島（仁）委員（社）より、日ソ漁業交渉の早期妥結に関する中央折衝の経過について報告。

② 委員長より、ソ連にしん輸入問題にかかる連合審査会開催の件に関し、現在までにおける農務、商工労働委員会の態度及び水産委員会に付託された陳情のうち五件は商工労働委員会に付託替えすることについて商工労働委員長から議長に申し入れがあること等について報告、ついで付託替えの問題について阿部副委員長（自民）及び大島（仁）（社）川村（社）島本（社）秋山（協）松平（自民）各委員の間に意見の交換があり、午後五時十三分一旦休憩、午後五時四十一分再開の後、

委員長より、にしん輸入問題に関する水産庁長官及び水産課長との話し合い経過について報告、ついで大島（仁）委員（社）より、補足報告があつた後、

時田委員（社）より、水産庁は反対しているとのことであつたが長官が輸入に賛成という意見に変つてきたのはどういうわけか、長官の真意を確める必要があることについて、

中松委員（自民）より、本年のテストの結果が良好であつた場合

における来年度以降のことについても話合つたかどうかについて、大島（仁）委員（社）より、水産庁の意向を適確に把握できなかった責任をどう思うか、また知事と部長が水産庁に要請したとのことであるがどうかについて、

それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、水産部長より答弁、ついで

島本委員（社）より、水産庁の意向を充分把握していない点及びもし輸入するのであれば補償対策云々と申し入れたその内容について、

関連して、松平委員（自民）より、道が水産庁は反対していると考えたのも無理はないと思うことについて、秋山委員（協）より、本件はあくまでも道に対するプラスの面に立つて考えるべきものであることについて、阿部副委員長（自民）より、水産庁長官と次長以下の考え方にズレがあることに関連して次長以下の態度を盛上げ長官に対し踏切つた運動をすべきでなかつたか、客観的影響の大きい点より早急に結論を出すべきであるが委員長の考え方はどうか等について、西野委員（自民）より、一地方議会の思いかんによらず国は北洋漁業に関連してその方向を決めるようであるが部長はどのような印象を受取っているか、また世界経済の動向と我国の立場上好むと好まざるとにかかわらずこの方向に行かざるを得ない旨を先に述べたがこの点どう考えるか、なおにしん総合開発計画は再検討すべき時期にあるとのことであつたがこの点はどうか等について、それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、水産部長より答弁、ついで

島本委員（社）より、本件に対する委員長の考え方は一貫性がな

いように思うかどうかについて、

川村委員（社）より、本件の今後の進め方はどうするか、関連して各党で協議するとなればこれに対する各党の認識が同じ立場に立つ

て検討されねばならないと思う、現状としては道議会がいかに反対しても一方的に措置される情勢にあり、この認識の上に立つてまゐることが必要と思うがこれに對しどう考えているか等について、質疑及び意見があり、委員長より応答。

○四月十五日 午後八時二十分、第一委員室において開議、午後八時三

十三分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 委員長より、審議中のソ連にしん輸入問題については各党の話し合いの結果要望意見書を提出することにした旨を述べた後、配布の案文で提出することに異議なく決定。

② 委員長より、ソ連にしん輸入問題に關連する陳情請願についてはその趣旨をそれぞれ取り取つて要望意見書を提出することにしたものであり、従つて取扱いとしては一応閉会中継続審査としておきその間陳情者側が取下げの手續きをとるようにしていきたい旨を述べた、なお残余の請願陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

② 要望意見書に基づく中央折衝を行なうこととし、派遣委員、期間等については委員長に一任。

文教林務委員会

○三月二十九日 午後一時二十二分、第二委員室において開議、午後三

時三分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託案件の審査

議案第四十四号（北海道林産物検査条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、林務部長より説明を聴取の後、

堀委員（社）より、木炭の検査料を一円引き下げることはいが木炭振興協会との關係をどのように判断してよいか、一円値下げによる減収分二百万円を値下げしないで指導機関に振り向けてはどうかについて、

山内委員（社）より、一円の値下げだけでは木炭生産者の救済にはならないのではないか、零細な生産者にどのくらい利益になるか、林務行政の上で木炭がなくなつてもよいのかどうか、または育成する必要があるかどうか等について、

それぞれ質疑、林務部長より答弁、議案第四十四号の取扱いについて諮つた結果、三十一日開催の委員会において再度審議することとした。

一般議事

① 教育長より、三十五年度高等学校の間口増設に伴う生徒の増募分について志願者の合格発表を行ないたいので了承を求め、

山内委員（社）より、学級増設十二学級に対する予算關係はどのようになつてゐるか、道費の上置き措置はないのか、また十二学級増設に對し二十一教室のいる理由について、

山下委員（社）より、文教予算については全面的に不満であり自主性がないと考えているが高校の間口増設を認める上において全道的見地から道の学級増は少ないかどうか、また方所付けされた間口については全額地元負担でありこのようなことで父兄負担が増大していると思う各学校別父兄負担と道負担区分について資料提出方、実習助手を含めて二十七名増員を学級増設とともに予算から切り離して認めることは妥当かどうかについて、

堀委員（社）より、間口増に伴う生徒増募について合格した者の

氏名発表のみか、それに伴う予算を認めてくれというのかについて、塚田委員（社）より、このようなことは事前にわかっているはずであるから今後は事前に委員会の了解を得るよう措置されたい従つて指名発表のみを認めたいことについて、

それぞれ質疑及び意見があり、教育長、財務課長より答弁、委員長より、高校の間口増設に伴う増募分の氏名発表のみを認めることにして諮り、異議なくこれを了承。

② 林務部長より、明年開催の植樹祭の本道誘致の見通しについて説明を聴取、委員長より、植樹祭の問題について各党会長間にて話し合いを行ない議会として要望決議を出すよう取計らうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 林務部長より、近く東京で開かれる狩猟国際会議の後出席された方にお伴して欧州方面に海外視察する林政課猟政係長の派遣について了承を求めた。

○四月八日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議、午後一時

二十五分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十四号（北海道林産物検査条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく付則を修正して議決することに決定。

② 議案第三十六号（教育庁職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件）を議題に供し、施設課長より説明を聴取の後、

山内委員（社）より、最初の議決はどうしていたか、また最初の契約内容、今回の賃借契約により入居している職員はどうなるか、道が負担しているのはいくらか、職員福祉の面から考えて五十年位の契約をして職員住宅を増す考えはないか、また一方的に二十年に減じてよいものか、その分の金で住宅を増すような施策がよいと悪うが考え方はどうか等について、

池田（金）委員（協）より、一戸当り五千四百五十八円はどこに支払われていたか、十年後また高くなるか、税金関係で高くなつたりするが逆に下つた場合はどうかについて、

堀委員（社）より、本議案の取扱について文教関係他の三件と一緒に決めるよう取扱われたいこと等について、質疑及び意見があり、委員長より応答、財務課長より答弁があつて、次回委員会まで保留とすることとした。

③ 議案第五十一号（北海道教育適性度検査手数料徴収条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、教職員課長より説明を聴取の後、山内委員（社）より、予算面における収入はどのくらいか、従来二百円では安すぎるので他府県との均衡を考へて三百円としたのか、

堀委員（社）より、改正の目的は増収をはかることか、また引き上げることについて教育上どのくらいの価値があるか、三百円徴収すればよい先生が得られるという考えはよくのみこめないが百円多く徴収することによつてどの位よくなるのか、検査を受ける者に対して日当とか旅費とかを支給する規定があるかどうかについて、質疑があり、教職員課長より答弁があつて、次回委員会まで保留とすることとした。

④ 議案第五十三号（北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、財務課長より、説明を聴取の後、委員長より、授業料の一部改正とあるが寄宿舎使用料も条例に含まれているか、

池田（金）委員（協）より、三十円から百円に引き上げるのはあまり巾が大きくないか、私立学校はどうか、また他府県はどうかについて、

堀委員（社）より、三・三倍の引き上げ率からその増収分は改修繕費にまわす考えだというのが道費をもつて修繕するのが当然ではないか、また増収により寄宿舎を維持するという考えか、値上りの根

抛について、

山内委員（社）より、寄宿舎使用料の外に一人の食費はどのくらいか、

山元委員（自民）より、寄宿舎の老朽度が近年ひどくなってきたが差当りの修繕に年々のくらいかかるか、

山下委員（社）より、父兄負担の軽減措置として予算要求したものが知事査定で認められないで片方では増収をはかるためにやるという考え方はどうかと思う、なお検討させてほしいこと等について、それぞれ質疑があり、財務課長、施設課長より答弁があつて、本日は議案の説明だけにとどめ次回委員会にて最終的審議を行なうこととした。

請願、陳情の審査

陳情

第三三七号 第十二回国土緑化大会開催並びに記念植樹行事要請の件 （採 択）

なお本件は議員全員の発議で決議案として本会議に提出することについて各党で話し合うよう議長に申し入れることとした。

○四月十四日 午前十一時、第一委員室において開議、午後一時三十分

散会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第三十六号（教育庁職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件）を議題に供し、異議なく原案可決することに決定。

② 議案第五十一号（北海道教員適性度検査手数料徴収条例の一部を改正する条例案）及び第五十三号（北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

堀委員（社）より、条例改正の目的は何か、教育上どんな意義があるか、増収をはかることが目的で物価が高くなつたから引き上げ

るといふのであれば条例制定当時の二十八年と現在との比較はどうなつてゐるか、三十四年度までは三十円、三十五年度になつてからその三・三倍ということになれば三十四年度と三十五年度の比が三・三倍になつたものかどうか、文教予算について父兄負担が大きいので何とかして負担軽減を考えなければならぬときにこの使用料を値上げすることは差し控えるべきでないか、また負担軽減が具体的に実現の方策も得られないときに条例改正によつて義務付けを恒及化するという考え方は今まで進めてきた施策に相反することにならないか、この条例の改正を好ましいと思つてゐるか、使用料を引き上げなければ寄宿舎の悪い状態をなおすことができないか等について、

山下委員（社）より、教育費の父兄負担軽減措置が強く望まれてゐる現在これに逆行するので反対であることについて、

山元委員（自民）より、財源その他で父兄負担軽減が実現できないことは遺憾であるが使用料を適性額まで引き上げその分を改修経費に振向ける方針には賛成であることについて、

池田（金）委員（協）より、使用料については二十三年当時からすでに値上げをしておかなければならないものでありまた他府県の実情の上からも均衡がとれていないこと更には増収しないことにより増収策がむしろ逆に父兄負担になつてくるので原案賛成であることについて、

それぞれ質疑及び意見があり、教育長、財務課長より答弁があつて、意見調整のため暫時休憩、午後零時二分再開、委員長より、父兄負担の軽減に対し今後どのような方針で進められるか教育長の決意について質疑、教育長より答弁があり、委員長より、議案の審議過程で父兄負担軽減が強く論議されたことと理事者の方でこれが善処する旨の発言があつたことを委員長報告文に入れることで原案を認めることについて諮り、堀委員（社）より、その行き方が正しいと

思うが反対をはつきり打出している以上賛成できかねる旨の意見があり、意見調整のため再度休憩、午後一時十三分再開、委員長より、報告文の中に父兄負担軽減について強い論議があつたことを入れることとしたので反対の線を撤回してもらいたいと要望、堀委員(社)より、報告文の内容について検討することで了承する旨の意見があり、本件は原案可決することに決定、なお附則については施行月日の関係から修正議決とすること及び委員長報告文については各党代表者間において検討することとした。

請願、陳情の審査

請願

第二〇六号 教職員配置基準の適正化及び父兄負担軽減等の件

(外二十一件) (採 択)

第二一三号 教職員配置基準の適正化及び父兄負担軽減等の件

(外四十三件) (採 択)

なお本件に関し、小学校教職員の定数増に関する措置要望意見書を案を本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、意見書案文については各党代表者により検討することとした。

一般諸事

高等学校校舎整備に対する財政措置要望意見書案、公立中学校校舎整備に対する国庫負担事業費の増枠に関する要望意見書案、公立小中学校危険建物改築に対する国庫補助金の増額に関する要望意見書案及びへき地教育振興に関する要望意見書案を本会議に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで休会中の事務調査については危険校舎の整備並びにへき地教育振興対策の件、自然公園施設整備の件及び治山対策の四件とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

特別委員会

予算特別委員会

○三月十七日 午後九時六分、第一委員室において開議、午後十時四分

散会、委員長 大島 三郎(自民)

① 千葉(軍)臨時委員長(自民)より、委員長互選の方法について諮り、休憩の上各党代表者による協議を行なうこととして、午後九時七分一旦休憩、午後九時四十二分再開、黒松委員(協)より、各党代表者による協議の結果、正副委員長とも投票の方法によつて行なうことになつた旨の報告があつて、異議なくこれを了承、単記無記名による投票の結果、有効投票十七票中大島(三)委員(自民)十七票で大島(三)委員が当選。

② 大島(三)委員長より、副委員長長の互選を投票の方法によつて行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、単記無記名による投票の結果有効投票十七票中杉本委員(自民)十七票で杉本委員が当選。

③ 委員長より、今後の議事運営について諮り、暫時休憩して協議することとして、午後十時一分休憩、(休憩中協議の結果自民二、社会二、協一の五名からなる理事会を設置して今後の議事を進めていくこととし、散会後明日以降の議事運営について協議することに決定した。)午後十時三分再開、直ちに散会した。

○三月十八日 午後一時二十六分、議場において開議、午後五時十一分

散会、委員長 大島 三郎（自民）

① 昭和三十四年度追加更正予算関係議案は急施を要するので先議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることとした。

③ 川村委員（社）より、議事進行について発言を求め、提案された予算案条例案に対しぼう大な正誤表が出されている、とくに昭和三十四年度追加更正予算案に対する正誤表は昨日の本会議における井野議員（社）の質疑の後で配布されており、本日は予算特別委員会である、これでは満足な審議はできないではないか、審議権の方は無視されているのではないかと等について質疑及び意見があり、総務部長より答弁。

④ 昭和三十四年度追加更正予算関係議案を一括議題として質疑に入り

佐野委員（社）より、(1)札幌土木現業所の公宅不正建築問題に関し、建築場所、契約時期、竣功時期、代金支払時期と金額、契約内容、契約業者名、(2)学校植林費の減額理由、洞爺湖周辺の観光風致木「せんの木」が伐採されており観光行政に力を入れる知事の考えに逆行するものであるがこれに対する見解、(3)真駒内団地開発事業費において水道工事請負費（上水道）が減額され同額の下水道工事請負費が計上されているがこの間の事情、(4)自転車競技費において予備費から六百万円を豊平町道路整備費補助金として出しているが対象道路と整備内容、関連して一般会計を通して出すべきでないか、(5)原爆障害者健康診断費の減額に関連して道内における原爆障害者数と現況、(6)労使調整対策費における委託費の内容、(7)農業試験場整備拡充費、港湾災害復旧費、砂防工事費、河川改修費、道路凍雪害防止事業費、道路改良費、永久橋架換費、土木機械整備費、災害

土木復旧費、災害関連事業費等における歳出更正に関し、その更正理由と内容、また例えば当初直営工事で予算を組み最後に工事請負に更正する場合合法的に特定業者に仕事をさせることもできると考えられ疑惑を招くがこのような更正の仕方に対する見解等について、質疑及び意見があり、土木部長、林務部長、衛生部長、商工部長、労働部長、農務部長、総務部長より答弁（一部答弁保留）、ついで佐野委員（社）の質疑に関連して井野委員（社）より、札幌土木現業所の公宅不正建築問題に関し、各社の見積り内容、契約書、支払金の支出金庫、金員の補てんはどうしたか、手続きは誰が行なつたか、財産取得登録の有無等について資料提出方要望があり、午後二時二十四分一旦休憩、午後三時三十一分再開、答弁保留分について土木部長より答弁があつた後

佐野委員（社）より、(1)河川改修費、道路凍雪害防止事業費、道路改良費、永久橋架換費、土木機械整備費、災害土木復旧費、災害関連事業費等に関し、工事の完成未完了、支払いの完了未完了の状況について資料提出方、(2)特定業者に仕事をやらせるため直営工事で予算措置し途中で随意契約で請負にできるがかることのないようにするには予算措置上どうしたら良いか、(3)土木現業所の公宅不正建築問題に関し、地方自治法第四百九条、第二百三十二条の二項、第二百三十九条の二及び会計規則第四十二条、第二百二十三条、第二百二十四条にてい触するのではないか、(4)洞爺湖周辺の「せんの木」伐採は今後も続けるつもりか、中止するよう関係機関に要請する気持はないか、(5)真駒内団地開発事業費における予算振替えに関し、事前に委員会に相談したか、工事は完了しているか、支払いはどうか、(6)自転車競技費に関し、議会に相談したか、工事は完了したか、着工はいつか、支払いはどうか、(7)道路凍雪害防止事業費等に関し、直営工事でやれば安くなるので事業を伸長させたというがなぜ請負工事にしていたか、直営または請負工事にする判断は何

を基礎とするか、工事執行済みのもの、着工日時、支払状況はどうか等について

質疑、意見及び要望があり、総務部長、商工部長、林務部長、土木部長より答弁（一部書面回答）、ついて再び

佐野委員（社）より、土木現業所の公宅不正建築問題に関し、知事は法第四十九条の担任事務を監督指導しなかつたと思う、また出納長のとつた処置、考え方及び会計規則による一連の事務手続きを正当に行なつたかどうか、この事件の知事の責任をどう思うか、このように明らかに違法な提案を議決せよというのか等について、再三質疑及び意見があり、総務部長、出納長より答弁、ついて佐野委員（社）より、本件については認められない旨の意思表示があつて、午後四時三十七分一旦休憩、午後五時十分再開の後、直ちに散会。

○三月十九日 午前八時五分、議場において開議、午後十時四十八分散

会、委員長 大島 三郎（自民）

昭和三十四年度追加更正予算関係議案に対する質疑を続行、

堀委員（社）より、(1)知事の使つた追認という言葉の意味、この言葉を使つた理由、(2)調査審議に必要な資料の提出要請には応じない反面部下職員は質問内容をきくため吾々を追いかけているがかることに對し副知事はどう考えるか、(3)第三回定例議会で追加計上の勤労者芸能大会開催費に関し、この予算の執行不可能が判つた時期、そのままにしていた予算編成上の考え方、不正措置ならどう是正するか等について

大島（仁）委員（社）より、定期航海費補助金に関し、(1)補助規則においては補助理由が明確でないことに関連して今回追加計上分の補助内容、(2)予算の範囲内ということではなく義務的なものにするべきでないか、補助規則の中ではつきりうたう気持があるが、補助金

算定基礎に関連して助成を厚くすべきところが逆に薄くなつていくがこれに對しどう考えるか、今後この方針でいくか、規則改正について検討方、(3)航路の赤字は全額国が補償すべきと思うがどうか、また国の年々の助成内容は進歩が薄いがつと大巾適切な助成措置をされるよう強く要請方等について

渡部委員（社）より、(1)繰越分を除き二月末現在で五割以上予算未執行の主なるもの及び年度末までの完了見通しについて資料提出方、(2)義務的なものでまだ予算未措置のもの及びその理由、(3)道有財産整備資金特別会計における土地売却代金減額の理由、関連して職員住居施設費が減額されているが将来この問題をどう扱うつもりか、(4)特定収入等の減に伴う補助金の減額が約一億円あるがこの減額理由について資料提出方、入植施設費において補助金減を道債で埋合せ治山事業費において道債減を一般財源で充足した失業対策事業費において補助金減を一般財源で埋合せしているがこれらの理由、(5)知事説明要旨三頁の特定収入の減額等の意味、(6)道路小破修繕費の執行経過と今後の方針及び原材料費減額の理由、(7)酪農安定対策費に関し補助金貸付金の執行状況と年度内執行見込み、(8)失業対策費において総額増の反面貸金が減額になつていく理由、(9)災害救助基金の積立状況等について

川村委員（社）より、(1)水産物消流対策費、浅海増殖振興費、漁港簡易工事費の減額理由と内容について資料提出方、(2)漁業推進対策費における外国旅費について派遣者、派遣国、時期、関連して政府随員として行くならば費用は政府が持つべきでないか、政府からどの位でたか、概算旅費として賣つて行つたか、どの科目から支出したか、道職員費の旅費はいかなる時に払うのか、道職員でない人が入っているのこれから出す理由、三人に概算払いした金額、議会費の中の外国旅費の内容、今後の予算編成に當つては充分注意方、(3)漁業協同組合整備促進問題に関し、十組合の認定が遅れている理

由、関連して利子補給は知事の指定日にさつきゆうして実施するか、元本六千五百五十万円は正確に十組合に合致するか、また二十五日に認定して三十一日までの申請は事務的に間に合うか、知事の指定する日とは何月何日か、重点指導組合として現在二十一あるがこれについても書類はまとまっていると思うがどうか等について

太田委員(社)より、第三回定例議会で追加計上の勤労者芸能大会開催費十五万円は不執行に終ろうとしているがまだ減額更正されていない点について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、知事、副知事、総務部長、労働部長、土木部長、農務部長、民生部長、水産部長より答弁(一部書面回答)があつて質疑を終結。

○三月二十一日 午後零時五分、議場において開議、午後六時四十七分

散会、委員長 大島 三郎(自民)

① 昭和三十四年度追加更正予算関係議案を一括議題とし、

高田委員(社)より、議案第六十八号は修正可決とすること及び知事の予算執行の適正と議会の権限尊重に関する警告決議案を委員全員をもつて提出したいとの動議を提出、賛成あつて動議成立、本動議について諮り、異議なくそのことに決定、ついで議案第六十九号ないし第八十七号について諮り、異議なく原案可決に決定、報告文案は委員長に一任することに決し、午後零時十分一旦休憩、午後六時十六分再開。

② **大石委員(社)**より、議事進行について発言を求め、公聴会開催に対する所信、今日までの経過等について質疑、委員長より応答の後、大石委員(社)より、今後の委員会運営について要望。

③ **民生部所管**に対する質疑に入り

奈良委員(自民)より、(1)生業資金貸付に関し、五万円限度の貸付けが圧倒的に多いがこれに対する見解と今後の方針、(2)更生資金

の償還はこげつきが多いが今後の償還督促方針はどうか及び協議会等の設置による償還促進に対する見解と善処方、(3)引揚者給付金の申請に対する処理予定件数の根拠及び残件数並びに処理中でも解答の来ていないものはどう取扱うか、(4)引揚者国債担保貸付資金の本年度予定枠、関連して弾力性を持たせるため市町村に枠を振り分ける外国金融公庫に割らないし二割の枠を備えておくことが必要であるがこれに対する見解等について

質疑、意見及び要望があり、民生部長より答弁。

○三月二十二日 午前十時三十分、議場において開議、午後六時十六分

散会、委員長 大島 三郎(自民)

民生部所管に対する質疑を続行

渡辺委員(社)より、(1)社会福祉事業の推進について特に公的機関と民間機関を有機的に活動させる具体的方法、地域社会福祉協議会の体質改善策、(2)老人福祉対策の具体的推進方法、(3)民生委員の活動状況及び今後の活動計画、(4)新設六カ所の保育所の内容、(5)道連合遺族会への助成金助成の基本的考え方、同会の活動状況と事業計画、(6)母子福祉対策特に予算内容との関係、(6)特定財源の使途方法に関連して道立養老院費において特財一千七十万円のうち二百七十万円を引き上げていることに對する考え方について

川村委員(社)より、(1)旧土人の更生対策に関連して旧土人の実態をどのように把握しているか、また道費で実態調査をやる考えがあるか、住宅改良資金など所定の手続で申請した場合実行できるかどうか、これら旧土人に対する今後の救済対策等について、(関連して太田委員(社)より、厚生省所管の同和対策費からの補助金交付と道費上置きについて質疑)

それぞれ質疑があり、民生部長より答弁があつて、午後零時十二分休憩、午後一時十四分再開

尾崎委員（自民）より、旧土人の保護対策について

清水委員（社）より、老人クラブの設置に関連して昨年度予算の執行状況、補助金申請件数及び交付先の支庁別内訳、交付基準、設置計画、予算の配分方法、予算の追加増額に対する考え方について、（関連して窪田（茂）委員（社）より、老人の福祉対策に対する部長の基本的考え方について質疑）

渡部委員（社）より、(1)青少年健全育成対策費に関連して同事業を協議会でやるのか、事務局はこの課に置くか、指導旅費の内訳、食糧費の使途、昨年度行なわれた実態調査の結果、事務局を新たに設置しなければならない理由、どんな青少年を対象とするか、どのような階層にどのような手を打つか、対策の重点目標、中央の青少年問題協議会との連けい状況、地域社会組織化指導費に関連してこの地域の人を対象にしてどのような指導をするのか、青少年団体の組織活動をどのようにしてやるのか、子供クラブの設置に関連して教職員との関係をどのようにやるのか、またその年次別計画、特別指導地区を設置する場合の基準、条件は何か、児童館の設置に関連してその年次別計画、生活指導の具体的構想、教育委員会及び水産部所管の農山漁村青少年育成対策等関係方面との連けいをどのようにやっていくか、(2)災害救助法に基づく三十四年度救助費の決算見込み、救助基金の積立を行なっていない理由、全国各都道府県の積立て状況及びこれに対する考え方等について
それぞれ質疑、民生部長より答弁があつて、午後三時四分休憩、午後三時十九分再開

大石委員（社）より、(1)特殊児童対策に関連して先日札幌五番館にて開催された特殊児童作品即売会をみたかどうか、これら児童の厚生施設整備に対する考え方、精薄援護施設費の内容に関連して予算計上方法についての考え方、事業収入百八十九万円を歳入に組みながら職業訓練費五十八万円しかみていない理由について、

高田委員（社）より、民生委員の活動状況に関連して法で政治活動を禁止されているが政党の支部長などが民生委員になつてゐること

は一般から疑われる心配がある従来どのように指導してきたか、推選委員の基準、今後疑われることのないよう市町村の推選母体に指示ないし通達を出す考え方があるかどうかについて、（関連して奈良委員（自民）、渡部委員（社）より、民生委員の政治活動について質疑）熊谷委員（社）より、(1)北方諸島の遺骨送還問題に関連してどのような計画と組織をもつて何時促進するか、(2)社会福祉対策に関連して生活保護施策の具体的構想、身体障害者、児童福祉施設の整備対策と今後の計画、心配ごと相談所の運営方針等について、（関連して尾崎委員（自民）より、片親児童の就職が困難であると聞いているが事実かどうか、これの解決方策について質疑）

大島（仁）委員（社）より、(1)道社会福祉会館の復旧の推移状況と今後の見通し、(2)母子対策に関連して母子相談員の増員についての考え方及び待遇改善策等について

山下委員（社）より、(1)引揚者更生資金の回収状況に関連して対策委員会をどのような形で作るのか、更生資金の償還について棚上げするよう関係機関に運動する考え方があるかどうかについて

島本委員（社）より、(1)民生委員と児童委員の兼職に関連してその職務区分、同一の人格体が兼ねることが適当かどうか、今後の行政指導措置、(2)母子寮入居者の自立更生対策に関連して出入居の回転率が悪い理由、(3)保育所児童の措置費について生活保護者から徴収しているものはないか、保母の人員が少なくて過労になつてゐることに対する考え方について

太田委員（社）より、(1)養老院の拡充強化対策に関連してこれを民間団体に譲渡あるいは委託経営をさせる考え方があるかどうかについて

それぞれ質疑、民生部長より答弁があつて、民生部所管に対する

質疑を終結。

○三月二十三日 午前十時三十四分、議場において開議、午後六時三十分散分、委員長 大島 三郎（自民）

衛生部所管に対する質疑に入り、

奈良委員（自民）より、(1)ばい煙の弊害に対する所見と対策及び予算措置問題、(2)麻薬取締り対策に対する所信及び予算措置問題、(3)保健婦、看護婦、準看護婦等の充足対策、関連して衛生学院の運営構想及び設置促進方、(4)放射能被害が甚大であり今後も続く可能性があるがこの事態に対する見解と対策及び予算措置問題、(5)保健所運営に関し、栄養室及び歯科診療室の活用状況と今後の方針、工場排水、し尿処理との関連において上下水道の普及指導に対する所信等について、関連して

渡辺委員（社）より、簡易水道事業に関し、道費補助をする気持はないか、現在の申込件数及び事業費総額、三十五年度事業計画及び年次計画提示方等について

島本委員（社）より、(1)ばい煙対策に関し、公害の定義、関連して悪臭、振動は入るか及び河川ばい煙の汚濁基準、道独自のばい煙対策研究状況、(2)保健所歯科医栄養士の充足については今後重点的に取り上げる気持はないか等について

五藤委員（社）より、(1)牛馬の盗難防止問題に関し、と畜場法施行令第四条の規定による施行規則第五条における申請書記載事項の立法精神、申請記載内容の確認状況関連して申請内容が定められた場合の処置状況、定められ確認しないでと殺した場合の責任の所在及び処置状況、牛馬籍簿による産地確認に対する見解と今後の方針、(2)保健所運営協議会の予算措置問題、(3)アイソトープの人体に及ぼす影響等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁（一部書

面回答）があつて、午後零時八分一旦休憩、午後一時十三分再開の後

渡辺委員（社）より、(1)保健所整備問題に関し、四カ年計画の最終年に当りこの予算でどう解決するか、新しい計画はあるか、関連して建物、人員、公宅、設備器具等の充実に對する今後の方針、(2)血液銀行に関し、供血源確保のため支所設置及び採血車購入が必要であるがこれに対する見解と今後の方針、(3)成人病対策に対する見解及び予算措置問題、(4)へき地医療対策に関し、国の予算措置状況、当初予算に計上されなかつた理由と今後の方針、(5)環境衛生費の昨年度比減に関連して環境衛生に對する基本的考え方、(6)職業病対策及び予算措置に對する所信、(7)衛生部関係予算に関し、総額対比道予算総体に對する比率、一般財源持出等すべて昨年度より低下しているがこれに對する見解及び本年度予算編成に對する基本的考え方等について

佐野委員（社）より、保健衛生予算の編成に関し、知事執行方針において保健医療関係は僅か二行であるがこれに對し不満を持つていないかどうか、三十五年度衛生行政の執行に當り重点をどこに置るか、この執行方針に基いて予算編成を行なつたか、また行政を執行するか、開発に伴う道の医療行政上の地方負担が非常に大きいがこれに對し三十五年度予算でどう対処したか、地域的較差が大きいこれを埋めるため予算上いかに努力したか、本年度予算の少ない理由について部長は自治庁の基本的考え方云々と言つたが文書で示されたものか、特別財源から一般財源へ多額に吸上げられているがその費目に還元使用されるべきと思うかどうか、関連して保健衛生関係部局の人員費及び開発に伴う公共事業の道増について資料提出方、保健所業務の比重はもう少し正常に評価されるべきと思うがこれに對する見解、国費予算の伴うものは予算化され収入の伴わないものは冷遇されているが適當と思つてゐるか、今後の追加増額に

努力されたいこと等について

質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁（一部書面回答）、午後三時四十五分一旦休憩、午後四時再開、次に

坂下委員（社）より、(1)カナダよりの輸入脱脂粉乳による中毒事件発生に関連して、この輸入品は本道に入ってきたか、現在学校給食に使用している脱脂粉乳はどういうものか、今後も入ってくると思うがこの対策に対する所信、(2)食品衛生法と酪農振興法の関連において乳製品工場設置に対する認可、承認についての見解及び両法の調整に対する今後の方針、関連して中標津における明治乳業株式会社、(3)結核予防費及び結核療養所費において多額の利益がでる形になっている理由、この不合理性に対する見解、(4)環境衛生課関係予算は、大部分が大きな利益を出す形になっているがこれに対する考え方、事業への還元に対する努力方、(5)狂犬病予防費は多額の利益がでる形になっている反面毎年登録毎に同金額をとっているのは不合理であり二年目からは安くすべきでないか、及び登録実績の向上に努力方、(6)と畜検査費に関し、多額の利益がでていることに関連して獣医師に対する嘱託手当増額に対する見解、自動車二台分の予算計上理由、(7)へい獣処理指導の実態等について（関連して渡部委員（社）より、中標津における明治乳業のクーラーステーション設置認可の問題について質疑）

熊谷委員（社）より、(1)保健婦の充足計画と見通し、及び今後の努力方、(2)医師不足状況と充足計画及び医学研究手当の対象者、(3)保健婦学院は衛生学院に統合されるか、された場合の具体的養成計画等について

質疑、意見及び要望があり、衛生部長、保健予防課長、環境衛生課長より答弁（一部書面回答）、午後六時十四分一旦休憩、午後六時三十分再開の後、直ちに散会。

○三月二十四日 午前十時二十二分、議場において開議、午後六時十二

分散会、委員長 大島 三郎（自民）

① 衛生部所管に対する質疑を続行

渡部委員（社）より、(1)道立薄野病院売却について予算未計上の理由及び売却に関連して保健所所長、医師の公宅改善問題、(2)三十四年度予算との対比において本年度予算で特に重点を置いた施策、部自体が考えていたこと一ないし二年間の具体的事業計画、(3)温泉審議会のあり方に対する見解、関連して十勝川温泉における新設業者の採湯量制限問題に対する措置経過と今後の方針、登別の某有力温泉で某有力婦人が犬をつれて入浴する事実を知っているか、かかる事実に対する取締り問題等について

窪田（茂）委員（社）より、(1)静内保健所公宅二戸分の建築費に関し、財源の三分の二を地元寄附に求めている理由及びその不合理性に対する見解、(2)保健所職員、特に営業者と関係深い食品衛生及びと畜検査担当者の職務執行態度に対する指導状況と今後の方針等について

島本委員（社）より、(1)そ族昆虫駆除費及び環境衛生指導費が年々減少傾向にある理由、関連して収入の伴わないものについても充分配慮方、(2)公害対策に関し、他都市では協議会等の設置、立法的促進、技術的基礎の確立、研究調査、移転援助等専門的に実施している例があるがかかる対策に對しどう考えるか、道においても具体的対策樹立の上強力で促進方、(3)経費の受益者負担を強行する傾向はないか、関連して寄生虫検便、衛生講習会、トラホーム、歯等の検診、カ、ハエの駆除等を実施する場合の旅費、人夫賃等の費用はどうなっているか、(4)保健所職員の職務区分及び身分の現状等について（関連して熊谷委員（社）より、公害対策については建築部等と協議調整の上条例を作るところまでいく決意が必要であるがこれに対する所信について）

太田委員（社）より、昨日より行なわれた種々の質疑要望点に対する追加更正は種々の事情により一度で解決することは困難であるので年次計画を立てて実現していくよう検討されたいことについて

質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁（一部書面回答）があつて、午後零時十八分一旦休憩、午後一時二十七分再開、ついで

高田委員（社）より、(1)食品関係営業の許可更新に関し、業者は食品衛生法第二十一条第三項の規定より五年にしてほしいと要望しているが道が二年毎にしている理由、関連して第二十三条の営業許可取消、禁止または停止の規定があるのだから許可更新年数を延ばしても良いのではないか、特に更新に伴う収入は約半分が吸い上げられる形になつており不当ではないか、もう少し許可年限を長くし手数料及び手数料を省いてやるべきでないか、また更新の場合の手数料は期間と相見合つて考えてやるべきでないか、今後検討の上善処されたいこと等について

質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁があつて、衛生部所管に対する質疑を終結、午後二時四分一旦休憩、午後二時十五分再開。

② 次に土木部所管に対する質疑に入り

奈良委員（自民）より、(1)道路河川等歳出の事業量が大幅に増加しているのに歳入の土木使用料が昨年に比し一千百万円程度減になつている理由、堤塘敷地調査費二百万円の前上に関連して調査の目的と内容、(2)広告物取締りの範囲及び実施の方針、(3)町村の河川整備に道の助成がないが今後何かの対策を考えているか等について

清水委員（社）より、(1)河川改修工事事業費が大幅に伸びているが継続の二十五河川の年次別改修完了予定年月日はいつか、またこれの年月を短縮して早期完了の考えがあるが、予算の増額は改修年次計画に影響があるのではないか、奥山の伐採と治水対策に関連して林務部、営林局等と話し合いをして一貫性のある仕事をすべきでないか、(2)海岸浸蝕防止対策に関連してこれだけの予算で大丈夫と考

えているか、本予算に対する考え方と今後の防除対策、(3)工事の実施に伴う土地購入及び家屋の移転費等補償費が開発局などと比べて少ないのではないかと等について、(関連して中松委員（自民）より、海岸保全工事の執行について漁業権を侵害するような保全工事が行なわれていることに関連して支庁水産課と協議して行なわれているか、水産部との協議内容等について質疑)

渡部委員（社）より、(1)道路行政に対する知事及び部長の考え方に関連して道政執行方針の中に国、道、地方道の一貫した整備促進をはかり冬期交通確保のための措置を強化していくといつて国、道、地方道の一貫した整備促進とは何か、冬期交通確保の強化に関連して一千万円伸びているがこれは道路補修費の中から支出され夏と冬の補修を入れかえたに過ぎないみせかけのものではないか、道路局部改良など道単事業が減らされているがその考え方、起債事業と認められていない道単事業について部長は適債事業になるよう努力すると言明しているが一体どのような事業について運動を進めてきたか、道路事業が伸びないが将来どのように克服するか、除雪事業が一千万円伸びているがどれだけできるか、道道全路線に対し何パーセントか、またバス路線に対し何パーセントになるか、企画本部で地方道の開発に関する調査費五十万円が計上されているが、その積算基礎、この予算で何を調査しようというのか、土木部と企画本部との間で連けいをとられてこの費用が組まれたのか、また調整はどのようにやるか、道路の維持補修費の内容に関連して道路工事の入らない道路、一回も砂利の入らない力所があるが事実かどうか、直営請負工事がどれだけの補修計画があるか、砂利の採集量について直営でいくらか、請負でいくらか、この予算でどの程度修繕できるか、地方道の昇格に関連して今回特に取上げた理由、次回何時頃更に取上げようとするのか、昇格路線の総延長キロはいくらか、交付

税でどの位伸びるか、橋梁整備については直轄に比べ補助がよいが道路舗装については直轄に比べ劣っているのは何か理由があるか、道路工事一人当りの担当区域が地区によつてまちまちである理由、国道の一人当り担当区域より広い理由、維持費について国道が多くかけているがこの差をどのように解決されるのか、(2)河川監視員の担当区域がまちまちである理由、河川監視員で本庁支庁の管理事務にあてているがその理由、河川局部改良事業の内容について事業規模のどれ位いのものが局部改修か、年限短縮は予算の増額であるのかあるいは何か方法を考えるのか、(3)土木機械整備特別会計を設置しなければならなかつた理由、構想の主旨は何か等について

島本委員(社)より、(1)水質汚濁問題特にその後の執行計画はどうなっているか、水質保全対策費三百九十六万円でどのような調査をするのか、土木部にどれ位配分があるか、(2)臨職員の定員化方針に関連して無資格者にやらせている事実はないかどうか、現金の授受について厳格に規定どおりやっているかどうかについて

坂下委員(社)より、土木事業費に関する明細な資料提出方等について

それぞれ質疑、土木部長より答弁があつて、土木部所管に対する質疑を終結。

○三月二十五日 午前十時四十五分、議場において開議、午後八時四十分散会、委員長 大島 三郎(自民)

① 建築部所管に対する質疑に入り

窪田(茂)委員(社)より、(1)第二種公営住宅の家賃低減額及び関係条例の提案予定時期とその方法、(2)低所得者住宅対策に関し、あくまで第二種公営住宅の増設のみに頼るつもりか、昨年の実績は七十八戸の枠を余しているがこの間の事情、校舎、屋体の改築に伴う廃材利用等何らか道独自の方法を検討する余地があるのではないかと

(3)第二次総合開発五カ年計画における不足住宅解消目標は実現できるか、(4)北海道住宅公社に対する貸付予算末措置の理由、関連して再検討する気持ちはないか等について、関連して

渡辺委員(社)より、(1)家賃減免は北海道営住宅管理条例第九条の引用によることであるが低所得を災害と同じように特別なものと考へている根拠、関連して条例で明らかにうたつてはどうか、(2)道営住宅の起債償還はどうなっているか、(3)北海道住宅公社貸付金は中産階級の住宅不足対策の点より再考慮すべきでないか等について

渡部委員(社)より、(1)低所得者住宅の定義、関連して三十五年度において二種増の反面一種減となつている理由及び道営第二種の枠は全体に占める比率の逐年経過からみると広がっているとは見えないがこれに対する見解等について

熊谷委員(社)より、ばい煙防止対策に関し、衛生部、通産局等と協議の上条例等による対策が必要であるがこれに対する見解と今後の方針について

島本委員(社)より、(1)住宅対策と収益優先の傾向があるがこれに対する見解及び道営ではやらない方針のようになつてきているのか、他府県の状態はどうか、(2)第一種公営住宅に関し、本年度四百六戸のうち市町村へ配分枠及び真駒内分、関連して市町村への配分割合は今までより落ちるのではないかと、(3)建築防災対策費の内容と計画及び耐火建築に対する補助率の内訳と中高層建築と融資補助との関係、(4)道営住宅で建設間もないのに壁落ち、棟梁み等あるがこの場合の補修責任はどこにあるか等について、関連して

太田委員(社)より、(1)防火建築帯内の建築に対する補助問題に関し、道の指導協力を得て計画を進め審査通過したので借金して建てたがその後補助対象に該当しなくなつた例があるが、どういう指導をしたのか、はつきり指導すべきでないか、今後条件に合うよう

な計画を進めた場合補助対象になるか、(2)建築工事監督指導技術員に關し、三十四年度工事において一人当たり担当量が国の四ないし五倍であつたところがあるかどうか考えているか、三十五年度予算における人員、担当量はどうか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、建築部長より答弁があつて建築部所管に対する質疑を終結、午後零時五十六分一旦休憩、午後二時十五分再開。

② 農務部所管に対する質疑に入り

桶谷委員（自民）より、(1)農林漁業基本問題調査費の内容及び審議会の構成内容並びに農業会議等における審査会との関連性、(2)へき地農山漁村電気導入事業の關し、道内における申込状況及び農林省案に対応する道の計画等について、関連して

橋本（正）委員（社）より、農林漁業基本問題調査に關し、農業経営の安定と所得のある線までへの到達のどちらを目標としているか、この僅かな予算で大調査ができるか、その機構、方法、時期等はどうか、審議会委員にはどういう人を選ぶか、本当に農林漁業と組織み下から積上げた人であるべきと思うがどうか、農務及び農地開拓委員会との関連はどうなるか、農漁民の生活実態から離れる恐れはないか、全体所得をみて判断することは誤りであり、内部較差増大、負債整理等を先づ取上げるべきでないか、この生活実態を明らかにする資料をいかなる形で集めるか等について

清水委員（社）より、農林漁業基本問題調査に關し、国の考えている基本法に対する意見具申と道農業の充実対策のどちらに重点を置いてあるか、北海道農林漁業基本問題審議会条例案第二条（所掌事項）のうちのその他農林漁業の基本問題に關する事項の意味、関連してこの中に負債整理、農業災害等を含むか、本条例案を一年間に限つた理由、貿易自由化との関連においても一年間しかもこの僅かな予算で充分な審議はできないのではないか、一般農林漁業の中

から何名位委員を出すか、団体の代表と個人資格のどちらででてるか等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課長より答弁、午後四時三十分一旦休憩、午後四時五十分再開の後

菅田委員（社）より、(1)家畜衛生車に關し、三十四年度の購入状況と配置場所及び運営費の措置状況、三十五年度の購入見込及び運営費の措置計画、(2)農家負債整理対策に關し、本会議の知事答弁後における条件緩和問題の状況推移、自創資金一戸ないし五戸資金獲得の見通し、三十四年度における農家負債整理対策委員会の開催数と主なる答申事項及び今後の活躍方、新たな角度からの負債調査の必要性に対する見解及び今年度五十万円の調査費では少なすぎるのではないか、道が措置した資金四十億円の返済状況、(3)園芸農業技術研修派遣費に關し、派遣地、人数、帰道後振向けの方角、(4)寒冷地畑作管農改善対策委員会が三十四年度に行なつた仕事の具体的内容、(5)農業用機械の導入に關し、国貸制度が補助制度に切替えられた理由、関連してこれは前より悪くなつたのではないか、(6)北海道玉ねぎ移出検査条例案に關し、第三回定例会に青果物格付条例案を出した以後、旬日を出さずして今回本条例案を提案しなければならぬ理由及び生産者の意見を充分きいたかどうか、また委員会の了解を得ず出した理由、予算百二十万円の内訳、道全体の滞貨量及び今後の消流対策等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁（一部書面回答）、午後六時二十分一旦休憩、午後七時三十五分再開の後、菅田委員（社）の質疑に關連して

清水委員（社）より、園芸振興対策に關し、本年度も予算は極めて少ないがその理由及びこの現実に対する見解、この予算で生産から消流まで完全にできるか、完全な自給体制確立時期の見通し、あらたに特別の試験研究をするとのことであるがこの僅かな予算で何

をするか、知事説明要旨の中の文章と合致しないがどう考えているか、自給体制確立に対する計画作成の上努力されたいこと等について

川村委員（社）より、(1)肉牛増殖五カ年計画の積算基礎及び消流計画、関連して肉牛基地を設けるか、漁民の飼育した肉牛の消流対策、元牛を買う予算はどうなるか、(2)養鶏の共同飼育をどう考えるか、モデル地区を作る気持はないか等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁（一部書面回答）。

○三月二十六日 午前十時十分、議場において開議、午後十時十四分散

会、委員長 大島 三郎（自民）

① 昨日の理事会における委員長よりの審議促進方要望に関連して、坂下委員（社）より、議事進行について発言を求め、今後の委員会の進め方等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、関連して高田（社）深山（自民）大石（社）各委員より、委員会運営の在り方及び今後の運営に対する所信等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答。

② 農務部所管に対する質疑を続行

岡田委員（社）より、(1)貿易自由化に伴う大豆のA A制実施問題に関し、道が中央に出した要望書の提出先、内容をみるとA A制の実施を前提に考えているようであるがこの点どうか、対策協議会はすでに設けられて対策を練っているか、隣国タッチ方式についてはA案にどのような要望がでているか、委員会の意見をきかないで要望書を提出した理由、この要望書で農民の期待に沿うことができるか、(2)ソ連にしんの輸入によつて生ずる農産物の見返り輸出問題に対する見解、関連して本道の特産物をソ連東南アジア等へ輸出することに対してどう考えているか、本問題の調査及び結論を出す時期

は何時頃か、(3)農産物価格安定基金制度に対する農業団体の要望に関連して道の方針は農業団体が納得したものか、いくらでも出資してやるべきでないか、出資はせず貸付金も来年で終わるのでは責任回避になるのではないか、(4)牛乳共販に関し、共同集乳組織整備促進費は全道共販に移行できる確信の下に提案したものか、地域共販体制促進は全道共販体制の確立を前提としているかどうか、乳業会社との折衝に知事は出向しているか、(5)地方競馬費における負担金補助金に見合う事業内容、三者協議会の性格、事業内容等に関する資料提出方等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁、ついで

大島（自）委員（社）より、(1)ソ連にしんの輸入問題に関し、昨年暮から問題とされているのに今なお状況を把握していない理由、農業団体からバター輸出について陳情がなかったか、水産及び商工部長と話をしたことはないか、速やかに調査完了の上四月上旬までに結論を出されたいこと、(2)低位経済農漁家畜産条例に関し、農漁家の希望高まりつつある現在この予算は少なすぎないか、貸付期限を二年度にまたがるよう条例の改正及び一頭当り単価の値上げ並びに技術指導員の増配等を行なう気持はないか、離島の豚舎整備、土地取得等に対し別途抜本的方策を講ずる気持はないか等について

質疑及び意見があり、午後零時二十五分一旦休憩、午後一時三十分再開の後、農務部長より答弁、ついで

大島（自）委員（社）より、低位経済農家に対する家畜導入資金八千万円の内容及び不足の場合の処置、留萌支庁管内の希望数と内示の関係等について（関連して橋本（正）委員（社）より、北海道低位経済農漁家畜産振興条例の一部を改正する条例案に牡犢が加えられていることに関し、この予算では他の三つを更に窮屈にするのではないか、牡犢貸付の内容はどうか、八割融資とのことであるがなぜ全額融資にしないか、また一頭を六千円で買えるか、二年資金でな

ければ効果は上らないと思うがどうか、現物で貸付けてはどうか等について)

質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁、次に清水委員(社)より、(1)貿易自由化と農政の問題に関し、貿易自由化の影響に対する観測及び対策は甘いのではないか、大豆輸入問題に関する政府への要請書の中にある強力な価格安定対策の内容、雑豆の輸入に対する見解、要請書が認められない場合の措置、酪農製品の輸入自由化は当分行なわれないと安心してよいのか、体質改善をやるというのが具体的にどういふことか、地帯別の適正農家基準設定の必要性を認めるか、認めるとすれば何時頃までやるか、農家の生産共同化について具体的構想、農民自らの立上りを必要ありと考えるか、あると考えるならどのように行政を進めるか、(2)地帯別農業振興対策費は、昨年度の三分の一以下の予算であるが対策確立して安定基盤ができた上と考えるか、(3)部落生産協力活動費が全くなくなった理由、農業改良協力員制度を廃止してどうするか、(4)酪農振興対策に関し、乳牛の栄養障害防除事業の内容、現段階における経済頭数、酪農製品が貿易自由化された場合の経済頭数、経済頭数を保有せしめる具体策、乳価安定対策のため農産物価格安定法の中に乳製品を加えてもらうことを考えているか、牛乳の職場集団飲用について計画はどうか、(5)国有貸付牛の貸付に関し、(6)資金指定農家のみに変ったがこの方針を是正できないか、できないとすれば他の農家の酪農振興をどうするか、(6)輸出農産物生産振興対策に関し、これをどう考えているか、主なるものの生産額、計画はあるか、ないなら作る気持はあるか、予算案からみてはつか以外は考慮しなくて良いのか、(7)農協育成指導に関し、黒字にするため組合員に対するサービスを忘れる傾向があるがこれに対する見解、育成方針の方向、組合検査指導の方針等について

質疑及び意見があり、午後三時十分一旦休憩、午後三時四十五分

再開の後、農務部長、畜産課長、農業改良課長より答弁、ついで清水委員(社)より、(1)貿易自由化対策に対する決意、(2)適正農家基準は貿易自由化に対応して変るべきでないか、(3)生産共同化については具体的に何をとり上げその方法はどうか早急に具体化されたいこと、(4)農民の自立志意向上は技術普及だけでできるか、(5)改良普及員的大幅増加もなく協力員制度を廃止した理由、(6)貿易自由化から見て経済頭数は将来もこのままの形でよいと考えるか、(7)

(8)資金指定農家外の農家に対する酪農振興対策、関連して不均衡にならないよう配慮方、(8)人工授精所の統合整備が進まない理由及び強力に促進方、(9)アスパラガスの輸出振興に対する今後の方針等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁があつて、午後五時三十四分一旦休憩、午後七時二十七分再開、ついで佐野委員(社)より、(1)農業用機械に関し今までの分について事業別、運搬日数、事業進捗状況等資料提出方、維持管理費はどうなっているか、技術者の質により事業進捗が異なるがどうなっているか、運営は合理的に行なわれているか、関連して特別会計の設置による効率的な運営実施に対する見解及び検討方、(2)畑作後進地域農業開発用に購入する機械の運営構想、関連して地元の入入れ体制が大事であるが各団体をもうらした機関を設置する構想はないか、また機械だけでは手落ちであり酸土改良予算を次回議会で提案する気持があるか、実現に努力方、(3)後進地帯に対する貸付牛制度に関し、家族構成員程度の頭数貸付が必要であるが今年度の計画はどうか、(4)低位経済農家対策としてにわたりの共同飼育及び管理の実施に対する見解等について

坂下委員(社)より、(1)農産物流通改善対策として、種馬鈴薯展示圃設置費計上の理由、(2)農業協同組合育成費の過少に関連してこの予算の事業内容、(3)学校給食用牛乳供給事業費補助金はその性格よ

り教育委員会予算に計上すべきものであるがこれに対する見解と今後の改善に努力方、(4)家畜防疫員に対する手当支給額及び家畜保健衛生所運営費の過少に関連してこれが増額に対する見解と努力方、(5)食品関係工場の設置に関し、酪農振興法第十条第一項と食品衛生法第二十一条第一項の関連において今日までのような話合でやってきたか、関連して中標津における明治乳業のクーラーステーションは酪農振興法で承認したものの、今日もなお操業しているのではないか、(6)原料乳検査に関し、条例特に第四条は厳密に守られているか、この場合検査場所はどこか、検査人員は完全に整備されているか、庭先取引は条例にてい触しないか、庭先で協議を行ない会社が生乳を検査場所に運んで検査する時初めて取引成立という形の場合道路運送法に違反しないか、以上に関連して共販体制の早急なる確立に努力方、(7)乳製品の不足が招いている原料乳集荷合戦対策に関し、組合対策、農民対策、会社対策、今後の強力な行政措置に対する所信、関連して積極的に本件をとり上げ知事名で解決できるかどうか、(8)集乳合戦との関連において組合育成、農民自身の経営安定のため牛乳共販体制の確立が必要であるがこれが強力なる推進に対する所信、(9)乳製品の貿易自由化に備え根本的な体質改善を迫られているが原料乳の対外比価はほぼ同じであるにかかわらず乳製品になつた場合極端に高い原因及び対策を調査検討する必要があるか、具体的対策樹立に努力方、(10)北海道農業共済資金保証協会貸付金に関し、二億ないし三億円の保証をすべきであるがこれに対する見解及び今後の効率的資金運用指導に対する所信等について

質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁。

○三月二十八日 午前十時十四分、議場において開議、午後八時四分散

会、委員長 大島 三郎（自民）
① 農務部所管に対する質疑を続行

山田委員（社）より、農業改良普及事業に関し、本年度の重点指導目標及び負債整理資金の導入に関連して営農計画を主体とした指導に移行すべきでないか、同じ人が同町村に長く駐在することが望ましいが人事面についてどう考えているか、関連して人事移動の際は特殊事情を配慮するかどうか、末端町村の負担はほう大であるが運営経費は誰が負担すべきか、また事務所、公宅も不備であるが誰が負担すべきか、普及員設置人数の全国対比状況、関連して年次計画作成による充実増員に努力方等について

渡部委員（社）より、ビート生産計画の提出予定時期、関連して土地改良事業予算の力所付が決つてから計画を策定するのかどうかについて

橋本（正）委員（社）より、(1)馬及び牛の伝染病予防手数料の内容、関連して健康手帳に診断結果を書くだけで証明料を徴収するのは不合理ではないか、改める考えはないか、(2)本道農業の確立は農業試験場を中心となるべきであるがそれぞれの地域の特殊性を持つた整備拡充計画を作り推進しているか、いなければ今後考える気持があるか、(3)農林省からの農業改良普及員の割当てに対し財源難を理由に断つた事実はないか、(4)農村青壮年国外技術交流費に関し、派遣者帰道後の活用対策等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁があつて農務部所管に対する質疑を終結、午後零時三十七分一旦休憩、午後一時五十五分再開。

② 次に、水産部所管の質疑に入り

奈良委員（自民）より、(1)漁業共済制度の強化対策に関連して指導費十万円程度で推進できるかどうか、(2)水産加工工業の指導育成対策に関連して機構整備に対する考え方、水産業協同組合育成強化対策協議会の効率的活用対策、(3)外国にしん輸入に対する所見等について

島本委員(社)より、水産行政執行の態度に関連して米軍による

漁船漁具について明白な損害がわかつたときどのような措置をとるか、日米新安保条約の成立によつて道水産行政に影響があるか、(2)道指導漁連の設立の動きに関連して水産常任委員会にはからなかつた理由、現在までの指導経過、(3)北洋漁業再編成問題に関連して独航船の減船をどのように調整し、どのように指導をしてきたか、本道独航船の減船今後の見通し、減船の対象になつてゐる船名、転換船に対する転換資金の措置、独航船に対する経営合理化の具体的内容、(4)水質汚濁問題に関連して現在までの被害件数と解決の状況、同問題の窓口はどこか、現在ある法律の不備をどのように解決するか、(5)漁業共済制度の強化に関連して近く認可される母船式さけます漁業に関する漁網共済の期間、価格、加入方法、一般保険との比較、(6)ソ連にしんの輸入問題に関連して最近日水、北洋水産でベーリング海域におけるミール漁船操業の話があるがこのような状況下にあつていかに対処するか、(7)北洋漁業開発調査に関連して本州各会社と同海域に出漁申請をしているが今後どのような考え方で北洋漁場開発を進めていくか、(8)トドの駆除対策に関連して捕獲奨励金を出す考えはないか、(9)漁業取締対策に関連して予算が少ないがこれで万全な対策を講ずることができかどうか、監視船をふやす考えはないか、(10)沿岸漁民の安定対策に関連して不健全組合の指導方針、(11)ミール独航船従事者の労働条件の改善に対する考え方、(12)漁業改良普及員の身分安定と待遇改善対策、等について(関連して川村委員(社)より、水産改良普及員の国からの措置人員六名分をどこにどう配置したかについて質疑)

井野委員(社)より、北洋独航船の減船経過、これを水産委員会にはからなかつた理由、(2)道指導漁連中央会設立の動きに関連してその指導理念、水産部長が設立について助言しているというのがその助言の内容等について

それぞれ質疑、水産部長、漁政課長、水産課長より答弁。

(2) 明日更に水産部所管に対する質疑を続行することとした。

○三月二十九日 午前十時二十五分、議場において開議、午後七時四十分散会、委員長 大島 三郎(自民)

① 昨日に引き続き水産部所管に対する質疑を続行

大島(七)委員(社)より、(1)トドの駆除対策に関連して対策委員会等を設置して抜本的対策を講ずべきでないか、予算増額に対する考え方、(2)漁家負債整理対策に関連して国に対する立法化要請の構想、(3)中型機船底曳網漁業の取締り対策に関連して知事の執行方針においてその強化を主張していながら予算が昨年より減額になつてゐることに対する考え方、対策費の内容及で国、道の負担割合、道が沿岸漁業との調整のため協議会を設けて事前防止、事件発生の調整を行なつてきたというのがその実績、禁止区域拡大についての基本的考え方、禁止区域の拡大と底曳の転換対策といずれを先に考えるか、転換対策の具体的計画推進の時期、(4)沿岸零細漁民の農耕兼業体制の確立に関連して小家畜導入の要望に比し予算が少なくないか、八千万円のうち水産部の希望金額、希望金額どおり獲得できるか、またこれで満足な資金の貸付ができるか、現在までのモデル市町村の指定力所と指定内容について実績がどのように現われているか、今後どのような力所を予定しているか、技術指導のための専門指導員設置に対する考え方について(関連して島本委員(社)より、トドの駆除対策と食肉利用加工について、大石委員(社)より、水産資源保護と水質汚濁問題について質疑)

質疑があり、水産部長、漁政課長、漁業調整課長より答弁があつて、午後零時二十一分休憩、午後一時四十分再開。

清水委員(社)より、(1)昨年九月の台風十四、十五号の災害復旧状況その後の経過について特に漁船建造と金融措置がおくれている

理由、船揚場の必要性をどのように認識しているか、これが整備促進のため補助率を引き上げる意思がないか、(2)沿岸漁家農耕兼業対策に関連して農地取得資金の造田、開畑の町当り単価引き上げの必要はないか、農機具購入資金の利率引き下げ及び期間を延長する考へはないか、沿岸漁家の生活安定のためこの種土地改良事業の補助率を更に引き上げるべきでないか、兼業漁家に対する土地改良資金取扱いの窓口を漁信連にすべく従来折衝してきたがその結果はどうなつたか等について

熊谷委員(社)より、(1)道立水族館の整備拡充計画に関連して特財収入に比し予算が少ないではないか、(2)魚業卸売市場指導監督費八十五万円で充分な指導ができるか、(3)公害対策に関連して水質汚濁今後の対策を明示せよ、工場廃液など川全体の有機物等を分析したことがあるか、融雪氷のため死滅しているほたて貝の原因調査などの程度行なっているか等について

岡田委員(社)より、(1)沿岸漁家経済振興資金一億円の融資に関連して昨年度の実績及び今年度の融資に対する考え方、特別保証制度の新設により今後その方向が変つてこないか、天災法による融資金との取扱いに對する考え方、融資枠は総額どの程度でどの程度の代弁額を考へているか、(2)水産物の流通調整事業対策に関連してにしんさんまの集荷目標、(3)ソ連にしんの輸入問題に関連して魚価の引き下げトン当り三千円の算定基礎、値下りした場合の漁民対策等について

質疑、水産部長、漁政課長より答弁があつて、午後四時五分休憩、午後五時二分再開、次に

川村委員(社)より、(1)従来冷遇されていた水産行政は陽の当る場所に出始め予算も飛躍的に伸びたといつてゐるが従来より増えた費目と金額、従来予算との相違点、知事公約が予算の中にどのように入り込んでいるか、水産部長就任のとき沿岸漁家対策について

のホープを披歴したがそれがどういう具合に予算化されているか、(2)沿岸漁家振興資金三千万円の貸付金の増額に對する考え方及び同資金の運用方針、漁業協同組合整備資金利子補給に関連して三十一年度から三十四年度までに指定になつた二十九組合は現在国会で審議中の漁協整備促進法の関連でどのようになるか、また道の整備促進条例がどのように運用されていくのか、(3)予算編成に関連して漁港管理費で利用料一千万円の特財をみていながら歳出予算八百六十万円より組んでいない理由、漁業推進対策費、漁業操業指導費の食糧費が多額に組まれているのに必要な漁業取締費、漁業調整費に組まれている食糧費が少ない理由、昨年度予算化されていた漁業制度調査促進費が姿を消した理由、水産試験場におけるこんぶの増殖試験費七十五万円の内容、(4)白衛隊高射砲部隊設置にからむ関係漁民の補償問題に関連して補償の法的根拠、補償金額算定の方法、補償は関係町村及び関係漁業協同組合と防衛庁との協定の下になされるものか、共同漁業、許可漁業、自由漁業によつて算定に相違があるか、本問題に對する知事の行政権限の及ぶ範囲、(5)水産物検査の誤検問題に関連して検査所の規格で正しく格付けされた塩数の子が規格外のものであつたということについてこのような間違いはどういうわけで起きるのか、現在までどのような指導をしてきたか、検査の厳正と権威保持についての考え方等について、(関連して井野委員(社)より、予算の信びよう性に関連して試験船の運営費についての積算基礎、漁業推進費についての予算要求資料の提示方について質疑及び要望があり、)水産部長より答弁があつて、水産部所管に對する質疑を終結、午後七時三十九分休憩、午後七時四十二分再開。

② 次に緊急先議を要する議案第二十八号及び第九十七号を議題に供し、本件については質疑がなく、異議なく原案のとおり可決することに決定、なお委員長報告文は委員長一任とすることとした。

○三月三十日 午後一時十分、議場において開議、午後七時十一分散会、

委員長 大島三郎（自民）

① 農地開拓部所管に対する質疑に入り

森委員（自民）より、(1)不振開拓農家の移転対策に関し、移転者を完全に受入れることができるか、三百戸の入植戸数枠でできるか、移転農家は負債を整理して行く能力があるか、移転先における着業資金の見通しはどうか、移転跡地の処理方針、(2)海外移住に関し、移住先の生活実態の状況、移住地選定の方法、係官の現地派遣による状況調査の必要がないか、海外移住と入植行政はむじゅんしないか等について

大石委員（社）より、(1)開拓不用地返還問題に関し、未利用地は本来に農民、市町村、道の意思で利用されていないのか、完全に調査されているか、二、三男対策、増地増反、共同採草地、公共用学枝林等に利用することはできないのか、林力増強には賛成であるが既入植者を先づ考えることが大事であるがこれに対する所信、不用地返還には旧地主の圧力があるのではないか、開拓地の事業未着手の責任は国にあると思うが今後は早く行なわれるよう努力方、(2)浜益村における林地開拓地競合問題のその後の経過等について、

質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、開拓計画課長より答弁（一部書面回答）、次に

菅田委員（社）より、(1)自創資金枠の獲得に関し、要求資料を農林省に提出した時期及び獲得の見通し、連合小委員会及び農務部との連携の状況及び今後の推進方針、一般資金枠割当の昨年までの実績に関連してこれが獲得に対する所信、(2)資金の貸出しが開拓農協に行われていない理由等について

質疑、意見及び要望があり、午後二時二十五分一旦休憩、午後四時二十五分再開、農地開拓部長より、菅田委員の質疑に対する答弁があった後

菅田委員（社）より、(1)自創資金一般資金枠の獲得に努力方、(2)

②資金に対し、二重加入者の申請数及び開協にのみ入っている者の適用方希望数等について

清水委員（社）より、(1)新開拓制度案に関し、この案に対する道の意見及び本道開拓に及ぼす影響、関連してプラスにならない方が多いと解釈して良いかどうか、道がこの案を知つたのは何時頃か、この案に対する農林省の見解及び実施時期の見通し実施された場合現行制度で入植している者の取扱いはどうなるか、国費補助残の一部に義務づけられる補助上置はどの位か、地方財政を圧迫する状態にならないか、貧困町村では開拓できなくなるのではないか、市町村の行なう一定規模以上の増反は補助の対象とするか、どの程度の補助率となるか、学校等施設についてはどうなるか、具体的に調査の上広く意見をきき慎重な検討の上態度を決め善処されたいこと等について

井野委員（社）より、(1)北海道普通河川及び堤防敷地条例第六条第四項に関し、現実の姿と、第二十二条の罰則規定に対する基本的見解、この敷地内耕作面積の実態把握状況、地域別河川別提示方、上川において制度が変わったことを知らず終戦後も河川敷地を使用していた農民が今日追徴金をとられ耕地もとられていくがこの事実に対しどう考えるか、現実に基づいて本条例は改正する必要があると思うかどうか、(2)水利権の問題に関し、水利を扱う機構人員の体制はどうか、水利権を設定せず無願のものはどれ位か、あまりにも現実と開きすぎているが調査の上再検討すべきでないか等について

山田委員（社）より、(1)不振開拓農家移転に関し、予算僅少であるが計画的にできるか、本年度分以外の残存分については何時頃やるか、該当農家の負債総額及び一戸当りの負債額 関連して移転の際負債が相当残るのではないか、将来に互り続けて間引き移転を行なう意思があるか、既入植地の建設工事残年数が多いがこれが完成

する間にまた脱落者が頻発するのではないか、移転費用の足りない農家については国に跡地を高く買ってもらおうという話があつたがどうなつたか、農耕未開適地大であるが道は自主性をもつて合理的な年次別開拓入植計画を立てるべきであるがどう考えているか等について

水島委員(社) より、開拓保健婦に関し、業務量よりみて人員不足でないか、最低何名必要と思うか、総合研修会費が予算化されなかつた理由、被服費及び指導旅費の予算化に対する見解と今後の方針等について

岡田委員(社) より、大野平野かんがい排水事業に対し、一部農民が反対している問題に関し、今後どういう方向で進もうとしているか、地域によつては条件闘争に変わつていくところもあるというが事実かどうか、現地の状況をどう調査判断しているか、道の態度対策はどうか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁(一部書面回答)があつて散会。

○三月三十一日 午前十時十九分、議場において開議、午後七時二分散

会、委員長 大島 三郎(自民)

① 農地開拓部所管に対する質疑を続行

橋本(正)委員(社) より、(1)土地改良問題に関し、補助率引き上げ問題のその後の経過、関連して残工事費に対する融資は八割でなく十割にできないものか、この点に對しいかなる努力をしているか、保証協会のようなものを作つて裏付けしてやる考えはないか、国庫、補助率引き上げが実現した場合施行面積は減らされるのではないか(2)恵庭防災工事に関し、昨年度より予算が減少しているが昨年度において予算を消化できなかったことが影響しているのではないか、関連して技術者の充足対策はどうか、請負業者にひもがついている

事実はないか、工事別の請負業者名について資料提出方、現場において労務賃銀の不払いがでている事実を知っているか、知っているならどのような措置をとっているか(3)篠津泥炭地開発事業に関し、実績からみると、昭和四十一年度の完成予定が昭和四十五年度位になるがかりに計画通りに完成したとしてもその頃は米は自給されていると考えられ加えて貿易の自由化の関連もあり農民は負債のみ残ると思われるがこれらの点についてどう考えるか、関連して消流対策を今から考える必要があるのではないか等について(関連して、清水委員(社)より、(1)沿岸漁家の団体営土地改良事業に対する道費上置きを実現する気持はないか、(2)土地改良区連合会に対する貸付に関し、連合会は逆ざやになつていくとのであるが対策措置を考えてやつていくか、(3)土地改良技術員の増員、養成、畑作地帯への配置等についてどう考えているか等について)

川村委員(社) より、(1)農家に与える鹿被害について何か具体的対策を考えているか、狩猟法改正その他何か措置を講ぜられたいこと、(2)自衛隊高射砲演習地が最終的に決まるまでの行政的手続き、関連して知事はどういう権限をもつてタツチして行くか、知事は常に白紙の立場でいるべきと思うがどうか、静内演習地問題の経過と現状、部長から日高支庁長に出した通牒にかねてから御協力を頂き感謝云々とするがこれはどういう意味か、駐留軍及び自衛隊施設設置対策特別委員会は正式に意見をきかれた時に開くのではないか等について

質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、農地課長より答弁(一部書面回答)があつて、午前十一時五十七分一旦休憩、午後零時二十五分再開、農地開拓部長より、休憩前の自衛隊高射砲演習地に関する答弁の一部訂正があつた後、川村委員(社)より、本問題に関し意見及び要望があり、ついで

島本委員(社) より、(1)海上自衛隊が小樽市忍路湾に潜水艦基地

の設置を計画しているとのことであるが事実かどうか、慎重に事実を調査方、(2)陸上自衛隊通信隊が演習場確保のため小樽市銭函町の農地を既に買収したとのことであるがこの事実を知っているか、これは法にのっとって行なわれたものか等について

質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁があつて農地開拓部所管に対する質疑を終結、午後零時五十三分一旦休憩、午後二時四十八分再開。

② 商工部所管に対する質疑に入り

古沢委員（自民）より、(1)商業振興対策に関し、資金難のためヤミ金融に頼る傾向にあるがこの対策はどうか、金融機関の資金はがなり内地に流出しているが最近の金額及び地元還元への対策措置状況はどうか、税の重圧が大であるが本道の実情に即応した税対策をどう立てているか、アーケード設置については一貫した方針で指導助成金融あつせん等必要であるがこれに対する見解、商業地の地価高騰が物価高を招いているがこれに対する調査状況と対策、土地の高度利用促進に対する考え方、商店従業員の福祉対策に対する道の考え、(2)飛行場の整備促進に関し、地元負担力の点より二種三種の問題の解決をどうかするか、丘珠、千歳の競合問題は早く決論を出すべきであるがどうか考えているか等について

窪田（茂）委員（社）より、(1)中小企業の制度融資に関し、借入れの場合金融機関に一部資金を強要されている事実があるがこれに対する認識程度と今後の指導方針、(2)零細企業の経営向上に関し、実態把握の状況及びこれに基づく今後の対策方針、関連して組織化させる場合どのような方法で行なうか、(3)道産品の保護育成に関し、予算は極めて少ないがどのような対策を立てているか、この予算で宣伝面の効果は期待できるか、コスト引き下げをはかる場合特に中小企業の場合労働賃銀の低下が懸念されるがどうか考えているか、(4)貿易自由化に関連して中小企業に対する基本的対策の骨組を持つて

いるか、大企業に対する保護が厚いことに関連して中小企業に対する税制面について中央に働きかける必要があるがどうか考えているか、(5)石狩等の計量不正防止のためいかなる指導を行なっているか等について

島本委員（社）より、日ソ貿易に関し、(1)本貿易に対応する体質改善の具体策及び予算措置状況、関連して本道の場合体質改善をし育成した後でなければ不適當と思つているか、また日ソ貿易についてのみの予算は極めて僅かではないか、北海道貿易促進協会に対する助成の問題、北海道貿易会の業務内容、新協定の本道に及ぼす影響及び品目についての調査状況、(2)ナホトカ航路の集荷問題について具体的対策の措置状況、(3)協同組合方式による地域貿易発展に対する考え方と指導状況、関連して樺太、千島との経済交流、水産関係の共同事業等について民間とソ連の間に話合いが進んでいるがこれらに對しどう考えるか、にしんの輸入問題については実現させるべきと思うがどうか考えているか、(4)福岡及び神戸貿易事務所の廃止統合説がでているがその計画があるのかどうか等について（関連して、村本委員（社）より、体質改善の問題について）

それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、商務課長より答弁があつて午後五時二十分一旦休憩、午後五時四十分再開の後

五藤委員（社）より、(1)中小企業に対する企業診断に関し、商工指導所と道はいかなる関連のもとに行なつているか、道は直接的な指導監督権をもつているか、カルテにより勧告しても実施率は非常に低いがその原因はどこにあると思うか、今後どうしようとするか、企業診断に対する責任体制をどうか考えているか、指導所は札幌のみで公式診断員は少ないが遠隔地の診断体制をどうか考えているか、本年度五百三十四件分の予算では少な過ぎるがどうか考えているか、申込みが殺到した場合の取捨選択基準及び選択機関、関連して審議会制度を設けてこれを行なう考えはないか、また任意申込みである以

上申請者には全部実施してやることが望ましいがどうか考えるか、診断の責任は知事にある点より民間の診断員のカルテに對しどういう措置をとっているか、診断結果について今まで金融機関といかなる話合を進めどうなっているか、北海道商工業振興対策委員会の昨年度における開催日数等について、関連して

佐野委員（社） より、診断対象をどのように考えているか、コンビネーションに重点を置くため対象を意識的にしぼることにならないか、中小企業相談所指導育成費を減らした理由等について、村本委員（社）より、企業診断制度の効果を高めるには巡回指導相談を強化する必要があると思うがどうか、企業診断員五名の増員割当が行なわれているとのことであるがこれを受入れることになつていのかどうか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁があつて散会。

○四月一日 午前十時十七分、議場において開議、午後六時七分散会、

委員長 大島 三郎（自民）

① 商工部所管に対する質疑を続行

宮沢委員（社） より、(1)中小炭鉱の企業診断に対する具体的強化策、関連してどの炭鉱を誰がやるのか、今後は資源課あるいは工業課に移し独立予算を組んで専門的にやるべきであるがその考えはなにか及び中小炭鉱に対する金融措置の状況、中小企業振興対策費と中小工業振興対策費とに分けて計上している理由、(2)石炭不正計量の原因に関連して、運搬途中において随時検査を行なう必要があるがこれに対する見解、容器を各市町村全部統一することに対する見解等について

千葉（大）委員（社） より、(1)工業誘致に關し、総合開発との関連においてどのような産業構造を考へどのような第二次産業を誘致す

る考へか、既存及び新設の工場に対する助成策についての構想、(2)予算要求に當り各地域から具体的要請があつたか、この地域実態の要請に基づく予算編成を行なつたかどうか、(3)福岡貿易事務所の閉鎖は商工部が決めたのか知事の機構改革の一貫なのかどうか、(4)国鉄運賃等級改訂案の内容及び本道に及ぼす影響金額、四月一日よりの新聞書籍の値上げについて知つていいるか、道民の生活に直接影響あるものについては情勢把握に留意方、(5)貿易自由化対策に關し、特別対策班は商工部だけでもつか知事を中心とする関係部でもつか、調査資料の作成完了はいつ頃か、(6)国会議員に出した輸入大豆の自動承認制度に対する要請書は特別対策班の中で検討され作られたのか、この問題は広い立場で検討すべきであるが担当部の考へ方はどうか、(7)観光映画製作委託料の内容及び、関連して商工部の考へ方を基本とした映画を作るか、これは道内向けか道外向けか、また海外向けのものは入つていいるか、観光課設置は実現するか、するとすれば何時頃か、(8)零細企業を含む中小企業関係者のうち青色申告を正式にやつている世帯の数、関連して中味の不合理に對するこの人々の要求をどう考へどう対策措置していいるか、(9)零細企業に對する金融機関の態度は冷たいことに關連して金融機関に貸出先を報告させることはできるか、(10)競輪廃止の具体的スケジュールはできていいるか、第二回定例議會までに報告できるか、(11)木工集団地に對し、今後どう助成するつもりか、指導援助の面で予算化すべきでないか等について

質疑、意見及び要望があり、商工部長、計量検定所長、商務課長、工業課長、資源課長より答弁があつて、商工部所管に對する質疑を終結、午後一時三十分一旦休憩、午後二時四十分再開。

② 次に労働部所管に對する質疑に入り

窪田（茂）委員（社） より、道外季節労働者の道内就労増加に關し、

道内失業者の増加傾向に対する道の具体的対策及び特に漁業労働者等の就労に対する求人側の考え方を是正する考えがあるかについて（関連して、清水委員（社）より、季節労働者援護相談所に対する予算措置の有無及び農林漁業労働者の失業保険適用の実現見通しについての部長の見解について）

島本委員（社）より、(1)失業対策事業の問題に関連して、失対事業の吸収対象人員が増加して関係事務費が減少しているのは矛盾をきたさないか、失対事業所副監督及び事務補助職員の早期身分確保の見通し及び他府県の措置状況はどうなっているか、失対労働者の賃上げ要求に対する道の措置状況及び三十五年度から賃上げされる地域名、年末知事贈与金の当初予算計上の有無及びこれに対する部長の考え方、失対労働者に対する石炭手当、期末手当等の制度化を中央に積極的に要請すべきと思うが部長の決意はどうか、失対事業就労希望者に対し、早期就労の方途を講ずる考えがあるか、(2)小樽日雇労働者集合所の建設は本来国が建てるべきものを市町村に行なわせたことに対する道の考え方等について（関連して、窪田（茂）（社）より、日雇労働者就職促進貸付金の貸付実績状況及び貸付後における自立更正指導の実施の有無並びに貸付金の回収率を高める今後の推進対策についての部長の見解について）

千葉（大）委員（社）より、(1)職業訓練所増設問題に関し、職業訓練所の力所付に対する部長の見解及び総合訓練所設置力所決定の経緯、雇用労働者等に対する正規の訓練のほかどのような実施訓練計画を考えているか、特に、青少年保護育成面における具体的指導内容並びに指導員の資質の向上に対する対策はあるか、道立職業訓練所条例の一部改正議案の提出の遅れた理由、(2)小樽土現失対ボス事件に関し、失対事業所副監督の地位を利用しての業務上の失態について今後も同様な事が起こり得ると考えているか、また、これは副監督の身分不安定に起因するものと考えるが、これについての部

長の見解、失対事業所副監督事務補助職員の一般職への身分切替にはどの程度予算が必要か（一部資料提出要求）、(3)部長は道立科学研究所の機構改革について知事と話し合いをしたか、(4)部長は芸能大会開催計画を実施したいということを知事に予算要求をしたか、しない場合はその理由、また、明年度において予算措置する考えがあるか、(5)部長は国の行なう労働行政をいかに理解し、本道労働行政を推進していく考えがあるか等について

質疑があり、午後四時三十五分一旦休憩、午後四時四十五分再開、労働部長より、休憩前における千葉（大）委員の質疑に対し答弁。

渡辺委員（社）より、(1)昭和三十四年度労働省統計によると労働者の雇用及び賃金指数が上昇しているが、本道の状況はどうなっているか、(2)道内失業者の現況とその数、(3)中小企業労働者及び年少者、婦人労働者等に対し、道はどのような具体的対策を考えているか、(4)炭鉱離職者臨時措置法に基づく道内適用人員数及びこれに対する道の具体的対策並びに援護会との関係、(5)昭和三十五年一月以降における不当労働行為発生件数及び処理状況、(6)地労委事務局長、課長等の人事委員会規則による格付内容並びに地労委の活用に対する部長の所信、(7)労働基準監督署及び職業安定所の増設についての中央に対する要請運動の経過及び内容等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長、地労委事務局長より答弁があつて、労働部所管に対する質疑を終結。

○四月二日 午前十一時八分、議場において開議、午後五時三十二分散

会、委員長 大島 三郎（自民）

① 林務部所管に対する質疑に入り

樋口委員（自民）より、(1)保安林の指定に伴う損失補償調査費に関連して本年度の計画及び同調査費の内容、この調査は林務部自体で調査を進めるか、(2)林力増強と営農林の施策推進に関連して農用

林の施策をいかに押し進めていく考えかについて

山下委員（社）より、(1)洞爺湖周辺の観光風致林の伐採により風致を害したことに對する見解、(2)国定、道立公園の昇格問題に關連して最近の公園審議会の活動が緩まんでないか、暑寒別一天売焼尻の公園昇格を早急にすべきでないか、通産局の許可が下りないのは何か隘路があるか、公園計画の策定が遅いことに關連して機構上の欠陥及び人員が足りないのではないかと、最近商工部に観光課設置を聞いているが林務部に作るべきでないかについて、關連して

窪田（茂）委員（社）より、網走原生花園のとうふつ湖が干拓され耕地を造成する計画がされているがこれに對する部長の見解について

島本委員（社）より、小樽積丹の国定公園昇格に關連して錢函周辺の山林十萬坪が自衛隊に買収されてその目的が変更されているがこのようなことを關知しているか、国定公園昇格決定の隘路にならないかについて質疑

渡部委員（社）より、(1)予算編成方針に關連して造林事業従事職員補助金計上に關連して補助単価はいくらか、補助率十分の三の根拠、林業職員費が昨年より大幅に増額になつた理由、自然公園管理費の予算に關連して管理並びに資金計画並びにその内訳、林野火災警防費に關連して三十四年度の出勤人員、出勤口数及び手当支給額、森林組合振興費の支出に關連してどのような事業内容を対象としているか、森林組合の定例検査並びに請求検査、認定検査の目的、その内容に何か問題点はないか林政諸費において準職員給料、手当六名分を計上しているがいかなる仕事に従事しているか、輸出生産物振興費の雑収入二百八十四万円について素材の生産場所、製品の作成場所、売払方法、売払先、林産工業立地条件調査の完了と対策樹立の時期、木炭の市場価格と産地価格のずれに關連して産地の価格に變動がある理由、木炭の出荷調整に對する基本的考え方、造

林事業天然下種補整事業の三十四年度実績と本年度の計画、からまつ苗木養成委託について一本の委託金額、治山事業費の大幅増加に伴い現在の機構で消化できるか、機構、人員増に對する考え方、治水十カ年計画策定の時期、林道施設費が昨年と大差ないのに延長キロ数が伸びている理由、林地利用調整事業に關連して開拓不要地返還面積、開拓適地と林野地帯との競合問題に關する開拓部との協議状況、労働物資売払代金の内容、道有林の林力増強計画の進捗状況と三十五年度の方針、林業機械導入について長期低利の融資措置に對する考え方、機械化による林業労働者対策の必要性、道有林の山火警防交付金減額の理由及び交付先、道有林の苗木養成についてからまつが、少なく、とどまつが多い理由、林地貸付料積算の基礎、三十四年度立木の業態別売払数量、売払先、売払方針並びに中小企業育成に對する考え方等について質疑があつて、午後零時三十分休憩、午後一時四十分再開、林務部長、林政課長、森林企画課長、道有林課長、林業指導課長より答弁、渡部委員（社）より、再質疑、林務部長より答弁があつて、午後二時五十分休憩、午後三時十五分再開、次に

堀委員（社）より、(1)貿易自由化の林業へ及ぼす影響、今後の本道林業のあり方についての所見、(2)中小企業対策特にチツブ工業育成に對する考え方、(3)道有林の山火協力費が大幅に減額になつた理由、道有林所在市町村交付金の交付が市町村財政へ及ぼす影響等について（關連して林（利）委員（自民）より、道有林所在市町村交付金の交付と市町村財政への影響について）

大石委員（社）より、(1)未利用地の開拓財産返還計画の内容と林地転用方針、(2)浜益村民有林買取争議のその後の経過、(3)鹿のく除対策、(4)公園内の動植物の保護育成対策に關連して高山植物の集団密採集防止対策、山の管理計画に關連して登山道路の整備、山小屋の新設計画などがあるかどうかについて

千葉(大)委員(社)より、(1)林業指導所の拡充強化対策に関連して予算の重点的配分に対する考え方、また委託費が多いことに関連して積極的に道費で研究する分野がないのかどうか、林業指導所に関する予算要求のときの部長の考え方及び今後の拡充方針、(2)緑化推進に対する具体的計画、三十四年度造林事業の実績、学校植林事業の実績が下つていることに関連して今後の向上対策、ボタ山造林に対する考え方、(3)国鉄運賃の改正による林産物への影響、このような動きについて実態調査を行なつたことがあるかどうかについて清水委員(社)より、(1)民有林野の造林事業推進と部落林、農用林の育成についての考え方、また現在の予算で万全を期し得るか、造林補助率引き上げに対する考え方、有害獣のく除対策方針、造林費用の所得税課税控除に対する考え方等についてそれぞれ質疑、林務部長より答弁があつて、林務部所管に対する質疑を終結。

○四月四日 午前十一時二分、議場において開議、午後五時五十三分散

会、委員長 大島 三郎(自民)

教育委員会所管に対する質疑に入り

奈良委員(自民)より、日高門別町立幾千世小学校で無資格無発令の先生が四カ月間教壇に立つていた問題に関し、この事実を知つていたかどうか、組合が人事行政面に積極的に大きな力となつて介入しているのではないか、組合が新しい教員をあつせんする慣例になつていいのか、この問題は違法と思うがどうか、責任者は誰になるか、懲戒に値するものでないか、組合から報酬をもらつてゐるが道教委と組合の間に話合があるのか、道教委がへき地教育を軽視していることが原因となつたのではないか、またこの先生が特定政党を支持する関係からこの問題が起きたのではないか、全道へき地の実情を十分調査把握しておくべきであるがどうか、最近日高管内の教

員で他管内に移動を希望する者が続出しているが調査しているかどうか及びこれに対する見解と最近の移動状況、人事管理に対する道教委の今後の方針、関連して地方教育局長にやり易い体制を作つてやること及び地方教育局長と道教育長の関係を特に密接にして行くこと等が大事と思うがこれに対する見解等について

大石委員(社)より、(1)日高門別町立幾千世小学校で無資格無発令の先生が四カ月間教壇に立つていた問題に関連し、現在道内の教員補充に対する一番大きな責任者は誰か及び今まで慣例で誰に一番重圧がかかり責任を負わされてきたか、日高管内の欠員と補充の状況、今までにおける臨時免許状発令の状況、教育局長があつせんした人の名前と採用にならなかつた理由、今までこういう学校では臨時免許状を発令申請しているのに教育局長は何故やらなかつたか、関連して十月から二月まで一人の先生もいない現実にかんがみ杓子定規的な局長のやり方はなつとくできないが当該者に何か理由があるのではないか、(2)奈良委員に対する答弁に関連して全道的な視野に立つ人事が道教委にできるか、道教委が全道の実態を把握することは困難であり人事については地方局長に責任を持たせこれを指導監督する方が合理的ではないか、全道的に配置転換する場合の転任費用支給に対する考え方、道立野幌高校の国有地払下げ防火用水施設、寄宿舎についてどの程度認識しどう予算措置されているか、関連して今後の見通しと決意等について

質疑、意見及び要望があり、教育長、教職員課長、施設課長より答弁、午後零時三十七分一旦休憩、午後一時五十五分再開の後

山下委員(社)より、(1)道教委の自主性保持に対する委員長への所信、(2)公立高校教育施設整備五カ年計画の実施に当り予想される障壁排除に対する決意、(3)道立小樽盲ろう学校校舎の新築について予算措置されていないが新しく建ててやる気持があるのかどうか、本校は持続すると了解して良いか、財政措置をする時期はいつ頃か、(4)児

児童生徒の数は近い将来激減することに関連して教員の養成は計画的に行なう段階に来ているのではないか、また産業教育の発展とにらみ合わせ教科施設に検討の余地が生じているのではないか、(5)高校通信教育に関し、早晚独立校の設置も予想されるが経済的地域的に恵まれない人達への普及奨励に努力されたい、また工業科電気科の設置等内容を充実させてほしいがこれらに対する所信、学校給食に関し、へき地小学校の給食については検討中とのことであるが具体的にいかなる点を検討しているか、市町村長の猛省を促す意味で呼水程度でも助成金を出す気持はないか、またパン工場はないがパン、メン類を含めた米飯給食にすれば何とかできるところがたくさん出てくるのではないか、原料小麦粉、脱脂粉乳等の値上げは給食費の値上げあるいは給食の中止を招くが文部省にどう対処しようとするか、給食従事員の人件費は給食費の中にプール計算されているところもあり、ために給食費の増高あるいは質の悪化を招き、また別に行っているところは極端に低い報酬であるがこれに対する見解と対策及び地域的アンバランスに対する見解、(7)義務教育諸学校にかかる学級編成及び教職員配置の標準に関する法律は道の実態に合わないのではないか、また道の基準に関する規則を適切と思っているかどうか、標準法と基準規則のむじゆん是正に対する所信、(8)小学校に対する養護教員及び事務職員の配置に関し、二十学級を持たないところに対しても配置すべきであり、またこの基準を下げるべきであるがこれに対する見解と具体的対策、(9)高校教員の定員問題に関し、乙号規準への到達は本道のみ非常が遅れているが本年度の予算編成状況からみて三カ年計画は白紙になったと思われるかどうか、来年度もこの三カ年計画で要求するとすれば本年度不足分と来年度分合せて要求するか、自主性をもつて作つた三カ年計画が何故このような状態になつてしまつたか、今後どうしようとするか、知事折衝の経過及び結果についてどう考えるか、来年度の措置あるいは今年度

における更正予算措置に対する決意はどうか、(10)道立学校の旅費、需要費の値上げが認められなかつたことに対する見解、今後の見通し及び対策、関連して高校教員の代表が旅費不十分の場合修学旅行の付添はしないと述べているがこのことによつて問題が起きた場合どう対処するか、また諸手当の増額措置についても実現されなかつたが今後どうするか、せめて土曜日直手当の制度化だけでも何とかならないものか等について、関連して

千葉大(委員(社))より、乙号規準に関し、知事との折衝において文部省令第一号第三十条第二項の承認規定を一回でも持ち出したことがあるか、また田中知事の時代にこの三カ年計画を立てたがこの約束を守つてほしいと話をしていると思うがそれに対する知事の態度考え方はどうか、教育委員会がこの三カ年計画を作つたとき三十五年度についてはどうなるか分らないと思つていたか、またこの計画を立てた時の委員会の議事録を提出されたい、乙号規準の達成比率は北海道は全国で何番目か等について

質疑、意見及び要望があり、教育委員長(代理鈴木委員)、教育長より答弁(千葉委員に対し一部答弁保留)、午後四時五十五分一旦休憩、午後五時二十三分再開の後、教育長より、保留中であつた本道の乙号規準達成率が全国における位置について答弁、ついでこの答弁に対し

千葉大(委員(社))より、信びよう性がないので再調査の上資料を提出されたいと要望、その資料に基いて再び質問したいと述べた後、川村委員(社)より、議事進行について発言を求め、教育長の答弁について意見があつた、次に

島本委員(社)より、(1)道立小樽水産高校の寄宿舎改築に関し、三十四年度の追加更正でも三十五年度当初でも予算措置されていない理由及び第二回定例道議会で提案されるかどうか、(2)給食従事員の待遇改善及び身分安定に對しどう考え今後どう対処しようとする

か等について

質疑、意見及び要望があり、教育長より答弁。

○四月五日 午前十時三十一分、議場において開議、午後六時十七分散

会、委員長 大島三郎（自民）

① 教育委員会所管に対する質疑を続行

窪田（茂）委員（社）より、(1)へき地教育の振興に関し、有能な教員の定義有能でない教員の判定根拠と判定機関、有能でない教員でどうして教育の完璧を期そうとするか、これらに関連して教育行政方針の中にこのような表現を使うことは不愉快な影響があるのではないか、今後表現方法は慎重にされたいこと、都市との人事交流について具体的方針、関連して待遇改善、子弟の進学施設充実等がはからなければならないと思うがどう進めるか、無電灯学校の解消、教員住宅の建設、へき地集会所等教育条件の整備が必要であるが緊密な連絡を要する各市町村とも既に本年度予算は議決済みであることより、今までどのような措置をしているか、未措置であるなら今後どうするか、(2)教員の移動時期についてはどのような考え方をしているか、(3)学校給食に関し、未実施校が多数あるがこれを実施促進に対しどのような協力指導を行なうつもりか、要保護児童の給食費値上げに関連して未実施校の要保護児童との不均衡に對しどう考えるか、未実施校の要保護児童にも何らかの措置をとる考えはないか等について

堀委員（社）より、(1)高校間口増問題に関し、今後における中学卒業者数の激増に対応し昭和三十九年度までに六百二十三学級の間口増を要するがこれを確実にこなしていく計画はあるかどうか、既に実行の段階に入っているべきであるにかかわらず今頃検討しているのでは遅いのではないか、関連して三十五年度は三十四年度より後退している事実に対しどう考えているか、(2)高校教室増築費に関

し、三十五年度分予算はいつ頃計上するか、その時は正しい財源措置をするか、三十五年度も正常財源の措置が不可能なら三十九年度までの間口増をどうするか、知事との話し合いはどうなっているか、三十五年度当初予算に計上されている前年度分十校について財源を寄付金に決めたのは誰か、三十五年分の当初計画と知事折衝の経過はどうか、(3)整肢養護学校新設費に関し、三十五年度当初予算に計上しなかつた理由、関連して財政上の理由とはどういうことか、知事にはどういう説明をしたか、決つていた国庫補助金はどうか、第二回定例道議会に提案するかどうか等について（整肢養護学校新設問題に関連して、太田委員（社）より、具体的に今後どうするつもりか、知事は三十六年度において考慮するという考え方が、今年度は全く見込みはないか等について、千葉（大）委員（社）より、全国七カ所とのことであるが他の六カ所はどこか、本道についた国の補助金は残しておいてもらいたいと折衝する必要があるのではないか、五月末までに正式の申請を出す確信はあるかどうか等について）

それぞれ質疑、意見及び要望があり、教育長、施設課長、財務課長より答弁があつて午後零時四十二分一旦休憩、午後二時十五分再開の後、休憩前に行なわれた堀委員（社）の高校間口増に関する質疑に関連して

井口委員（社）より、(1)三カ年計画にいかなる考え方に立つて打ち出されたものか、この計画は放棄されたのか、三十五年度に五四学級を要求した根拠はどうか、既に計画と実施に大きなズレを生じているが来年度はどのズレをどうしてとり返すつもりか、国の措置に解決を求めたいと言うが来年解決できる何か新しい根拠があるのか、(2)道教委独自の対策案はどうか、知事会案でやるのか、(3)今年度認められた十二学級は全部地元負担とのことであるがこの地元負担の内容、将来とも財源を国か地元を求めるつもりか、道費を一

円も出さないつもりか、教室までPTA負担は不常すぎるではないか、来年度から具体的にどう解決しようとするか、(4)教育計画と総合開発計画は密着して進めるべきであることに関連して道の職業課程増設は総合開発計画にかかる具体的諸基礎調査や産業教育審議会の方向と内容的地域的に全く無関係であるがどう考えているか、審議会等の存在価値が失われるが今後どう対処するか、本道における普通、職業両課程の比率は普通に傾きすぎているが今後費用の点より助長の恐れがあるか具体的にどう対処しようとするか等について

水島委員（社）より、(1)日本学校安全会法制定に関連し、関係予算を当初に計上しなかった理由、第二回定例道議会にて提案するか、この空白期間中に事故が起きた場合どうするか、対象範囲はどうか、幼稚園は含まれるか、何パーセント位が加入すると思うか、(2)精薄児対策に関し基礎的資料による年次計画はあるか、特殊教育を含めた対策審議会を設ける気持はないか、特殊学級の設置は必要度の高いところから設けるという考え方に立っているか、教育も訓練も受けることのできないものに対しては何か施設を設けてやる必要があるのではないか、(3)道立養護学校における研修施設の充実及び寄宿舎設置の必要性に対する見解と今後の対策方針等について

清水委員（社）より、(1)三十五年度教育行政方針は教委の承認を得て立てたものかどうか、知事は年間予算主義をとり特別な事情の発生しない限に原則として追加措置をしないと述べているが道教委も同じ方針かどうか、(2)へき地教育振興に関し、教育行政方針の中に開発途上にある本道にとつては特に重要な課題であるとうたっているが開発が終つたら重要でないに通じる言葉であり義務教育がこの様に規定づけられることは妥当でないと思うがどうか、単級複式学級制度をなくすることが重要であるが存続すべきと考えている

か、単に資格者ということではなく人生及び教育経験豊かで情熱を持つ人材を送るべきと思うがどうか、へき地と都市部との人事交流を慣行として行なうつもりはないか、教材の整備充実に対する具体策、へき地に教員で行きたがらないことに関連して研修及び子弟教育の面に対しても考えよう解決するか、(3)社会教育の振興に関し、市町村における社会教育主事の設置状況及び本年度当初予算において道は何名増員措置をしたか、三十五年度社会教育主事講習会の目的、対象人員、期間、公民館設置に関し、設置率は非常に低いがどう考えているか、三十四年度予算においては一館分しか措置されなかった理由及び補助獲得折衝の経過、三十五年度予算皆無の理由、未設置町村九十九を何年計画で解消するつもりか、三十五年度における、補助獲得及び設置の見通し、走る公民館運営費の内容及び全額道費で運営するべきであるがどう考えているか、並びに未配置五地方局に対する年次別配置計画はどうか、道立図書館分館は現在三カ所であるが充分と考えているか、新設計画は持つているか、勤労青少年教育と不良化防止対策の具体的方策と予算措置状況、成人学校振興費全額削除の理由、社会教育費の教育予算全体に占める比率が年々低下しているがこれに対する見解等について

質疑及び意見があり、午後四時七分一旦休憩、午後四時二十分再開、教育長、社会教育課長より答弁、これに対し清水委員（社）より、意見及び要望があつた後

千葉（大）委員（社）より、昨日より持越しの高校教員乙号規準達成率の対全国府県比較順位について答弁を求め、財務課長より、答弁の後

千葉（大）委員（社）より、一般質問の際における教育長の答弁と事実は異なっており答弁は訂正すべきであること、教育委員長はこのことを知っていたかどうか、正確な資料で全力を挙げて折衝したという確信はあるか、誤つた認識に立つて折衝したため予算を獲得

できなかつたとすれば重大であると思うこと等について

質疑及び意見があり、教育委員長、教育長より答弁、ついて

千葉(大)委員(社)より、(1)三十四年度の小中学校教育課程改訂伝達講習会は完全に行なわれたかどうか、本年度予定されている高校の部については現場教職員の意向をよくきき昨年のような事態を起さないよう配慮してやる気持があるかどうか、昨年の参加者中大学教官及び地方教育長等に対しまだ旅費を支払っていないがその理由及び道教委が推せんした人に対しては全部支給する責任があると思うがどうか、(2)学校火災防止に関する通達が道教委より出されていることに関連して防火に対する改善措置は道費でやる気持があるかどうか、先般学校火災発生責任者の処分が発表されたがこの処分方式が今後の基準となるか、(3)夜間課程勤務手当を増額する意志はないか、定時制通信教育手当はどのような方法で支給されるか、これにより夜間課程勤務手当を減らすことのないようにされたい、(4)知事は機構改革の対象に教育研究所を考えているかどうか、(5)極めて重要な予算がつけられず教頭管理職手当がついたことに對しどう考えるか、この必要性についてどう考えるか、北海道には教頭というのはあるか、教頭は置かなければならないことになっているか、市町村教委名で教頭を発令していることは違法とならぬか、また既に管理職手当を支給しているところもあるが道教委は何故これを認めるか、市町村教委に対する指導は充分に行なわれているか、(6)校長管理職手当の本年度分総額、これを与えてどういうことをするのか、相当額の道費を出しているが減額するか何年間か休止することを経長たちと協議することを考えても良いと思うがどうか、(7)市町村教育委員会指導費、教育行政査察指導費、教職員人事管理費の内容、(8)三十五年度教育費関係基準財政収入額及び需要額の算出根拠に関する資料提出方等について

質疑、意見及び要望があり、教育委員長、教育長、学校教育課長、

財務課長、総務課長より答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終結。

○四月六日 午前十時三十分、議場において開議、午後六時四十五分散

会、委員長 大島 三郎(自民)

公安委員会所管に対する質疑に入り

佐野委員(社)より、(1)警察官の待遇等の問題に関し、警察官定員増を早期に措置する考えはないか、また、これの取扱いについての本部長の見解及びこの条例改正議案の提出時期、新規採用者に試験の合格通知及び採用通知を出しているのかどうか、予算説明書の中における警察官の数と条約定数との相違、警察官に対する時間外勤務手当の支給状況及び枠の配分をどこに重点的にみているのか、また、支給率はどうなっているか、一警察官からの新聞投書(警官の時間外手当)に関連して、第一線警察官の職務内容をよく把握し、不平不満のないように措置する考えはないか、警察官の昇給頭打ちに対する是正措置及びこれの条件を緩和するよう人事委員会と話し合つたかどうか、また、第一線警察官に対し特別昇給をした事実の有無、監獄法により警察官署の留置場を代用監獄に使用されていることに関連して、これに多くの第一線警察官が警備にあたるため一般警備が手薄すになっているが、これに対し専従の職員を置く考えはないか、また、国に対し拘置所を設けるよう要請する考えはないか、白バイ隊長の汚職事件に対する新聞の投書に関連して、このような事実があるのかどうか、今後厳重に取締まる考えはないか、また、この投書に対し、白バイ隊長名で回答しているか、これに対する道警本部長の見解、今回の道警大異動の正式発令月日及び発令人員数並びにこれの予算措置及び下級職員の住居問題は解決したのかどうか、また、今後下級職員に対し官舎の割り当てを考えてやる意思はないか、署長が住宅手当を予算流用して支出しているという

状況をどのように道警本部長は考えているか、(2)暴力団の取締り対策問題に関し、最近、暴力団による横行が目立っているが、道警本部はどのような取締りを行なっているか、道警本部に適切な資料があるのに取締りが消極的なのは何か弊害があるのではないか、これに対する道警本部長の見解、暴力団組織の中に顧問として一流の名士が名をならねているものもあるが事実かどうか、警察内部で犯罪の捜査、検挙の面で暴力団を必要悪として利用しているむきがあるのではないか、法務局では警察がもつと積極的な取締りの手を打たなければ悪質な事犯がはびこるといつているが、地検の取り扱いが手ぬるいのではないか、道内検挙人員中、再犯者数の比率が全国に比して非常に高いが、これに対する道警本部長の考え方等について、関連して

山下委員(社)より、中央都市の取締りで追われた暴力団が地方の小都市に逃げてくる傾向があり、しかもその土地で仲間を増加しようとする弊害が見られるが、中央都市にのみ取締りが片寄っているのではないか、また、全道一斉に取締まる方策はないかについて
千葉(大)委員(社)より、(1)青少年不良化防止及び非行少年防止対策に関連して、青少年の取締りを行なう警察官の態度及び有害な環境の排除等に対し道警本部はどのような具体的対策を考えているのか、学校放火及び深夜外出に対する夜間の警備体勢はどうなっているか、また、学校当局とどのように話合っているか、美唄工業高校における輪姦事件の警察官の取り調べ態度及びこれら少年事件の取締りに対し、道警本部長はどのような指示をしているか、風俗営業等の十八歳未満の出入りを禁止する掲示を明示するよう指導しているか、青少年保護育成条例を適用し、これら青少年の映画館等の立入り禁止を厳格に指導しているかどうか、昭和三十四年中、道内において非行があつたということで取り調べられた男女別数及び高

等学校在学生の中で取り調べられた男女別数、(2)昨年の定山溪教研集会に関し、警察官動員経費として報償費が国からきていたかどうか、また、これらの使途内容の明示、(3)学大卒業生の教員登録試験不合格者の中に自治会に席をおいた者が多いが、道警と教委との間に何か話し合ったのではないか、(4)自動車等が通行人に泥水をかけ、直接被害者から訴が出て検挙した事例の有無また、これに対し道警は道民の協力をどのようにP・Rしていくのか等について
質疑、意見及び要望があり、道警本部長より答弁があつて、午後零時五十五分一旦休憩、午後二時十分再開。

渡部委員(社)より、(1)少年警察問題に関し、これに従事する警察官は特別な教養が必要であるが、教養の向上について道警本部長はどのように考えているか、また、警察で処理したものうち、不問に付した青少年に対する措置及び指導をどのように行なっているか、道警本部の地区防犯モデル計画と民生部の青少年問題協議会の地区計画との差異及び具体的関連性、三十五年度は三十四年度の企画に比べて何か新たな計画があるのか、あればその予算措置はどうなっているか、(2)道路交通取締法改正に伴う道の予算措置の有無及び交通安全協会の協力量要請、(3)自動車運転免許試験官は道公安委規則第六号の第三条で警察官又は技術吏員があたることになつているが、これは当然技術吏員をもつて充てるべきと思うが、道警本部長の見解、また、各方面毎に規定が違うのではないか、運転免許証紙収入金を交通事故防止対策にふりむける考えはないか、(4)警察官に支給する特殊勤務手当の中、作業手当は職務の重要性から増額が必要と思うが、道警本部長は条例改正を行なう考えはないか、また、中央に対し、何か要請をしているか、警察官に対する日額旅費支給の根拠及び特に巡回警ら警察官の三十四年度支給状況並びに条例違反を行なつて支給していないか等について

清水委員(社)より、(1)巡査駐在所の勤務員引き上げの理由及び

これに伴う治安維持についての道警本部長の見解、また、今後どのように充足して行く計画があるか、駐在所の配置及び設置について何か一定の基準を設ける考えはないか等について

村本委員（社）より、(1)時間外手当支給の問題に関し、実働時間に対し何分支払われているか、また、第一線警察官が完全に職務遂行していると道警本部長は考えているか、上に厚く下に薄いという矛盾をどのように考えるか等について

太田委員（社）より、(1)原動機付自転車の配置計画の内容及びこれはどの程度機動力を増強することになるのか、(2)警察署、派出所、駐在所の新改築計画の有無及び新改築希望数並びに札幌市の膨張に伴い類似方面に警察署を新設する計画があるか、等について

質疑、意見及び要望があり、道警本部長より答弁があつて、午後四時五分一旦休憩、午後四時二十六分再開

井野委員（社）より、(1)警察法第五条第二項の国家公安委員会の警察庁の管理について具体的に規定されているが、同法第三十八条第三項の都道府県公安委員会の都道府県警察の管理については漠然としているが、この管理の内容について公安委員会はどのように考えているか、公安委員会の公聴会の性格、内容及び開催事例の有無、中央の指令でくる仕事の量は道警本部の仕事にだけウエートがかかっているか、その比率及び金額、(2)公安委員会における自動車購入必要性の有無、(3)三十五年度の予算科目の内容が従来と異なっている理由及び交際費を各署長に認めているか、(4)第一線警察官の中に従来の古い思想をもっているものがあるが、これらの警察官の教養向上に対し、どのように指導しているか、(5)選挙事犯に関連して、立候補者のうち、選挙違反のやりそうなものを選別して調査してはいないか、また、事前運動に対する取締り対策及び警察官の選挙干渉に対し、道警本部はどのような具体的対策があるのか、(6)警察署、派出所、駐在所等の新設及び増改築に関し、地元負担を市町村

に強要することなく公正な警察行政が執行されるべきと思うが、これに対する本部長の見解、地方財政の急迫している市町村については寄付をとらないというが、市町村を選別して寄付をとるのか、整備五カ年計画の資料提出の有無、(7)標津警察署焼失に関連して、早期予算措置についての意思の有無及び新築場所について地元町村の村立感情を考慮し慎重に検討すべきと思うが、これの最終決定に対する道警本部長の見解及び公安委員会は道警本部からどのような報告を受けたか、また、警察署長の行政処分について関知していたか、これは適当な措置と考えるか等について、関連して

坂下委員（社）より、(1)犯罪捜査及び被疑者の逮捕等の刑法上の事件について公安委員会は道警本部からどのような報告を受け、どのような指示を行なったのか、また、労使間の争議に警察官の不当介入について公安委員会はどのように考えているか、(2)学大分校（札幌、函館）の学生逮捕事件に関し、逮捕について公安委員会は道警本部から何か報告を受けているか、また、どのような指示をしたのか、学園内の問題は学園内で処理すべきと思うが、今回の警察官動員を行なったことに対する社会的影響及び学園自治の基本的あり方についての公安委員会の見解等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、道警本部長、会計課長、公安委員（丸子）より答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終結。

○四月七日 午前十一時三十分、議場において開議、午後六時四十三分

散会、委員長 大島 三郎（自民）

① 総務部所管に対する質疑に入り

樋口委員（自民）より、(1)昭和三十五年度道税確保の見通し、繰越金四億に関連してその決算見込み、(2)北海道総合開発調査費一千万円の計上に関連して産業別労働需給調査、工業開発基礎調査及び

地方道の開発効果に関する調査をどのような計画で実施するか、また調査の具体的内容について

山下委員(社)より、去る二月十八日行なわれた道高教組との団体交渉における高教組の文書要求に対する総務部長の文書回答中、(1)高校教育費の増加要求について部長は高校教育費の増嵩にかんがみ計画的にその対策を検討すると回答しているが教育費の検討を二カ月後に追加更正するという考えであつたか、(2)教員の定数増について当該年度の財政事情をも勘案して善処したいと回答しているがその経過、(3)需要費、実習費、旅費について現在のところ事業費については本年度内不足額を生ずると思わないと回答しているがその辺の事情はどうであつたか、(4)宿日直手当の増額は現在のところ困難であると回答しているがこれに対する考え方等について

窪田(茂)委員(社)より、(1)道財政事情の公表は年二回六月と十二月に行なわなければならないのに事務手続きが半年も遅れている理由、(2)海区漁業調整委員会の選挙は従来とかく響應買収が公然と行なわれて不明朗なものがあつたが来る八月の選挙に對しどのような指導方針をもつて望まれようとするかその考え方について
それぞれ質疑、総務部長、選挙管理委員(安井)より答弁があつて、午後零時三十分休憩、午後一時四十八分再開。

熊谷委員(社)より、北海道と本州間の輸送能力の確立についての考え方に關連して青函トンネルをはじめ室畑航路など補助航路の設置についてどのような促進計画をもっているか、最近国鉄自身が熱意がないようであり知事自身も国鉄と何も話を進めていないようであるがもつと積極的な働きかけをすべきでないかについて

千葉(大)委員(社)より、(1)機構改革に關連して改革案ができ上つたとき關係常任委員会にはかかるかどうか、対策審議会はどのような構想で改革を行なうか、(2)石炭手当の傾斜配分についての検討はどの段階まで進められているか、これに關する苦情処理が出た場合どの

のように取扱うか、寒冷地手当の増額対策をどのように進めているか、(3)超過勤務手当支給の実態をどのように把握しているか、超勤の実績及び適正な配分に対する考え方、(4)私立学校の振興方策に關連して間口増についての具体的計画、私立高等学校振興資金貸付の根拠、(5)修学旅行など引率教官の旅費に關連して道費の裏付けのない出張命令が出されて、その該当者が人事委員会に對し措置要求をした場合、人事委員会はどのような態度でこれを解決されようとするか、(6)不当な退職勧奨により提訴があつた場合の取扱い及びその考え方、(7)管理職手当の受給該当者はどのような身分の人になつているか、(8)失対事業に従事する副監督及び事務補助職員の一般職への繰入れについての見解、繰入れに必要な予算額、今日の予算提案までに結論を出さなかつた理由、(9)道職員の給与改訂について勧告の意思があるか、民間給与と道職員の隔差について実態調査が行なわれているか、その実態調査の結果について資料提出方、(10)肢体不自由児施設の予算未計上に關連してその考え方、(11)管理職手当の返上とその管理という言葉の意味、道教育委員会に任命されている者が市町村教育委の名前で管理職の発令をしている事例があるが違法でないかについて

それぞれ質疑、総務部長、人事課長、企画本部長、人事委員会事務局長より答弁、太田委員(社)より、理事者の答弁が低くてよく聞きとれないので善処方を要求する議事進行発言があつて、午後四時二十分休憩、午後四時五十四分再開。

井口委員(社)より、(1)積雪寒冷実態調査に關連して調査の範囲、調査客體、調査回数、従来行なつてきた家計調査の中でやるべきで新規にやる理由は何か、これが大減税の基礎資料作成の調査になるか、(2)道営住宅の管理方針に關連して責任の所在が明確でないこと、管理人についての明文規定がないことなど規則を整備する考えがないか、建築から管理にいたる一貫した管理体制を作る必要があるの

ではないか、管理人に対する手当支給の代りに家賃の減免、敷金の免除をしているが何か根拠があるのか、(3)川上郡弟子屈町と標茶町の境界変更に関連して両町議会が議決の段階において道が施行期日を決めないで議決せよという指導が行なわれているがこれは行過ぎの指導ではないかについて(関連して井野委員(社)太田委員(社)、より、積雪寒冷実態調査と大減税問題について)

佐野委員(社)より、(1)本別町における農業改良普及員に対する報償費(給与の一部)の支給についてどのような調査をしているか、その実態と内容、本別町議会の本問題に関する質疑経過記録の提出方、(2)課税及び徴税の態度に関連して徴税吏員に対しどのような指導をやっているか、(3)土木機械特別会計の設置に関連して設置の理由及び法的根拠、(4)道有財産の管理方針に関連して農業用機械のトラクターブルドーザーの管理をどのようにして行なっているか、(5)地方交付税の改正と未開発地域の補助率引き上げの問題に関連して未開発地域法案が通った場合どの程度負担軽減になるか、また道路譲与税軽油引取税が基準財政収入額の算定に繰入れられることに伴う道財政への影響、(5)三十四年度決算の見通しに関連して繰越金ほどの程度伸びるか、(6)地方財政法第七条の改正に伴う事務的処理の考え方について

それぞれ質疑、総務部長より答弁があつて、明日更に審議を続行することとした。

○四月八日 午前十一時五分、議場において開議、午後七時二十分散会、

委員長 大島 三郎(自民)

総務部所管に対する質疑を続行、総務部長より、昨日の佐野委員(社)の質疑に対し答弁

佐野委員(社)より、総合開発と財政問題特に未開発地域における建設事業にかかる国庫負担割合の特例法の道財政へ及ぼす影響、

関連して現在の財政上の特典がどのようになってくるか、地方交付税法の一部改正に関連して今回の地方交付税の計上額はどのように変わるか、積算基礎の変化による額はいくらか、面積人口の単位費用の引き上げによる埋め合わせはどの位になるか、所得税の減税による住民税の補てんはどの位配分になるか、繰越金四億円に関連して

もつと税が伸びるのではないかと

について質疑、総務部長、財政課長より答弁があつて、午後一時三十八分休憩、午後三時五十五分再開、次に

渡部委員(社)より、(1)学校職員のへき地手当定率性改正に伴い道職員に対しても同様の改正勧告の意思があるか、(2)私立高等学校振興資金貸付事業費五千万円の計上に関連して同事業の全体的構想、資金計画、貸付業務の内容、私学生徒及び市町村からの出資を見込んでいることは適切な措置とは考えられないがこれに対する考え方、及び市町村団体からの二千五百万円に対する構想、貸付期限の延長及び同貸付事業の範囲を幼稚園、各種学校大学まで及ぼす考え方、貸付金の早期交付方、(3)財政問題特に今後追加計上予定の義務的経費の種類と金額、これの財源対策、公債政策の抑制に関連して今後代り財源をどのように調達するか、開発公共事業費の補助率引き上げの見通しに関連して建築補助単価が地域によつてまちまちであるがこれは是正についての考え方、(4)教育財政の諸問題に関連して高等学校の旅費需要費のPTA負担軽減未措置の理由として人件費の大幅道費持出しをいつているが今でもそのように考えているか、また高等学校乙号基準が措置できなかった理由、真駒内団地開発事業費に関連して小学校建設工事費二千三百万円の内容及び豊平町との契約内容、過去五カ年間の学校種類別の基準財政需要額と一般財源充当額との対比表について資料提出方、地方交付税交付団体について教育費の超過負担のない府県があるかないか、昭和三十四年度と同じ補正件数をもつて新単位費用により計算した場合の交付税額に

ついで資料提出方、道有財産整備会計積立金の各会計へ繰出した金額の内訳、高等学校費の基準財政需要額に需要費、実習費がいくらか入っているか、高等学校の需要費、実習費の一人当りの額について国と道の比較について資料提出方等について（関連して橋本（正）委員（社）より、家畜の検査手数料に関連して家畜伝染予防法に基づく牛馬の強制検診に一頭当り百四十円を徴収する根拠について）質疑があり、総務部長、財政課長より答弁があつて、明日更に質疑を続行することとした。

○四月九日 午前十時三十五分、議場において開議、午後十時二十五分

散会、委員長 大島 三郎（自民）

① 昨日に引き続き総務部所管並びに知事に対する総括質疑を続行

坂下委員（社）より、(1)学校給食用牛乳供給事業費補助金を教育委員会予算に計上しないで酪農安定対策費に入れた理由、関連して余ったから飲ませるという考え方は誤りでないか、事務的にはどうしてもこの費目に計上しなければならないのか、来年度から改められるよう配慮方、(2)保健衛生費における手数料、使用料のとり方に對する基本的考え方、関連して血液銀行費、結核予防費、結核療養所費において多額の利益を出す形になつており、一般財源に吸上げられているが、かかる姿にしている理由及び直接事業に還元使用すべきであるがこれに對する考え方、狂犬病予防費においても多額の収入をあげているが、飼犬者の負担軽減、登録、予防注射等促進の点より毎年登録更新の際は登録料を引き下げるべきと思うがどうか、と畜検査費において自動車二台分の購入費を計上した理由及び保健所で使うなら保健所費に組むべきでないか、殆んど手数料使用料でまかないさらに余して他に廻す姿は保健衛生特に環境衛生関係において一番露骨であるが今後ともこういう考え方でいくつもりか、今後改めるよう検討方、(3)議案第二十三号及び第四十号に關し、特別

会計にしなければならない具体的根拠理由、関連して道全体の総合的な機械整備の現状、当面実施する必要のある事業量、五千万円を財源とする機械でやれる事業量、現在の機械でやれる事業量、特別会計にすることにより現状より促進される事業量等の実態はどうか、特別会計にしくても効率的な運営ができるのではないか、収入についての規定等明らかにする必要があるが何を基準としかかる形で得ようとするか、また人件費その他がないが執務はどこで誰がやるのか等について、関連して

佐野委員（社）より、議案第二十三号及び第四十号に關し、何故今回無理にこの不整備の形で提案するのか、完全な姿で提案すべきでないか、引き下げてもう少し検討したいという気持はないか、等について、竹内委員（社）より、議案第二十三号及び第四十号に關し、過渡的にでも一般会計の職員が取り扱うのは変則でありこの形で財政の明朗化を図つて行けるか、とりあえずでも業務に即応する人員を配置すべきでないか、将来考へるとは何時頃か等について

質疑、意見及び要望があり、総務部長より答弁があつて、午後一時四十分一旦休憩、午後三時二十八分再開、総務部所管に對する質疑を続行

川村委員（社）より、(1)水産業改良普及員六名分の国庫補助金が国からきているにかかわらず水産物検査所の職員をこれに振替えて充てているがこのような措置は適当と考へているかどうか部長の見解、(2)北海道総合開発の問題に關連して第二次五カ年計画の進捗状況及び達成率、最近曲り角にきた北海道総合開発云々といわれているが開発方式、開発機構等再検討する必要があるのではないか、道内各地域における格差是正に對しどのように考へているか、今後の事業執行についての態度、第三次計画策定の基本的考え方、開発事業費の地域別投資率について開発局関係の実体がかめめないことこの理由、またこれに對しいかなる考へをもっているか等について

井野委員(社)より、(1)北方領土問題と安全操業に関連して根室市の交付税算定における面積補正に關し齒舞諸島を含んで計算されているがこれに対する見解、またこの地域に知事の行政権限が及ぶかどうか、旧漁業権の補償問題について地元から要望が出されているがこれが促進についての考え方、(2)札幌土現公宅問題に関連して予算の執行態度、年間予算であるのに水産試験場新造船乗組員の人件費運営費が組まれていない将来予算措置しなければならぬものがどれとどれがあるのかこれについての資料提出方、試験船の人件費、建造事務費は起債でとれるかどうか、(3)道有財産整備資金特別会計に関連して農試北見支場処分予定地の道路及び排水工事費の内訳、(4)警察署、警部補派出所、駐在所等庁舎の整備について市町村及び地元住民の寄付を充て行なっているが警察行政の遂行上好ましくないと思うが部長の見解、これら庁舎についてその実態を把握する考えがあるかどうか等について、

それぞれ質疑があつて、総務部長、企画本部長より答弁、午後五時二十分一旦休憩、午後八時十分再開、井野委員の質疑に対し総務部長より答弁、井野委員より再質疑、総務部長より答弁、関連して**高田委員(社)**より、道有財産整備資金特別会計における農試北見支場の土地売却について北見市との話し合いはどうなっているか、議案第六十五号の道有財産売却契約の締結に關する件が今会期中に議決できない場合四千万円が特別会計で影響があるかについて

太田委員(社)より、(1)道税収入確保の見通しに關連して徴税諸費のうち貨物自動車二台分、オートバイ購入二十台分計上されているがその配置計画、道民税の徴収にあたり市町村との連絡指導をどのような方法で行なっているか、同じ所得の道民で市町村によつてまちまちであるがこれに対する部長の見解、事業税について特に課税客体の早期把握と適正課税に対する考え方、不動産取得税中原始取得にかかる家屋の評価基準、遊飲税の課税において業種別、地域

別に均衡がとれていないことに対する考え方、自動車税が内地より低いことに關し検討の余地がないか、軽油引取税が昨年より一割増加しているが増収を期待できるか、家畜税中馬の課税標準において昨年より課税頭数が少ない理由、三十四年度税外収入の見通し、道債今後の追加見込み、(2)予算編成方針に關連して補助金起債を財源に組んでいる事業について財源確保の見通し、本予算中国の法律その他制度改正を予定しているもので組んだものがあるかどうか等について

それぞれ質疑、総務部長より答弁があつて、明後日から総務部所管並びに総括質疑を続行することとした。

○四月十一日 午前十一時二分、議場において開議、午後七時十分散会、

委員長 大島 三郎(自民)

① 昨日に引き続き**総務部所管並びに知事に対する総括質疑**を続行
島本委員(社)より、(1)銭函周辺における自衛隊演習用地の買収を知事が関知していなかったことに対する知事の態度及びこれは駐留軍及び自衛隊施設対策委員会に当然諮るべきものと思うが、知事の考えはどうか、従来、道の関知していないうちに買収された事実の有無、道内における自衛隊演習地のカ所数及びこれは正規の手続を経ていのかどうか、演習用地が学校に隣接していることに対する知事の見解、防衛庁と農林省からでている買収用地面積の相違並びに今後の対策についての知事の見解等について

窪田(茂)委員(社)より、(1)オホーツク結氷地帯の総合対策推進に対する知事の見解及び総合対策推進計画の樹立の時期並びに構想の内容、(2)中小企業対策に關し、中小企業者に対する事業税の減免措置をする考えがあるか、中小企業診断の強化及び中小企業炭鉱に對する金融特別措置を講ずる考えがあるか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、知事より答弁があつて午後

零時二十五分一旦休憩、午後一時四十六分再開。

竹内委員（社）より、(1)道東水害対策その後の復旧状況について特に河川道路橋梁など公共災害に対する予算措置状況、同災害地域町村の財政援助に関連して災害復旧債、特別交付税についてどのような考えをもっているか、農産種子、農業施設の被害に関し自創資金の枠を拡大してやる考えはないか、道の助成について何か考えているか、(2)道路整備対策特に道路維持補修費について今回の提案予算で充分と考えているか、市町村道への補助強化をどのように考えているか、(3)土木機械整備事業特別会計の設置に関連してその基本的考え方、また特別会計の設置により一貫した事業の推進、効率的運営ができると考えているか、新旧機械を含めた一六的管理方式をすべきと思うがこれに対する考え方、特別会計の独立性健全性保持のため機械の管理規則を作るべきでないか、人件費が一銭も計上していないことに関連して一般会計の職員が特別会計の事務を行なわせることは責任性のある明朗な事業の管理ができないのではないかと、機械の使用対価を計上していないがどのような手続と根拠でとろうとするか、特別会計設置について修正の用意があるかどうかについて

質疑、知事より答弁があつて、午後二時四十五分一旦休憩、午後三時三十三分再開、竹内委員の再質疑に対し知事より答弁（関連して村本委員（社）より、町村道の補助について）

渡部委員（社）より、(1)社会福祉会館建設に関する検討の見通し、(2)保健所整備問題に関連して保健所公宅の整備対策、無医村地区対策、(3)衛生部、民生部に対する予算計上の基本的考え方に関連して社会福祉事業関係民生部予算及び衛生部関係予算に対する追加更正の意思の有無、(4)低家賃住宅対策に関連して道単独の公営住宅建設の意思の有無等について

熊谷委員（社）より、公害対策に関連して石狩川の水質汚濁及び

煤煙対策をいかに認識し今後どんな対策をとっていくか、五十万円位の予算では足りないか、予算増額に対する知事の決意等について

井口委員（社）より、(1)河川敷地、水利管理の適正化について特に無願利用の取締対策、公共用水が利権化されつつあることに対する考え方、これら実態の調査並びに対策樹立の決意、(2)行政機構改革について知事は特別の機関を設けて検討したいといっているが一部実施にふみきついている、知事の本会議における答弁に間違いはないか、(3)北海道大減税に関連して今回積雪寒冷実態調査費六百五十万円をもつて減税の基礎資料を作るということであるがこの調査の内容、調査方法、このような統計資料は単年度の調査では価値がうすいと思うがこれに対する考え方、調査目的の中に道の生活費について東京都はじめ全国より高いということについての実態調査を行なうというが、調査方式が同じでなければ比較にならないのではないかと、このような調査によつて中央を納得させる資料ができると考えているか、(4)総合開発問題特に開発方式の再検討を具体的日程に上げて検討すべきでないか、開発予算の増加に伴い地方財政が圧迫され行政水準が低下するような情勢の中で今後いかなる腹構えで立ち向うか、農家負債整理、電気料金の引き下げ、青函輸送の強化等の強化対策に関連して最近国鉄赤字路線の撤去について方針が打出されているがこのようなことは関係町村民に重大な影響を及ぼすことになるが道民の立場で対処されたことがあるかどうかについてそれぞれ質疑、知事より答弁があつて、午後六時十五分一旦休憩、午後六時二十七分再開、関連して

千葉（大）委員（社）より、(1)道内国鉄赤字路線のバス切替えについて具体的にどのように解決されようとするか、(2)機構改革について特に福岡物産あつせん所の閉鎖に関連して知事は重要なものにつ

いては審議会その他の機関にはかるといつているが福岡は重要な機構改革でないということかその重要な程度は何か等について、村本委員(社)より、積雪寒冷実態調査費について質疑があり知事より答弁があつて、明日更に質疑を続行することとした。

○四月十二日 午前十時三十五分、議場において開議、午後四時五十二

分散会、委員長 大島 三郎(自民)

① 総務部所管並びに知事に対する総括質疑を続行

山下委員(社)より、(1)修学旅行引率教員の旅費問題に関し、PTA負担軽減措置として需用費、旅費等の増額に対する知事の所信、公立小学校教職員の定員確保の見通し及びすし詰め学級に対する是正対策並びに高等学校設置乙号基準確保に関し、特に、定時制高校について早急に解決すべきであると思うが、知事の見解、(3)高校間口増の問題に関し、特に、産業教育の面に重点をおくべきものと思うが、現在の知事の心境はどうか、(4)養護学校設立に対する予算措置の有無、(5)教育関係予算の査定における知事教育委員会の自主性尊重についての所信等について

渡部委員(社)より、(1)教育財政問題に関し、教職員給与費持ち

出しの有無及びこれが物件費、旅費等の予算圧迫の有無並びに高校教員の給与単価は正に対する知事の見解、各学校教員に対する地方交付税算定の基礎に関し、教育費にかかる基準財政需要額と道費との比較及び高校教員の給与単価と基準財政需要額の積算基礎内容、(2)議会に判断を誤らせるような資料の提出に対する知事の見解等について(関連して、太田委員(社)より、肢体不自由児の養護学校設立に対する予算措置を六月定例道議会に提案する考えはあるか、また、再度、道教委と話し合う考えはないかについて)

それぞれ質疑、意見及び要望があり、知事、総務部長より答弁があつて、午後零時四十四分一旦休憩、午後一時五十七分再開

橋本(正)委員(社)より、(1)農林漁業基本問題に対する認識及び具体的調査内容並びに同問題審議会の構成及び運営に対する構想、(2)農畜産物の貿易自由化に対する知事の見解、(3)農家負債整理に関し、自創資金条件緩和の進捗状況及び一般自創資金枠確保の見通し等について

質疑、意見及び要望があり、知事より答弁があつて、午後三時三十分一旦休憩、午後三時四十三分再開

井野委員(社)より、(1)知事公約の履行態度及びこれの具体的スケジュールの明示、(2)知事の行政執行の態度に関し、民主政治と地方公共団体の使命に対する理解の度合い及び行政指導の不備並びに中央直結の政治が、この一年間何ら成果がないがこれに対する知事の見解、(3)議会の資料要求に対し、制約する風潮があるが、これに対する知事の見解等について

質疑、意見及び要望があり、知事より答弁があつて、総務部所管並びに知事に対する総括質疑を終結。

② 委員長より、付託案件に対する意見調整は各党代表者によつて調整をはかることとし、十四日午前十時より開議する旨を述べ、異議なくそのことに決定。

○四月十五日 午後六時十七分、議場において開議、午後七時十二分散

会、委員長 沖野 政雄(自民)

① 委員長より、各党代表者による意見調整の結果、議案第一号、第十八号及び第四十三号の三件は意見の一致をみなかつた旨報告があり、ついで高田委員(社)より、高田委員外十二名提出の議案第一号、第十八号及び第四十三号に対する修正案について、樋口委員(自民)より、伊藤(作)委員(自民)外三名提出の議案第四十三号に対する修正案について、池田(信)委員(協)より、池田(信)委員外四名提出の議案第一号に対する附帯決議についてそれぞれ提案説明が

あつた後、坂下委員（社）より、樋口委員の提案説明中提案理由と

関係のない発言があると思われるので速記録調査のため暫時休憩された旨の議事進行発言があり、午後六時三十五分一旦休憩、午後六時四十四分再開、樋口委員より、提案説明中提案理由と関係のない部分について発言取消しの申し出があつてこれを許可することに決定、ついで討論に入り、石畑委員（自民）より、高田委員外十二名提出の修正案に反対、原案に賛成、熊谷委員（社）より、修正案に賛成、原案に反対の討論の後、採決に入り、まず高田委員外十二名提出の議案第一号及び第十八号の修正案を問題とし、起立による採決の結果、起立者少数にてこれを否決、次に議案第一号及び第十八号の原案は起立者多数にて可決、ついで高田委員より本件に関し少数意見を保留する旨を述べた。次に池田（信）委員（協）外四名提出の議案第一号に対する附帯決議を問題とし、起立による採決の結果、起立全員にてこれを可決、次に高田委員外十二名及び伊藤（作）委員外三名提出の議案第四十三号の修正案中附則の共通部分について諮り、異議なく修正案のとおり可決、次に高田委員外十二名提出の議案第四十三号の修正案中共通部分を除く他の修正部分を問題とし、起立による採決の結果起立者少数にてこれを否決、次に議案第四十三号中修正議決された附則の部分を除く原案を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて原案のとおり可決、次に議案第二十六号及び第二十七号を一括議題に供し、まず修正案を問題とし、本件は提案説明を省略の後、異議なく修正案のとおり修正議決、次に修正議決された部分を除く他の部分を問題とし、異議なく原案のとおり可決、次に議案第二号ないし第十七号、第十九号ないし第二十五号、第三十八号、第四十号及び第九十四号ないし第九十六号を一括議題に供し、異議なく原案のとおり可決、次に議案第百十七号を議題に供し、本件は質疑がなく原案のとおり異議なく決定。

② 次に委員長報告文については委員長一任とすることに決定、委員

長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

決算特別委員会

○十二月二十九日

午後三時二十四分、第一委員室において開議、午後五時散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 沖野臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、深山委員（自民）より、暫時休憩して協議したいと発言があり、暫時休憩の後、午後四時四十七分再開、天谷委員（協）より、指名推選の方法により沖野委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 沖野委員長より、副委員長互選の方法について諮り、天谷委員（協）より、指名推選の方法により西島委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 委員会の審査日程について諮り、委員長より暫時休憩して協議したい旨を述べ、暫時休憩の後、午後四時五十八分再開、委員長より、審査日程は次回委員会において協議することとし、次回委員会の開会日を一月十八日頃を目途とする旨を述べた。

○一月十九日

午後二時二十四分、第一委員室において開議、午後二時三十五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 委員長より、報告第五号昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件を議題に供し、総務部次長より、昭和三十三年度道費歳入歳出決算の概要について、監査委員（能木）より、決算審査意

見についてそれぞれ説明を聴取、橋本(正)委員(社)より、決算並びに審査意見に対する質疑は書面審査終了後とされたいと発言があり、異議なくそのことに決定。

- ② 審査日程について諮り、暫時休憩して協議した結果、協議の日程案どおり決定、明二十日より二十三日まで書面審査を行ない二十五日は資料要求のため午前十時より開会することとした。

○一月二十五日 午前十一時四十三分、第一委員室において開議、午後

三時四分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

委員長より、書類審査に基づく決算審査の資料要求について諮り、橋本(正)委員(社)より、我党としては百件程度の要求があり、また自民民党においてもそれぞれの要求があるものと考えるのでこれを取まとめるため休憩の上協議することにされたいと発言があり、異議なくそのことに決定、午前十一時四十六分休憩、午後三時三分再開、委員長より、休憩中協議のとおり本日中午に取まとめることは困難な状況と認められるので本日はこの程度にとどめ明二十六日開会することについて諮り、異議なくそのことに決定、本日出席の委員に対しては新ためて招集通知は出さないことを了承。

○一月二十六日 午後二時三十九分、第一委員室において開議、午後二

時四十三分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

- ① 委員長より、決算審査資料の要求については昨日来から理事会において協議検討願った結果、配付の各資料のとおり要求することになった旨を述べ、異議なくそのことに決定、ついで要求資料の提出時期について出納長より説明を聴取、委員長より、資料作成のため明二十七日から二十九日まででは委員会は開かずこの間書面審査と並行して早急に提出される資料等の検討を行なう取扱いとすることについて諮り、異議なくそのことに決定、次回委員会の開会日を一月

三十日午前十時とすることとした。

○二月三十日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午前十一

時五十四分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

委員長より、去る二十六日の委員会において要求した資料のうちいまだ未提出の資料があるのでその提出見込み時期について説明を求め、出納長より説明を聴取、委員長より、未提出資料が提出される二月二日に委員会を開き今後の進め方についてはその時に協議することについて諮り、異議なくそのことに決定、資料のうち間違いのあつたものについてはすみやかに正誤表にて訂正させるようにするのであらかじめ承願したい旨を述べた。

○二月二日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議、午前十一

時四十七分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

委員長より、未提出分の資料につき追加提出があり、以上で要求資料の全部が提出されたので理事会を開き今後の議事運営について協議の結果、本明日二日間を資料の検討にあてその間委員会を開かず四日以降配付の日程により各部所管の審査に入ることに申し合せがなされた旨を述べ、異議なくそのことに決定、本日の議事はこの程度にとどめ明後四日午前十時より開会することとした。

○二月四日 午前十時三十三分、議場において開議、午後五時五十六分

散会、委員長 沖野 政雄(自民)

- ① 委員長より、議席は着席のとおりとすること及び委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長より、報告第五号昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件を議題とし、民生部並びに衛生部各所管の質疑に入り

樋口委員（自民）より、(1)引揚援護対策費を予備費から充用した

理由及び三十四年四月に追加更正措置をしていながら、多額の不用額を出していることは予算執行に不手際があつたのではないか、三十四年三月に追加更正されている社会福祉協議会補助金百万円が落ちている理由、生業資金収入未済額には元利合計が記載されているが、消費生活協同組合資金の収入未済額には元金のみを計上している理由、生業資金、消費生活協同組合資金、母子金庫資金等の収入未済額に対する回収方法及び今後の回収の見通し、今後、生業資金制度の運用をどのように推進していくのか等について

質疑があり、午前十時五十六分一旦休憩、午前十一時十三分再開。

民生部長より、休憩前の樋口委員の質疑に対し答弁。

樋口委員より、消費生活協同組合収入未済額の数字が財政課の資料と出納局の資料とにおいて相違していることについて再質疑があり、午後零時一旦休憩、午後零時九分再開

民生部長より、後刻、書面回答をもつて善処する旨答弁があり、午後零時十分暫時休憩、午後一時十三分再開

窪田（茂）委員（社）より、世帯更生質金貸付事業費で多額の不用額を出した理由及び貸付後における更生指導実施の有無並びに道内における更生可能世帯数の把握について

岡嶋委員（自民）より、(1)昭和三十三年以前療養所、精神病院等の収入未済額の処理状況及び道立病院における医薬品等の購入単価の是正措置はどうなっているか、(2)保健所関係における監査委員の指導事項が毎年同じものが繰り返えされているが、衛生部はどのような指導をしているのか、また、備品の保管状況はどうなっているか等について

それぞれ質疑及び要望があり、民生部長、衛生部長より答弁。

佐野委員（社）より、昭和三十三年度税外収入における精神病収入の数字が財政課の資料と衛生部の資料において相違している理由並

びに道立療養所及び精神病院等の未収状況等について質疑があり、午後二時十分一旦休憩、午後二時二十九分再開

佐野委員より、理事者側の資料が不備であるので、整備した上で再度質問したい旨要望があり

委員長より、佐野委員よりの要望について諮り、異議なくそのことに決定し、午後二時三十四分一旦休憩、午後五時五十五分再開

③ 委員長より、本日の議事はこの程度とすることとし、直ちに散会。

〇二月五日 午後一時二十五分、議場において開議、午後五時三十五分

散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 民生部並びに衛生部所管の質疑を続行、昨日の佐野委員（社）の質疑に対し衛生部長より答弁、佐野委員より再質疑、衛生部長より答弁、ついで

委員長より、先に行なわれた樋口委員（自民）の質問に対する一部書面回答が本日あり、これについて民生部長より補足答弁を行ないたい旨申し出があり、民生部長より答弁、次に

竹内委員（社）より、母子福祉資金貸付事業費に関し、多額の不用額を生じた理由、償還金未回収分の今後の償還見通し、昭和三十一年、三十二年、三十三年度の資金貸付状況、民生委員の生業指導に対する活動についてどのような具体的計画があるか等について（関連して、窪田（茂）委員（社）より、貸付事業の執行に対する部長の見解及び何を基準にして予算編成をしたのかについて）

奈良委員（自民）より、母子福祉資金償還促進協力員の償還督促件数及び出勤簿等の服務規律に対する指導及び監督はどうなっているかについて

千（大）委員（社）より、(1)世帯更生質金貸付事業費、後保護指導所費、養老院費、乳児院費等の未執行の内容及び理由、身体障害者更生指導費、婦人保護対策費、婦人相談所費等の不用額の生じた

理由、琴似整肢学院の入所実績状況、日赤有珠優健学園の委託運営について道の考え方が入っていないのではないかと、青少年問題協議会の実績状況及び効果の事例の有無、消費生活協同組合資金貸付の未回収金の主なる理由と内容及び場所、生業資金貸付金の三十三年度未償還額について、これを要償還額の中に入れなかった理由、(2)性病院費、精神病院費、妊娠婦乳幼児保険指導費、と畜検査費等の未執行の理由及び内容、保健所整備四カ年計画の実績及び推移状況、三十三、三十四年度の道立診療所の新設カ所及び三十五年度における新設計画の見通し、北海道病院費に關し、医師の出張旅費の措置状況はどうなっているか、食品衛生対策に關し、法定義務監視回数を満度を実施しているか、また、三十三年度における全国の監視回数と道の監視回数との比較、精神病及び性病等の不納欠損処理の理由の不明及び処理状況、身体障害者児童育成医療費の不執行の原因及び入所出来ない児童に対し、三十四年度はどのような指導、育成、医療を行なったか、また、その実績はどうなっているか、この機關が民生部にあつたときと衛生部に移管したときとでどのようになっているか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、民生部長、衛生部長より、答弁（一部書面回答）があつて、民生部並びに衛生部所管に対する質疑を終結。午後三時三十八分暫時休憩、午後四時九分再開。

② 次に、土木部並びに建築部所管の質疑に入り

奈良委員（自民）より、(1)堤塘使用料の収入比率の低い理由及び不能欠損を出した理由並びに効果的徴収方法に対する部長の見解、(2)水利使用料の収入率の少ない理由及び今後の回収見通し、(3)昭和三十一年度より昭和三十三年度まで監査委員から同じような事項が指摘されているが、今後の是正措置に対する部長の見解等について 竹内委員（社）より、工事請負契約に關連して、昭和三十三年度において二百万円以上の工事を随意契約とした件数及び理由、昭和

三十三年度工事請負契約の道内及び道外業者の比率、札幌土現関係の六号橋架替工事に対し、増額請求している理由、建設機械購入に当り、一件百二十万円以上で随意契約により購入した件数等について

岡田委員（社）より、(1)昭和三十三年度土木使用料の内容及び過年度使用料の収入内容、(2)釧路土現庁舎修繕費に關し、修繕費によらないものから支出されているが、一定の営繕費から支出していないのがこの外にあるのか、(3)タイヤートーザー及びモーターグレーダーの購入金額の区々である理由、(4)公営住宅使用料の収入済額の決算書及び監査委員による数字の相違及び道営住宅賃貸料未収分の年度別状況、(5)寒研骨材倉庫建設工事計画の内容及び労務賃金の支出科目等について

それぞれ質疑及び要望があり、土木部長、建築部長（一部書面答弁）、監査委員事務局長より答弁があつて、土木部並びに建築部所管に対する質疑を終結。

○二月六日 午後五時、議場において開議、午後六時一分散会、委員長

沖野 政雄（自民）

佐野委員（社）より、一昨日の新聞に掲載された土木部内にあたかも乱脈極まるものがあるかのような指摘の件について昨日の土木部所管事項の審議にあつては何等この件に關する質疑は行なわれず然も本日の朝刊にはその事実がないことが掲載されている、このような道職員の仕事にかかわること及び道政執行の權威をおびやす問題を本決算委員会の所管質疑の中で何ら説明されることなく質疑を終了することは道民の疑惑をそのままにしておくことでありひいては道政に対する道民の信頼を失なう結果となりはなはだ遺憾である、従つて委員長は本委員会の權威を尊重し本件の処理に當るべきと考えるので善処を願いたい旨の議事進行発言があり、委員長よ

り、よく検討したので暫時休憩する旨を述べ、午後五時五分休憩、午後六時再開、委員長より、佐野委員（社）の議事進行発言については再びこのような事態を繰返すことのないよう委員各位の協力を得て善処して参りたいので了承願いたい旨を述べ、異議なく了承、本日の議事はこの程度にとどめることとした。

○二月八日 午後四時三十分、議場において開議、午後六時八分散会、

委員長 沖野 政雄（自民）

① 土木部長より、留萌土木現業所職員出張問題に関し、今後、誤解を招くようなことのないよう極力留意したい旨の発言があり

② 次に、農務部並びに農地開拓部所管の質疑に入り

岡嶋委員（自民）より、農地開拓部における特定地域開発用務の出張問題に関し、年度末に出張が集中し、しかも同一地域に集中する傾向があるが、これに対する部長の見解、このような用務は出先機関で事務打合せ出来るものではないか、またこのようなことは支庁権限を弱体化するものではないか、今後の出張のあり方及び改善等に対する部長の見解並びに旅費精算の遅れた理由等について

岡田委員（社）より、(1)農業改良普及所運営費に関し、道費より一普及所当り六万円を支出しており、町村においてはこの補助の数の倍の金額を支出しているが、再建団体に負担をかけながら、しかも不用額を出していることに対する部長の見解、(2)道営競馬の馬産振興に寄与している実績の明示、(3)特別会計農業改良資金の雑収入の収入未済額の内容及び国から交付される基金の管理状況、(4)共同集乳組織事業費の不用額の生じた理由及び牛乳共販事業は何が隘路で実施出来なかつたのか、(5)開拓関係における二百万円以上の工事で下請業者を道で承認した事実の有無等について

樋口委員（自民）より、地帯別営農振興対策費中、農業改良普及協力員に年額三千円の手当が支給されているが、この成果及び負

担金補助及び交付金の未執行の理由、(2)畜産物消流対策費の旅費及び負担金補助及び交付金の執行内容等について
それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、農務部長より答弁があつて、農務部並びに農地開拓部所管に対する質疑を終結。

○二月九日 午前十時四十六分、議場において開議、午後五時三十分散

会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 商工部並びに労働部所管の質疑に入り

樋口委員（自民）より、(1)労働会館の使用料及び宿泊料等の収入の取扱い事務が三方月遅れた理由及び会館運営について根本的改善を行なう考えはないか、労働金庫の預金、貸出状況の比率及び三十三年度末の全国水準との比較、(2)中小企業機械貸付料に関し、収入未済額の実態はどのようになっているか、また、今後の回収の見通し等について

湯田委員（社）より、(1)中小企業機械貸付料に関し、工業課提出資料の数字と財政課提出資料の数字との相違及び漁船のエンジンまで貸付をしているが、これに対する部長の見解並びに倒産、行方不明等の回収不可能のものに対する今後の対策等について

岡嶋委員（自民）より、(1)労働金庫の運営問題に関し、昭和三十三年十二月十二日の道側、道財務局及び労働組合幹部との懇談会が開かれているが、その時の会議の内容及び会合に労金の役職員が出席しなかつた理由並びにその話し合いの結果をどのように処理されたのか、また、貸付金の処理問題に関し、金庫は預託の形で処理しているのか、または貸付金の形で取扱っているのかについて（関連して、千葉（大）委員（社）より、労働金庫の事業運営の改善が行なわれているから、道として今後貸付を続ける必要はないのではないか、労働金庫の検査及び貸付の形態内容並びに三十三年度の道内労働者数及び労働金庫の実態を完全に把握しているかについて）

窪田(茂)委員(社)より、職業補導所費に関し、予算査定の根拠及び不用額を生じた理由及び時期について

千葉(大)委員(社)より、(1)三十三年度商工要覧の過年度分未回収金をどのように処理しているか、中小企業等協同組合共同施設資金貸付の前年度の実績内容及び中小企業維持振興資金の現年度及び過年度収入率の内容、貿易振興費の不用額を出した理由及び内容、香港貿易事務所に対する監査の方法、計量検定に対する完全実施の指導対策及び不合格箇數、(2)失対事業に関し、失対事業労働者の昭和三十三年度稼働日數実績及び平均月別賃金取得状況の郡部の高い理由の根拠並びに失対と生活保護を対比した場合、どちらが楽なのか、その事例の明示及びどのような指導を行なっているか、小樽土現失対事業の不正受給に関し副監督及び事務補助職員が、なぜ発見出来なかつたのか、また、これは副監督の身分不安定に原因しているのではないか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、労働部長、工業課長、商務課長、職業安定課長より答弁、(一部書面回答)があつて、商工部並びに労働部所管に対する質疑を終結 午後二時五十四分一旦休憩、午後三時四十五分再開。

② 次に林務部並びに水産部所管の質疑に入り

樋口委員(自民)より、(1)沿岸漁家振興対策促進費の不用額の生じた理由及び予算執行使途内容、沿岸漁家兼業対策費のうち、営農改善資金として四力町村等に貸付けているが、当初計画どおり効果が上つたのか、また、条例を改正して期間を延ばすのが妥当と思うが、部長の所見及び条例改正後の対象漁家に対する変化の有無、沿岸漁家に対する債務補償費を融資予定されたにもかかわらず、債務保証交付が減額になつた理由、(2)林道工事の設計変更がしばしば行なわれている理由、伐採あと地については二年以内に造林しなければならぬが、三十三年度の状況はどうなっているか等について

窪田(茂)委員(社)より、水産試験調査費の數字が、水産部提出資料と財政課提出資料と喰ひ違つている理由、沿岸漁家振興対策促進費の不用額が生じた原因として、債務保証の認定が十月から三月に行なわれたため、年度内に予算執行が不能であつたというが、認定書の遅れた理由及びその指導をどのように推進したのか、水産試験場費の予算内容で、部長は本来の使命が完全に遂行出来ると考えるか等について

岡田委員(社)より、(1)立木売払代金に関し、特売、指名入札等の件數、數量及び同一業者の随意契約した數並びに今後、随意契約から公売に移行する考えはないか、また、同一業者が何回も随意契約していると全道の業者にうろおいが少なくなつてくるか、明確な方針を立てる考えはないか、(2)道有林野事業費に関し、道有林積立金の貸付を行なつても、なお積立金が残るが、この支出はどのような場合に行なわれるのか、雑入の過年度収入未済額の林地貸付料の内容、森林土木費及び斫伐費の不用額の内容、三十三年度購入の車両価額の区々である理由、緊急造林の交付金額及び予算内容、道有林管理運営に関し、盗伐及び誤伐事実の有無とその數量等についてそれぞれ質疑及び要望があり、水産部長、林務部長、漁政課長、水産課長、道有林課長、林政課長、林業指導課長より答弁があつて、林務部並びに水産部所管に対する質疑を終結。

③ 明日の委員会は午前十一時より開議することとした。

○二月十日 午後一時二十五分、議場において開議、午後四時五分散会、

委員長 沖野 政雄(自民)

① 教育委員会並びに公安委員会所管の質疑に入り

樋口委員(自民)より、(1)監査委員の報告書によると十八の高校が出動簿の不備で時間外及び出張等が不明となつていているが、これの監督はどのようになつていているか、教育費の多額の不用額を生じた主

な理由は、欠員等によるとあるが、その内容はどのようになっているか、また、当初予算編成する時に計画のめどがあつたと思うが、予算編成上自信をもつていたか、公立学校教育奨励資金貸付に関し、条例によると貸付をした後、学業成績表を添付しなければならぬが、そのように書類を整備しているか等について

窪田(茂)委員(社)より、高等学校道立移管寄附金の納入未済となつて理由及び寄附採納時の町村財政事情はどのようになつていたか、また、当該町村はいつ財政再建町村になつたのか、道立移管に伴い、収入未済があつても、施設は整備されたのか、また、未済による財源は予測されて予算措置されたものか、または内部措置されたものか、高等学校設置に地元負担が行なわれているが、教育の機会均等の見地から妥当と考えるか寄附金の未済分について、道費をもつてあてるといふが、どの費目で支払っているのか、等について

千塚(大)委員(社)より、(1)昭和三十三年十一月に市町村立高校の道立移管基準が改正されているが、その方針はどのような立場から改正されたのか、旅費及び需要費が父兄の負担となつてはいるが、全道的に旅費は何多道費であつたか、及び需要費は生徒一人当りの予算と、目的を達する父兄負担がどのような割合になり、実績状況はどのようになつてはいるか、また、三十五年度予算要求の現段階ではどのようなになつてはいるか、(2)教科書展示会の実績状況及び担当課の機構内容並びに旅費の裏付けはどうなつてはいるか、また、教科書展示会における委託料の使途内容及び教科書採択の道教委の機構内容、(3)学校給食に関し、これが完全給食実施するためにどのような機関に意見を求めているか、日高地方は全々給食実施をしていないが事実か、審議会にはどういふものがあるか、また審議会委員に対する報酬及び旅費はどのように取り扱っているか、給食に関する審議会の開催時期、(4)父兄負担の道費上置きに関し、修学旅行の生徒

を引率する場合道費は一銭も出ていなく、PTAの打ち切り旅費で行なわれ、しかも出張命令は出されているが、これは地公法並びに旅費規定違反となるのではないか、(5)監査意見書によると、扶養手当支給に当り、別居者に対する扶養義務の不明確なものあるいは認定資料の不十分のまま支給している旨指摘されているが、その手続きはどうなつてはいるか、また、教育委員会所管で何件あるか、(6)産業教育審議会の開催回数及び委員に対し旅費を支給しておらず、しかも決算面で不用額を生じてはいるが、これは条例違反ではないか、等について

それぞれ質疑及び要望があり、教育長、財務課長、学校教育課長、総務課長、保健体育課長、施設課長より答弁があつて、教育委員会並びに公安委員会所管に対する質疑を終結。
② 明十一日は議事の都合により委員会を開かず、十二日午前十時より開議することに決定。

○二月十二日 午前十時四十分、議場において開議、午後三時二十六分

散会、委員長 沖野 政雄(自民)

① 総務部所管並びに総括質疑に入り

奈良委員(自民)より、(1)新聞報道された石狩支庁のハイヤー代公金流用事件及び小樽土木現業所の汚職事件の内容、(2)三十三年度までにおける公金横領未済額調によると昨年度までであつた上野氏の分が落ちてはいるがその理由及び昨年五月の文書課職員のカソリンチケツト横領事件の処理状況、(3)東京事務所の食糧費及び通話料が多額である理由、自治労北海道連合会大会費に七十万円を補助しなおこれを前渡払いとしている理由等について

佐野委員(社)より、(1)提出資料に誤りが多い理由、関連して各部局の掌握に充分検討方、(2)決算書のスタイルは実質内容の説明と

なっていないので非常に見ずらいがこれに対する見解、(3)道税に關し、滞納繰越が決定するまでに増減があるがこの増減の数字が正しいか正しくないかの認定は誰がするか、また繰越後の増減についてその税目が判るようにするべきものと考えるがどうか、調定に対する認識が低いようであるがどうか、(3)税外収入に關し、保健所、警察關係等許可を伴うものの以外のもので収入状態は良くないが制度、仕組みに欠陥があるのではないか、また不納欠損は結局に多いがその理由、(4)食糧費は狭義の意味のものを取り上げその他のものは交際費で措置すべきでないか、(5)過年度収入については税外収入一本となつてゐるが目を起して分けるべきでないか、また年度中途の追加更正措置も不明であるがどう考えるか、(6)娯樂施設利用税、鉦区税、遊興飲食税等の滞納繰越の収入が極めて悪いがこれは無理な課税方法をとつてゐるからではないか、納税意慾を低下せしめる原因は何か、また家畜税滞納繰越額の多い理由、滞納繰越の整理収入歩合率に關し本庁及び東京事務所が低い理由、道税滞納状況に關連して石狩支庁の異議申し立て件数が多い理由及びその内容、徴税費が前年度より多額である理由等について

樋口委員（自民）より、(1)化学工業開発促進費のうち東京事務所において借損料として百二十万円を支出しているがその内容、(2)職員福利厚生費における報酬、旅費、筆耕翻訳料、工事請負費、負担金等の内容等について

それぞれ質疑及び意見があり、総務部長、同次長、出納長、税務課長、財政課長より答弁があつて、午後零時六分一旦休憩、午後一時十三分再開、ついで

湯田委員（社）より、(1)宴会政治が多いがこれに対する見解、(2)宴会整理の責任が下級職員に転嫁されていることに対する見解、(3)東京事務所の自動車借上料及び食糧費の使用状況に關連して借上料のキロ当り単価及び待時間料並びに使用内容に關連して公私混同さ

れないよう配慮方、食糧費に關し女中等に対する心付けあるいは招待者に対するみやげもの、一人当りの費用概算等について基準の有無、席料サービス料と領収書との關係、以上に關連して一応の基準を作るべきでないか等について

窪田（茂）委員（社）より、(1)道税調査額と収入額の間に大きな差がある理由、(2)道税滞納繰越の多いことに關連して納税組合組織の活用による納税促進問題等について

千葉（大）委員（社）より、(1)道機構の中における総務部の位置、(2)道庁費における職員給、旅費、食糧費、諸手当等は一般職、特別職の現員現給で計上されているものか、諸手当の中に超勤手当は含まれているか、その額はいくらか、支給を命ずる場合いかなる帳簿を備えているか、予算は諸給与額の六パーセントとしてゐるようであるが超勤に対する完全保証はできるか、旅費については他部局の旅費といかなる關係にあるのか、旅費、超勤手当は他部局に比しての位多く使つてゐるか、(3)職員福利厚生費及び職員会館費における報酬の内容、(4)土木費、教育費、社会労働施設費、産業経済費、選挙費等に予備費から充用してゐるがその理由及び予備費を充用して節を新設し他の節より所要額を流して経理してゐることに對する監査指摘についての見解、(5)各部所属の乗用車数、(6)東京事務所における自動車借上料及び食糧費の使用額は総務部が一番多いようであるがどうか、また旅費、超勤手当も一番多いのではないか、なお車を持つてゐる部はどこか、(7)私学に對する助成の基本的態度、關連して私学に對する認可、免許指導等の基準、函館学大に對し今まで二千三百万円の補助金を交付してゐるがこれは四年制とするためのものかどうか等について

岡田委員（社）より、(1)予備費充用のうち土木費の給料、職員手当等に対する再充用の理由、關連して三十五年度予算ではこのようなどこないよう考へてゐるか、(2)目節間の流用が多数あるが規制

措置が必要でないか等について。

それぞれ質疑及び意見があり、総務部長、同次長、出納長、財政課長、職員厚生課長、文書課長、人事課長より答弁があつて、午後三時三十分一旦休憩、午後三時二十五分再開。

② 明十三日及び十五日は都合により委員会は開かず、十六日午前十時より開くこととした。

○二月十六日 午後一時五十分、議場において開議、午後十時十分散

会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 総務部所管並びに総括質疑の続行

委員長より、前回の委員会における、佐野委員（社）並びに千葉（大）委員（社）の質疑に対する答弁保留部分について監査委員（能木）、副知事より答弁、佐野委員並びに千葉（大）委員より、再質疑、監査委員（能木）、監査事務局長、副知事より答弁、つぎに

岡嶋委員（自民）より、労働金庫貸付金について道と労働金庫とでどのような取りきめをしているか、また、利子の扱いについては、預金利子とすることが道のプラスになると思うが、どうか、法第百九十九条第六項及び第七項で労金に対する監査が行なえると思うが、監査委員の見解、等について

質疑及び要望があり、監査委員（能木）、出納長より答弁があつて、午後二時四十八分一旦休憩、午後二時五十五分再開

委員長より、民生部、衛生部及び教育委員会各所管の千葉（大）委員（社）よりの質疑に対する一部答弁保留部分並びに総務部所管の湯田委員（社）の質疑に対する一部答弁保留部分について衛生部長、民生部長、学校教育課長、総務部次長より答弁

千葉（大）委員より再質疑及び要望があり、衛生部長より答弁があつて、午後三時二十分一旦休憩、午後三時二十五分再開

奈良委員（自民）より、(1)昭和二十九年以降三十三年度までに

毎年平均六億円程度の剰余金を生じているが、地方財政法第七条の規定による決算剰余金の二分の一を下だらない金額を地方債償還の財源に当てなくてはならないことになっているがこの関係はどうなっているか、(2)道職員の出張が非常に多いが、適正な姿と考えるか、また、出張内容の不明及び復命書が出されていないものに対する今後の指導監督をどのように行なうのか、(3)石狩支庁における自動車賃支払に関し、全道庁石狩支庁が使用した自動車賃を支庁が支払っているが、その後の取調べ状況の結果はどうなっているか、また、小樽土現失対事業における不正事件の結果内容、(4)物品の購入に関し、三十三年度におけるカメラの購入が非常に多いが、この管理状況及び今後の事故防止対策に対する見解、ガソリンチケット不正事件についてどのような措置をとったか、物品購入の際、業者が特定される傾向であり、世襲制度との批判も出ているが、これに対する見解等について（関連して、千葉（大）委員（社）より、庁員の出張について支庁名を述べない個々の事例の質疑に対し、総務部長の答弁した根拠について）

それぞれ質疑及び要望があり、総務部長、総務部次長より答弁、千葉（大）委員より再質疑があつて、午後三時五十八分暫時休憩、午後九時五十五分再開

深山委員（自民）より、総務部長答弁に関連して、未調査の資料もあると考えられるので暫時休憩されたい旨

橋本（正）委員（社）より、総務部長答弁について、責任ある答弁をされるよう委員長をして善処されたい旨

それぞれ議事進行の発言があつて、午後十時三十分一旦休憩、午後十時八分再開

② 委員長より、議事の都合により、本日はこの程度にとどめる旨を語り、異議なくそのことに決定。

○二月十七日 午後十一時四十七分、議場において開議、午後十一時五

十三分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 総務部所管並びに総括質疑を続行

委員長より、昨日の千葉（大）委員（社）の関連質問に対する総務部長答弁について、委員長として速やかにこれを説明の上、答弁を行なわせるよう善処して来たが、予算編成時に当り、理事者も団交等で多忙をきわめ、また、答弁準備等の関係で、委員会の開会が遅れたことに対し、遺憾の意を表明、本委員会の審議については、道民の負託にこたえるよう充分審議をつくしていきたいので了承願いたいと述べた後、昨日の千葉（大）委員の質疑に対し、総務部長より答弁、千葉（大）委員より、総務部長は常識的に考えて出張が多いといわれているが、事実であつたかどうか明らかでないものを断定して答弁していることは不用意であるので今後注意されたいと要望。

② 委員長より、議事の都合により、本日の議事はこの程度にとどめる旨を語り、異議なくそのことに決定。

○二月十八日 午後一時五十六分、議場において開議、午後二時五十七

分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 総務部所管並びに総括質疑を続行

竹内委員（社）より、(1)建設工事の執行に当り関係条例規則が充分守られていないことに関連して建設工事執行に対する基本的態度及び各部に対する指導方針、(2)物品の購入及び管理の面において遺憾な点が多いことに関連して部局における特殊なものや消耗品その他小金額のもの以外は本庁で集中購入の上現品を配当するとか部局における物品購入に関する規程を設けるとか制度上すつきりしたものとする必要があるのでないか、また物品管理上個人専用物件については専用を必要とする理由や物件その他範囲などについて明確な基準を作るべきであるがこれに対する見解、(3)各部に対する予算

の適期令達及び各市町村に対する補助金交付金の適期交付について
の所信、関連して国からの交付金の早期交付について要望すべきであるがこれに対する所信等について

樋口委員（自民）より、(1)事業費毎に零細に予算化されているため運営上矛盾があるがこれが統合に対する見解、(2)保健所に対する予算令達が遅れているがこれが取扱いに対する考え方、(3)化学工業開発促進費における委託契約は議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の第四条第一項第二項の規定に準拠して議会の議決に付すべきでなかつたか、数多くの委託件数があることに関連して委託料の名称を使うと監査の対象外であり議会の議決も不要であるがこの将来の取扱いに対する考え方等について

窪田（茂）委員（社）より、(1)事業費の不用額に関しその原因発生時期から考えて年度途中において更正し正常な姿にすべきでなかつたか、また追加予算額以上に不用額を出している理由とこれに対する見解、(2)水産試験場費の財源の七割は寄附金や製造品売払代等に依存していることに関連して今後は国費道費を大幅に投入すべきと思うがこれに対する見解等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、総務部長、同次長、監査委員（能木）より答弁があつて、午後二時五十六分一旦休憩、午後三時四十分再開の後

佐野委員（社）より、(1)今回の決算委員会を通じて提出された資料には誤りが多いがこれと綱紀との関係に対する見解、また部局出先機関の掌握が充分でないようであるがどう考えているか、(2)過年度収入は地方自治法施行規則に定めるとおり目を起すべきでないか、(3)予算執行に当り断固たる執行権の確立保持に対する所信等について

質疑、意見及び要望があり、知事より答弁があつて、総務部所管

及び総括質疑を終結し、三十三年度決算に対する質疑は全部終了、午後三時五十八分一旦休憩、午後四時五十分再開。

② 書面審査のため提出あつた証拠書類の返却を決定、ついで決算に対する各党の意見は明十九日にとりまとめ、明後二十日に持寄ると、明十九日は委員会を開かず明後二十日午前十時より開議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○二月二十日 午後二時五十五分、第一委員室において開議、午後二時

五十七分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

報告第五号に対する各党の意見提出があつたがなお各党代表者間において調整を行なう必要があるので本日はこの程度にとどめ第一回定例会中に委員会を開き結論を出す取運びとすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○四月八日 午後三時十四分、第一委員室において開議、午後四時十三

分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

① 委員長より、去る三月三十一日委員会を招集したにもかかわらず流会となつたことについて遺憾の意思表明があつた後

竹内委員（社）より、委員会が流会した後新聞で委員長辞任の報道があつたが単に健康上の理由からとは考えられない、何か党内問題でもあつたのかどうかその真相、また党内の意見調整がなされていなかつたからか、辞任届を提出されたのはいつか

岡田委員（社）より、委員長が辞任届を出された場合は当然委員会に報告されるべきものであるが報告しなかつた理由

橋本（正）委員（社）より、全質疑が終了した現段階において何故意見調整ができないのか、今後の善処方について

それぞれ質疑があり、委員長、副委員長より応答、ついで今後の議事の進め方について意見を求め

佐野委員（社）より、各党の意見調整に関する原案ができているのであるからその線で整理をして取進めるよう取扱われたいこと

阿部委員（自民）より、代表者会議において意見を申し上げる問題があるので意見調整の段階に入つてほしいこと

橋本（正）委員（社）より、先の代表者会議においては意見調整の原案の範囲で字句等を整理することでよいとの話合いがされたが更に新たなものを持ち出すことは納得がいかないこと

等について意見の開陳があり、委員長より、先月十五日の代表者会議の考え方で進み新事態が発生した場合はその都度代表者の話しにより協議していく旨を述べた。

○四月十三日 午後四時四十五分、第一委員室において開議、午後四時

五十二分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

委員長より、前回より継続審査の報告第五号昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件を議題に供し、橋本（正）委員（社）より、各党代表者会議において調整された結果に基づき三十三年度各会計歳入歳出決算に関する件については配付の意見を付し認定議決とすること及び委員長報告文についてはその中に配付の特記すべき事項を取入れこれらの事項に関し改善を要望する外は委員長報告文については委員長一任とすることの動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、以上で付託案件の審議を議了、委員長より、閉会の挨拶があつて閉会した。

総合開発調査特別委員会

○四月九日 午後二時五十五分、第一委員室において開議、午後三時八

分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 委員長より、本委員会の調査経費について事務局から説明させる旨を述べ、議会議務局長より説明を聴取の後、本件については配付の決議案のとおり本会議に上提することについて諮り

荒委員（社）より、調査経費に関連して東京方面四十人、道内一人当り一万円との説明であるがすでに一年も終っているのに何もやっていないが委員長は何を考へであるか、何もやらない委員会では三百万円も議決することはどうか、何かをやるといふ裏付けで組まれた経費の根拠をはつきりさせる必要がある旨

秋山委員（協）より、今までも農家負債整理の問題等もあり委員会としてこれを継続してやるとなれば予算をつけておく必要があること

井野委員（社）より、委員会としては種々問題もあると思う本来ならばこれを整理して進めていくべきものであり、このようなことがなされていないので仕事をしないで三百万円ということになるので委員長としてはこれを出してその裏付けとしていくことが妥当でないか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、経費の問題については各委員検討を行なうこととして一時保留とすることと決定。

○四月十四日 午後四時二十五分、第一委員室において開議、午後四時

三十八分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 委員長より、昭和三十五年における本委員会の重点事項の調査並びに推進について考へ方を述べあわせて調査経費三百万円について本委員会委員の発議により本会議において議決することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 秋山委員（協）より、農家負債整理対策連合小委員会における農家負債整理対策に関する経過について報告の後、異議なくこれを了承、ついで委員長より、四月十八日及び十九日開催の開発審議会農林水産小委員会にオブザーバーを派遣すること及びこれにあわせて農家負債整理対策に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、上京委員の選任については委員長一任とすることとした。

③ 陳情第三百二十三号（青函隧道建設促進の件）を議題に供し、異議なく本陳情を採択とすることに決定。

○三月十八日

午後四時三分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後五時二十四分散会、連合小委員長 二瓶 栄吾（協）

① 菅田委員（社）より、自創法改正による条件緩和に関する中央折衝の経過について報告の後

橋本（正）委員（社）より、先般の上京折衝は議員立法のための各党間意見調整関係のみで動いたということであるかについて

山田委員（社）より、条件緩和に対する法改正に対し現状において政府提案はむづかしいので議員立法でなければ実現困難との考へ方であつたのか、立法される場合両党の意見調整が先決であるという考へ方は特別立法でやるとかあるいは議員立法でやるかという基本的考へ方が明らかでなかつたのかについて

それぞれ質疑、菅田委員より応答の後、副知事より、本問題に関する中央折衝の経過について説明を聴取

山田委員（社）より、農林省は条件緩和に対する法改正を本年は行なわないとの考え方であるから本年は改正できないというように解してよいのか、議員立法をするとなれば特別措置または時限立法とする考えなのか、また本件の資金枠に対する知事の考え方はどうなのか、副知事は、自民社会道の三案の調整について私達の案による条件緩和について法改正の措置が行なわなければならないといっているが私達の案とは何を指すのか、資金枠百億に対する法的のものはどうか、自創法改正の考え方は自創法を特別立法に替えていくとの考え方なのかどうかについて、

橋本（正）委員（社）より、副知事は議員立法として自創法を負債整理法に乗り替わるという風にも聴きとれるしまた自創法の一部を時限立法とするともいわれたが自創法本来の趣旨を変えているのか、法改正に対する方法について道はどのように考えているのか、農林省が本年は実態調査を行ない三十六年からやろうという考え方であるから政府提案はむづかしいというのがこの対策が来年再来年ということでは困るのではないか、道としてどのような運動をしようとする考えなのかについて

吉田委員（自民）より、農林省が政府提案について強い反対意見であり議員提案でいかざるを得ない状況であるという副知事の意見であるがそこまですぐ前に現在政府提案ということで進めているものであり今後いずれでいくか検討し合つてはどうかについて

小委員長より、今後の進め方に対してどのようにするかについては道及び本委員会で検討すべきであるが副知事のいうとおり政府提案はむづかしいから議員立法でいきたいので本委員会でこれらの点について検討願いたいということであれば本委員会としてはそのように処すべき方法があるのでないかについて、それぞれ質疑、副知事より答弁。

② 今後の議事運営について諮り、道下委員（社）より、菅田委員の

報告と副知事の報告に対し本日は聴きおくことにとどめなお理事者側も本件に対する今後の対処方法についてもはつきりしていないので今後のもつていく方法についてよく検討することとしてはどうかと意見があり、異議なくそのことに決定、次回委員会は佐々木委員長（自民）並びに各委員とも協議の上決定することとした。なお橋本（正）委員（社）より、明日来札される本名代議士に本件に関するその後の情勢を聴いた上で委員会を開いてはどうかについて

菅田委員（社）より、去る二月十七日われわれが知事に上京折衝方を要請したことに對し知事がいかなかった理由、また副知事がどこに折衝しその意見がどうであつたかの点について納得しなければこれ以上の議事は進められないことについて

道下委員（社）より、本件の推進に對し議會も協力するため本委員会ができていのであるが責任者としての知事の本件に對する熱意を更に促したいこと等について意見及び要望があつた。

○四月九日

午後四時三十八分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後五時四十六分散会、連合小委員長 佐々木利雄（自民）

① 副知事より、農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について説明を聴取の後

橋本（正）委員（社）より、資金枠について三年間で百億円を確保するとのことが流布され、たまたま先に新聞報道された副知事談話と一致しているが副知事は三十億増えればよいという話をされたことがあるのではないのか、枠だけ確保するということになれば枠の拡大はまだまできると考えてよいのか、一番やり易いといわれた自創法の改正が今日になつても何等具体的になつておらず何等か折衝の方法について考えて進めなければならぬのではないのか

菅田委員（社）より、副知事は中央折衝の際道の要望をどのよう

にいわれたか、百万円の調査費が十二月末にすでに計上されているが三十五年度で農林省が調査だけを行なうということを今回はじめて聞かれたのか、三十億が国で決まってしまう現状では無理なことをいつても仕方がないので今後の進め方として三十五年度は六号資金三十億、一号ないし五号資金九億七千五百万円をもらうことにしてやるのか、今までどおり百億の線で政治的に進めるのか、

秋山委員（協）より、条件緩和なしに三十億の枠が消化できるかどうか、百万円の調査費でそれだけの調査ができるか

清水委員（社）より、今回配分の三十億の中には昨年の算出方法と同様に算出し道に対する配分については負債整理を勘案したと農林省の通達に書いてあるが三十億が全部負債整理ではないこの中からいくら負債整理の方に廻せるか、三十億一千八百万円の内訳はどうか、負債整理分の二十六億六千七百万円を条件緩和なしに消化されるかどうか、また今年度借りる人は条件緩和がないので率が悪い借り方になり農家が実際に借りることができるかどうか、もし来年度条件緩和が行なわれる場合今年にさかのぼって実施できるものかどうかについて

それぞれ質疑、副知事より答弁。

② 次に今後の委員会運営について諮り

道下委員（社）より、委員長の見解はないか。

桶谷委員（自民）より、どのような行動をとるかまず考えねばならないが代表して委員長の所信はどうか

菅田委員（社）より、現状にマッチした運動を三委員長が協議して提案してほしい旨

清水委員（社）より、議員立法の運動をどういう風にしてやるかが問題である旨

吉田委員（自民）より、非常にむづかしい段階に入っており議員立法以外にないとの意見もあるがもう少し中央の状況を把握してや

らないと権威のないことになる旨

秋山委員（協）より、国会が終つてしまうと困るのでなるべく早く運動に入れるように願いたい旨

それぞれ意見があり、委員長より応答、委員長より、各派の代表者において協議を行ない次回委員会決定することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○四月十四日

午前十一時四十五分、各派交渉室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午前十一時五十六分散会、連合小委員長 佐々木利雄（自民）

委員長より、本委員会の今後の進め方について各党代表者によつて検討の結果、自創資金の条件緩和に対する議員立法の推進を強力に押し進めるべきであること、更には本件に対する連絡調整を行なっている衆議院本名、芳賀各代議士に対し従来以上の緊密な連携をはかつてもらうことを要請することになったこと、またこのことに関連して議会終了後直ちに上京委員を派遣すべきであること等について申し合わせがなされた旨を報告の後

秋山委員（協）より、政府提案については全く望みがないということかどうかについて

質疑、委員長より応答、ついで委員長より、先に報告のとおり推進していくことについて諮り、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後（休憩中中央折衝の日程について協議）午前十一時五十五分再開、四月十七日から二十三日まで総合開発委員より四名、四月二十二日から二十七日まで農務、農開委員より各三名ずつ、四月二十六日から五月二日まで連合小委員より四名を派遣することに決定、上京委員の選任については委員長一任とすることとした。

三月のメモ

- 1 ○政府、ソ連の新安保に関連した第二次覚え書きに回答。
○社会党、三十五年度税制改革要綱を発表。
○副知事、各部長に慰労出張懐むよう指示。
○日ソ貿易支払協定調印される。
○中山中労委会長辞任。
○ビート糖業協会、工場新設の要なしとの意見書を提出。
○根室市で日ソ平和条約締結促進住民大会開く。
○横浜の歌謡ショーで群衆がつけかけ十二人死亡、十三人が重軽傷を負う。
○三十四年度、芸術院恩賜賞、院賞受賞者決まる。(恩賜賞、田中親美、院賞、故火野葦平氏ら十氏)
○三十五年度予算案、衆院通過。
○競輪審議会、根本的改革して存続を答申。
○道総合開発委改組後初会合、委員長に杉野目晴貞氏を選挙。
○鈴木社会党委員長、フソ連首相の来日を要請。
○第三十一回宮様スキー大会開幕。
○フエソ連大使、軍事基地作らめば歯舞、色丹返還は可能と声明。
○フソ連首相、アジア四国訪問を終えモスクワに帰着。
○インドネシア、大統領令で議会を解体。
○公取委、三十三年度年次報告発表。
○札幌通産局、炭価引き下げ案を発表。
○札幌通産局、炭価引き下げ案を発表。
○第十五回選抜都市対抗野球開幕。
○警官隊、学内で山中君(学大札幌分校学生)を逮捕。
○大相撲春場所開幕。
○学大生(函館分校)森君、実力で逮捕される。
○日本海マス流し網漁業の道と本州の入会い協定妥結。
○日印鉄鉱用開発協定調印される。
○閣議、ILO条約の四月国会提案を再確認。
○岸首相、国後択捉両島の日本帰属を国際的にも、教育的にも明確に取扱つてほしいと閣議で発言。
- 2 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 3 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 4 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 5 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 6 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 7 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。
- 8 ○道議会、社会党欠席のまま審議強行。
○神戸海難審判庁、南海丸事件の発生原因は不明と言ひ渡す。
○ハ米国務長官ソ連の新安保非難は内政干渉と強調。
○低開発国援助会議開く、日本など九カ国参加。(ワシントン)
○石橋、岩井会談で日ソ問題北方領土たな上げ、平和条約促進で意見一致。
○柳韓国大使、相互送還今月中に実施すると声明。
○清宮貴子内親王と島津久永氏御結婚。
○総評「デモ規則、動評反対民主教育を守る」統一行動を行ない、三千人が国会で請願。
○総評、貿易為替の自由化に全面的反対を表明。
○札幌管区氣象台、冷害の心配ないと今夏の長期予報発表。
○米宇宙ロケット打ち上げに成功。
○政府、北スマトラ油田開発に積極的協力決める。
○松田文相ILO条約を機に在籍専従は廃止すると声明。
○北海道財務局、北海道における第二次産業の構造的殊特性を発表。
○国労中執委、青函地本船船舶部に十七日十割休暇を指令。
○道高教組第十八回定期大会開く。
○道警、昨年の少年犯罪白書まとめる。
○行政管理庁、産業教育に再検討を勧告。
○大雨と雪とけ水のため北東地方に水害、三人行方不明。
○労働省、三十四年度労働情勢報告を行なう。
○東西十カ国軍縮委で西側三段階軍縮案を発表。
○国鉄青函連絡船十勝丸、日高丸、北見丸等遭難事件に海難最終案で国鉄の責任と裁決。
○三井三池労組分裂。
○韓国李承晩大統領の四選決定。(十五日選挙)
○中労委会長に藤林敬三氏決定。
○青函「不乗便斗争」妥結す、労組側当局案をのむ。
○安保改定阻止全道集会開く。(札幌)
○福岡県庁の医務職員百二十八人が待遇改善問題を不満として辞表提出。

17

○全日空機自衛隊機と衝突。(死亡三、負傷五)
○米大統領、議会に移民問題でアジア制限撤廃を要請。
○国際海洋法会議開く。

18

○社会党道連、河上委員長を要請することに態度決定。
○三池労組刷新同盟四千人第二組合を結成。
○釜山と大村の抑留者相互送還今月二十八日と三十一日に第一船を出すことに意見一致。

○鈴木社会党委員長辞任を表明。

○自民党公選法改正試案を発表。

○北大人試合格者発表。

○道警一斉暴力団狩りで六十六人を検挙。

○新潟県議会競輪廃止を議決。

○ソ連、米の核実験停止案、条件付きで受諾。

○福田農相、乳製品自由化せずと表明。

○全道農協組合長会議で貿易自由化について保護育成措置を急げと決議。

○第三次南極越冬隊帰国。

○大相撲春場所、若乃花八度目の優勝。

20 21

○三十四年度道追加更正予算可決。

○町村知事、輸入大豆対策で政府に要望書提出。

○松川事件やり直し裁判始まる。

○三十四年度芸術選奨受賞者決まる。(水木洋子さん外九氏)

○北洋サケ、マス船団再編成問題、最終決定。

○公立高校の入学選抜試験行われる。

○道、青函トンネルの経済効果調査報告書まとめる。

○能野川ダム現場でダイナマイト爆発。(死者二十三人、負傷七人)

○フソ連相首訪仏の途につく。

○社会党臨時大会開く。

○学術会議南極特別委、南極観測二カ年延長の方針決める。

○文化財保護委、人間国宝に新たに八氏を指定。

○国際新聞編集者協会第九回総会を開く。(東京)

24

○在日韓国代表部、釜山の日本漁船員百六十七人、三十一日下関着と正式通告。

170

25

○社会党臨時大会終る。委員長に浅沼氏、書記長に江田氏を選任。
○自民党政調会、国鉄運賃公共割引制度をさらに六ヶ月間延長を決定。
○自治庁、地方財政白書を発表。
○三井三池鉱新組合スト中止を指令。
○文化財保護委、特別記念物一件、天然記念物七件、重要文化財八件を新たに指定。

○アデナウアー西独首相来日。

○道教育庁、教員異動方針を通達。

○文化財保護委、重要文化財八十四件を指定。

○日ソ漁業交渉、ソ連、禁止漁区の拡大と漁期の短縮を提案。

○マ英首相訪米。

○文部省、大学卒の就職状況調査まとめる。

○旭川地検、焼尻島の集団密漁二十九人起訴。

○三池争議、組合側中労委にあつせんを申請。

○三池新労の三百人が入構。

○韓国商工相、対日貿易正常化すると表明。

○民社党道連、活動方針案決める。

○三池炭鉱両組合激突し重怪傷百五人出す。

○三池争議、会社側中労委のあつせんを拒否。

○米英首脳、小規模地下核実験、自発的停止の用意あると共同声明。

○石炭協会、三十五年度出炭目標を五百五十万トンに決定。

○三池、第一組合ビケ隊に暴力団があばれこみ一人を刺殺。

○道高教組、旅費予算化されぬなら修学旅行の付き添い拒否すると態度を明らかにする。

○中国人民代表大会開会。

○道立自然公園審議会、檜山道立公園の設置を決定。

○石北線で列車、トラックと接触し乗客十六人が負傷。

○ア西独首相国会で演説。

○韓国から日本人抑留漁船員六十七人帰国。

○三十五年度予算成立。

○三十五年度上期外貨予算決まる。総額三十二億六千八百万ドル。

○教育課程審議会、高校教育の改善を答申。

○高知県教委、勤評書不提出の校長八人を免職。

○三池争議、中労委藤林会長あつせんを中断。

29

○道高教組、旅費予算化されぬなら修学旅行の付き添い拒否すると態度を明らかにする。

○三池炭鉱両組合激突し重怪傷百五人出す。

○三池争議、会社側中労委のあつせんを拒否。

○米英首脳、小規模地下核実験、自発的停止の用意あると共同声明。

○石炭協会、三十五年度出炭目標を五百五十万トンに決定。

○三池、第一組合ビケ隊に暴力団があばれこみ一人を刺殺。

○道高教組、旅費予算化されぬなら修学旅行の付き添い拒否すると態度を明らかにする。

○中国人民代表大会開会。

○道立自然公園審議会、檜山道立公園の設置を決定。

○石北線で列車、トラックと接触し乗客十六人が負傷。

○ア西独首相国会で演説。

○韓国から日本人抑留漁船員六十七人帰国。

○三十五年度予算成立。

○三十五年度上期外貨予算決まる。総額三十二億六千八百万ドル。

○教育課程審議会、高校教育の改善を答申。

○高知県教委、勤評書不提出の校長八人を免職。

○三池争議、中労委藤林会長あつせんを中断。

30

○中国人民代表大会開会。

○道立自然公園審議会、檜山道立公園の設置を決定。

○石北線で列車、トラックと接触し乗客十六人が負傷。

○ア西独首相国会で演説。

○韓国から日本人抑留漁船員六十七人帰国。

○三十五年度予算成立。

○三十五年度上期外貨予算決まる。総額三十二億六千八百万ドル。

○教育課程審議会、高校教育の改善を答申。

○高知県教委、勤評書不提出の校長八人を免職。

○三池争議、中労委藤林会長あつせんを中断。

31

○中国人民代表大会開会。

○道立自然公園審議会、檜山道立公園の設置を決定。

○石北線で列車、トラックと接触し乗客十六人が負傷。

○ア西独首相国会で演説。

○韓国から日本人抑留漁船員六十七人帰国。

○三十五年度予算成立。

○三十五年度上期外貨予算決まる。総額三十二億六千八百万ドル。

○教育課程審議会、高校教育の改善を答申。

○高知県教委、勤評書不提出の校長八人を免職。

○三池争議、中労委藤林会長あつせんを中断。

昭和三十五年五月二十日発行

北海道議会時報
(第十二卷
第四号)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局